

国土舘大学審査学位論文

「中国における持続可能な世界遺産保護システムの構築

—日中の文化遺産保護制度を比較して—」

袁 孟珏

令和元年度 博士論文

国士舘大学大学院

グローバルアジア研究科 博士課程

専門分野：文化遺産学

題名

中国における持続可能な世界遺産保護システムの構築  
— 一日中の文化遺産保護制度を比較して —

英文タイトル

Constructing the Sustainable World Heritage Protection System in China through Comparative  
Studies on the Protection Systems of Cultural Properties in Japan and China

学籍番号 16-DI001

学生氏名 袁 孟垚

ローマ字 Yuan Meng Yao

# 中国における持続可能な世界遺産保護システムの構築

## 一日中の文化遺産保護制度を比較して—

Constructing the Sustainable World Heritage Protection System in China through Comparative Studies on the Protection Systems of Cultural Properties in Japan and China

### 序

背景と目的	6
論文構成	10
研究方法	11

### 第1章 世界遺産条約の誕生からの歩み

1、世界遺産の概念	12
2、世界遺産条約誕生の歴史経緯	13
(1) 世界遺産条約の前史	13
(2) 世界遺産の誕生	17
(3) 世界遺産条約の概要	20
(4) 世界遺産条約の目	21
3、世界遺産条約履行のための作業指針について	22
4、文化遺産の「顕著な普遍的価値」	25
(1) OUVの言明について	27
5、文化遺産の登録基準	30
(1) 「基準 i」	33
(2) 「基準 ii」	34
(3) 「基準 iii」	36
(4) 「基準 iv」	37
(5) 「基準 v」	38
(6) 「基準 vi」	40
6、文化遺産の真正性と完全性	42
(1) 真正性	43
(2) 完全性	47

7、文化遺産の登録範囲と緩衝地帯	48
(1) 登録範囲	48
(2) 緩衝地帯	49

## 第2章 文化遺産の登録プロセスと登録後の保護

1、推薦登録について	51
(1) 前提条件	51
(2) 登録のプロセス	55
(3) 緊急登録推薦	58
2、諮問機関の勧告	59
(1) ICOMOS 内部における審査のプロセス	61
(2) アップストリーム・プロセス	62
3、世界遺産委員会の決議	63
(1) 登録	63
(2) 情報照会	64
(3) 記載延期	64
(4) 不登録	65
4、世界遺産の登録後における取り組み	65
(1) 管理計画の策定	65
(2) モニタリング	66
(3) 定期報告	66
(4) リアクティブ・モニタリング	67
5、登録後の変更	68
(1) 軽微な変更	69
(2) 重大な変更	69
(3) 危機遺産リストへの記載	70
(4) 登録抹消について	71
6、世界文化遺産の現状について	72
(1) 世界遺産の登録状況	72
(2) グローバル・ストラテジーについて	77
① 文化的景観	79
② 産業遺産	82
③ 20 世紀遺産	84
7、現在における世界遺産の各課題について	86
(1) 景観問題	87

(2) 観光問題	88
小結	89

### 第3章 中国における文物保護制度の歴史変遷とその概要

1、建国前の保護制度	91
2、建国後の保護制度	93
(1) 第一期（1950～1979）	93
(1950～1965)「点的保護」—文物保護単位制度の誕	
(1966～1979)文化大革命による文物保護の空白	
(2) 第二期（1980～1989）	95
文物保護法の制定	
面的保護—歴史文化名城制度の誕生	
(3) 第三期（1990～ ）文物保護制度の拡大、世界遺産登録への本格化	97
3、中華人民共和国文物保護法について	98
(1) 文物保護法の目的	98
(2) 文物の保護対象	99
(3) 文物保護法の法的責任内容	100
4、文物保護法の保護体系	101
(1) 可移動文物	101
(2) 不可移動文物	101
(3) 文物保護単位制度	102
(4) 歴史文化名城制度	104
(5) 歴史文化街区制度	107

### 第4章 中国における世界文化遺産の保護管理の取り組み

1、文化遺産保護の行政体系	110
2、文化遺産保護にかかわる管理機構	111
3、文化遺産保護に関連する法令の種類	114
4、文化遺産保護に関連する法制度	115
5、中国の文化遺産モニタリングについて	116
6、中国の世界文化遺産の現状	119
7、文化遺産の保護実態と問題	123
小結	128

## 第5章 日本における文化財保護制度の歴史変遷とその概要

はじめに	129
1、 第1期「文化財の保全制度の台頭期」	130
「古器旧物保存方」	
「国宝物臨時調査」	
2、 第2期「文化財の保護制度の成立期」	131
(1) 古社寺保存法の制定	
(2) 国宝保存法の制定	
(3) 重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の制定	
(4) (記念物の保護) 史蹟名勝天然記念物保存法	
3、 第3期「文化財の保存運動拡大期」	134
(1) 1950・文化財保護法の制度	
(2) 文化財保護法の特徴	
(3) 文化財保護法の改正 第1次(1954)	
(4) 古都保存法の制定による「面的保存」制度誕生	
4、 第4期「文化財の保全整備拡充期」	138
(1) 文化財保護法の改正 第2次(1975)	
5、 第5期「保全計画期」	139
(1) 文化財保護法の改正 第3次(1996)	
(2) 文化財保護法の改正 第4次(2004)	
① 背景—景観法の制定	
② 文化的景観の制度の導入	

## 第6章 日本の世界遺産保護のための法制度の仕組み

1、文化財保護法の体系と保護手法	143
(1) 日本の文化財体系	144
(2) 保護手法—「指定」「登録」「選定」	145
① 指定制度	145
② 登録制度	146
③ 伝統的歴史建造物群保存地区制度	147
④ 文化的景観の概念	149
2、選定保存技術の制度について	150
3、日本の世界遺産の保護管理の取り組み	153
(1) 日本の世界文化遺産の現状	153

(2) 保護・管理に関する法的措置	156
(3) 保護・管理にかかわる国の補助事	157
(4) 保全状況報告書	158
(5) 管理計画の策定	159
(6) 保護管理の体制	160

## 第7章 結論

1、中国と日本国内法制度の比較	162
(1) 「保護理念」の違い	
(2) 「点的保護」の違い	
(3) 「面的保護」の違い	
(4) 「立法体制」の違い	
2、解決策としての提言	167

参考文献	170
------	-----

### ・図-表-リスト

表1 ICOMOS 総会において採択した憲章	16
表2 ユネスコが採択した文化遺産保護に関する主な条約及び勧告	19
表3 各締約国の文化財保護制度	55
表4 2000～2019 連続で登録成功をさせている遺産物件	121
表5 1950 年の文化財の体系	134
表6 2019 年現在の文化財の体系	146
表7 日本の世界遺産リスト	155
図1 世界遺産への登録手順	56
図2 世界遺産種類の総数	77
図3 六大州別世界遺産数の割合	77
図4 中国全国重点文物保护单位分布図	105
図5 中華人民共和国国家機構図	112
図6 中国における世界文化遺産のモニタリングの構成	119
リスト1 第一回目の中国歴史文化街区リスト	110
リスト2 2018 年更新した中国の暫定リスト	123

### ・付録

- 1、中国の世界遺産一覧表
- 2、中国における文化遺産・文物保護に関する法令
- 3、中華人民共和国文化財保護法(日本語訳)

## 序

### 研究背景と目的

世界遺産条約は、1975年に発効し、1978年から世界遺産委員会が、各締約国からの資産推薦に基づき、OUVを有する文化遺産及び、自然遺産、複合遺産を登録してきた。中国は1985年、日本は1992年に締約している。世界遺産リストに記載が始まってから、2019年までの時点で、世界遺産全総数はすでに1121件に登録されており、その内訳は文化遺産が869件を占めている。

登録された世界遺産の国別数を纏めてみると、全世界遺産523件の40%以上が、ヨーロッパに集中している。また、ヨーロッパ45ヶ国では、1ヶ国に平均11件を超える世界遺産が登録されているのに対して、途上国であるアフリカ53ヶ国では平均1ヶ国2、3件、アジア47ヶ国では平均1ヶ国平均6件しか登録されていない。

こういった世界遺産に関する地域的な不均衡や、種別の不均衡の指摘もあったため、ユネスコは1994年の第18回世界遺産委員会において「世界遺産リスト不均衡の是正及び代表性、信用性の確保のためのグローバル・ストラテジー」を採択した。

世界遺産の登録数が偏っている一番の原因は、世界遺産リストに登録された遺産を確認すると明らかとなるが、日本をはじめとする東アジアや東南アジア諸国も「木の文化」で、アフリカ地域などは「土の文化」、つまり、「材料の真正性」が最大の理由であると私は考えている。

アジアやアフリカ地域に特徴的な木や土を利用した建造物は、雨、紫外線、風によって生じる破損を受けやすく、その耐用年数などの理由から修復を繰り返す必要があり、「材料の真正性」を証明できないケースが多い。真正性とは、建築物や文化的景観が「本来の価値」を継承しているかどうか、伝えられている文化、文化財が本物で、再建された場合でも同じ素材・建築工法など、その属性が正しく伝えられることを意味する。世界遺産条約においては、文化遺産が満たすべき、世界遺産になる「必要条件」である。しかし、このように修理を繰り返す建造物は世界遺産条約が定める「真正性」の点においては、世界遺産リストへの登録審査段階では極めて不利であった。

そのため、1994年、ユネスコによる真正性に関する奈良会議が開催され、そこで「奈良文書」が採択された。奈良文書では、遺産の保存は地理や気候、環境等の自然条件と、文化、歴史的背景等との関係の中で行うべきだという。つまり、日本の世界遺産であれば、日本の気候風土の環境や文化、歴史の中で培ってきた保存技術や修理方法で真正性を保つことができる。その真正性が保てるかぎり、世界遺産の解体修理や



再建なども可能である。

この奈良文書により、アジアやアフリカなど木や土による建造物の文化を有する国々において、遺産の真正性の考え方は柔軟となったのである。

上述したように世界遺産数の偏りに対して、ユネスコは世界遺産保有国の年間登録数に上限を設けており、2019年現在、世界遺産委員会の審議件数は年45件までとし、推薦物件は、一ヶ国、年2件までとなっている(ただし、文化的景観、トランスバウンダリーは除く)。2件の場合、1件は自然遺産あるいは文化的景観でなければならなかった。しかし、2019年の推薦分つまり2020年に世界遺産委員会が登録を審議する件数は35件に縮小され、各国による推薦も年1件に削減されることになっている。

さらに、世界遺産を数多く持つ国に自粛を呼びかけたり、世界遺産非保有国を優先登録するなどの対応をしようとしている。

中国は1985年に「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(世界遺産条約)に加盟して、1987年に第1回目となる6件の世界遺産が登録され、2018年には世界遺産登録件数が52件と一気に世界第2位となった。遺産の種類で分類すると、自然遺産12件、文化遺産31件、複合遺産4件、また、シリアル・ノミネーション・サイト(連続性のある構成遺産)として登録された大運河やトランスバウンダリー(国境を跨ぐ構成遺産)として登録されたシルクロードなどの世界遺産を擁する国として世界から注目を集めた。(付録1)

それらを保護し、継承していくことは、さらに、長期な事業になり、しかし、世界一流の保護管理レベルに達するのはそれほど容易なことではなく、長年にわたり地道な努力を続けていく必要がある。2001年～2017年にかけて長年連続で世界遺産登録を成功させていることは、その責任の重さと大きさがより深刻なことを意味している。

さらに、五輪招致のような国策とし、10年以上連続で世界遺産の登録に成功したことは非常に誇らしいことではあるが、冷静な考えを保って、現状を省みて、慎重な態度を取るべきだ。これらを踏まえ、中国の世界遺産の保護の水準はいつそう向上させ続けていくべきだと考える。

2017年、11月14日～15日、フランスのパリのユネスコ本部で第21回世界遺産締約国会議及び第12回世界遺産委員会特別会合が開催され、128票を獲得した中国が、世界遺産委員会の委員国となった。中国ユネスコ全国委員会の責任者によると、委員国となると、中国がさらに多国間協力を強化し、国内外の文化・自然遺産を保護する立場に立つ。また中国は今後、国際協力を重点的に強化し、中国の世界遺産の申請と保護事業を引き続き適正に行い、国内外の人々の遺産保護に対する意識を向上させ、中国の関連機関が国内外の世界遺産の保護をサポートするよう奨励するほか、世界遺産の持続可能な発展をサポートすべきだと宣言した。

作業指針では、世界遺産リストに記載するためには、その国の文化財保護法に基づく文化財に指定されるか、すくなくともその国の法や条例によって保護されなければ

ならない。日本の場合は、総合立法である。文化遺産保護については、現行の「文化財保護法」が主にその役割を担っている。それに基づき、多くの地方自治体も「文化財保護条例」を制定している。

一方で、中国における文化遺産保護に関する法体制は日本の保護法とは違い、単行的立法である。つまり、一箇所の世界遺産に対して、一つの保護条例や管理弁法などが制定され公布されるため、現在は、世界遺産の保護に関する法律、条例、管理弁法は無形遺産を含め、計 110 件以上もある(付録2)。中国の文化遺産保護全般については、「全国重点文物保護単位」、「中国歴史文化名城」、「中国歴史文化名鎮村」、「国家重点風景名勝区」の四つの指定制度があり、文化遺産に関する保護には二つの法律「文物保護法」、「非物質文化遺産法」と一つの条例「文物保護法实施条例」がある。その施行主体は、「中華人民共和国国家文物局」、「中華人民共和国國務院文化部非物質文化遺産司」「中華人民共和国国家發展改革委員会」である。

さらに、中国の遺産保護にかかわる基本理念は「中華人民共和国国家憲法」であり、憲法の第 22 条には、「国が名所旧跡、貴重文化財及び、その他、重要な歴史価値のある文化遺産を保護する」と定められている。

しかし、中国は他の世界遺産大国と比べて、依然とした大きな差がある。「登録、開発を重視し、保護、管理を怠る」という現象が現れ、中国国内での「世界遺産登録ブーム」によって目先の経済利益を追求するという悪い風潮が生まれている。

例を挙げると、杭州西湖の観光総収入は世界遺産登録に成功した翌々年の国慶節「建国記念の日」の大型連休に、87 億 6500 万元と史上最高額の記録を達した。平遥古城では、世界遺産を登録された後の 10 年間で入場料収入だけでも、125 万元から 7500 万元に増加しており、平遥政府の年平均財政収入の 12%を占めている。北京故宮博物院は年平均 6.5 億元の入場収入業績とし、収入チャンピオンと呼ばれる。蘇州古典園林は、各構成資産により、収入金額も異なってくる。拙政園は 56670 万元で、留園は 13931 万元だ(人民日報海外版-日本月刊 2014:1-3)。

世界遺産に登録される前は多くの社会資源、資金を使って保護・展示に徹するが、登録された途端に経済開発に転換し、その後の保護・管理を軽視し、遺産はその安全性が脅かされ、ひいては破壊されるといった現状だ。

例を挙げると、世界遺産が申請される前の準備前期には、蘇州古典園林を世界遺産に推進するために、1996～1997 年に、蘇州市政府が園林内外の環境の修景整備や緩衝地帯の補修工事を行うために、800 万元を資金投入した。さらに構成資産である拙政園、留園、网师園の緩衝地帯周辺を損なうような違法建築物 1000 平方メートルも取り壊し、整備した。

2010 年、自然遺産の中国丹霞を申請する準備期間では、広東省政府が資産周辺の環境整備等を行い、観光施設も完備させるために、1.2 億元を資金投入した事例もあった。当時、高額の世界遺産と中国国内で話題になっている。

その一方、登録された後は、麗江古城は何度も火災事故に見舞われ、清東陵と明十三陵文化財は立て続けに盗難に遭い、世界遺産に対する持続的な保護認識に対して曖昧で軽薄な態度が明るみに出ている「同紙による」。

本来、世界遺産条約に定める世界遺産は、経済発展や、観光開発を目的にするものではなく、人類共通のかけがえのない文化遺産の保存、保護管理、継承が重要であるとの観点から、当該国が保護管理が十分できるように、国際的な協力の体制を確立することが目的であり、責任をもって後世に継承していかなければならない。

修士論文では、「都市開発と文化遺産保護を如何に共存させるか」というテーマについて論じ、「都市開発と文化遺産保護の両立共存の問題に対する解決策として、政府の適正な法規制度の立法と各種の規則や制度を遵守することと、そのうえで市民意識を高める教育を促進することの両方で、文化遺産保護が完全な程度に達する可能性がある」と結論付けた。しかし、実際はというと、中国では現行の法律、世界遺産の単項的な専門保護条例や、各計画、規則だけでは、文化遺産の真正性を十分に保つことが難しい。

日本は、「日光の社寺」、「平等院」等の場合、昭和の大修理から、平成の大修理にかけて、建築物の表面を定期的に彩色し、解体修理するなどの保存活動が行われており、詳細な調査と歴史研究を行い、しっかりと保存技術補助金制度が発展してきた。さらに、保存技術や保存技術保持者の育成が、世界的にも高く評価されている。この保持者制度は、日本に留まらず、将来にわたって中国の世界遺産の真正性を担保するための啓蒙になるに違いない。

また、日本では早くから、形成してきた重要伝統的建造物群保存地区制度における景観建造物の修理と修景事業や、重要文化的景観の選定制度、指定重要文化財・登録有形文化財(建造物)修復活動への補助金制度等を参考にすれば、中国の文化財・文化遺産保護事業における「破壊性修復」すなわち「遺産価値を損なう保護・修復」に対して、より良い改善点、提案が生まれるはずである。

以上を踏まえ、本博士論文は、中国の文物保護法と、日本の文化財保護法の条文を基本資料として、日中両国における文化財、文化遺産保護法、制度の相違点とは何かという疑問点を解きほぐすことから始め、日中両国における、文化財・文化遺産保護に関する社会を考察し、両国での行政立法制度、文化財の調査、指定、登録、選定制度及び日中両国の世界遺産への登録プロセスの異同を分析する。

さらに、両国の文化財・文化遺産に対する保護の実際に着目して、両国における文化財・文化遺産保護制度と施策を対比することによって、日本の保護・修理制度及び実施方法、理念を精査し、それらを丸ごと取り入れるのではなく、いかに中国の文化財・文化遺産の保存事業に適合できるかを検証する。そのうえで遺産の真正性を保ちつつ、中国における世界遺産事業を持続可能にするシステムを可能にする新たな対

策を導き出すことを、本論の目的とする。文化財は世界遺産への登録をゴールにするのではなく、長期間にわたって、遺産の真正性を損なうことなく、持続可能なシステムがきわめて大切であることを主張するものである。

## 論文構成

以下に本論文を構成する各章の概略を示す。

第1章では、世界条約の歩みとその誕生の経緯から見直し、中国と日本の事例を参照しつつ、「世界遺産とは何か」から、OUV や真正性、完全性や登録基準の適用率及び登録範囲と緩衝地帯等までの世界遺産制度の骨格、UNESCO の諮問機関から国際社会における役割などを概説し本論の基礎情報とする。

第2章では、世界文化遺産の登録プロセスと登録後の保護をめぐる、諮問機関である ICOMOS の審査プロセスから、世界遺産委員会の決議の種類及び、登録後における保護管理の取り組み、グローバル・ストラテジーまでの過程を通し、事例を挙げながら、文化遺産の登録後の事態を考察し論じる。

第3章では、国内法制度として、中国における文物保護制度の歴史変遷について概観する、具体的に中国における文物・文化遺産保護の法制度の誕生及び、中国文物保護法の立法目的や保護対象と文物体系から登録前提である全国重点文物保护单位制度、歴史文化名城制度、歴史文化街区等までの過程を考察し、中国における文物歴史及び法制度について詳しく論じる。

第4章では、第3章に引き続き、中国における世界文化遺産の保護管理の取り組みについて論じる。中国の独自である文化遺産保護の行政体系や、管理機構、及び保護に関連する法制度と法令種類、中国のモニタリングについて考察し述べる。最後に中国の世界文化遺産の概況から中国国内における世界文化遺産の保護事業において、保護事態や深刻な問題までを考察し述べる。

第5章では、日中両国の国内法制度を比較する前提として日本の法制度を参照するため、日本における文化財保護制度の歴史変遷について論じる。特に、四回にわたる法改正によって、主に、文化財指定制度、登録制度、(重要伝統的建造物群保存地区)選定制度、文化財保存技術一選定保持者制度などが相次いで制定された経緯について論じる。

第6章では、第5章に引き続き、文化財保護法の立法目的や特色、日本文化財の体系、及び保護手法である「指定」「登録」「選定」などの制度、日本の文化的景観について論じる。最後に、日本は世界遺産における保護管理について、「どういう風に取り

り組んでいるのか」を述べる。

第7章では、第1章と第2章を土台として、第3、第4、第5、第6章で論じた内容を基に、日本と中国における保護制度の問題点・相違点をまとめ、比較し考察する。最後に比較の内容から導かれた主要な所見を提言として纏めて、本論文の結論とする。

## 研究方法

本研究方法としては、主に文献資料収集と、現地調査(フィールド取材)を研究方法として、研究を進める。両国における比較研究のため、最新の中国世界文化遺産保護事情情報を把握すべく、中国の関係者に聞き取り調査や、文物局、中国 ICOMOS 委員会、及び関連の大学といった機構に訪問し、直接にヒアリングを行った。

なお、中国の関係機関で収集してきた国レベル及び地方政府による公布された文物保護法規・条例・弁法・通知などの件数が多いため、論文の最後に参考の資料としてリスト化した。

# 第1章 世界遺産条約の誕生からの歩み

## 1、世界遺産の概念

世界遺産は、学際的かつ博物学的であり、自然社会学や歴史学・宗教学・建築学・考古学、国際学、行政法、法学等の学問が含まれており、地球と人類の進化の過程を反映している。

世界遺産とは、「地球の品位を守るもの」<sup>1</sup>である。人類が共有すべき「顕著な普遍的価値」<sup>2</sup>を有する物件を 1972 年に成立した「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」略：(世界遺産条約)に基づき、世界遺産リストに登録された文化財、景観、自然などを指す。

世界遺産はユネスコ総会で採択された世界遺産条約(世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約)に基づいた世界遺産一覧表(世界遺産リスト)に記載されている、「顕著な普遍的価値」Outstanding Universal Value(OUV)を有する自然景観や生態系保存地域、建造物群、遺跡、記念物である。世界遺産リストに登録された遺産物件は「人類全体にとって貴重なかけがえない財産」として、遺産保有国を中心に、国際的な協力と援助の下で保護、保全が行われてゆく。移動できない物件(不動産)が前提である。

中国では<sup>3</sup>、世界遺産の定義について、このように、「人類の歴史において生み出され受け継がれてきた建造物や歴史遺跡などの文化遺産、地球の成り立ちによってもたらされた自然景観や生態系などの自然遺産、文化遺産と自然遺産双方の価値を有する複合遺産に分類され、世界遺産条約で「顕著な普遍的価値」を有すると認められた文化財や自然環境のこと、人類共通の財産として保護し、後世に伝えていくため、世界遺産一覧表に登録している<sup>4</sup>。

中国世界遺産テキストでは、「世界遺産には価値を継承するという意味合いがあり、世界遺産の多くは現在の人間生活に息づいている。世界遺産は、過去の遺物ではなく、時代を超えて継承されてきた遺産であり、現代に生きる人々によって後世に継承さ

---

<sup>1</sup> 京都大学名誉教授だった桑原武夫先生が 1980 年にインドネシアの「ボロブドゥールの仏教寺院群」の修復完成式典について語った際の言葉であった。世界遺産検定事務局 2017 14 頁

<sup>2</sup> 英語: outstanding universal value 頭文字を取り、OUV とも呼ばれている。この「顕著な普遍的価値」を持つ遺産が世界遺産である。本段落にある OUV、文化遺産、世界遺産条約について後述する。

<sup>3</sup> 世界遺産の定義について、中国では、研究機関である世界文化遺産研究院が刊行した書籍と中国初の世界遺産教材に記述された内容に基づき和訳した。

<sup>4</sup> 「世界遺産管理」 中国世界文化遺産研究院 7 頁

れるべきもの。世界遺産に接し、学ぶことで国境や民族を越えた文化や自然を知ることができ、それらを保護し、後世に伝えていく取り組みのなかで相互理解が生まれる」<sup>5</sup>と解釈している。

## 2、世界遺産条約誕生の歴史経緯

### (1). 世界遺産条約の前史

世界遺産条約は(後述)ユネスコが進めていた文化遺産のための国際援助の枠組みを作る動きと、IUCN(国際自然保護連合)が検討を進めていた自然遺産保護の条約案、また、これに並行してアメリカ政府が進めていた自然遺産と文化遺産の両方を対象とした条約案(世界遺産トラスト構想)の3者が融合して、1972年に誕生した。条約の目標は、遺産保存のための国際協力を促進するために、信頼でき、かつ均衡のとれた代表性のある世界遺産リストを作成することにある。

ユネスコ世界遺産センターの初代所長だったベナード・フォン・ドロステ氏によって、条約誕生から現在までを以下の4つの時代に区分している<sup>6</sup>。

#### 第1時代は1972年～1991年

条約の枠組みや世界遺産委員会の権限などが遺産保護に実績をもつ専門家の手によって構築された「専門家の時代」。

#### 第2時代は1992年～1999年

世界遺産センターが設置され、文化遺産と自然遺産との融合が進められた時代。

#### 第3時代は、2000年～2005年

世界遺産一覧表の不均衡を是正するため、「グローバル・ストラテジー」が採択し、世界遺産委員会が腐心した時代。

#### 第4時代は2006年～

1121件に増加する世界遺産とユネスコ加盟国のほぼすべてに当たる193カ国の締約国を抱え、条約の量的な成功を見た時期とする。この第四時代において、ベナード・フォン・ドロステ氏は、この量的な拡大は条約の質的変容を生じさせた。毎年の世界遺産委員会の記載決定が、専門家中心から外交官中心に移しつつあり、政治色を帯びてきていると警鐘を鳴らしている。

(西村)は国際的なレベルで文化遺産を守っていかなければならないという思想は

---

<sup>5</sup> 王雲霞 2012 1～2頁 30頁

<sup>6</sup> 文化庁文化財部記念物課月報特集「世界遺産条約採択40周年記念最終会合(京都会議)について」平成25年2月号No.533 その他に、松浦晃一郎氏「世界遺産—ユネスコ事務局長は訴える」講談社2008年1978年から1991年を「第一期」、1992年から2006年を「第二期」、2007年からの「第三期」と位置づけている例もある。

戦争による文化遺産の破壊によってもたらされたと述べ、文化遺産を保護しようという動きは、武力紛争時に文化遺産までも破壊すべきではないという考えが、歴史的な記念建造物などの破壊、毀損を禁じた「陸戦法規慣習に関する条約」、即ち 1907 年ハーグ条約から始まったとされる<sup>7</sup>。

また、現在の文化遺産保護における国際法の出発点とも言える同条約によって、保護すべき建造物を識別するために、保護すべき建造物を示すエンブレムを掲出しなければならないとされた<sup>8</sup>。そのほかに、1935 年に、南北アメリカ諸国が歴史的な記念物の保護に関するレーリツヒ条約が定めており、武力紛争時の文化遺産保護のための新しい旗のデザインも決めたという。

日本では「ウォーナー伝説<sup>9</sup>」で、ラングドン・ウォーナー博士が作成した空襲によって破壊してはならないウォーナー・リスト<sup>10</sup>によって、多数の寺社が記載された京都と奈良が空襲を免れたと言われている<sup>11</sup>。

そのほかに、中国では、旧日本軍による占領がされている地区に国連合軍が空爆を行う際に破壊を避けるべき文物(建築物)をリストにした「戦区文物保存委員会文物目録」が梁思成<sup>12</sup>によって作成した<sup>13</sup>。

1945 年に文化遺産保護を扱う人類初の世界組織である国際連合教育科学文化機関(United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization) (以下:ユネスコと略する)が設立された。そのユネスコ憲章(第 1 条(2c))には、「世界の遺産である図書、芸術作品並びに歴史及び科学の記念物の保存及び保護を確保し、且つ、関係諸国民に対して必要な国際条約を勧告する」と明記された<sup>14</sup>。

ユネスコの世界文化遺産に関する保護活動は、当初は戦争によって破壊された文化財の修理や原所有者への返還といった戦後処理的な活動が中心であったが、次第

---

<sup>7</sup> 西村幸夫・本中眞 2017 2~3 頁

<sup>8</sup> 西村幸夫 2004 749 頁

<sup>9</sup> 吉田守男 2002 12 頁

<sup>10</sup> ウォーナー博士自身は戦後、日本の文化遺産保護に対する自らの貢献を否定しているため、リスト作成の実際は不明である。なお、ウォーナーリストの出典は『Army Service Forces Manual M354-17A,Civil Affairs Handbook,japan,Section17A Cultural Institutions,Headquarters Army Service Forces,May 1945 』

<sup>11</sup> 京都や奈良が空襲を免れたことについては、ラングドン・ウォーナーの功績の説(本人否定)の他に、ルノンドー将軍の進言の説(確証はない)もある。

<sup>12</sup> 1901~1972、中国広東省人、日本東京生まれ、建築史家、清華大学建築学部長。父は梁啓超。戦時中、(京都と奈良)の歴史的建造物を守るため、重慶に駐在米軍に空爆をしないように進言したという中国発の説(確証はない)もある。

<sup>13</sup> 西村・本中 2017 3 頁

<sup>14</sup> 西村・本中 2017 4~5 頁 と 西村 2004 756 頁



に移動できる(動産文化財)の博物館による保存のみならず、不動産文化財の保存、さらに、無形文化財の保護並びに国際協力、加盟国への個別支援にまで広がっているという<sup>15</sup>。

また、世界文化遺産を守るための制度づくりもユネスコの内部でも初期から行われ、1950年にユネスコ内部に第六部として人類の文化遺産部が設けられた。その翌年には「記念物・芸術的歴史的遺産・考古学的発掘に関する国際委員会<sup>16</sup>」が設立された<sup>17</sup>。

さらに、同委員会の勧告をもとに、1956年のユネスコ総会での採択を踏まえて、1959年に設立されたのが、文化財保存に関する国際的な研修および研究教育を行う政府間組織・文化財保存修復研究国際センター(International Centre for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property 略称 ICCROM)である。

ICCROMは世界遺産委員会の諮問機関の1つとして世界遺産のモニタリング手法の開発をするなどの活動を行っている。

そして、同委員会そのものは、1931年のアテネ憲章<sup>18</sup>を発展的に継承したヴェネツィア憲章<sup>19</sup>を踏まえて、1965年に国際記念物遺跡会議(International Council on Monuments and Sites 略称 ICOMOS)が設立された。

ICOMOSは歴史環境の保全に関する専門家による非営利の民間団体であり、世界の建築遺産及び考古学的な遺跡を保存、保全するための理論や方法論、科学技術の応用を推進することを目的とし<sup>20</sup>、そのために、憲章等を策定して理念を国際社会に提示している。

また、ICOMOSは、世界遺産委員会のユネスコ世界遺産委員会の諮問機関の1つとして、世界遺産センターから依頼を受けて、世界文化遺産申請物件の専門的調査、評価審査及び取りまとめを行っており、過去の世界文化遺産申請書類の管理もICOMOS内のドキュメンテーションセンターも行っている<sup>21</sup>。そして、それぞれ特定の分野ごとに文化遺産保護のための基準を提起した憲章を採択している表1。

---

<sup>15</sup> 河野 靖 1995 5 頁

<sup>16</sup> 同委員会はその名の ICOMOS 全身である。

<sup>17</sup> 西村・本中 2017 13 頁

<sup>18</sup> 1931年にアテネで開催された第1回歴史記念建造物関係建築家技術者国際会議にて採択された、歴史的建造物の保護と修復に関する合意事項。(ICOMOS japan サイトより)

<sup>19</sup> 1964年、ヴェネツィアで開催された第2回歴史的記念物の建築家・技術者国際会議において採択された、歴史的建造物の保存・修復に関わる国際的合意事項。(日本 ICOMOS 国内委員会サイトより)

<sup>20</sup> 西村幸夫 2004 758 頁

<sup>21</sup> 同上 759 頁

表1 ICOMOS 総会において採択した憲章

1964	記念建造物及び遺跡の保全と修復に関する憲章(ヴェニス憲章) (採択は1965年)
1976	文化観光憲章
1982	歴史的庭園保護憲章(フィレンツェ憲章)
1987	歴史的都市街区保存憲章(ワシントン憲章)
1990	考古学遺産の保護及び管理に関する憲章(ローザンヌ憲章)
1996	水中文化遺産の保護及び管理に関する憲章
1999	国際文化観光憲章
1999	民家建築憲章
2008	文化の道に関するICOMOS憲章

注: 日本ICOMOS国内委員会サイド <http://www.japan-icomos.org/documents.html> (2018年10月閲覧)を参考し、  
袁が作成したもの。

ユネスコが「1907年ハーグ条約」の趣旨を発展させるために検討した結果に沿い「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約・通称「1954年ハーグ条約」が採択された。同条約の前文では、このように、「このような保護が平和時にその組織化のための国内的及び国際的措置が取られていない限り、有効でありえない」<sup>22</sup>が書かれている。

つまり、武力紛争時に取りべき措置は平時から準備しておかない限りには、有効ではないということである。また、同条約の第2段落の条項によると、「各国民が世界の文化に貢献しているのだから、いかなる国民に属する文化財に対する損害も全人類に対する損害を意味する」と述べている。

さらに、前文の記述と呼応するように、第三段落では、「締約国は、自国の領域内に所在する文化財を武力紛争による予測される影響に対して保全することを適当と認める措置を取ることにより平和時に用意することを約束する」と規定している<sup>23</sup>。

そして、通常ユネスコ文書に見られるような「(international community)国際社会」といった表現ではなく、「all peoples of the world)世界のすべての民族」が用いられている所に注目したい。

引き続き、同条約第4条では、武力紛争の際にも文化財に対する敵対及び復讐の破壊行為を行うべきでないこと、紛争相手国の文化財であっても、「尊重」しなければならないことが打ち出された。

同条約は特別に保護すべき文化財を指定することなどを定めたと同時に文化財という概念を初めて国際的に定義し、その保存を謳った条約として重要である。この以

<sup>22</sup> 武力紛争の際の文化財の保護のための条約(仮訳) 1954年ハーグで作成、1956年効力発生。  
<https://www.mext.go.jp/unesco/009/003/004.pdf> より閲覧することができる。

<sup>23</sup> 西村・本中 2017 12 頁

降はユネスコの条約勧告文に文化財という概念が定着した<sup>24</sup>。1954年ハーグ条約が定義する文化財とは次のものを指す<sup>25</sup>

- (a) 各国民が受け継ぐべき文化的資産にとって多大の重要性を有する次のような動産または不動産
- ・建築上、芸術上または歴史上記念すべきもの
  - ・考古学的遺跡
  - ・全体として歴史的または芸術的に意義のある建造物群
  - ・美術品
  - ・芸術的、歴史的または考古学的に意義のある書跡、書籍その他の物件
  - ・科学的収集、書籍もしくは記録の重要な収集また複製品の重要な収集
- (b) 博物館、図書館、記録保管その他の建造物であって(a)に定める動産文化財を保存し、または、展覧することを主要かつ実効きな目的とするもの、及び、(a)に定める動産文化財を武力紛争の際に防護するための避難施設
- (c) (a)及び(b)に定める文化財が多数所在する集中地区。

「世界」の文化遺産を保護するために必要な措置がすでに指摘されていることから、1954年ハーグ条約は世界の文化遺産という考え方の萌芽を有して、1945年のユネスコ憲章の思想を一步進めたものとも言えるでしょう。さらに、この以降、ユネスコは文化遺産の保護に関する勧告や条約を次々と採択していった<sup>26</sup>。表2

## (2)．世界遺産の誕生

上述の流れから、世界(文化)遺産に進むステップは、いわゆる、世界遺産条約成立のきっかけとなったのがヌビア遺跡保存の国際救済キャンペーンだった<sup>27</sup>。

1950年代前半、エジプトのナセル大統領は、ナイル川の氾濫防止と生活用水の確保や発電を目的に、アスワン・ハイ・ダム建設計画を発表した。アスワン・ハイ・ダムが完成すると、人口湖は全長500キロメートル以上に及び、アブ・シンベル神殿などのヌビア遺跡群は水没することを意味する<sup>28</sup>。

それを受けて、ユネスコは、経済開発と遺産保護の両立という難題に立ち向かうため、水没遺跡の救済キャンペーンを1960年に展開した、これに対して、世界60ヶ国が援助を表明し、アブ・シンベル神殿を周囲の岩窟ごと移動するという人類史上かつてない救済プロジェクトが始動した。1964年には本格的な募金活動によって、アブ・シンベル神殿の全体を20～30tのブロック1000個以上に切り分けて解体し、大小25

<sup>24</sup> 西村幸夫 2004 766～767頁

<sup>25</sup> 同条約では、初めて単体の記念物とともに、文化財集中地区という用語が用いられている。

<sup>26</sup> 松浦晃一郎 2008 67～69頁

<sup>27</sup> 河野 靖 1995 417頁 その他に、日本ユネスコ協会連盟編 1998 4頁 及び西村・本中 2017 13頁

<sup>28</sup> 松浦晃一郎 2008 72頁

の遺跡群を20年がかりで約110メートル西、60メートル上方に移転した<sup>29</sup>。

特定の国に所在する遺跡の保護が人類共通の遺産という理念のもとにスエズ戦争による敵対を乗り越えて、世界規模での協力によって実現したと評価している<sup>30</sup>。

また、(河野・1995)はヌビア遺跡救済キャンペーンでは、「アブシン・ベル神殿」が救済されたのみならず、一国の遺産の救済に60カ国もの国々や民間団体、個人が協力したことにより、「人類共通の遺産」という概念が生まれ、これが世界遺産条約の理念にもつながり、大きな影響を与えることとなると評価している。

このヌビアの遺跡救済キャンペーンの成功により、ユネスコは各国共通のルール作りといった一般的課題だけでなく、一国の課題に取り組むことも国際的なひろがりへと繋がるということを積極的に評価するようになっていった<sup>31</sup>。1960年代に多くの途上国がユネスコに加盟し始める状況を受けて、ユネスコが1968年に文化遺産の保存と経済開発との調和を図ることは各国の義務であると強調する「公的または私的の工事によって危険にさらされる文化財の保存に関する勧告」を採択した。

ヌビア遺跡キャンペーン以後、地盤の悪化により、水没しつつあるイタリアのヴェネツィア(1966)の文化財や、風雨の災害にさらされたことにより、劣化の進んでいたインドネシアのボロブドゥールの仏教寺院群(1972)、チュニジアのカルタゴ(1972)、タイのスコータイ遺跡(1979)、ギリシャのアクロポリスなどに対する保存のための国際救済キャンペーンなども行っていた<sup>32</sup>。

ヌビア遺跡の救済キャンペーンをきっかけに、1966年に、ユネスコ総会で、ICOMOSの協力を得て、世界的価値を持つ文化遺産を保護するための枠組み作りを始めることが決議され、「普遍的な価値を有する記念工作物、建造物群及び遺跡の国際的保護のための条約」という草案<sup>33</sup>で、1970年に総会で、次の総会(1972年)に提出することが決定された。

その一方で、自然遺産を世界的な見地から保全しようという動きは世界で始めて国立公園という制度を生み出したアメリカから始まった<sup>34</sup>。

1965年にアメリカを中心に自然の保護地や景勝地、史跡を保全するための国際組織設立の構想が浮上し、この構想は、1948年に設立した国際自然保護連合(International Union for Conservation of Nature 略IUCN)によって具体化のようになり、着々と条約案の作成が開始された<sup>35</sup>。

アメリカは1872年にイエローストーン国立公園設立によって世界で最初に国立公園

---

<sup>29</sup> 河野 靖 1995 437 頁

<sup>30</sup> 西村幸夫 2004 756 頁

<sup>31</sup> 西村・本中 2017 15 頁

<sup>32</sup> 松浦晃一郎 2008 14 頁

<sup>33</sup> P・H・C・ルーカス 1998 23 頁。

<sup>34</sup> 西村・本中 2017 15～16 頁

<sup>35</sup> 西村・本中 2017 年 16 頁

制度を確立した国であり、1971年の「環境に関する教書」において、国立公園誕生100周年(1972年)を期して、世界遺産トラストを設立することが提案された<sup>36</sup>。

そうしてできたのが、「普遍的価値を有する自然地域と文化的場所の保存と保護のための世界遺産トラスト条約」と称された草案で、盛り込まれた「世界遺産登録簿」が現在の世界遺産リストに繋がった<sup>37</sup>。

こうして、文化遺産および自然遺産の両者で別々にその保護のための国際条約づくりが始まった。両者の条約案が明らかになるにつれて、(文化)と(自然)を統合することが望ましいという声が高まったということから、両者の条約案を一本化する作業が1972年の第17回ユネスコ総会に向けて進められて、現在の「世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約」(以下は世界遺産条約)が1972年に採択された<sup>38</sup>。

表2 ユネスコが採択した文化遺産保護に関する主な条約および勧告<sup>39</sup>

	年	名称
条約	1954	武力紛争時の文化財保護条約(ハーグ条約)
	1970	文化財の不法な輸出、輸入及び所有権譲渡の禁止及び防止に関する条約
	1972	世界文化遺産および自然遺産の保護に関する条約
	2001	水中文化遺産の保護に関する条約
	2003	無形文化遺産の保護に関する条約(無形文化遺産条約)
勧告	1956	考古学的発掘に適用される国際的原則に関する勧告
	1960	公衆に対する博物館のもっとも有効なアクセス方法に関する勧告
	1962	風光の美及び特性の保全に関する勧告
	1964	文化財の不法な輸出、輸入及び所有権譲渡の禁止及び防止に関する勧告
	1968	公的又は私的工事の危機にさらされる文化財の保存に関する勧告
	1972	文化遺産及び自然遺産の国内的保護に関する勧告
	1976	歴史的地区の保全及び現代的役割に関する勧告
	1978	動産文化財の保護に関する勧告
	1980	映像の保全及び保存に関する勧告
	1989	伝統的文化と民俗の保全に関する勧告
2011	歴史的都市景観に関する勧告	

<sup>36</sup> 木曾功 2015年 15頁

<sup>37</sup> 稲葉信子 2015 24～25頁

<sup>38</sup> 同上 24頁

<sup>39</sup> 西村 2004 767頁 と 松浦晃一郎 2008年 251頁～253頁を参考し袁が作成した。英語のタイトルは省略とする。

### (3) 世界遺産条約の概要

ユネスコが採択した条約の中でもっとも受け入れられている条約と言われており、この世界遺産条約は、下記の全8章に分けられ、38条から成る<sup>40</sup>。

#### 世界遺産条約の概要

文化遺産及び自然遺産の定義(第1～3条)

第2章 文化遺産及び自然遺産の国内的及び国際的保護(第4～7条)

第3章 世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための政府間委員会(第8～14条)

第4章 世界の文化遺産及び自然遺産の保護のための基金(第15～18条)

第5章 国際的援助の条件及び態様(第19～26条)

第6章 教育事業計画(第27～28条)

第7章 報告(第29条)

第8章 最終条項(第30～38条)

その主な規定は、次のとおりとなっている<sup>41</sup>。

- (ア) この条約により世界遺産として保護の対象となる物件は、記念工作物、建造物群及び遺跡(文化遺産)、自然の地域等(自然遺産)で顕著な普遍的価値を有するものとする(第1条、第2条)。世界遺産の対象となる物件は、有形の不動産であり、動産あるいは動産になり得る可能性のある不動産は対象外とされている。
- (イ) 締約国は、自国内に存在する遺産を保護する義務を認識し、最善を尽くす(第4条)。また、自国内に存在する遺産については、保護に協力することが国際社会全体の義務であることを認識する(第6条)。
- (ウ) ユネスコに世界遺産の保護のための政府間委員会(世界遺産委員会)を設置する。同委員会は、締約国から選出された21か国で構成される(第8条)。
- (エ) 世界遺産委員会は、各締約国が推薦する候補物件を審査し、顕著な普遍的価値を有すると認めるものの一覧表を「世界遺産一覧表」の表題の下に作成し公表する。また、同一覧表に記載されたもののうち、急激な都市開発や武力紛争、自然災害などにより、重大で特別な危険にさらされている遺産については、保護の必要性を国際社会に訴えるため、危機遺産リストに記載し公表する(第11条)。
- (オ) 世界遺産委員会は、締約国からの要請に基づき、世界遺産一覧表及び危機遺産リストに記載された物件の保護のための国際的援助の供与を決定する。同委員会の決定は、出席しかつ投票する構成国の3分の2以上の多数による議決で行う(第13条)。同委員会が供与する国際的援助は、調査・研究、専門家派遣、研修、機材供与、資金協力等の形をとる(第22条)。
- (カ) 締約国の分担金(ユネスコ分担金の1%を超えない額及び任意拠出金、その他の寄附金等を財

<sup>40</sup> ユネスコ編 作業指針 2005

<sup>41</sup> 西村幸夫 2004 793頁

源とする世界遺産の保護のための基金(世界遺産基金)を設立する(第15条、第16条)。

- (キ) 締約国は、教育・広報活動を通じて、自国民が世界遺産を評価し尊重することを強化するよう努める。また、世界遺産を脅かす危険並びにこの条約に従って実施される活動を広く公衆に周知させることを約束する(第27条)。

特に、世界遺産条約の第5条では、文化遺産および自然遺産を保護するための各国の責務について以下の5点を言及している<sup>42</sup>。

- (a) 文化及び自然の遺産に対し社会生活における役割を与えること並びにこの遺産の保護を総合計画の中に組み入れることを目的とする一般の方針を採択する。
- (b) 文化及び自然の遺産の保護、保存及び整備活用のための機関が設置されていない場合には、妥当な職員体制を備え、かつ、任務の遂行に必要な手段を有する機関を1又は2以上自国の領域内に設置すること。
- (c) 科学的及び技術的な研究及び調査を発展させ、かつ、自国の文化又は自然の遺産を脅かす危険に対処するための実施方法を作成すること。
- (d) 文化及び自然の遺産の認定、保護、保存、整備活用及び機能回復に必要な法的、科学的、技術的、行政的及び財政的措置をとること。
- (e) 文化及び自然の遺産の保護、保存及び整備活用の分野における全国的又は地域的な研修センターの設置又は拡充を促進し、及びこれらの分野における科学研究を奨励すること。

冒頭において、総合的計画プログラムの中に遺産保護を組み込むべきことを強調している点が注目したい。

#### (4)．世界遺産条約の目的

さらに、世界遺産条約の目的は以下のようなになる。

##### 世界遺産条約前文より(抜粋)<sup>43</sup>

文化遺産及び自然遺産の中には、特別の重要性を有しており、したがって、人類全体のための世界の遺産の一部として保存する必要があるものがあることを考慮し…(中略)…、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産の保護に参加することが、国際社会全体の任務であることを考慮し、このため、顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産を集団で保護するための効果的な体制であって、常設的に、かつ、現代の科学的方法により組織されたものを確立する新たな措置を、条約の形式で採択することが重要であることを考慮し、総会の第16回会期においてこの問題が国際条約の対象となるべきことを決定して、この条約を1972年11月16日に採択する。

前文において、「文化遺産及び自然遺産の中には、特別の重要性を有しており、したがって、人類全体のための世界の遺産の一部として保存する必要があるものがある」と述べている、さらに、ここでいう「特別の重要性」という表現を前文の別の個所では、「顕著な普遍的価値を有する文化遺産及び自然遺産」と表している。つまり、一番重

<sup>42</sup> 西村幸夫 2004 794頁

<sup>43</sup> 世界遺産条約 [https://www.env.go.jp/nature/isan/kento/030303/ref\\_01.pdf](https://www.env.go.jp/nature/isan/kento/030303/ref_01.pdf)

要なのは「顕著な普遍的価値(Outstanding Universal Value)以下は OUV<sup>44</sup>」という概念である。そして、「保護に参加することが、国際社会全体の任務である」と主張している。

普遍であるから、時代や場所、国や人種、地域、文化を問わず人類にとって永遠に変わらぬ価値を持つ文化遺産と自然遺産を守ることが世界遺産条約の目的なのである。

日本では、文化遺産は主に文化財保護法によって保護されており、自然遺産は自然環境保全法や鳥獣保護法、さらに、自然公園法、環境基本法などによって守られている仕組みとなっている。それに対して、中国は、文化遺産と自然遺産とに関する保護には中国文物保護法が主にその役割を担っている。

そして、単行的立法のため、世界遺産保護に関する法律、条例等が 110 部以上によって保護管理されている。おのこの法の目的や制度の思想が異なり、所管する組織も異なり、文化遺産と自然遺産を一本の法制度で保護するとはまず不可能であり、いかに世界遺産条約が突出しているかがわかる。

### 3、世界遺産条約履行のための作業指針について

世界遺産条約が採択されて、1973 年にアメリカが最初に世界遺産条約を批准し締約し、1975 年に 20 カ国に達した段階で発効し、1978 年から世界遺産への登録が始まった、そして、1976 年には第 1 回世界遺産条約締約国会議が開かれ、世界遺産委員会の委員国選出や世界遺産基金への各国の分担金額の決定が行われていた<sup>45</sup>。

その第 1 回会議で最初の世界遺産委員会の委員国が選出され、翌年 1977 年に第 1 回世界遺産委員会が開催された<sup>46</sup>。この委員会で採択されたのが、世界遺産登録の基準なども含む「世界遺産条約履行のための作業指針」(The Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention, 以下「作業指針」)である。作業指針は主に以下の機関または個人を対象に作られたものである<sup>47</sup>。

- 1、世界遺産条約の締約国
- 2、世界遺産委員会
- 3、世界遺産委員会事務局としての世界遺産センター
- 4、世界遺産委員会諮問機関

<sup>44</sup> OUV という略称は、世界遺産委員会でも公式に通用する略語である。稲葉信子 2007 24 頁より

<sup>45</sup> 世界遺産検定事務局 2016a 15 頁

<sup>46</sup> 松浦晃一郎 2008 80～81 頁

<sup>47</sup> ユネスコ編 作業指針 2005 第 3 段落



## 5、世界遺産リストに記載された資産の保護に携わる遺産管理関係者、協力者。

この「作業指針」は世界遺産リストに記載する際の基準を定める旨を規定する世界遺産条約11条に基づき、制定されたが、その後修正や改訂を重ねて、1977年版は28ヶ条(パラグラフ)に過ぎなかったが、2005年の改正に規定され、数が一挙に倍増して、290ヶ条になり、現在の2017版も290ヶ条からなる。

その規定内容は世界遺産リスト記載に留まらず、世界遺産条約の履行全般に及び、記載済みの世界遺産の保護及び保全も含んでおり、世界遺産基金に基づく国際的援助、世界遺産条約に対する各国の支援・国際的援助の動員に係る手続きも定められている<sup>48</sup>。

作業指針は4年ごとに改正されることになっており、最近の大きな改正は2015年に行われた。その間には、全締約国が参加可能な(open-ended)作業部会により、検討が行われ、具体的な改正の文案が改正の周期にあたる年に世界遺産委員会で審議し、決議される<sup>49</sup>。

2015年の改正では、推薦書への全体要旨(executive summary)の添付、アップストリーム・プロセスの制度化や、保全状況報告の提出期限の2月1日から前年の12月1日への変更、及び推薦書等でジェンダーに中立的な語彙を用いることなどが新たに定められていた<sup>50</sup>。

また、保全状況報告に記載すべき項目が明示し、リアクティブ・モニタリング・ミッションや諮問ミッションなど、作業指針で定義されていなかったミッションについて、定義を明確化している。そして、アップストリーム・プロセスと同様に、締約国と諮問機関、世界遺産センターとの対話と透明性を確保するために、諮問機関による推薦の評価方針と手順も大きく変更された<sup>51</sup>。

作業指針はガイドラインというタイトルを持つため、拘束力がない、または、登録申請の手引きにすぎないと誤解されがちだが、すべての修正、改訂は世界遺産条約体制のガバナンス全般の決定権限をもつ世界遺産委員会の決議に基づくものであり、このガバナンス体制に服する全締約国、ユネスコ世界遺産センター及び諮問機関(ICOMOS)を拘束する効力を持つ規範である<sup>52</sup>。

作業指針の規範としての効力は幾多の改正の過程で徐々に強化され、精緻化されてきた。条約に規定がないこと即即ち、規範力、拘束力がないと即断するのは誤りである。また、この作業指針に基づく国家実行が40年にわたって世界各国に蓄積してきている。

<sup>48</sup> ユネスコ編 作業指針 2005 第1段落

<sup>49</sup> WHC-11/35.COM/12B

<sup>50</sup> 東京文化財研究所 2016 78頁

<sup>51</sup> ユネスコ作業指針 2017 Annex6

<sup>52</sup> 日本イコモス国内委員会 2017 12月11日 1頁

なお、世界遺産条約では、締約国総会の役割が限定的で、21ヶ国から構成される世界遺産委員会に多岐にわたる決定権限が付与されており、作業指針の改正は締約国総会の承認なしに、世界遺産委員会において決定される<sup>53</sup>。

世界遺産条約の第4条によると、世界遺産の推薦によって、推薦国は、世界遺産リストに記載されれば、保護、保全の義務を負うことを国際的に約束したことになる。そのため、世界遺産リスト記載後は記載時に世界遺産委員会が当該推薦案件について決定した(後述)「OUV」が損なわれていないかどうかを(後述)モニタリングすることとなる。このモニタリングは世界遺産リストに記載済みのすべての遺産に適用されている。

これを受けて、作業指針191条には、世界遺産リストに記載世界遺産の保全状況に関する報告「State of Conservation, (SOC)」レポートと、憂慮すべき事態が発生した場合に行うリアクティブ・モニタリングに関する規定がある<sup>54</sup>。

たとえば、架橋計画が持ち上がり、最終的に世界遺産リストから抹消されたドイツのドレスデン・エルベ峡谷の場合も、「SOC レポート」と「リアクティブ・モニタリング」を経て、抹消に至ったが<sup>55</sup>、それらはすべて作業指針の定めに従って進められた。

また、2017年にポーランドのクラクフで開催された第41回世界遺産委員会で、古都ウイーンが危機遺産リストに記載された。それは、世界遺産リストに記載した時に、建物の高さの均一性が生み出す旧市街の水平的なラインの美しさが OUV の内容であったところ、最近になって高層建築を許す都市計画が採択されたため、上述した「SOC レポート」、「リアクティブ・モニタリング」を経て、今回危機遺産リストに記載されたわけであった<sup>56</sup>。もし、ウイーン市が現在の都市計画に固執する場合には、ドイツのドレスデン・エルベ峡谷と同じ結果になりうると考えられる。

世界遺産委員会では、近年、毎年約150件に上る SOC レポートが報告され、世界遺産の保全状況に関する審議に、新規推薦案件とほぼ同等の時間を割り当てて議論している。また、作業指針は手続き規則に過ぎないという見方があるが、世界条約に規定はないが作業指針に規定されて、実務で重要な意味を持つものに、10項目の評価基準、真実性 (Authenticity) 及び完全性 (Integrity) の要件がある<sup>57</sup>。

真実性、完全性については世界遺産委員会の決議によって、2005年以來「OUV」の一部を構成するものと位置づけられた。OUVは条約本文第1及び第2条に規定された概念であり、世界遺産を巡るすべての議論は、最終てきにはこの OUV に収斂していくと言っても過言ではない最重要概念である。その具体的な中身が条約ではなく作業指針に規定されているという構造になっているわけである。

<sup>53</sup> 東京文化財研究財 2006 127頁

<sup>54</sup> 同上 98頁

<sup>55</sup> 日本イコモス国内委員会 2017 12月11日 2頁

<sup>56</sup> 東京文化財研究財 2006 122頁

<sup>57</sup> 日本イコモス国内委員会 2017 12月11日 2頁

#### 4、文化遺産の「顕著な普遍的価値」

上述したように、世界遺産条約は OUV の具体的な内容については触れていないが、世界遺産条約の履行については、円滑に進めるために世界遺産委員会が「作業指針」が策定されており、世界遺産の定義、世界遺産一覧表への記載や登録遺産の保護、「OUV」などに関して、世界遺産条約の条文には規定されていない詳細かつ具体的な手続等が規定されている。世界遺産条約上、世界遺産を文化遺産と自然遺産、複合遺産に分けられている。

文化遺産	建築物や遺跡などの人間が作り出した文化的物件
自然遺産	自然の景観や貴重な生態系など自然の物件
複合遺産	文化遺産・自然遺産、両方の価値を持つ物件

世界遺産条約第 1 条では、文化遺産には次の3つの種類が定義されている<sup>58</sup>。これらのいずれの場合において、不動産あるいは移動できない文化財であることが前提となっている。したがって、絵画、彫刻などの芸術作品、伝統芸能などはその対象外である。

##### 記念工作物(Monuments) :

建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞穴住居、ならびにこれらの物件の組み合わせであって、歴史上・芸術上、あるいは学術上、顕著な普遍的価値(OUV)を有するもの。

##### 建造物群(Groups of buildings) :

独立また連続した建造物の群であって、その建築様式・均質性、あるいは景観内の位置のために、歴史上・芸術上、もしくは学術上、顕著な普遍的価値を有するもの。さらに作業指針第 27 条にて、建造物群は①現在すでに居住者のいないいわゆる「死んだ」町、②現在も居住されており、そのために引き続き変化の途上にある歴史都市、及び、③、20世紀の都市計画によって生まれたニュータウンの3つに分けられる。

##### 遺 跡(sites):

人工の所産(自然と人間の共同作品を含む)及び考古学的遺跡を含む区域で、歴史上・芸術上・民族学上、あるいは人類学上、顕著な普遍的価値を有するもの。

文化的景観も文化遺産である、世界遺産条約第一条による自然と人間との共同作品として表わされる<sup>59</sup>。

<sup>58</sup> 東京文化財研究所 2006 28 頁

<sup>59</sup> 作業指針第 47 段落

締約国から推薦された候補物件が世界遺産として世界遺産一覧表に記載されるためには、世界遺産委員会において、「OUV」を有すると認められる必要がある。

作業指針では、この OUV についても、「国家間の境界を超越し、人類全体にとって現在及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値を意味する」とされており、ある資産が次の 3 つの条件（「評価基準」、「完全性、真正性」及び「保護管理体制」）を満たしている場合に、当該資産は顕著な普遍的価値を有するとみなされるとしている。

OUV について、初めて議論されたのは、世界遺産委員会が正式に創設する前の1976年にモルジュで開かれたユネスコの専門家会議である<sup>60</sup>。この会議では、諮問機関も参加し、OUV がどのように理解されるべきかを議論すると共に、評価基準の原案を作成していた。当時に、OUV における「普遍性」(universal)という言葉について次のような記述が見られる<sup>61</sup>。

OUV における普遍性とは、世界遺産リストに記載するために提出された資産が、重要なものとして、もしくはある時代に人類全体の発展に影響を与えたものとして、普遍的に認識されている思想や価値を代表または象徴化しているもの<sup>62</sup>と考えられる。

その翌年の第一回世界遺産委員会パリ会議では、OUVの「普遍性」の定義については、「異なる人々や文化で異なる観点をもっている。したがって、人類の大きなもしくは重要な区分を意味するものとして解釈されなければならない」<sup>63</sup>と註釈が加えられた。これは前年の OUV の定義に「文化によって異なる観点」がありえることを考慮することで、個々の文化には違いが見られることが指摘されている。

これを受け、最初の作業指針である77年6月版 para7 (UNESCO.WHC:Operational Guidelines 1977.6)には次のように書かれている。

「…顕著な普遍的価値」という語における「普遍性」の定義には解説が必要ある。あらゆる人々が資産の偉大な重要性や意義深さが理解できるとは限らない。評価に関する見解は文化や時代で変化し得るし、したがって「普遍性」という単語は文化の一部を構成する高い代表性をもつ資産を意味するものと解釈しなければならない」とされている。ここではある文化を他の比較において普遍的であると評価するのではなく、個々の文化を最も顕著に代表するものを「普遍的」と呼ぶ……(抜粋)」ということが述べられている。ここでは OUV は普遍性と代表性の相互を含む価値を意味していることがわかる。

つまり、OUV とは「普遍的代表性 universal representativity」を示し、世界遺産リストの作成とはその価値を持つ資産をリスト化する「普遍的代表リスト」の作成を意味している。

---

<sup>60</sup> 稲葉信子 2007a 24～25 頁

<sup>61</sup> ICOMOS 2008

<sup>62</sup> 同上

<sup>63</sup> UNESCO, WHC:Issues arising in connection with the implementation of the W.H.Convention(cc-77conf001-4e)para17 1977.6

## (1)、「OUV の言明」について

以前の作業指針では、特定の評価基準および真実性の審査(test of authenticity)を満たす必要が「OUV」の要件の一つとされていたが、2005年の改正で解釈に変更が加えられ、「OUV」は、第49項 50項及び、78項で以下のように定めている。

### 第49項

顕著な普遍的価値(OUV)とは、国家間の境界を超越しなお例外的であり、かつ、人類全体にとって現代及び将来の世代に共通した重要性をもつような傑出した文化的意義及び/または自然的な価値を意味するとされている。それゆえ、このような遺産の恒久的な保護は、国際社会全体にとって最も重要である。委員会は、世界遺産一覧表に資産を登録するための評価基準を行う。

### 第50項

締約国は、「顕著な普遍的価値」を有すると考えられる文化的資産及び/又は自然資産について、世界遺産一覧表への登録推薦書を提出するよう求められる。

### 第78項

顕著な普遍的価値を有するとみなされるには、当該資産が完全性及び/又は真正性の条件についても満している必要がある。又、確実に保護を担保する適切な保護管理体制がなければならない。

それゆえ、遺産が OUV の要件を満たすためには、一つ以上の評価基準、真実性及び完全性の条件、保護及び管理の要件などのいずれかを満足させる必要がある。

2005年改正される以前の作業指針においても保護及び管理は確かに世界遺産リストに記載の要件であったが、OUV の一部とはみなされていなかった。結果として、一つの独立した必要条件が備わったことから、OUV は管理要件(administrative requirement)ともなった<sup>64</sup>。

そして、2005年に作業指針が改訂され、遺産を世界遺産リストに記載する際に、OUV の言明を必ず行わなければならないことになった<sup>65</sup>。そして、2007年以降に世界遺産一覧表に記載されたすべての資産は OUV の言明が行われることになったが、2006年以前に世界遺産リストに記載された世界遺産については、OUV が明確に定義されていない遺産も多く存在していた<sup>66</sup>。

そうした中、2007年に世界遺産委員会で、当該遺産の保護管理を効果的に進める根拠となる OUV の言明を採択しており<sup>67</sup>、1978年～2006年に世界遺産リストに記載

<sup>64</sup> 東京文化財研究所 2016 80 頁

<sup>65</sup> 39. Com/8E.Rev 2019 7月5日 閲覧

<sup>66</sup> 東京文化財研究所 2017 120 頁

<sup>67</sup> 作業指針 51 段落と 154 段落

されたすべての世界遺産について、OUVの言明を行うことが要請された<sup>68</sup>。

2010年に最初のOUV言明が承認されているが、その時点で締約国が言明の時に用いた小見出しが統一されていないことが問題となったため、世界遺産センターでは、言明の際には使用する統一した小見出しを定めることにした<sup>69</sup>。

2015年最新改正版には、「OUVの言明の際には以下の形式に準拠することが求められる<sup>70</sup>。例を挙げると、下記の日本富岡製糸場推薦書に記述された第3章のようになる。

1. 概要
2. 登録基準の説明 justification
3. 完全性の言明(statement)(すべての資産を対象とする)
4. 真正性の言明(statement)登録基準(i)～(vi)を有する資産を対象とする。
5. 保護と管理の要件

注：<https://worldheritage.pref.gunma.jp/pdf/suisensyogaiyou.pdf>より転載

中国の関係者の話によると、近年の世界遺産委員会においてOUVの言明に関する発言は多くないが、2012年の第36回世界遺産委員会で、「古代高句麗王国の首都と古墳群」(中国)のOUVの言明に対して、韓国に発言があったという。

その内容は2004年に中国と韓国の2か国間で、使用しないことで合意した言葉が用いられているため、それらを使用しないよう求め、中国と世界遺産センターに対して、公式に文書を送付するというものである。これに対して世界遺産センターは、修正する旨を回答したという。しかし、2019年現在でも、該資産のOUVの言明は世界遺産センターのウェブサイトに掲載されていない<sup>71</sup>。

中国が提出した推薦書の中で高句麗を中国の一地方政府とみなしていることから、韓国も中国の記載に反発した経緯があった。韓国が具体的にいずれの文言を問題にしたかは明らかではないが、おそらく、関係者によると、世界遺産委員会の文書の資産の概要の項目「(The Koguryo kingdom was a regional power and ethnic group from the year 37BCE until the kingdom moved its capital to Pyongyang in 427CE)」との記載に見られる regional power「地域勢力」と ethnic group「民族集団」という言葉が該当していると考えられるという<sup>72</sup>。

<sup>68</sup> 39.com/8E.Revhttps://whc.unesco.org/en/decisions/6407/ 2019 8月12日 閲覧

<sup>69</sup> 37.com/8E.Revhttps://whc.unesco.org/en/decisions/6407/ 2019 8月12日 閲覧

<sup>70</sup> ユネスコ編 作業指針 2017 Annex10

<sup>71</sup> <https://whc.unesco.org/archive/2012/whc12-36com-8Ee.pdf>より引用

<sup>72</sup> <https://whc.unesco.org/archive/2012/whc12-36com-8Ee.pdf>より引用

Property	<b>Capital Cities and Tombs of the Ancient Koguryo Kingdom</b>
State Party	<b>China</b>
Id. N°	<b>1135</b>
Date of inscription	<b>2004</b>

#### **Brief synthesis**

*Located in northeast China, the Capital Cities and Tombs of the Ancient Koguryo Kingdom dating from the 1st century BCE to the 7th century CE comprise archaeological remains of three cities and 40 tombs: Wunu Mountain City in Huanren Manchu Autonomous County, Liaoning Province; Guonei City, Wandu Mountain City, and the 40 tombs in Ji'an municipality, Jilin Province.*

*The Koguryo kingdom was a regional power and ethnic group from the year 37BCE until the kingdom moved its capital to Pyongyang in 427CE. Wunu Mountain City, Guonei City and Wandu Mountain City served as capitals of Koguryo during the early and middle period of the Kingdom. Wunu Mountain City was built in 37BCE as the first capital of the Koguryo regime. Surrounded by a defensive wall with three gates which was partly built in stone and in other places exploited the cliff face, the city included a palace, military camp, watch tower, houses and warehouses. Guonei City, now surrounded by the city of Ji'an, was built on the plain with a stone-built defensive wall and had separate palace and residential zones. Wandu Mountain City, the only Koguryo mountain city capital whose general layout was planned with the large palace as its core, created a mountain city that perfectly combined the Koguryo culture with the natural environment. Guonei City and Wandu Mountain City were the economic, political and*

Adoption of retrospective Statements  
of Outstanding Universal Value

WHC-12/36.COM/8E, p. 108

当初、高句麗の古墳は、北朝鮮の単独推薦により、2003年の世界遺産委員会で北朝鮮国内の遺跡が単独で審議され、世界遺産一覧表への記載も実現可能な状況であったが、中国にも同種の遺跡があることが反発し、中国史なのか、朝鮮史なのかという論争のため、翌年に審議が先送りされた<sup>73</sup>。

その際の世界遺産委員国に中国が含まれており<sup>74</sup>、それに加え、東北工程<sup>75</sup>を進めていた中国が、北朝鮮の先行を嫌ったことも一因と推測されている<sup>76</sup>。そして、翌年の審議では、将来的に統一されることが望ましい旨の決議とともに、高句麗前期の都城と古墳(中国)と高句麗古墳群(北朝鮮)がそれぞれに登録されることとなった<sup>77</sup>。

世界遺産の価値は国境を超越するであるから、その保護は一国を超えた世界の義務である<sup>78</sup>。この OUV は世界遺産条約全体の根幹となる概念で、世界遺産委員会で認められた OUV は当該物件あるいは特定の国にとっての価値ではなく、国際的な重要性を有する理由を示すこととなる。

なによりまず、他の世界遺産一覧表記載済みの物件と異なる特徴を持たなければ、その資産は顕著であるとは言えない。例えば、2012年の第36回世界遺産委員会でド

<sup>73</sup> 日本ユネスコ協会連盟編 2005 50 頁

<sup>74</sup> 加治宏基 2008 年 191 頁

<sup>75</sup> 東北工程とは、「東北辺疆歴史と現状系列研究工程」の略称。中国東北部（旧満州）の歴史研究を目的とする中国の国家プロジェクトである。1997年から開始され、2000年以後に研究成果が中国国外のメディアにも公表されるようになった。

<sup>76</sup> 西谷正 2005 18 頁

<sup>77</sup> WHC-12/36.COM/8E <https://whc.unesco.org/archive/2012/whc12-36com-8Ee.pdf> 50 頁

<sup>78</sup> 稲葉信子 2007a 26 頁

イツが推薦した「シュヴェツインゲン選挙候の夏の居館」では、完全性や真正性、保全状況に問題はないにもかかわらず、すでに同種が世界遺産リストに記載されて、OUVがないとして諮問機関 ICOMOS は不記載を勧告していた<sup>79</sup>。

現在では、OUV は登録基準に限られるものではなく、真正性や完全性に、さらに登録範囲や緩衝地帯の設定、法的保護などといった保全管理が適切に実施されていることも、OUV を有する条件とされる<sup>80</sup>。

過去には保全管理は OUV とはみなされていなかったが、2005 年の改正版の作業指針から OUV の一部であると定められ、登録基準、真正性と完全性ととも、OUV を支える3つの柱に例えられる。しかし、世界遺産委員会では、保全上の課題の存在を無視する形で、登録基準を満たしさえすれば OUV があるとの主張が頻繁に見られるなど、OUV についての理解必ずしも十分とは言えない。

たとえば、2012 年の第 36 回世界遺産委員会では、マレーシアの「レンゴン溪谷の考古遺跡」に関する審議で、後述する登録基準(iii)(iv)を満たし、完全性と真正性があるが、保全の手段が不十分であるとして、ICOMOS は(後述)記載延期を勧告した。中国関係者の話によると、この勧告に関して、OUV があると主張する一部の委員国の意見に対し、ICOMOS は作業指針に則り、保全管理も OUV の一部であり、それが満たされていない為、記載延期を勧告したと回答している。

いずれにても、世界遺産委員会での決議は現在の作業指針の規定に沿って行われるべきであり、世界遺産一覧表の記載への推薦書を作成するうえでは、まず、保全状況を登録基準や資産の完全性、真正性の保持を実現する手段として考えて、そのための適切な枠組みや保全管理計画等を策定することが、OUV としての保全管理の実現につながると考えられる。

## 5、文化遺産の登録基準

登録基準の定義について、すでに上述の通り、世界遺産リストへの記載するためには、「顕著な普遍的価値」(Outstanding Universal Value, 略は OUV<sup>81</sup>)を有している必要がある。しかし、上述したように、世界遺産条約では「顕著な普遍的価値」自体を定義していない<sup>82</sup>。

作業指針の第 49 段落には、国家の枠にとらわれずに、現在だけでなく将来の人類にとっても大きな価値を持つといった大まかな定義があるが<sup>83</sup>、その証明のために要請されるのが、10 項目からなる世界遺産登録基準のいずれか 1 つ以上を満たさなけれ

<sup>79</sup> 稲葉信子 2007b 頁 50～51 頁

<sup>80</sup> 東京文化財研究所 2016 120 頁

<sup>81</sup> 東京文化財研究所 2017 89 頁

<sup>82</sup> 七海由美子 2006 8 頁

<sup>83</sup> 東京文化財研究所 2017 89 頁



ばならない指標を意味する<sup>84</sup>。

世界遺産の登録基準はこれまで数回<sup>85</sup>の改正を経てきたが、2005年の作業指針の改定によって、OUVを構成する要素に保存管理が加わったため、OUVの証明には登録基準を満たすこと、完全性と真正性を満たすこと、保存管理が適切に行われていることの全ての証明が必要となった<sup>86</sup>。

改正以前の作業指針では、「世界遺産登録のための基準」すなわち、(登録基準)と表現されていたが、改訂によって、「顕著な普遍的価値のための基準」すなわち、(評価基準)と表現が改められた<sup>87</sup>。世界遺産登録基準は、当初、文化遺産基準(i)-(vi)と自然遺産基準(vii)-(x)に分けられていたが、2005年に2つの基準を統一することが決まり、2007年の第31回世界遺産委員会から適用されることになった<sup>88</sup>。

新基準の(i)-(vi)は旧文化遺産基準(i)-(vi)に対応しており、新基準(vii)、(viii)、(ix)、(x)は順に旧自然遺産基準に対応している<sup>89</sup>。このため、実質的には過去の物件に新基準を遡及して適用することが可能であり<sup>90</sup>、現在の世界遺産センターの情報では、旧基準で登録された物件の登録基準も新基準で示している<sup>91</sup>。

基準が統一された後も文化遺産と自然遺産の区分は存在し続けており、新基準(i)-(vi)の適用された物件が文化遺産、新基準(vii)-(x)の適用された物件が自然遺産、(i)-(vi)のうち1つ以上と(vii)-(x)のうち1つ以上の基準がそれぞれ適用された物件が複合遺産となっている<sup>92</sup>。

現在では、世界遺産一覧表への推薦登録にあたっては、ある資産が顕著な普遍的な価値を有するか否かを判断するために、下記の10項目のある「評価基準」の少なくとも1項目以上を満たす時、当該資産がOUVを有するとみなすことができると明記している。

#### 「世界遺産の(顕著な普遍的価値の評価)のための登録基準」<sup>93</sup>

- (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
- (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。

<sup>84</sup> 松浦晃一郎 2008 100 頁

<sup>85</sup> (1983、1984、1988、1992、1994、1996、1997、2005)の改正。

<sup>86</sup> ユネスコ編 作業指針 2005 第77・78段落

<sup>87</sup> 日本ユネスコ協会連盟編 2007 53～54 頁

<sup>88</sup> 日本ユネスコ協会連盟編 2006 49 頁より 2005年に決定した基準が2007年からの適用となったのは、2006年の審議予定の物件は、2005年の新基準確定前に推薦されていたからである。

<sup>89</sup> 日本ユネスコ協会連盟編 2007 53 頁

<sup>90</sup> 同上 54 頁

<sup>91</sup> 稲葉信子 2007b 51 頁 この統合の際に、ハワイ火山国立公園が旧自然基準(2)=新基準(9)から新基準(8)に差し替えになるなど、自然遺産19件について適用する基準の変更が行われた。

<sup>92</sup> 東京文化財研究所 2017 34 頁

<sup>93</sup> 同上

- (iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも稀有な存在)である。
- (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。
- (v) ある一つの文化(または複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である(特に不可逆的な変化によりその存在が危ぶまれているもの)。
- (vi) 顕著な普遍的価値(OUV)を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある(この基準は他の基準とあわせて用いられることが多い)。
- (vii) 最上級の自然現象、類まれな自然の美や美的要素を有した自然現象、または地域を含むもの
- (viii) 生命進化の記録や、進行中の地形発達の重要な地質学的過程、または重要な地形学的・自然地理学的特徴を含む、地球の歴史の主要な段階を示す顕著な例であるもの
- (ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋生態系・動植物群集の進化や発展において、進行中の重要な生態学的・生物学的過程を示す顕著な例であるもの
- (x) 学術上・保全上の観点から、顕著な普遍的価値を有し、絶滅の恐れがある種を含むもの、生物の多様性保全の観点から、重要な自然の生息・生育地があるもの。

要約すれば「(i)人類の傑作 masterpiece)、(ii)文化交流の跡、影響/influence (iii)文化・文明の証拠 testimony、(iv)重要な建築物や景観、類型/typology (v) 土地利用/land use の例、(vi)出来事・伝統関連性/association 」となる。

上記の評価基準は、以前は文化遺産のための「評価基準(i)~(vi)」の6項目と自然遺産のための「評価基準(vii)~(x)」の4項目と明確に分けられていたが、2003年の第6回世界遺産委員会特別会合において、これらの登録基準が一つのリストに統合されている<sup>94</sup>。

このように文化遺産と自然遺産の評価基準の項目が統合された理由に関しては、(西村・2017)は、「近年、文化的景観に見られるように文化遺産と自然遺産の中間的な性格を有する遺産への関心が高まってきたこと」と「純粋な自然遺産であっても、人の手が入っていない原生の自然は非常に限定的であり、圏域における人間活動の側面にも留意しなくてはならない事例が増えてきたこと等による」と分析している。

さらに、ユネスコが発行した「Preparing World Heritage Nominations(Second edition.2011)」<sup>95</sup>に基づき、詳細に解釈すると、以下のように述べられる。

<sup>94</sup> ユネスコ編 作業指針 2005 77 段落 Decision:6EXT.COM5.4

<sup>95</sup> <https://whc.unesco.org/en/preparing-world-heritage-nominations/> より閲覧することができる。

## (1) 基準(i) 人類の傑作 masterpiece

この基準を満たす要件は、人間の傑作であることで、ある天才の作品ではない。作者不明の考古遺跡などであっても適用できることが明記されている<sup>96</sup>。また、かつては芸術的要素を持つことが盛り込まれていたが、現在の基準にはそれはなく、機能美を備えた産業遺産への適用も可能になっている<sup>97</sup>。

作業指針(2005年改正)では、この評価基準(i)を単純に「人類の創造的天才を表す傑作」としている。その改正以前は、「独特の芸術あるいは美学的到達、人類の創造的天才の傑作」とされていた。

1976(ICOMOS案):<sup>98</sup>

“Properties which represent a unique artistic achievement, including the masterpieces of internationally renowned architects and builders.”

「“国際的に名高い建築家や建設業者の傑作など、独特の芸術的到達を表す資産”

1977(世界遺産委員会第1回会合):

“Represent a unique artistic or aesthetic achievement, a masterpiece of the creative genius.”

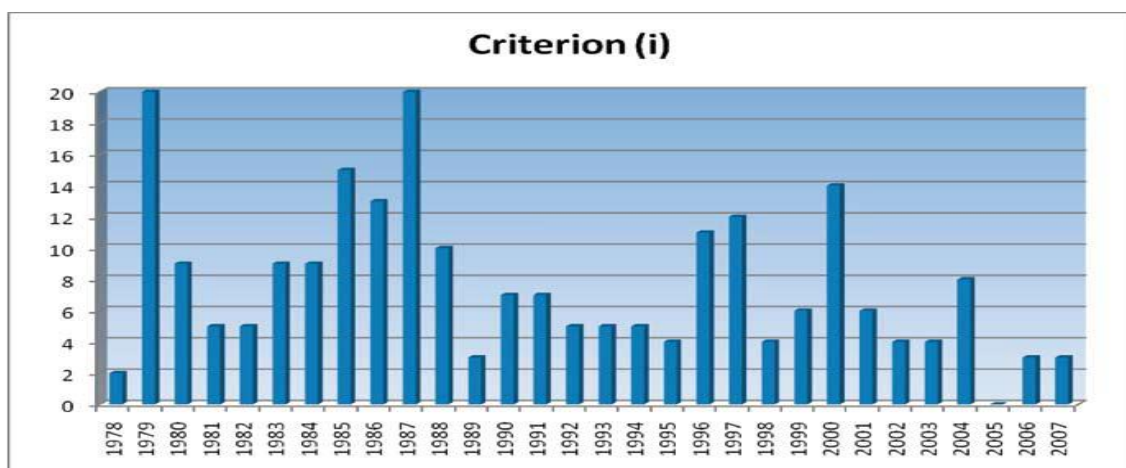
“独特の芸術或いは美学的到達を表す資産、人類の創造的天才の傑作”

1983(改正):

“Represent a unique artistic achievement, a masterpiece of the creative genius.”

“独特の芸術的到達を表す資産、人類の創造的天才の傑作”

この基準(i)の認識は、基本的に人類の創造的天才の主要な事例に言及し続けながらも、時とともに変化してきたように思われる。(i)適用を見ると、下記の図に示された使用頻度に変化があることがわかる。



引用先::ICOMOS 2008 19頁より転載

<sup>96</sup> 東京文化財研究所 2017 34頁

<sup>97</sup> 西村・本中 2017 22頁

<sup>98</sup> ICOMOS 2008 18頁

世界遺産委員会の初期の頃には頻繁に用いられ、年毎の資産数の 50%以上に及ぶことも稀ではない。これに対し、90 年代には使用頻度が 15 ないし 20%まで下がっている<sup>99</sup>。

実際は、初期の頃には多くの資産が有名な芸術的傑作だった一方、最近の推薦物件はその土地固有の資産を代表するものであることが多く、他の評価基準により評価がなされている。

(i)は大抵、芸術的かつ建築的な傑作に対して適用されてきたが、例外もある。例えば、1979 年には、フランスの「シャルトル大聖堂やヴェルサイユ宮殿」、「エジプトのメンフィスとその墓地遺跡」、「ヌビア遺跡群」、「カイロ歴史地区」、「イランのペルセポリス」や、シリア・アラブ共和国の「古都ダマスカス」等<sup>100</sup>、数多くの“傑作”が登録された。

また、近年では、美学的というよりは技術的な指向を示す資産に評価基準(i)を適用する数が増えている。例えば、フランスのミディ運河(1996)、オランダのキンデルダイクの風車群(1997)等である。これらに加え、技術的傑作という観点からの推薦資産には、ポーランドのヴロツワフの百年記念ホール、スペインのビスカヤ橋がある。また、中国の蘇州古典園林の評価基準(i)が歴史都市の建造物群に適用された事例でもある。

他に、評価基準(i)は、他の基準との関連の中で用いられることが多い。例えば、評価基準(ii)が適用された資産の 56%<sup>101</sup>は、評価基準(i)も合わせて適用されている。

## (2) 基準(ii)文化交流の影響/influence

作業指針(2005 年改正)では、評価基準(ii)を、「“建築や技術、記念碑的芸術、都市計画、景観設計の発展に関連し、ある期間にわたる、又は世界のある文化圏における人類の価値観の重要な交流を示す”資産であること」としている。

作業指針の初版では、「“ある期間を通じて、又は世界のある文化圏において、建築や技術、記念碑的芸術、都市計画、景観設計の発展に大きな影響を与えた”」と規定されていた。“大きな影響”から“重要な交流”に置き換えられているのは、世界遺産委員会が 1995 年に決定したものである。また、建築や記念工作物を対象としていた当初の文言に、文化的景観のために「景観計画」が、産業遺産のために「技術」がそれぞれ追加されるなど、対象が拡大してきた<sup>102</sup>。

1976 (ICOMOS 案)<sup>103</sup>

“Properties of outstanding importance for the influence they have exercised over the development of world architecture or of human settlements (either over a period or time or within a geographical area.)”

<sup>99</sup> ICOMOS 2008 18 頁

<sup>100</sup> 同上 19 頁

<sup>101</sup> 同上 20 頁

<sup>102</sup> 西村・本中 22～23 頁、129 頁 161 頁

<sup>103</sup> ICOMOS 2008 22 頁

“ある期間にわたって、あるいは、ある地理的領域の中で、)世界の建築の発展若しくは人間の居住地の発展に与えてきた影響が顕著な重要性を持つ資産。”

1977: (世界遺産委員会第1回会合)

“Have exerted considerable influence, over a span of time or within a cultural area of the world, on subsequent developments in architecture, monumental sculpture, garden and landscape design, related arts, or human settlements.”

“ある期間を通じて、又は世界のある文化圏において、建築、記念碑的彫刻、庭園、景観設計、関連技術、人間の居住地のその後の発展にかなりの影響を与えてきたもの。”

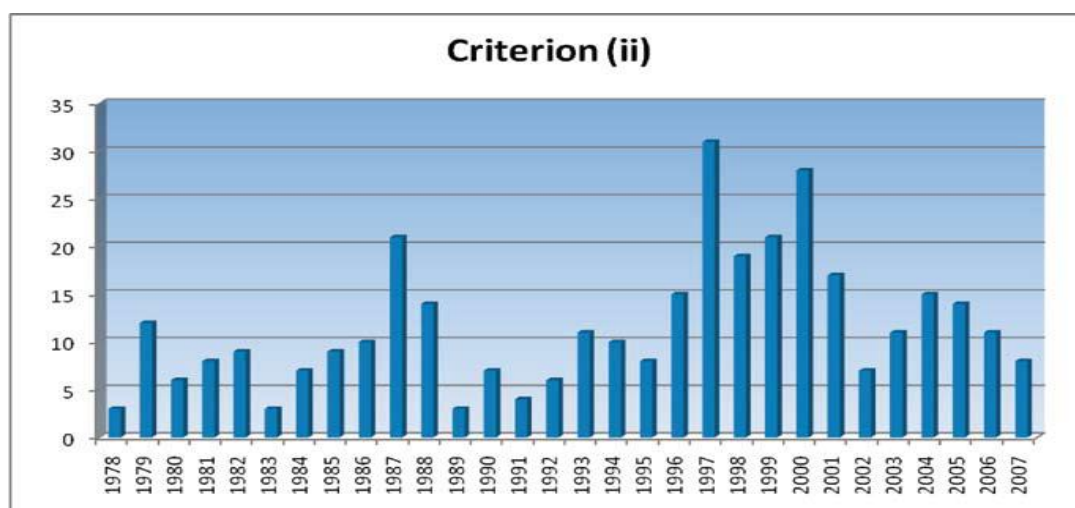
1996: 改正

“Exhibit an important interchange of human values, over a span of time or within a cultural area of the world, on developments in architecture or technology, monumental arts, town planning or landscape design.”

“建築や技術、記念碑的芸術、都市計画、景観設計の発展に関し、ある期間を通じて、又は世界のある文化圏において、人類の価値観の重要な交流を示すもの。”

基準(ii)の適用は、上記の図に示されたように、とりわけ 90 年代に徐々に増えている。その年の推薦資産数の 80%<sup>104</sup>に達している時もあった。その理由の一つは、比較研究を実行していることとする世界遺産委員会の主張であると考えられる。

前述のように、評価基準(ii)は評価基準(i)と合わせて用いられることが多い。このことは、“創造的天才”の重要な成果の多くは、大きな影響をも与えることを示していると思われ、驚くことではない。一方、両基準を併用した推薦資産数の増加は、もはや偉大な傑作というよりは、影響の結果を表している。大抵は影響を及ぼしてきた多様な要因が見られ、それらが地域の文化的特異性(cultural specificity)を反映した新しくかつ革新的な解釈を導いているのである<sup>105</sup>。



引用先: ICOMOS 2008.10 23 頁より転載

<sup>104</sup> ICOMOS 2008 22 頁

<sup>105</sup> 西村・本中 2017 年 22～23 頁

### (3) 基準 (iii) 文化・文明の証拠／testimony

作業指針(2005年改正)では、評価基準(iii)を、“現存する、あるいはすでに消滅した文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは少なくとも稀な証拠を示している”資産であることとしている。すなわち考古遺跡を主な対象とする基準だった<sup>106</sup>。

作業指針の初版では、“すでに消滅した文明に関する独特な、あるいは少なくとも稀な証拠を示している”こととされていた。文化的景観の導入された 90 年代に順次改定され、「文化的伝統」や「現存する」といった文言が追加された<sup>107</sup>。

1976 (ICOMOS案)<sup>108</sup>:

“Properties which are the best or most significant examples of important types or categories representing a high intellectual, social or artistic achievement.”

“知的、社会的、芸術的に大きな成果を示す重要な類型若しくは種類における最良又は最も重要な事例である資産”

1977:

“Be unique, extremely rare, or of great antiquity.”

“独特、極めて稀、若しくは非常に古いものであること”

1996:

“Bear a unique or at least exceptional testimony to a cultural tradition or to a civilization which is living or which has disappeared.”

“現存する、あるいはすでに消滅した文化的伝統や文明に関する独特な、あるいは少なくとも稀な証拠を示していること”

評価基準(iii)の多くは、エチオピアのラリベラの岩窟教会群(1978)のように、考古遺跡に適用されてきた。過去の伝統の証拠となる他種の資産に適用されることもあった。

例えば、ローマ近郊にあるイタリアのエステ家別荘(2001)であり、これは、ルネッサンス期の意匠や美学の基本理念を非常に優れた方法<sup>109</sup>で表している。

最近になって、評価基準(iii)は、文化的景観にも適用されている。何世紀にも渡って伝統的な土地利用をそのまま伝えているナイジェリアのスクルの文化的景観(1999)がその例である。

---

<sup>106</sup> 西村・本中 2017 23 頁

<sup>107</sup> 稲葉信子 1995 24 頁

<sup>108</sup> ICOMOS 2008 25 頁

<sup>109</sup> 世界遺産検定事務局 2016b 頁

#### (4) 基準(iv) 重要な建築物や景観、類型／typology

作業指針(2005年改正)では、評価基準(iv)を、“人類の歴史の重要な段階を物語る建築様式、建築的又は技術的な集合体の類型、景観に関する顕著な例”となる資産であることとしている<sup>110</sup>。

作業指針の初版では、元々建築に重点が置かれた基準だったが、文化的景観のために「景観」が、産業遺産のために「技術の集積」が追加された<sup>111</sup>。

この基準には重要なのは、資産が特定の時期、言い換えれば、人類の歴史上の重要な段階と関連付けられていることである。この基準を満たすためには、資産自体の物理的な様相に、その出来事が反映されている証拠を明示しなければならない。

1976 (ICOMOS 案)<sup>112</sup>:

“Properties which are unique or extremely rare (including those characteristic of traditional styles of architecture, methods of construction or forms of human settlements) which are threatened with abandonment or destruction as a result of irreversible socio-cultural or economic change.”

“抗しきれない社会文化的若しくは経済的変化の結果、廃棄や破壊の危機にさらされている、(建築の伝統的様式、建築方法、人間の居住形態等が)独特若しくは極めて稀な資産”

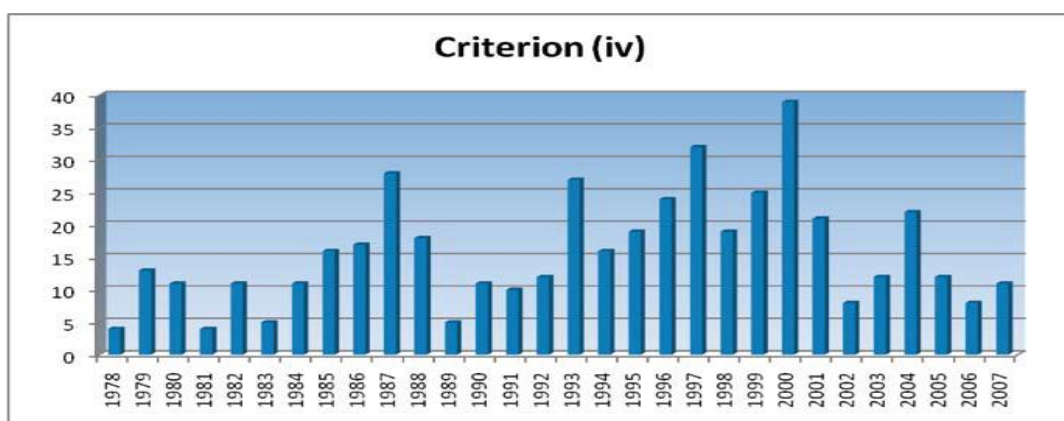
1977:

“Be among the most characteristic examples of a type of structure, the type representing an important cultural, social, artistic, scientific, technological or industrial development.”

“構造形式や、重要な文化的、社会的、芸術的、学術的、技術的、産業的発展を示す種別の最も特徴的な例であること”。

1996: “ Be an outstanding example of a type of building or architectural or technological ensemble or landscape which illustrates (a) significant stage(s) in human history.”

“人類の歴史の重要な段階を示す建物形式、建築的又は技術的な集合体の類型、景観の顕著な例であること”



引用先:ICOMOS 2008 28頁より転載

<sup>110</sup> ICOMOS 2008 27頁

<sup>111</sup> 西村・本中 2017 22～23頁、129頁 161頁

<sup>112</sup> ICOMOS 2008 28頁

評価基準(iv)は、上記の図に示された通り、とりわけ 1980 年代初以来、最も良く用いられてきたものである。その適用状況は、世界遺産一覧表の最初期及びここ数年を除き、年毎の資産数の 80 数%<sup>113</sup>にまで至っている。

資産の種類との関係を考慮すると、その評価がほぼ全面的に比較研究で決まることは言うまでもない。しかし、多くの推薦資産が“独特”又は“類稀”なものとして説明されており、比較にならないことに留意すべきである。これは、今後慎重に検討すべき課題の一つである。

評価基準(iv)が適用されている資産の様々な種別を見ると、宗教関連資産が 26%で、よく言及されるように、最も多い。次に歴史都市が 20%、軍事関連構造物が 14%、景観が 11%と続き、さらに、適用率の小さなその他の資産が並ぶ<sup>114</sup>。評価基準(iv)の適用は、他の評価基準に合わないと思われる資産を評価するうえで、最も使い勝手の良い方法と考えられることがある。この評価基準の使用に関しては、提案資産の顕著な質という観点から、そして、特定の類型を代表するものとして、明確な制限を設けることが望まれる。

#### (5) 基準 (v) 土地利用/land use

作業指針(2005 年改正)では、ある文化(または複数の文化)を代表する伝統的集落、あるいは陸上ないし海上利用の際立った例。もしくは特に不可逆的な変化の中で存続が危ぶまれている人と環境の関わりあいの際立った例。

作業指針初版では、この基準はもともと伝統的な集落や建築様式を主な対象とするものだったが、文化的景観の導入を反映して「土地利用(land-use)」に関する文言が追加され<sup>115</sup>、のちには陸上だけでなく海上についても明記された<sup>116</sup>。

つまり、この基準は言及する伝統的居住や土地利用は、地方のみならず、都市にも該当する。また、ある程度長期間にわたって居住や土地利用が行われている必要がある。さらに、自然との相互作用により形成された点が資産から読み取れなければならない。

1976(草案)<sup>117</sup>:

“Properties of great antiquity

“非常に古い資産”

---

<sup>113</sup> 同上 28 頁

<sup>114</sup> 同上 28 頁

<sup>115</sup> 西村・本中 2017 24 頁 129 頁

<sup>116</sup> 佐滝剛弘 2009 88 頁

<sup>117</sup> ICOMOS 2008 30 頁



1977:

“Be a characteristic example of a significant, traditional style of architecture, method of construction, or human settlement that is fragile by nature or has become vulnerable under the impact of irreversible socio-cultural or economic change.”

“自然に対して脆弱、若しくは抗しきれない社会文化的又は経済的变化によりその存続が危ぶまれている重要かつ伝統的な建築様式や、建設方法、集落の特徴的な例であること”

2005:

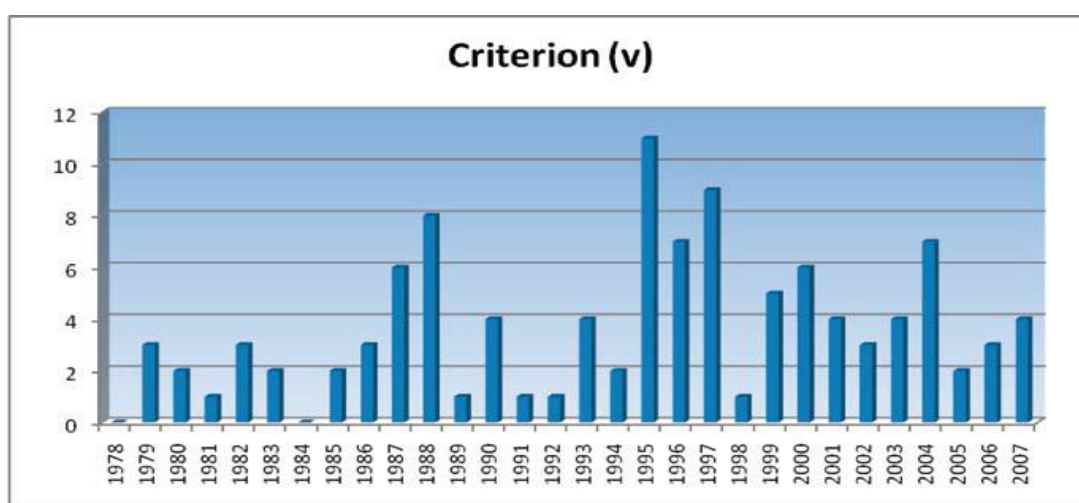
“Be an outstanding example of a traditional human settlement, land-use or sea-use which is representative of a culture (or cultures), or human interaction with the environment especially when it has become vulnerable under the impact of irreversible change.”

“あるひとつの文化(または複数の文化)を代表する伝統的集落や土地利用、海洋利用の顕著な例であること。若しくは人類と環境との相互関わり合いを代表する顕著な例であること。特に抗しきれない変化によりその存続が危ぶまれているもの。”

評価基準の中で最も使用されていないのが評価基準(v)である。また、その使用には幾らかの曖昧さがあるように見受けられる。

評価基準(v)は概して歴史的都市と関連して用いられてきたが、今後は恐らく農業のような農村での土地利用に関連する例が増えるでしょう。“抗しきれない変化(irreversible change)”や“脆弱性(vulnerability)”という考えも<sup>118</sup>、経年の中で、ますます重視されるようになる。

ICOMOS による 1976 年報告書は、評価基準(v)を現在の形式で書き表していない。その報告書の基準一覧の中では評価基準(v)を“非常に古いもの”と言及しており、初期の推薦書の中にはそのような評価が見られるものもある。



引用先: ICOMOS 2008 30 頁より転載

118 ICOMOS 2008 31 頁

(v)が適用された資産には、最初から、多くの歴史都市が含まれていた。例えば、カイロ(エジプト)、イスファハン(イラン)、ロロス(ノルウェイ)、フェズ(モロッコ)、ヴェネチアとその潟(イタリア)、泰山・タイシャン(中国)、トンブクトゥ(マリ)、メテオラ(ギリシャ)、白川郷(日本)等、農村地域の集落や建築資産も見られる<sup>119</sup>。

## (6)基準 (vi) 出来事・伝統 関連性/association

この基準はもともと「出来事、思想、信仰」との関連しか書かれていなかったが、文化的景観の導入に伴い「現存する伝統」「芸術的、文学的作品」が追加された<sup>120</sup>。たとえば、ザルツブルク市街の歴史地区にこの基準が適用されている理由には、音楽家モーツァルトを輩出した都市であることなどが挙げられている<sup>121</sup>。

(vi)は他の5つの基準と異なり、資産の物理的な様相に無形的な要素が影響を与えている必要はない。資産が信仰の対象であること、芸術家に着想を付与すること、重要な出来事と強く関連することなどの事項により、この基準は満たされる。

作業指針初版でも、記述の内容は実質的に同じであった。しかし、この評価基準を単独で用いるか、他の基準とあわせて用いるべきかについては、様々な変更があった。1976(草案)<sup>122</sup>：

“ Properties associated and essential to the understanding of globally significant persons, events, religions or philosophies.”

“世界的に重要な人物、出来事、宗教、あるいは哲学に関連し、かつ、その理解に不可欠な資産”

1977:

“Be most importantly associated with ideas or beliefs, with events or with persons of outstanding historical importance or significance.”

“歴史的に著しく重要若しくは重大な思想や信仰、出来事、あるいは人物と最も重要な関係があること”

2005:

“Be directly or tangibly associated with events or living traditions, with ideas, or with beliefs, with artistic and literary works of outstanding universal significance (the Committee considers that this criterion should preferably be used in conjunction with other criteria).”

“顕著な普遍的意義を有する出来事又は生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品や文学的作品と直接または明白な関係があること(世界遺産委員会は、この評価基準は他の評価基準とあわせて用いることが望ましいと考える)”

その一方、いわゆる負の世界遺産には、(vi)が単独適用されたものが多いとされる<sup>123</sup>。しかし、この基準は原爆ドームの登録をめぐる紛糾した結果、単独適用が禁じ

<sup>119</sup> 同上 31 頁

<sup>120</sup> 西村・本中 2017 129 頁

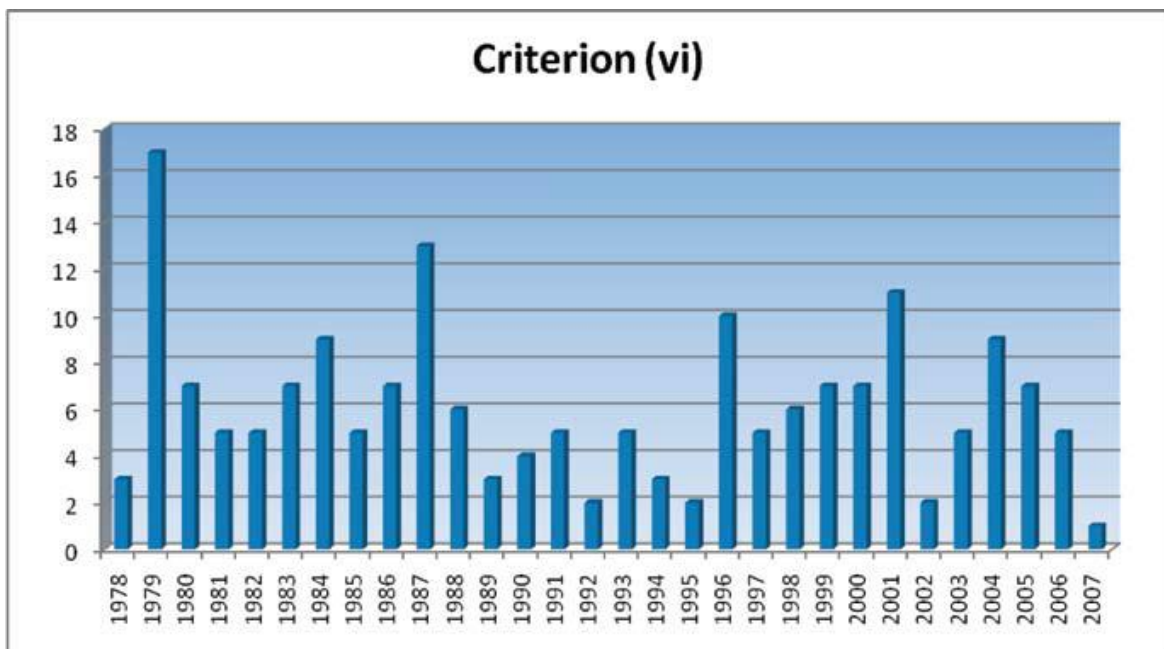
<sup>121</sup> 西村・本中 2017 24 頁

<sup>122</sup> ICOMOS 2008 32 頁

<sup>123</sup> 世界遺産検定事務局 2016b 420 頁

られ<sup>124</sup>「ただし、極めて例外的な場合で、かつ他の基準と関連している場合のみ適用」<sup>125</sup>という厳しい条件がついた時期があった。その厳しい文言は、3年後のロベン島の審議の際にかえって議論の紛糾を招き<sup>126</sup>、上記のような緩和された条件に変更された。評価基準(vi)は、評価基準(v)よりも多く用いられているものの、評価基準(i)よりも使用頻度が低い。この評価基準は、おそらくどの評価基準よりも頻繁に世界遺産委員会に議論され、改正されてきた。

世界遺産委員会は、1980年に評価基準(vi)の規定に“特別(exceptional)”及び“他の評価基準とあわせて(in conjunction with other criteria)”の語を取り入れているが、この時から評価基準(vi)の使用についての注意が必要と感じられていたことは注目に値する。



引用先:ICOMOS 2008 33 頁より転載

評価基準(vi)の使用率は、上記の図に示されたように 1980年代には資産の30%であり、1990年代には10-15%に限られるものの、2001年以降は再び増加の傾向を見せている。この変動は、制限条件があったにもかかわらず、評価基準(vi)は多数の事例を十分に評価し続けてきたことを示している。近年の増加は、遺産に関連す

<sup>124</sup> 稲葉信子 2011 17 頁

<sup>125</sup> 日本ユネスコ協会連盟編 2002 58 頁

<sup>126</sup> 稲葉信子 2011 17 頁より、「ロベン島に対し、ICOMOS は基準 (VI) 単独での登録を勧告した。しかし、厳しい条件との兼ね合いで単独適用を避けたい世界遺産委員会は、ICOMOS が反対していた基準 (III) も強引に適用することで、(III) と(VI) での登録という形となった。

る生きた伝統や無形の要素に対する意識の高まりをも反映している。

帝国や国家の設立に関係するより政治的な評価が行われたものには、中国の「秦の始皇陵」、「明・清朝の皇帝陵墓群」、「万里の長城」、イランのペルセポリス等がある。その他には、第二次世界大戦の記録であるアウシュヴィッツの強制収容所（ポーランド）、広島平和記念館（日本）は多少異なる関連性を有するものである。

文化の領域においては、オーストリアのザルツブルグ市街の歴史地区やウィーン歴史地区、ベラルーシのラジヴィール家の建築群、ベルギーのブリュージュの歴史地区、中国のマカオ歴史地区、ドイツの古典主義の都ワイマール、ギリシャのアテネのアクロポリス、イタリアのフェラーラ、フィレンツェ歴史地区、アッシジが記載されている<sup>127</sup>。

殷墟（中国）の考古遺跡は漢字や中国文化の発展と、ニュー・ラナーク（英国）は社会哲学や教育と関連するものである<sup>128</sup>。こうした資産の多くは、特定の人物とも関連する。科学、工学、薬学などの分野に関連する資産は、現在のところは少数である。

基準(vi)に基づき評価された資産には、また、イタリアのヴェネチアとその潟のように、人類の自然との奮闘を表すものが含まれている。今後の使用が制限され続けたとしても、評価基準(vi)が世界遺産一覧表に欠かせないものであることは明らかである。

以上の基準の少なくとも1つ以上を満たしていると世界遺産委員会で認められれば、世界遺産リストに登録される。多くの世界遺産では、複数の基準が適用されている<sup>129</sup>。今のところは、これらすべてを満たす世界遺産はないが、最も多く満たしたのは中国の泰山(i)(ii)(iii)(iv)(v)(vi)(vii)とオーストラリアのタスマニア原生地域(iii)(iv)(vi)(vii)(viii)(ix)(x)の7項目である<sup>130</sup>。

また、文化遺産の登録基準6つすべてを満たした物件は、ヴェネツィアとその潟(i)(ii)(iii)(iv)(v)(vi)泰山(i)(ii)(iii)(iv)(v)(vi)(vii)、莫高窟(i)(ii)(iii)(iv)(v)(vi)、たった3件しかない。

## 6、文化遺産の真正性と完全性

世界遺産の登録・保全において、もっとも重要な概念というのは、「真正性」と「完全性」であり、世界遺産への登録のための「必要条件」で、文化遺産を「どうやって保存・保全していくか」に関する概念でもある。

<sup>127</sup> ICOMOS 2008 33 頁

<sup>128</sup> 同上 32 頁～33 頁

<sup>129</sup> 佐滝剛弘 2009 86 頁

<sup>130</sup> 世界遺産検定事務局 2016a 26 頁

名称	ポイント	対象	作業指針
真正性 Authenticity	価値を継承しているかどうか	文化遺産・複合遺産	79～86 段落
完全性 Integrity	価値を特徴づける要素・管理体制が完全かどうか	文化遺産・複合遺産・自然遺産	87～95 段落

真正性は文化遺産の価値を担保する条件として認識されている概念であり、完全性は長らく自然遺産の価値を担保として認識されてきた概念である。しかし、文化遺産の中でも、特に都市遺産や文化的景観など、多くの諸要素が複雑に関係し合い、それらの総体としての把握を要求される遺産をはじめ、ひとつの主題の下に複数の構成資産を組み合わせた連続性のある遺産などは、個々の個性要素にかんして真正性の概念を適用するだけでなく、遺産の全体に対しては完全性の概念を適用していることから、2005 年作業指針の改正にあたっては、文化遺産に対しても完全性の条件を満たすべきことが明記された<sup>131</sup>。

## (1) 真正性

遺産が「いかに本物であるか」を明示することを求めているのである。登録基準 i から vi に基づいて推薦される資産が満たさなければならない必要条件の 1 つであり、特に、文化遺産について、そのデザイン、材質、機能などが本来の価値を有していることなどを指す<sup>132</sup>。

時間の経過がもたらす変化、変容の痕跡の中から、該遺産の本質を成すものとそうでないものを正確に識別することを求めているのである<sup>133</sup>。即ち、その遺産(建築物や景観)が「本来の価値」を「継承している」かどうかのことである。現在の真正性の定義に至るまでには下記の経緯があった<sup>134</sup>。

### ①アテネ憲章(1931 年)

1931 年にアテネで開催された第 1 回歴史記念建造物関係建築家技術者国際会議にて採択された、歴史的建造物の保護と修復に関する合意事項。第一次世界大戦を経て、ヨーロッパ諸国を中心に歴史的建造物を保存・保護して次世代に残していくことを目的として合意されたものである。ここでは、「修復のための材料」として「鉄筋コンクリートなどの近代的な技術のすべての可能性が適切に用いられること」と定義されていた。

<sup>131</sup> 西村・本中 2017 46～47 頁

<sup>132</sup> The Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention(2013).pdf

<sup>133</sup> 西村・本中 2017 47 頁

<sup>134</sup> 日本イコモス国内委員会ホームページ <http://www.japan-icomos.org/aboutus.html#venice>。

②ヴェネツィア憲章(1964年)<sup>135</sup>

1964年、ヴェネツィアで開催された第2回歴史的記念物の建築家・技術者国際会議において採択された、歴史的建造物の保存・修復に関わる国際的合意事項。第二次世界大戦後、ユネスコが設立されたのちにできたものである。ヴェネツィア憲章では「修復はオリジナルな材料と確実な資料を尊重することに基づく」、「推測による修復を行ってはならない」、「推測による修復に際してどうしても必要な付加工事は、建築的構成から区別できるようにし、その部材に現代の後補を示すマークを記しておかなければならない」などのことがうたわれている。

③奈良文書(1994年)<sup>136</sup>

1994年、奈良市にて開催された「世界遺産条約における真正性についての奈良会議」にて採択された、真正性の新しい定義に関する合意事項。これまでのヨーロッパの文化にもとづいた真正性の考え方だけでなく、文化と遺跡の多様性を包含できるように、より柔軟に定義され、現在のガイドラインとなっているものである。

要約すると、①アテネ憲章：近代技術を駆使して歴史的建造物を保存・保護していく。②ヴェネツィア憲章：保存・保護は大切だが、オリジナルな材料と資料に基づいて修復することを原則とする。③奈良文書：それぞれの文化や歴史に応じた保存・修復技術を認める。

真正性の元になったのが1964年に採択されたヴェネツィア憲章(記念建造物および遺跡の保全と修復のための国際憲章)である。ヴェネツィア憲章では修復の目的を「美的価値と歴史的価値を保存し、明示すること」としており、修復する建物の設計・装飾・材料等は確実な資料に基づくことを求め、「推測による修復を行ってはならない」と定めている。

また、作業指針では、1994年に作成された真正性に関する奈良文書に基づき、資産の真正性を検討するための原則として、文化遺産そのもの自体の文化的文脈において検討し、判断されるべきこと<sup>137</sup>や資産の形状、意匠、材料、材質、用途、機能、伝統、技能、管理体制、所在地、周辺環境などの多様な属性を通じて資産の価値が表された場合に真正性の条件が満たされること<sup>138</sup>が明記されている。

つまり、木や土の建築物も、同じ材質・形状・建築技法で修復されてきたものは、真正性が確保されているということになる。例を挙げると、フランスのノートルダム大聖堂は、13世紀末に現在の形で建造された。多少の修復は行われたが、大聖堂の正面にある彫像から、内部の装飾に至るまで、「建設当時の状態」がほぼ完全な形で保たれ

---

<sup>135</sup> 同上

<sup>136</sup> 同上

<sup>137</sup> The Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention.pdf para.81

<sup>138</sup> 同上 para 82

ている。つまり、真正性が確保されている状態である。そして、ノートルダム大聖堂は以下の登録基準が認められていた。

- (i) 人類の創造的才能を表す傑作である。「当時と変わらぬ姿で」人類の傑作であることを現在に伝えている。
- (ii) ある期間、あるいは世界のある文化圏において、建築物、技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展における人類の価値の重要な交流を示していること。「建築の発展における人類の価値の交流(ii)・・・フランスにおけるゴシック建築の代表としての「当時の姿」を現在に伝えている」。

このように、建築物の「真正性」が確保されているため、これらの登録基準を満たしていることが「信用できる」わけである。また、世界遺産を推薦する側からいえば、真正性を証明しなければ、世界遺産に登録できないことになっている。

文化遺産では歴史的芸術的に本物であること(修復などにおいては材料・構造・工法の真実性が求められる)、自然遺産では(手つかずの自然が残されていることが求められる)。

かつては、建築された当時の状態がそのまま維持・保存されていることが重視されていたが、これは西欧の石の文化に基づくもので、日本やアフリカなどの木や土の文化には必ずしも対応していなかった<sup>139</sup>。

真正性はそれぞれの文化的背景を考慮するものとし、木造建築などでは、建材が新しいのに取り替えられても、伝統的な工法、機能などが維持されていれば、真正性が認められることになり、遺産の解体修理や再建などが可能になったわけである。

例えば、日本の「日光の社寺」、「平等院鳳凰堂」の場合、建築物の表面を定期的に彩色したり、「清水寺」、「法隆寺」の場合は、建造物の解体修理を行ったりするなどの保存活動・「平成の大修理」が行われており、この修理技術や修理技術者の養成が世界からも高く評価されている。

その他に、韓国の「華城」は、朝鮮戦争などを経て一部が破壊されたが、「華城城役儀軌」という築城の詳細な記録が残されていたため、これをもとに 1975～1979 年にかけて 41 の建造物が記録に忠実に修復・再建された結果、1997 年にはその真正性が認められて世界遺産リストへの登録に至った<sup>140</sup>。

また、真正性に関して、考古遺跡や歴史的建造物、歴史地区を再建することが正当化されるのは例外的な場合に限定され、再建に憶測の余地があってはならないとされている。例えば、ヨーロッパにおいて、第二次世界大戦でワルシャワが、町の9割近くが破壊された<sup>141</sup>と言われている。戦後、市民は建物の設計図や写真・絵などから「壁のひびまで忠実に」をスローガンに再建を開始した。その結果、中世のさまざまな建築様式が混ざり合う美しい街並みが再現された<sup>142</sup>。

<sup>139</sup> 木曾功 2015 115 頁

<sup>140</sup> 世界遺産オンラインガイド <https://worldheritagesite.xyz/hwaseong-fortress/> 最終閲覧 2019 年 03 月 14

<sup>141</sup> 世界遺産検定事務局 2017 48 頁

<sup>142</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Reports/02/2017/aefb9f32716b2276/1-wa-r.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2017/aefb9f32716b2276/1-wa-r.pdf) より引用

しかし、その修復・再建の手法は手本として各地に影響を与えたが、世界遺産に推薦された際には歴史地区の多くを再建したこの物件の真正性を認めるか否かでさまざまな議論を呼んだという。結局登録は認められたが、同時に都市全体を再建した物件の登録は今後認めないこととなった。

上述の例を見ると、真正性が真剣に議論されていることがわかる。しかし、世の中にはいい加減に修復や、復元されて、本来の姿とかけ離れたものになってしまった歴史建造物や遺跡も多々ある。

たとえば、2000年に世界遺産リストに登録された「慶州歴史地域」は韓国政府が慶州を歴史文化都市として整備する計画を立案し、2005年に20～30年をかけて金城を修復・復元する整備事業を立ち上げた。そのため、慶州市が中心となって新羅王京核心遺跡復元・整備事業を進めており、発掘や修復・復元が行われている<sup>143</sup>。

しかし、『三国史記』や『三国遺事』などの資料を見ても建物の細部の記録はなく、科学的な考証が不十分であることに対し、各国の専門家を中心に過度な発掘・修復・再建・復元に対して懸念が表明されている<sup>144</sup>。

近年、真正性がないと評価された推薦を見ると、資産の範囲内及び構成要素となる個々の建物や遺構に対して行われている復元や再建の程度が大きいこと、属性として提案された時期の部材がほとんど残っていないこと、修復や再建が根拠なく行われていることが指摘されている。修復について材料の選択に根拠がないことや、修復材料や手法に関する記録を残していないことも、真正性が損なわれたとみなされている。

また、OUVと関連のある時期には教会として利用されていた建造物が現在では、コンサートホールとして使われているなど、建造物本来の機能が大きく変容または喪失していることも真正性に対する負の要素となる。

さらに、とくに考古遺跡について、発掘調査が十分に広い範囲について行われていないと諮問機関がみなした上で、属性と資産範囲や構成要素との関連付けの根拠が薄弱であり、真正性を評価できない事例もある。

したがって、今後、推薦書を作成する際には、資産の中で大規模な再建や改容されない、真正性を保持すべき要素を正しく特定しなければならない。また、構成資産を選択し、それらの真正性を評価する際には、構成要素とOUVの言明と整合性があるかどうかを繰り返し、慎重に検討する必要があると考えられる。

---

<sup>143</sup>「巨額投じられた新羅王京復元作業は順調だが…世界文化遺産抹消を憂慮する声も」(中央日報)

<https://japanese.joins.com/JArticle/227711> より閲覧することができる。

<sup>144</sup> 朴 方龍 2004 「東アジアの年形態と分明史」 21 卷 69 頁



## (2) 完全性

完全性とは、「完全であること」を意味する。世界遺産リストに記載されるすべての資産が満たさなければならない必要条件の1つであり、文化遺産および自然遺産とそれらの属性のすべてが損なわれていることなく包含されている度合を測るための指標である<sup>145</sup>。

その資産の OUV を証明するために必要な要素が、適切な保安全管理の下で過不足なく揃っていることである。即ち、その資産が持つ「価値を特徴づける要素が完全に含まれているかどうか」「そのための管理体制が完全かどうか」という要点で、作業指針では、完全性を評価する項目として、以下の3項目が挙げられている<sup>146</sup>。

- (1) OUV を表現するのに必要な要素がすべて含まれているか。
- (2) 資産の重要性を示す特質や背景を不足なく代表するために適切な規模が確保されているか。
- (3) 開発および管理放棄による負の影響をうけているか。

完全性の有無は、一つには OUV を表現するための構成要素の選択や資産の範囲設定の適切性によって評価される。資産の範囲を行政単位によって設定するのは、OUV に直接の関連がなければ適切とは言えないため、その理由を OUV に関連付けて説明できない限り、避けた方がよいとされる。

また、資産範囲が広ければ広いほどよいとは限らない。その設定には科学的な根拠を要する。構成要素同士の距離が遠く離れている場合にも、無理に単一の広い範囲を設定することなく、関連性のある資産群としての推薦にしたほうが適切とみなされることがある。OUV と無関係な要素が資産の範囲に多く含まれることで、諮問機関に OUV が理解されない恐れがある<sup>147</sup>。

また、開発や管理放棄による負の影響、劣化状態やその制御といった資産の保全状況も、完全性を評価するための指標となる。資産の範囲内での耕作や居住などといった人間の生活の営みについても、持続的な活動であれば、OUV を損なうような活動でなければ、世界遺産であることと両立は可能である。しかし、その場合も活動の実情を正確に記述しなければならない<sup>148</sup>。

完全性という概念は「登録範囲」をイメージすると理解しやすい。一定の規模を確保することが求められる反面、価値の証明と関係のない要素が多く混じっても否定的に評価されるため、むやみに範囲を拡大するよりも、個々の要素群に絞り、面ではなく点で捉える「関連性のある資産」とすることも含め、価値の証明に即して範囲を練ることが

<sup>145</sup> ユネスコ編 作業指針 2005 第 78、87 段落

<sup>146</sup> 作業指針 第 88 段落

<sup>147</sup> UNESCO/ICCROM/ICOMOS/IUCN(2011):Preparing World Heritage Nominations Second edition 2011 66  
~67 頁

<sup>148</sup> UNESCO/ICCROM/ICOMOS/IUCN(2011):ibid

求められる<sup>149</sup>。

たとえば、日本の富岡製糸場と絹産業遺産群では、当初 10 件の構成資産を擁する推薦物件だったが、絹産業の技術革新と国際交流という価値の証明に即した練り直しの結果、4 件にまで絞られた経緯があり<sup>150</sup>、絞込みが効果的だったとされている<sup>151</sup>。

作業指針の 100 段落には、文化遺産の場合には、顕著な普遍的価値を直接的かつ具体的に表現しているすべての領域、属性を遺産としての保護範囲に含めるとともに、将来の調査によって遺産に対する理解の深化に寄与する潜在的可能性のある地域についても、遺産の範囲に含めることができるよう境界線を設定することを求めている。つまり、OUV が潜在している地域についても、遺産の範囲に含めることが必要だとする点については十分注目しなければならない。

## 7、文化遺産の登録範囲と緩衝地帯

### (1) 登録範囲

諮問機関は、範囲の設定に不足がある推薦の場合には範囲の再考を勧告するが、逆に余計な要素が含まれていると判断した場合には、特定の要素の除外を条件にした登録勧告を示すことがある。例えば、富士山-信仰の対象と芸術の源泉の推薦では三保松原の除外が<sup>152</sup>、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の推薦では新原・奴山古墳群などの除外が<sup>153</sup>、それぞれ勧告され、いずれも逆転で登録に至った。

他方、平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-の推薦で除外が勧告された柳之御所遺跡は、委員会審議でも勧告通りに除外と決まった例である<sup>154</sup>。

近年では、完全性がないと評価とされた物件を見ると、締約国が挙げている特定の文化や年代といった属性を有する要素の多くが資産の範囲から除外されていたり、OUV の言明において言及されている年代と構成要素の年代が合致していないなど、また、複数の登録基準や属性を締約国が提案した場合、それぞれに対応する構成資産の件数に極端なばらつきがある場合もバランスが悪いとみなされ、否定的な評価を得ている。

さらに、OUV とは無関係な建造物や遺構が資産範囲に多く含まれることも問題視さ

<sup>149</sup> 東京文化財研究所 2017 66~67 頁

<sup>150</sup> 日本ユネスコ協会連盟 2014 6~11 頁

<sup>151</sup> 「富岡製糸場 世界遺産へ 4 資産に厳選 奏功」『朝日新聞』2014 年 4 月 27 日朝刊 1 面 より引用

<sup>152</sup> 稲葉信子 2013 32 頁

<sup>153</sup> 二神葉子 2018 28 頁。

<sup>154</sup> 本中真 2011 年 9 月号 文化庁月報特集「平泉-仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-」の世界遺産一覧表記載」文化庁 1 頁

れる。保全に関しては、劣化が進行していることのほか、新規の建造物や駐車場などによる景観対する悪影響にもしばしば言及されている。

実際は遺産の形態、性質、保存状況などにより、潜在的価値をもつ区域を遺産の範囲に取り込むのか、緩衝地帯含めて遺産本体の一体的保護を図るのかについて、適切に判断する視点が重要課題でもある。

## (2) 緩衝地帯

世界遺産の登録範囲 (Boundary) は、前述のように完全性をはじめとする「顕著な普遍的価値」(OUV) の証明のために必要な要素を過不足なく含むことが求められる<sup>155</sup>。

範囲の設定は行政区分などに左右されるべきでないとして、自然地形の特徴などに即していることが望ましいとされている<sup>156</sup>。登録後にも範囲の変更は可能である。

世界遺産の登録に当たっては、登録物件の周囲に緩衝地帯 (Buffer zone) を設けることがしばしばである。ただし、それは OUV を有するとは認められていない地域で、世界遺産登録範囲ではない<sup>157</sup>。

かつては、世界遺産そのものの登録地域を核心地域 (Core zone) と呼んでいたが、核心地域と緩衝地帯がともに世界遺産登録地域であるかのように誤認されないために、2008 年から世界遺産そのものの登録地域は資産 (property) と呼ばれ、緩衝地帯と明確に区別されるようになった<sup>158</sup>。

緩衝地帯は本来保護すべき範囲の外側に緩衝地帯を設定するという考え方は、自然保護に見られた概念を文化遺産にも拡大したものといえる。この範囲設定は、ユネスコの「人と生物圏計画」で「核心地域」「緩衝地域」「移行地域」の 3 区分が存在していたことをモデルに、核心地域と緩衝地域の概念を導入したものである<sup>159</sup>。

緩衝地帯の役割は、資産の保護のために設定される区域で、法的あるいは慣例的に開発などは規制を受ける<sup>160</sup>。例えばフランスの場合、歴史的記念建造物の周囲には一律 (半径 500 m) に規制が敷かれるが、世界遺産の場合、保護する範囲に機械的な線引きはなく、また資産全体に同じ範囲だけ設定しなければならないものではない<sup>161</sup>。そもそも緩衝地帯は当初、方針文書に明記されておらず、ごく初期の世界遺産には設定されていなかった<sup>162</sup>。1980 年や 1988 年の「作業指針」で段階的に盛り込まれ

155 東京文化財研究所 2017 年 23～24 頁

156 同上 24 頁

157 西村・本中 2017 62 頁

158 稲葉信子 2009 40 頁

159 世界遺産検定事務局 2016a 37 頁

160 西村・本中 2017 59～60 頁

161 西村・本中 2017 60～62 頁

162 松浦晃一郎 2008 145 頁

ていったが<sup>163</sup>、厳格な適用を求める方向で「作業指針」が改定されたのは 2005 年のことで、設定しない場合には理由の提示が必要となった<sup>164</sup>。世界遺産の推薦に当たっては、原則として資産だけでなく緩衝地帯についても、規模や用途などを明記し、地図も提出する必要がある<sup>165</sup>。それ以降、第 31 回世界遺産委員会(2007 年)で既に登録されている世界遺産 7 件に遡及的に設定されるなど<sup>166</sup>、(後述)「軽微な変更」として緩衝地帯の遡及的な設定なども行われるようになってきている。

その一方、生物圏保存地域と異なり、緩衝地帯の外側に移行地域が存在しないため、緩衝地帯のすぐ外側での開発などが問題視されることが出てきた<sup>167</sup>。例えばロンドン塔の場合、超高層建築ザ・シャードが緩衝地帯の外に建てられたが、ロンドン市内で突出したその高さは、ロンドン塔の景観にも影響を及ぼしてしまっている<sup>168</sup>。これは緩衝地帯の外であったため、世界遺産委員会では懸念は表明されたものの、それ以上の措置には踏み込まなかった<sup>169</sup>。世界遺産委員会では、緩衝地帯の外でさえ、景観に影響を及ぼす場合には規制すべきという意見も出されるようになってきている<sup>170</sup>。その一方、都市の成長や開発に対する過度の抑制に繋がることを懸念する論者もいる<sup>171</sup>。

上述のように、緩衝地帯は理由を明記すれば、設定しないことも許容される。許容されるための理由としては、資産そのものの保護範囲がもともと十分に広く設定されている場合や、大平原や地下など、資産の所在環境による条件を勘案して緩衝地帯の設定が無意味、あるいは不要などと判断される場合などがある<sup>172</sup>。しかし、フォース橋(2015 年登録)が保護範囲の十分の広さを理由に緩衝地帯を設定しなかったところ、その審議が紛糾した例などもあり、専門家からは緩衝地帯を設定しない推薦は例外的なものを見なされている<sup>173</sup>。

---

163 吉田正人 2012 190～191 頁

164 世界遺産検定事務局 2016a 37～38 頁

165 作業指針 第 104 段落

166 日本ユネスコ協会連盟編 2008 15 頁

167 世界遺産検定事務局 2016a 38 頁

168 木曾功 2015 24～25 頁

169 同上 25 頁

170 松浦晃一郎 2008 156～157 頁 230 頁

171 木曾功 2015 25 頁～29 頁

172 東京文化財研究所 2017 25 頁～26 頁

173 同上 26 頁

## 第2章 推薦登録のプロセスと登録後の保全

### 1、登録推薦について

世界遺産条約の履行において、締約国が自国の資産を世界遺産リストに記載する資産として薦めることである。締約国には、世界遺産リストに記載に値する OUV を有する文化及び自然的価値をもつとみなしうる資産の推薦書を提出することが推奨されている<sup>174</sup>。

世界遺産委員会に提出される推薦書では、資産の保存に対して締約国が可能な限りに関与する意思が示される必要がある<sup>175</sup>。すなわち、資産およびその OUV の保護を目的として適切な政策、法律、科学、技術、行政、税制的措置が採択あるいは提案されていなければならない。推薦書に記載することが求められるのは、資産の登録範囲と内容、それが OUV を持つことの証明、脅威を与える要素などについてのモニタリングを含む保全関連の情報などの条項である<sup>176</sup>。

#### (1) 前提条件

##### ① 遺産を保有する国が世界遺産条約の締約国であること。

自国の遺産を世界遺産リストに登録するためには、まず、世界遺産条約を締約し締約となる必要がある。ゆえに、たとえば台湾は世界遺産候補地リスト(潜在的な世界遺産)を独自に発表するなど世界遺産登録に前向きだが<sup>177</sup>、世界遺産条約締約国ではなく、政治上は一つの中国を掲げる中国も台湾の物件を推薦したことがないため、世界遺産委員会の審議対象になったことすらない<sup>178</sup>。

一方で、ユネスコの加盟国である必要はなく、バチカン市国は国際連合にもユネスコにも加盟していないが、世界遺産条約は締約しているため、国全体が世界遺産になっている<sup>179</sup>。アメリカは1984年から2003年までの間、ユネスコを脱退していたが、その間も「自由の女神像」や「ハワイ火山国立公園」など8件を世界遺産リストに登録している事例もある<sup>180</sup>。

そのほかに、定期的に文化遺産および自然遺産の専門家を招集し、場合によって

---

<sup>174</sup> 作業指針 第 50 段落

<sup>175</sup> 作業指針 第 53 段落

<sup>176</sup> 東京文化財研究所 2017 83 頁

<sup>177</sup> 平野久美子 2017 4~6 頁 120~125 頁

<sup>178</sup> 加治宏基 2014 182 頁

<sup>179</sup> 佐滝剛弘 2006 66 頁~67 頁 91 頁

<sup>180</sup> 世界遺産検定事務局 2016a 34 頁

は、諮問機関の代表およびその他の専門家を招聘し、条約の履行について議論すること<sup>181</sup>、また世界遺産委員会等の会合に出席すること<sup>182</sup>が推奨されている、また文化遺産及び自然遺産を保有する各締約国の主権を十分尊重し、遺産保護のために締約国間で協力することが国際社会の集団的利益となる<sup>183</sup>。

## ② あらかじめ暫定リストに記載されていること

暫定リストは、世界遺産登録に先立ち、各国がユネスコ世界遺産センターに提出するリストのことである。

もともと文化遺産について、このリストに掲載されていないものを世界遺産委員会に登録推薦することは、原則として認められていなかったが、「作業指針」の2005年の改正で、自然遺産についても義務付けられるようになった<sup>184</sup>。

ただし、バム地震(2003年)で壊滅的損壊を被ったバムとその文化的景観(イラン、2004年登録)のように<sup>185</sup>、不測の事態によって緊急で登録する必要性が認められた場合には、(後述)「緊急登録推薦」に関する条項に従い、暫定リスト記載と推薦をほぼ同時に行うことが認められる場合がある<sup>186</sup>。

暫定リストは、各国が1年から10年以内をめぐりに世界遺産委員会への登録申請を目指すもののリストであり<sup>187</sup>、10年ごとに見直し、再提出することが望ましいとされる<sup>188</sup>。ただし、10年間推薦しなかったら除去しなければならないというものではない。例えば、日本の場合、1992年から暫定リストに記載され続けていた物件のうち、「古都鎌倉の寺院・神社ほか」が最初に推薦されたのはおよそ20年後のことであり(結果は本審議前に取り下げ)、暫定リストには記載され続けている。現在、鎌倉の文化財は日本遺産<sup>189</sup>には選定されている。そのほかに、彦根城は一度も推薦されたことがない。

暫定リストに記載された物件は、世界遺産委員会がその「顕著な普遍的価値」(OUV)を認めたものではなく、不登録勧告を受けて取り下げたものや、登録延期決議などを受けたものもある。ただし、世界遺産委員会で「不登録」(後述)と決議されたも

<sup>181</sup> 作業指針 第14段落

<sup>182</sup> 世界遺産委員会手続き規則第8条1項目より引用

<sup>183</sup> 世界遺産条約第4条～第6条2項目より引用

<sup>184</sup> 西村・本中 2017 41頁

<sup>185</sup> 日本ユネスコ協会連盟編 2005 55頁

<sup>186</sup> 東京文化財研究所 2017 46～47頁

<sup>187</sup> 日本ユネスコ協会連盟 2008 45頁

<sup>188</sup> 東京文化財研究所 2017 124～125頁

<sup>189</sup> 日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じてわが国(日本)文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産 Japan Heritage」として文化庁が認定する。このストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形、無形の様々な文化財群を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外に戦略的に発信することによって地域の活性化を図っている。文化財などの価値付けを行い、保護を担保することを目的としている世界遺産と異なり、日本遺産は既存の文化財の価値付けや保全のための新たな規制を図ることを目的としたものではなく、地域に点在する遺産を「面」として発信することで、その地域の魅力ある特色をわかりやすく表現し、地域活性化への活用や文化財への理解を促進することを目的としている。(文化庁HP)より

のを暫定リストに掲載し続けることは、原則として認められていない<sup>190</sup>。

世界遺産委員会は、条約締結各国に対して、暫定リストへの掲載に当たっては、その遺産の OUV を厳格に吟味することや、保護活動が適正に行われていることを十分示すように求めている。また、世界遺産委員会は、暫定リスト作成では、まだ登録されていないような種類の物件に光を当てることや、世界遺産を多く抱える国は極力暫定リストを絞り込むことなどと呼びかけており、登録物件の偏りを是正するための一助とすることを企図している<sup>191</sup>。

この暫定リストは、各国が OUV を持つと考える物件を加除できるリストである。それに対し、他国と争いのある物件などに関しては、世界遺産委員会の検証を踏まえるべきといった提案も出されているが、慎重な意見も出されている<sup>192</sup>。第 41 回世界遺産委員会では、暫定リストが各国に独自に作成したリストであり、そこには世界遺産センターや委員会の意向は反映されていないと念押しされることになった<sup>193</sup>。

日本の場合、暫定リストへの記載は、文化庁、環境省、林野庁が担当するが、推薦にむけては上記 3 省庁に外務省、国土交通省、水産庁を加えた 6 省庁に、オブザーバーとしての文部科学省と農林水産省を加えた「世界遺産条約関係省庁連絡会議」を経る必要があった<sup>194</sup>。連絡会議があるとはいえ、文化遺産の候補は文化庁、自然遺産の候補は環境省と林野庁が実質的に選定するため、その縦割りの観点が日本に複合遺産がない一因というのもある<sup>195</sup>。同連絡会議はその後、参加する省庁が変更され、2017 年時点では文化庁、環境省、林野庁、水産庁、外務省、国土交通省、経済産業省、宮内庁、内閣官房となっている<sup>196</sup>。同連絡会議を経て正式決定された物件は、それを踏まえて閣議了承がなされる<sup>197</sup>。

### ③ 遺産を保有する締約国自身からの推薦

世界遺産条約締約国の保有でない例外は、エルサレムの旧市街とその城壁群のみである。これはエルサレム帰属をめぐる問題から、ヨルダンの申請で認められたが、ヨルダンの世界遺産ではなく、「エルサレム(ヨルダンによる申請)」と位置づけられている

<sup>198</sup>。

---

<sup>190</sup> 作業指針 第 68 段落

<sup>191</sup> 日本ユネスコ協会連盟 2001 55 頁

<sup>192</sup> 前掲書(8) 西村・本中 2017 42 頁

<sup>193</sup> 二神葉子 2018 29 頁

<sup>194</sup> 安江則子 2011 年 35 頁

日本ユネスコ協会連盟 2006 49 頁

<sup>195</sup> 日本ユネスコ協会連盟 2018 15 頁

<sup>196</sup> 世界遺産検定事務局 2017 35 頁

<sup>197</sup> 世界遺産検定事務局 2016a 42 頁

<sup>198</sup> 世界遺産検定事務局 2016a 209 頁

#### ④ 推薦遺産は不動産である

世界遺産条約1章第1条と第2条に定義されている登録される物件は不動産、つまり移動が不可能な土地や建造物に限られる。そのため、たとえば寺院が世界遺産になっている場合でも、中に安置されている仏像などの美術品は、通常は世界遺産登録対象とはならない。

ただし、東大寺大仏のように移動が困難と認められる場合には、世界遺産登録対象となっている場合がある<sup>199</sup>。逆に、将来的に動産になる可能性があるとは判断される場合、推薦時点で不動産であっても認められない<sup>200</sup>。

チェルヴェーテリとタルクイーニアのエトルリア墓地遺跡群(イタリア)の登録時には、優れた出土品の数々が収められた隣接する博物館を登録対象にするかどうか議論になったが、世界遺産委員会はいくまでも不動産しか評価対象にしないとして、収蔵している出土品を理由とする形での博物館登録は認めなかった<sup>201</sup>。このような対象の設定に対する限界が、のちの無形文化遺産の枠組みに繋がった<sup>202</sup>。

#### ⑤ 保有国の国内法で保護されること

下記の各締約国の文化財保護制度を下記のように纏める<sup>203</sup>。表3:

締約国	日本	ドイツ	イギリス	イタリア	フランス	韓国	中国
法律	文化財保護法(1950)	独文化財流出防止法(1955)	古代記念物・考古区域法(1979)建造物保護法(1990)埋蔵物法(1996)	文化財景観法典(2004)	文化財法典(2004)	文化財保護法(1982)	文物保護法(1982)
文化財の分類	・有形文化財 ・無形文化財 ・民俗文化財 ・記念物	・記念物(州によって異なる)	・記念物 ・考古区域 ・建造物 ・保全地区	・文化財(芸術、歴史、考古学、民族人類学、資料及び文献的価値)	文化財(公的所 有権又は私的 所有権に属す る歴史的、芸術	・有形文化財 ・無形文化財 ・記念物 ・民俗資料	・不可移動文物 ①文化遺跡 ②古墳③古建造物④石窟寺⑤石

<sup>199</sup> 佐滝剛弘 2009 108～109 頁

<sup>200</sup> 「作業指針」第48段落

<sup>201</sup> 本中 2005 19 頁

<sup>202</sup> 松浦・西村 2010 19～21 頁

<sup>203</sup> 西村幸夫 2004



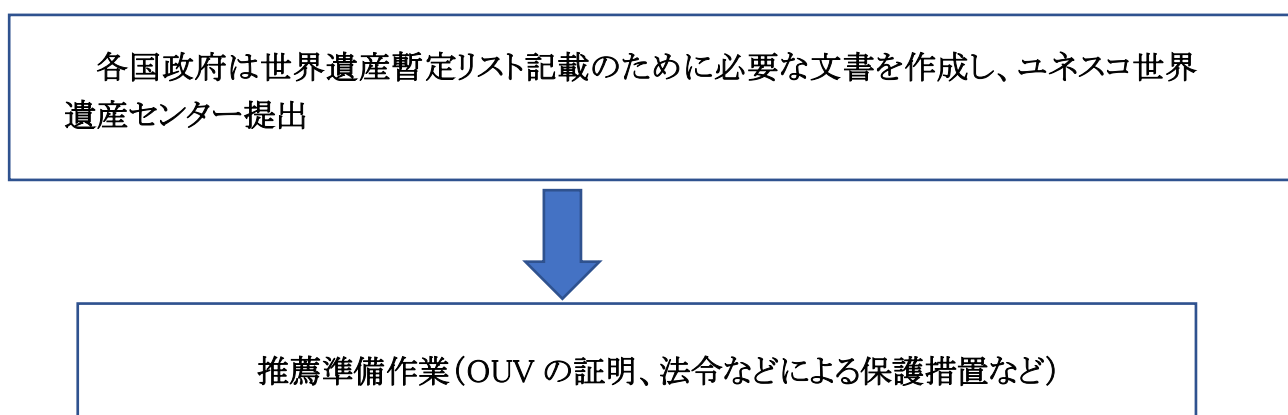
	・文化的景観 ・伝統的建造物群		・古戦場	を示す不動産又は動産、また文化的価値を有する証拠として法律によって、或いは法律に則って認定されたその他のもの)	的、考古学的、美的、科学的又は技術的な利益を呈する財産、不動産、動産の総体。		彫刻⑥壁画⑦近現代重要史跡と代表建造物等 ・可移動文物
所管機構	文化庁	連邦文化メディア庁	文化メディアスポーツ省	文化財文化活動省	文化・コミュニケーション省	文化財庁	国家文物局

## (2) 登録のプロセス

世界遺産リスト登録に必要となる前提、審査の流れ、登録後の保全状況報告などは、作業指針 120 段落～168 段落で詳細に規定されている。近年、新規推薦および新規推薦に準じた手続きが必要な推薦<sup>204</sup>の件数が増加していることから、慎重審査のためにより時間を必要とするようになったことによって、従来よりも審査期間が延長され、一年半となった。現在 2019 年時点の記載プロセスは下記の図1のようになっている。

### 図1 世界遺産への登録手順

注: 表が作業指針(2005)と「国家文物局・中国文化遺産申報工作規程」を参考にして作成したものである。



<sup>204</sup> 過去に記載延期決議をうけた資産や情報照会決議を得た後3年以上が経過した資産の再提出、顕著な範囲の変更の提案などを指す。



推薦書提出の年次	期限	概要
第1年次前年	9月30日	締約国が記載草案を事務局に提出(暫定版のため、任意)UNESCO世界遺産センターによる形式審査
	11月15日	事務局は締約国に対し、記載推薦草案の提出内容に不備の有無の回答をする。不備がある場合は、具体的な不備の内容について示す。
第1年次	2月1日	完全な(正式版)推薦書の事務局に提出期限。
	ただし、前年の世界遺産委員会で「情報照会」の決議を受けた物件(3年以内に情報を提出した場合は再審査が可能)や、緊急的登録推薦(明確に顕著な普遍的価値を持ち、危機的状況にある物件の例外的な緊急推薦)の物件が入ってきたりすることがあるため、このリスト外から審議される物件もあつたりする。また、毎年書類の不備等から審査に及ばない物件や、推薦を取り下げる物件も相当数が出ている。	
	3月1日	諮問機関へ記載推薦書が送付され評価依頼。記載推薦書に不備があつた場合は、諮問機関の審査には付されない。
	3月～(第2年次の)5月	諮問機関による審査(1年2カ月間)がかかる。



文化遺産候補は(ICOMOS)が現地調査を踏まえて登録の可否を勧告。  
文化的景観に関しては、IUCNとも協議が行われる場合がある。

自然遺産候補は(IUCN)が現地調査を踏まえて登録の可否を勧告



第2年次	1月31日	必要に応じて、諮問機関は締約国に対して追加情報を提出するよう求めることができる。その要請期限。
	2月28日	諮問機関から要請のあった追加情報の提出期限。
	世界遺産委員会開催の6週間前 (例年5月)	諮問機関が審査結果と提言を事務局へ送付、事務局はこれを世界遺産委員会及び締約国に伝達する。
	評価報告書を作成し、登録・情報照会・登録延期・不登録の4段階で判定を行う	
	世界遺産委員会開会の14作業日前まで	締約国による事実関係の誤りの訂正。
	世界遺産委員会(6、7月)	委員会は記載推薦書を最終審議し、決議を採択し、記載の可否を決定する。



世界遺産リストへの正式登録



世界遺産委員会直後

『締約国への連絡、関係書類の送付、事務局は最新の世界遺産リストを発表する』



世界遺産委員会閉会の翌月

『事務局は世界遺産委員会が採択した全決議を報告書にまとめて締約国に送付する』

### (3)緊急的登録推薦

緊急登録推薦の手続きは、その推薦物件が OUV を疑いなく保有する場合で、なおかつ重大な危険に直面しているなどの緊急を要する場合に、通常の手続きを飛び越えて推薦できることを指す<sup>205</sup>。緊急登録推薦の場合は、暫定リスト記載と推薦を同時に行い、かつ最速で同じ年に登録することが可能となる。この手続きで登録された場合は、危機遺産リストにも同時に登録されることになっている<sup>206</sup>。

2012 年以降に緊急的登録推薦された事例が3件ある<sup>207</sup>。一つは、2012 年に推薦された「アルデッシュショーヴェ・ボンダルク洞窟壁画」(フランス)である。この推薦に対して諮問機関は、OUV の存在の可能性のあるものの、通常の手続きによる推薦が望ましいとして、緊急的登録推薦としては不登録の勧告を出したところ、フランスは推薦を取り下げた。その後、2014 年に通常の手続きで推薦され、世界遺産リストに記載された<sup>208</sup>。

その他の2件はいずれもパレスチナの資産である。2012 年に緊急的推薦された「イエス生誕の地」と 2014 年に推薦された「パレスチナ:オリーブとワインの地」は、諮問機関は OUV の潜在性を認めつつも、記載の緊急性は認められないとして、緊急的登録としては不記載を勧告した<sup>209</sup>。

世界遺産委員会では、諮問機関を支持する委員国と、記載の緊急性があると主張する委員国との意見が対立し、合意に至らなかったため、秘密投票が実施され、世界遺産リストに記載され、同時に危機遺産リストにも記載された。

上述のように、パレスチナは 2011 年にユネスコへの加盟が認められ、世界遺産条約を批准したわけで、通常の手続きを取る場合には、世界遺産リストに自国の資産を記載するまでには、ユネスコへの加盟から最短でも3年かかる<sup>210</sup>。

しかし、緊急的登録推薦の場合は上記のような過程を経ないことから、推薦された資産に OUV が疑いなく認められ、緊急性がある場合には、直ちに世界遺産リストに記載することが可能となる。

暫定リストの記載から推薦書作成、調査評価、世界遺産委員会での審議に至るまで過程は、自国の資産を十分に調査研究し保護の体制を整備する機会として意義ある、今後は通常の手続きによる推薦を行う努力が求められるとともに、緊急的登録推薦は、

<sup>205</sup> ユネスコ編 作業指針 2005 第 161～162 段落

<sup>206</sup> 東京文化財研究所 2017 46～47 頁

<sup>207</sup> この手続きで登録された資産には、ダム工事による浸水の危険があったアッシュール(イラク)や大地震で被災したバムとその文化的景観(イラン)などもある。

<sup>208</sup> <http://whc.unesco.org/ja/list/1426>

<sup>209</sup> 東京文化財研究所 2016 38 頁

<sup>210</sup> World Heritage Centre(2011):PalestineandtheWorldHeritageConvention,<http://whc.unesco.org/en/news/821/> 2019 5月13日閲覧

国際的援助が得やすくなる効果のため、紛争地や災害地などに対するいっそうの活用が必要となる。

## 2 諮問機関の勧告

上の図のように、世界遺産登録を目指す遺産については、1年に1回開催される世界遺産委員会で登録すべきかどうかの話し合いが行われ、登録の可否が決定する。

しかし、世界遺産委員会での話し合いに参加する委員国の代表は基本的には外交官で、遺産保護の専門家ではない。そのため、自然遺産については国際自然保護連合(IUCN)、文化遺産については国際記念物遺跡会議(ICOMOS)が諮問機関として、現地調査を踏まえて事前審査を行う。その調査結果をまとめて報告するものが「勧告」である。

そこでの勧告は、後述の世界遺産委員会の決議と同じく「登録」「情報照会」「登録延期」「不登録」の4種である<sup>211</sup>。世界遺産委員会は後述するように勧告を踏まえて審査するが、「登録」以外の勧告が出た物件が逆転で登録されることもあれば、勧告よりも低い評価が下されることもある<sup>212</sup>。要約すると、下記のようになる。

登録:世界遺産リストへの登録にふさわしい

情報照会:追加情報の提供を要請。3年以内に提出すれば再審査が可能

登録延期:物件の構成やコンセプトを再考して登録推薦書の提出からやり直し

不登録:登録には不適で、確定した場合は再推薦も不可

世界遺産を目指す物件の調査を行っている ICOMOS は文化遺産保護にかかわる NGO で、世界各地の専門家と太いパイプを持つプロ集団である。

それに対して、世界遺産委員会は任期6年、(自主4年に短縮)の21か国の代表で構成されており、基本的に専門家ではない。ICOMOS の勧告は遺産を推薦している国に対して出されると思われがちだが、世界遺産委員会に対して出されるものである。

このため、登録の可否を決めるにあっては ICOMOS の勧告報告書が大きな影響を与えることになる。実際には、ICOMOS の勧告や報告書をもとに、世界遺産委員会が最終的な決定を勧告と同様4段階で下す(後述)。

例年、情報照会や登録延期勧告からの逆転登録は起こっているが、勧告より結果が悪くなることはほとんどない。特に登録勧告からの逆転不登録はほぼないので、登録勧告は事実上の内定と言える。

現地に派遣される諮問機関の調査官は1人であり、その調査も踏まえて複数名で勧告書が作成される<sup>213</sup>。ICOMOS の調査では、日本、中国の場合、アジア・太平洋地

---

<sup>211</sup> 西村・本中 2017 39頁

<sup>212</sup> 佐滝剛弘 2009 89～90頁

<sup>213</sup> 東京文化財研究所 2016

区の調査官が原則として派遣される。これは他地区の調査官が厳しい評価を下した場合に、無用の批判が出るのを避けるためといわれている<sup>214</sup>。

しかし、現地調査を行うのはたった一人の調査官に過ぎない、時間にも能力にも限られている。必ずしも、その調査官も日本・中国文化の専門家とは限らない。仮に日本・中国文化の専門家だとしても、日本の特定物件に詳しいのか、中国の歴史に詳しいのか不明である。

これに対して、日本には推薦分野に詳しい専門家が居て、中国には、同様に国内の専門家のみならず、中国の推薦分野に詳しい外国専門家を招聘するなどして、推薦の過程でそうした専門家の意見を聞きながら、時間をかけて推薦書を作成している。

しかし、近年では、ICOMOS に政治な影響力が持ち込まれる懸念も高まり、世界遺産の委員は外交官が選ばれることが多く、ICOMOS の評価を覆して政治的な立場から決定を行うことも少なくないと言われている。

例えば、2017 年の第 41 回世界遺産委員会では 30 数件の推薦物件が審議されたが、8 件もの物件が情報照会や登録延期の勧告を覆して逆転登録に成功している<sup>215</sup>。翌年 2018 年の第 42 回世界遺産委員会では、19 件が世界遺産リストに登録されているが、このうち 8 件もの物件が不登録や情報照会、登録延期勧告を覆して逆転登録成功している<sup>216</sup>。特に不登録勧告は価値の否定に近いもので、専門家の下した判断を簡単に覆すことに対する非難も少なくない。

特にパレスチナの物件に関しては、保有する 3 件すべてが(後述)緊急的な推薦で、ICOMOS はいずれも緊急性がなく価値も確認されていないとして不登録勧告や勧告なしとしているが、世界遺産委員会がこれを覆している。これに対して、アメリカやイスラエルは「ユネスコの政治利用である」として強く反発している。

そのほかに、韓国のシリアル・ノミネーション 2018「山寺」は 7 件のうち 4 件のみをよしとする部分的な記載勧告を受けたが、委員会で元のまま 7 資産で記載の決定を受けた。

これに対して、中国泉州のシリアル・ノミネーションで不記載の勧告をうけた中国代表団が不満をぶちまけ、事務局にシリアル・ノミネーションの在り方について検討を行う必要を認めさせた。

これ以外にも、世界遺産を保有していない国の推薦は逆転が起きやすいなど非科学的な決定がしばしば指摘されており、世界遺産リストの代表性や世界遺産条約の信頼性が揺らぐとして大きな問題になっている。

今後、「文化遺産や自然遺産を如何に評価すべきであるか」という疑問は、世界遺産保護活動を進めるにあたって、重要な課題である。

上述した世界遺産の推薦書が正式に提出されたあと、翌年の 6、7 月に開催される世

<sup>214</sup> 佐滝剛弘 2009 156～158 頁

<sup>215</sup> 稲葉信子 2017 39～41 頁

<sup>216</sup> 筒井次郎 「「C クラス世界遺産」登録 そろそろやめどきでは「ウォ！」が減ったユネスコの世界遺産「不登録」勧告でも逆転登録に」<https://webronza.asahi.com/national/articles/2019071000007.html> より閲覧できる。

界遺産委員会までに、ICOMOS 内部において、当該推薦案件が OUV を有するか否かに関して、次の手順で審査を行う。

## (1) ICOMOS 内部における審査のプロセス

審査過程を下記のようにまとめる<sup>217</sup>。

- 第1step ICOMOS は UNESCO 世界遺産センターから世界文化遺産の全記載推薦書を受領する。
- 第2step ICOMOS に送付された記載推薦書は、案件ごとに 10 人以内の専門家によって、推薦書の精読が行われる、これはデスクレビューと呼ばれる。
- 第3step 記載を申請している国以外の専門家(通常 1 名)によって ICOMOS 現地調査が7～9月に実施される、現地調査の主な目的は構成資産の範囲及び維持管理体制が適切であるかという点を確認することである。
- 第4step 並行して、ICOMOS 内の国際科学委員会のうち該当するもの、ティッキやドコモなどの関連機関のうち該当するもの、ICOMOS 国内委員会、大学や研究機関、関連する個人の専門家などの意見が聴取され、これらの評価意見が集約される。
- 第5step 現地調査の報告書と第4step の集約された評価意見をもとにして、ICOMOS 世界遺産パネルによるすべての世界文化遺産の記載推薦案件が審査される。パネルは通常第1年次の11月および第2年次の 3 月に開催される。第 1 回のパネルで価値評価が実施され、価値評価の合意に達しない案件については、第2回のパネルで審議される。
- 第6step この間、12 月～1 月に評価に関する中間報告が推薦国に送付される。並行して、必要とされる追加資料の請求が ICOMOS から各申請国へなされることがある。
- 第7step 2015 年11月からの試行して、ICOMOS 世界遺産パネルと推薦国との間で価値評価の原案に関する対話が行われることとなった。
- 第8step ICOMOS 世界遺産パネルでの審査結果をもとに、審査結果及び提言の報告書の成案が作成され、審査結果を記した報告書が世界遺産委員会事務局に提出される。
- 第9step 世界遺産センターは、世界遺産委員会の開催 6 週間前までに、これらの報告書を公表する。

---

<sup>217</sup> 西村・本中 2017 40 頁

## (2) アップストリーム・プロセスについて

アップストリーム・プロセスに関しては、推薦手続きのなかで世界遺産センターや諮問機関と対話を重ね、登録に向けた諸問題の解消ないし低減に資するための手続きである<sup>218</sup>。

これは第 32 回世界遺産委員会で提案され、第 34 回世界遺産委員会での決議に基づき、第 35 回世界遺産委員会で試験的に導入する 10 件の対象が選定され、後にこのプロセスを活用してナミブ砂海(ナミビア)、サウジアラビアのハーイル地方の岩絵などが世界遺産リスト登録を果たした<sup>219</sup>。

その反面、ヨルダンのペラのように、実施してみた結果、取り下げられた案件もある<sup>220</sup>。アップストリーム・プロセスを全面導入するためには、費用の分担などの問題を解決する必要があるが、少なくとも推薦書作成の前に、諮問機関や世界遺産センターに助言を仰ぐことは推奨されるようになっている<sup>221</sup>。第 41 回世界遺産委員会(2017 年)で正式な導入が決まったものの、上述の制約により、翌年から 2 年間は年間 10 件のみを選定して実施することとなった<sup>222</sup>。

なお、推薦書の提出後には、諮問機関と推薦国の接触は認められていなかったが、ラージャスターンの丘陵城塞群の評価を不満とした推薦国インドの提案をきっかけとして、その期間に諮問機関の特別助言ミッションが派遣されることも行われるようになった<sup>223</sup>。また、第 40 回世界遺産委員会(2016 年)審議分から、正式な勧告の前に諮問機関が「中間報告」を出すことになり、推薦の取り下げや推薦書の大幅改訂などの対応をとりやすくなった<sup>224</sup>。

日本の長崎の教会群とキリスト教関連遺産は、中間報告を踏まえて、大幅な再検討が必要との判断から取り下げられた例である(2018 年に正式登録)<sup>225</sup>。

従来は、推薦書が提出後に、その評価の過程での追加情報の要請や提供、問い合わせと回答という形式での諮問機関と締約国との対話は行われてきた<sup>226</sup>。

しかし、アップストリーム・プロセスは推薦書作成、さらには暫定リストの段階で実施可能なため、各締約国の推薦に関する能力向上の意味合いがより強い仕組みと言えるでしょう。

単に、推薦書の質を向上させるだけでなく、推薦書作成の過程における様々な活

---

<sup>218</sup> ユネスコ編作業指針 2017 第 122 段落

<sup>219</sup> 西村・本中 2017 106~107 頁

<sup>220</sup> 鈴木地平 2017 38 頁

<sup>221</sup> 西村・本中 2017 109 頁

<sup>222</sup> 鈴木地平 2017 37~38 頁

<sup>223</sup> 稲葉信子 2013 23 頁

<sup>224</sup> 二神葉子 2016 30~31 頁

<sup>225</sup> 日本ユネスコ協会連盟 2016 33 頁

<sup>226</sup> 東京文化財研究所 2016 55 頁



動が推薦される資産についての認識を向上させ、確実に保護するための枠組みの整備につながる契機となるのが、アップストリーム・プロセスは大いに期待している。

### 3、世界遺産委員会の決議

勧告は遺産を推薦している国に対して出されると思われがちだが、世界遺産委員会に対して出されるものである。

世界遺産委員会は、諮問機関の勧告を踏まえて推薦された物件について審査を行い、「登録」「情報照会」「登録延期」「不登録」のいずれかの決議を行う<sup>227</sup>。「登録」の勧告が出された物件が、世界遺産委員会で覆されたことはほとんどない。

例外的な事例は、領土問題が絡む案件を除けば、遺跡の復元方法をめぐって、委員国が反対したボルガル遺跡(ロシア、のちに登録)<sup>228</sup>、地元との調整不足を理由に推薦国自らが先送りを提案したピマチオウィン・アキ(カナダ、のちに登録)<sup>229</sup>等極僅かである。

世界遺産委員会には臨時委員会も存在するが、世界遺産は原則として正規の委員会でしか登録されない。ただ、第42回世界遺産委員会(2018年)終了時点で唯一の例外は、1981年の臨時委員会で登録されたエルサレムの旧市街とその城壁群のみである<sup>230</sup>。

#### (1) 登録

「登録」は、世界遺産リストへの登録を正式に認めるものである。「作業指針」の2005年の改定を踏まえ、2007年以降は正式に登録された場合、OUVの言明をしなければならなくなった。前述したようにOUVの言明とは、A4版2枚の要約で、資産の概要、適用された登録基準、真正性、完全性、保存状況などがまとめられている。2007年以前に登録された資産は義務付けられていなかったが、それらについても順次、遡及的な言明が要請されることとなった。例えば、日本の場合は2014年に遡及的な言明が全て完了している<sup>231</sup>。

<sup>227</sup> 作業指針 第153～164段落

<sup>228</sup> 稲葉信子 2013 32頁

<sup>229</sup> 米田久美子 2016 31頁

<sup>230</sup> 稲葉信子 2017 40頁

<sup>231</sup> [http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai\\_isan/pdf/r1416448\\_01.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai_isan/pdf/r1416448_01.pdf)より閲覧することができる。

## (2) 情報照会

情報照会 は一般的に顕著な普遍的価値の証明ができていないものの、保存計画などの不備が指摘されている事例で決議され<sup>232</sup>、期日までに該当する追加書類の提出を行えば、翌年の世界遺産委員会で再審査を受けることができる。ただし、3年以内の再推薦がない場合は、以降の推薦は新規推薦と同じ手続きが必要になる<sup>233</sup>。

「情報照会」決議は、最速で翌年の再審議を可能にする。そのため、推薦国は、その年の登録が難しいという勧告を受けた場合、次善の策として望む決議であり、委員国への働きかけも顕著である<sup>234</sup>。しかし、「情報照会」決議が出てしまうと、推薦書の大幅な書き換えは認められず、推薦範囲の変更なども出来ないため、安易な「情報照会」決議は、かえって正式な登録を遠ざける危険性があることも指摘されている<sup>235</sup>。

実際、インドのマジュリ島は第30回世界遺産委員会では「登録延期」勧告を覆して「情報照会」決議とされたが、第32回世界遺産委員会の審議では「登録延期」決議とされ、かえって登録が遠のいていた<sup>236</sup>。

## (3) 記載延期

顕著な普遍的価値の証明などが不十分と見なされ<sup>237</sup>、より踏み込んだ再検討が必要な場合は「登録延期」と決議される。この場合、必要な書類の再提出を行った上で、諮問機関による再度の現地調査を受ける必要があるため、世界遺産委員会での再審査は、早くとも翌々年以降になる<sup>238</sup>。

「登録延期」はしばしば不名誉なものと捉えられることがある。日本の場合、最初に「登録延期」決議が出たのは平泉一仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群一である<sup>239</sup>。この時に、日本では「落選」「平泉ショック」などと報じられ、他の自治体の世界遺産登録に向けた動きにも影響を与えた<sup>240</sup>。

「登録延期」決議は確かに「情報照会」決議よりも一段下と位置づけられる決議だが、専門家からは、むしろ時間をかけて価値の証明を深化させる機会を与えられたと解すべきで、不名誉なものではないとも指摘されている。なお、最初の「登録延期」決議から正式登録までに長期を要した遺産の例としては、30年を要したイングランドの湖水

<sup>232</sup> 鈴木地平 2008 19～20 頁

<sup>233</sup> 作業段落 第159段落

<sup>234</sup> 東京文化財研究所 2016 87 頁

<sup>235</sup> 東京文化財研究所 2017 97 頁

<sup>236</sup> 稲葉信子 2009 38～39 頁

<sup>237</sup> 鈴木地平 2008 20 頁

<sup>238</sup> 東京文化財研究所 2017 39 頁

<sup>239</sup> 日本が推薦した物件で最初の「延期」が出されたのは「石見銀山遺跡とその文化的景観」であったが、こちらは委員会審議で逆転登録を果たした。

<sup>240</sup> 佐滝剛弘 2009 44 頁

地方<sup>241</sup>、35年以上を要したシドニー・オペラハウスなどがある<sup>242</sup>。

#### (4) 不登録

顕著な普遍的価値を認められなかった物件は、「不登録」と決議される。「不登録」と決議された物件は、原則として再推薦することができない。ただし、新しい科学的知見が得られるなどした場合や、不登録となった時とは異なる登録基準からの価値を認められる場合には、推薦が可能である<sup>243</sup>。

諮問機関の勧告の時点で「不登録」勧告が出されると、委員会での「不登録」決議を回避するために、審議取り下げの手続きがとられることもしばしばである。たとえば、2012年の第36回世界遺産委員会では、「不登録」勧告を受けた推薦資産は9件があったが、うち5件は委員会開催前に取り下げられた<sup>244</sup>。

「不登録」決議は、推薦国にとって何のメリットもないと考えられていたからである。しかし、第41回世界遺産委員会では「不登録」勧告を受けた資産の多くが取り下げず、審議に臨んだ5件のうち4件が「登録延期」ないし「情報照会」決議となった。この従来と異なる傾向は、2000年代半ばから増えるようになった諮問機関と推薦国との意見の対立を示すものとされる<sup>245</sup>。

## 4 世界遺産の登録後における取り組み

世界遺産委員会では、世界遺産一覧表記載への推薦を行う際の管理計画の策定、世界遺産の保護の状況等に関する(後述)定期報告の義務化、資産に影響を与える現状変更の事前報告など、世界遺産条約の発効当初には行われていなかった新たな取組を締約国に求めており、世界遺産の保護に係る取組の強化を図っている。

### (1) 管理計画の策定

世界遺産委員会は、世界遺産一覧表記載への審査を厳格化し、資産の顕著な普遍的価値の現在及び将来にわたる効果的な保護を担保するため、2005年に作業指針の改定を行い、締約国が世界遺産委員会に世界遺産一覧表記載への推薦を行う際の推薦書に、資産の管理計画(管理計画はないが管理体制が存在する場合は、管

---

<sup>241</sup> 西村・本中 2017 140 頁

<sup>242</sup> 稲葉信子 2008 37 頁

<sup>243</sup> 世界遺産検定事務局 2016a 19 頁

<sup>244</sup> 西和彦 2012 49 頁

<sup>245</sup> 稲葉信子 2017 41 頁

理体制を説明した文書)<sup>246</sup>を添付することを求め、これらの資料が含まれない推薦書は不完全とみなされることを明文化した<sup>247</sup>。

## (2) モニタリング

世界遺産におけるモニタリングとは、保全管理に関わる指標や影響を及ぼす要素を明示することで、推薦書に盛り込まなければならないものと、登録後に行われるものの2種類ある<sup>248</sup>。ただし、これらは全く同じ用語を用いても、手続きとしては別個のものである<sup>249</sup>。推薦書におけるモニタリングの項目に不備があれば、「情報照会」勧告などが出される場合がある<sup>250</sup>。

例えば、2012年の第36回世界遺産委員会で、トルコは「チャタルホユックの真石器時代遺跡」の推薦証に、モニタリングの指標として年間の温度、湿度、構造物における水分の出入りや水分量や昆虫による損傷、壁の傾き、構造物の全体的な状態、小道や小丘の状態など<sup>251</sup>を挙げた。

しかし、ICOMOSはさらに環境や気候、農業、観光の開発による影響の恐れを考慮する必要があると指摘し、地元当局がモニタリングに参加するよう求めた上、本件の推薦に対しては情報照会の勧告を出した<sup>252</sup>。

このように、モニタリングの指標は必ずしも資産自体の状態およびその直近の微環境に限られない。環境を指標にする場合にも、より広い範囲を考慮に含めることが望ましく、資産を訪れる観光客の人数などといった人的な影響要因についても考慮しなければならない。

さらに、モニタリングに対する地元当局の関与も求められていることから、モニタリング指標だけでなく実施体制についても検討、明確化し、推薦書に記述する必要があることがわかる。

## (3) 定期報告

登録後のモニタリングには、定期報告とリアクティブ・モニタリングの2種類がある。定期報告(Periodic Report)は6年ごとに全ての登録資産に対して実施するものであ

---

<sup>246</sup> 資産の法的保護措置や管理体制については、世界遺産条約の初期段階から推薦書に記載すべき事項とされていたが、これを更に詳細な形で明示することを求めたものである。

<sup>247</sup> 作業指針 第114段落、第115段落

<sup>248</sup> 西村・本中 2017 73～74頁

<sup>249</sup> 同上 74頁

<sup>250</sup> 東京文化財研究所 2016 69頁

<sup>251</sup> 世界遺産センター <http://whc.unesco.org/ja/list/1405> より閲覧することができる。

<sup>252</sup> WHC-12/36.COM/INF.8B1 309～310頁

り、アジア・太平洋、アフリカなどの地域を単位として少しずつ時期をずらし、世界遺産としての価値の維持と保全状況、その他情報の更新などを確認する<sup>253</sup>。

世界遺産委員会は、世界遺産一覧表に記載された遺産の世界遺産としての価値を維持し、そのために必要な措置を講ずることが世界遺産条約の履行における同委員会の重要な役割であるとの認識に基づき、第 22 回世界遺産委員会において、各締約国が自国に所在する世界遺産の保護の状態等に関して定期的に世界遺産委員会に報告を行うことを決定した<sup>254</sup>。

各締約国は、(i)世界遺産条約を適用するために自国がとった立法措置、行政措置、その他の措置など、世界遺産条約に定められた締約国としての義務や責任全体に関する報告、(ii)個々の世界遺産の保護状態に関する遺産物件ごとの報告について、定められた様式により 6 年ごとに世界遺産委員会に提出することとされている<sup>255</sup>。

提出された報告は、世界遺産委員会の事務局である世界遺産センター及び ICOMOS の評価を経て、世界遺産センターが報告書を取りまとめ、世界遺産委員会において地域ごとに報告書の審査が実施されている。

なお、各締約国からの定期報告で問題点が提起された場合、世界遺産委員会は慎重に審査を行い、各締約国に助言を行うこととされている<sup>256</sup>。

前述のように、世界遺産一覧表に記載されている世界遺産において、資産の顕著な普遍的価値に影響する可能性のある大規模な復元や新規工事を行う場合は、締約国は事前に世界遺産委員会に報告することが明記された。

#### (4) リアクティブ・モニタリング

リアクティブ・モニタリング (Reactive Monitoring) とは、定期報告とは別の手続きであり、定期報告が保有国による報告なのに対し、世界遺産が何らかの脅威に晒されていると判断された場合に、世界遺産センターないし諮問機関が行う<sup>257</sup>。当然、抹消の可能性のある世界遺産や危機遺産リスト登録物件なども対象になる<sup>258</sup>。

しかし、リアクティブ・モニタリングは世界遺産委員会の決議を踏まえなければならないため、緊急の事態や保有国が非協力的な場合などに

<sup>253</sup> ユネスコ編 作業指針 2017 第 203 段落

<sup>254</sup> 定期報告については、世界遺産条約第 29 条で仕組みは定められていたが、それまで実施には至っていなかったものであり、第 22 回世界遺産委員会において明確な手順が決定され、2000年から実施された。

<sup>255</sup> 各締約国は、アラブ諸国、アフリカ諸国、アジア・太平洋諸国、ラテンアメリカ・カリブ諸国、ヨーロッパ・北アメリカ諸国の 5 地域に分けられ、毎年 1 地域が報告を提出する。

<sup>256</sup> ユネスコ編 作業指針 2017 第 201 段落

<sup>257</sup> 西村・本中 2017 74～75 頁

<sup>258</sup> 作業指針 第 169 - 170 段落

は、十分に機能しない問題点を含む<sup>259</sup>。

そこで新たに導入されたのが強化モニタリング体制 (Reinforced Monitoring Mechanism) である。これは、世界遺産委員会の決議なしに、ユネスコ事務局長の判断で現地調査を可能にする仕組みであり、2007 年の第 31 回世界遺産委員会で導入された<sup>260</sup>。これは、世界遺産委員会が開かれていない時期にも即応して、複数の報告書を提出できる仕組みであったが、2017 年時点では正式な「作業指針」には盛り込まれていない<sup>261</sup>。

もともとの原則では危機遺産登録物件のみとされており、実際、2007 年に対象になったのはそうだったが、2008 年にはマチュ・ピチュの歴史保護区など、危機遺産リスト外の物件も対象に含まれた<sup>262</sup>。その辺りの時期には、危機遺産リストに登録する代わりに、強化モニタリング対象としたケースもあったとされている<sup>263</sup>。

## 5、登録後の変更

推薦する際の名称は、推薦国が英語とフランス語で付けることになっている。諮問機関は、資産の特色をよりよく表すような改名を勧告する場合があります、推薦国自身それを踏まえて改名することもある。たとえば、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」は当初の推薦名「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」を、ICOMOS の勧告を踏まえて改名したものである<sup>264</sup>。

逆に、平泉—仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—の場合は「考古学的遺跡群」を外すことを勧告されたが、反対する日本の見解を世界遺産委員会も支持したため、推薦どおりの名称で登録された<sup>265</sup>。

登録後にも名称の変更は可能であり、保有国の申請を世界遺産委員会が承認すれば認められる<sup>266</sup>。ナチスの施設であることを明確にするために「アウシュヴィッツ強制収容所」が「アウシュヴィッツ=ビルケナウ ナチス・ドイツの強制絶滅収容所(1940-1945)」に変更された例や<sup>267</sup>、地元文化を尊重するためと推測されている英語「スケリッグ・マイケル」からゲール語「シュケリッグ・ヴィヒル」(アイルランド)への変更の例<sup>268</sup>などを挙げるができる。

---

259 西村・本中 2017 76 頁

260 同上 77 頁

261 東京文化財研究所 2016 89 頁

262 稲葉信子 2009 40 頁

263 西村・本中 2017 77 頁

264 日本ユネスコ協会連盟編 2015 15 頁

265 日本ユネスコ協会連盟編 2012 7 頁

266 ユネスコ編 作業指針 2017 第 163 段落

267 日本ユネスコ協会連盟編 2008 15 頁

268 東京文化財研究所 2016 頁

## (1) 軽微な変更

登録範囲の「軽微な変更」(minor modifications) とは、「顕著な普遍的価値」(OUV) に大きな影響を及ぼさない範囲の変更で、緩衝地帯の設定もこれに含まれる<sup>269</sup>。原則として、理由説明の合理性などに問題がなければ、世界遺産委員会でも大きな議論なしに承認される。例えば、2016 年に紀伊山地の霊場と参詣道へ闘鶏神社ほか 22 地点が追加されたのは「拡大」(extension) ではなく、「軽微な変更」である<sup>270</sup>。

軽微な範囲を超えると認識される場合は、重大な変更として、いわゆる「拡大」登録の手続き(新規推薦と同じ)で審議されることになる。軽微か重大かの明確な線引きはなく、総合的に判断される<sup>271</sup>。

例えば、第 34 回世界遺産委員会では雲南の三江併流保護地域群(中国)をめぐって議論になった。この世界遺産の一部地域における登録前からの資源採掘活動が明らかになったことを受けて、保有する中国政府は採鉱地域(総面積約 170 万ヘクタールのうち 7 万ヘクタールほどにあたる)を除外することなどを提案したのである<sup>272</sup>。

最終的に投票に持ち込まれた結果、3 分の 2 の賛成を得て「軽微な変更」として承認されたが、翌年の世界遺産委員会では、採鉱などを理由とする変更は常に「重大な変更」として扱うことが決められた<sup>273</sup>。

## (2) 重大な変更

登録範囲の「重大な変更」(Significant modifications) とは、範囲を大幅に変更するのみでなく、OUV にも影響を及ぼす変更を指し、新規登録物件と同じ手続きが適用される<sup>274</sup>。いわゆる「拡大登録」がこれに当たるが、逆に縮小登録にも適用される。

「拡大登録」は、たとえば「ダージリン・ヒマラヤ鉄道」にニルギリ山岳鉄道などが加わって「インドの山岳鉄道群」に拡大された例などが該当する。ただし、1980 年登録のバージェス頁岩が 1984 年新規登録のカナディアン・ロッキー山脈自然公園群に統合されたように、「拡大」という形式を取らない事例もある<sup>275</sup>。また、こうした範囲変更に伴って、世界遺産登録基準が変更される場合もある。逆に縮小になった最初の例はゲラティ修道院(ジョージア)である。もとはバグラティ大聖堂とともにグルジア王国時代の傑作として登録されていたが<sup>276</sup>、大聖堂の再建工事により真正性が失われたと判断され、

269 ユネスコ編 作業指針 2017 第 163 段落 及び Annex 11

270 日本ユネスコ協会連盟 2016 18~19 頁

271 米田久美子 2011 41 頁

272 米田久美子 2011 41 頁

273 同上 41 頁

274 ユネスコ編 作業指針 2017 第 165 段落~第 166 段落

275 世界遺産検定事務局 2016b 392 頁

276 同上 236 頁

2017年にゲラティ修道院のみの登録へと切り替えられた<sup>277</sup>。

これは顕著な普遍的価値（OUV）を失った要素を切り捨て、残る部分の OUV を保持するという新しい手法である<sup>278</sup>。

### (3) 危機遺産リストへの記載

登録された世界遺産を持つ締約国は、永久的に保護、保全する義務をこととなり、6年ごとの保全調査によって、世界遺産が明白な危険もしくは、潜在的な危険の基準の1つ以上に該当する場合かつ当該資産の完全性を脅かしている要素が人的努力により改善可能である場合には、世界遺産委員会は当該資産を危機にさらされている世界遺産リスト（危機遺産リスト, List of World Heritage in Danger）に記載され、別途保存や修復のための配慮がなされることになっている<sup>279</sup>。

危機遺産については、世界遺産条約や「作業指針」でも詳しく規定されており、制度の中核的概念と位置づけられている<sup>280</sup>。世界遺産リストへの推薦が各国政府しか行えないのに対し、危機遺産リストへの登録の場合は、きちんとした根拠が示されれば、個人や団体からの申請であっても受理、検討されることがある<sup>281</sup>。

2013年にはシリア騒乱などを理由にシリアの世界遺産が6件全て<sup>282</sup>、2016年にはリビア内戦などを理由にリビアの世界遺産が5件全て登録されるなど<sup>283</sup>、2019年の第43回世界遺産委員会終了時点での危機遺産登録物件は54件となっている<sup>284</sup>。

危機遺産リストへの記載によって、OUVに対する脅威となっている事項と、危機遺産リストからの登録抹消の条件、即ち、望ましい保全状況<sup>285</sup>を具体的に示すことで、締約国にとっては、自分たちが解決すべき課題が明確化され、国際社会にとっても支援すべき内容がわかりやすくなることから、多くの場合には、保全状況の改善に効果を上げている。

たとえば、1992年の世界遺産リストへの記載と同時に危機遺産リストにも記載された「アンコール」（カンボジア）は、内戦による遺跡の荒廃と、国内の専門家の多くが殺害されたことによる保全管理体制の欠如が課題であった。

このような状況に対して、日本とフランスが共同議長を務めるアンコール遺跡の保護と

---

<sup>277</sup> 鈴木地平 2017 37頁

<sup>278</sup> 資産を危機遺産リストに記載する際に策定・採択される危機遺産リストからの登録抹消を実施するために資産が到達すべき目標のことである。

<sup>279</sup> 世界遺産条約第11条4項および「作業指針」第177段落～第191段落

<sup>280</sup> 西村・本中 2017 92頁～98頁

<sup>281</sup> 日本ユネスコ協会連盟編 2001 42頁 54頁

<sup>282</sup> 稲葉信子 2013 32頁

<sup>283</sup> 二神葉子 2016 30頁

<sup>284</sup> <http://whc.unesco.org/en/danger> より閲覧することができる

<sup>285</sup> 望ましい保全状況とは、資産を危機遺産リストに記載する際に策定・採択される危機遺産リストからの登録抹消を実施するために資産が到達すべき目標のことである。作業指針 第183段落



救済に関する国際調整委員会 (ICC-Angkor) が立ち上げられ、遺跡の修復の支援を行う各国のチームの活動を調整し、時に監視する役割も果たしてきた。

また、遺跡の登録範囲や緩衝地帯が画定され、カンボジアの国内の保安全管理に携わっている組織である (APSARA)<sup>286</sup> 機構が設立されたことから、アンコールは 2004 年に危機遺産リストから登録抹消された。国際社会による協力の枠組みが効果的に機能した事例だともいえる。

また、2015 年の第 39 回世界遺産委員会では、イエメンの「シバームの旧城壁都市」と「サナア旧市街」が、それぞれ大洪水と内戦により損傷を受け、国際社会の支援や協力が必要として、締約国の要望により危機遺産リストに記載された事例でもある。

さらに、2016 年の第 40 回世界遺産委員会で、世界遺産リストに記載されたマイクロネシアの「ナン・マドール：東マイクロネシアの儀式的中心地」では、危機遺産リストへの同時記載が長期的な資産の保護に有効であるとの諮問機関の勧告を締約国が支持した事例もある。

しかし、上述のように締約国が危機遺産リストへの記載に好意的な場合は、むしろ例外的であり、近年の世界遺産委員会での議論を見れば、より多くの締約国が危機遺産リストへの記載を不名誉なものと捉えて、強い抵抗を示す国もあり、危機遺産リストに登録されるべき場合であってさえも、容易に登録が実現しない現実がある。

例えば、「パナマ・ビエホ古代遺跡とパナマの歴史地区」(パナマ) は、資産の海岸沿いをめぐる高架道路の建設などが問題とされ、2012 年の第 36 回及び 2013 年の第 37 回世界遺産委員会では、危機遺産リストへの記載が勧告された。

第 37 回世界遺産委員会では、「決議に示された要請事項が実施されなかった場合は、世界遺産リストからの登録抹消を検討する<sup>287</sup>。「抜粋」との決議が採択され、危機遺産リストに記載されるより世界遺産リストからの登録抹消を検討されるほうがよいという締約国の危機遺産リストに対する強い拒否感を象徴する内容でもある。

世界遺産センターや ICOMOS は、危機遺産リストへの記載は締約国に対する懲罰ではないとの発言を繰り返しており、また、世界遺産条約の本来の目的に合致しているのは危機遺産リストであるとしても過言ではない。しかし、世界遺産リストへの記載の名誉と表裏一体に、危機遺産リストへの記載が不名誉であるという認識は各締約国において根強いである。

#### (4) 登録抹消について

世界遺産は、登録時に存在していた OUV が失われたと判断された場合、もしくは条件付で登録された物件についてその後条件が満たされなかった場合に、リストから

<sup>286</sup> Authority for the Protection of the Site and Management of the Siem Reap-Angkor Region

<sup>287</sup> Decision:37COM 7B.100 第 8 段落より引用

「抹消」されることがある<sup>288</sup>。

これまでに世界遺産リストからの登録抹消が実際に行われたのは 2 個の事例もある。

初めて抹消されたのは、2007 年のアラビアオリックスの保護区(オマーン)である。この物件は元々保護計画の不備を理由とする IUCN の「登録延期」勧告を覆して登録された経緯があったが、計画が整備されるどころか保護区の大幅な縮小などの致命的悪化が確認されたことや、オマーン政府が開発優先の姿勢を明示したことから、抹消が決まった<sup>289</sup>。

もう一つは、2009 年にはドレスデン・エルベ溪谷(ドイツ)が抹消されている。これは、世界遺産委員会が「景観を損ねる」<sup>290</sup>と判断した橋の建設が、警告にもかかわらず中止されず、住民投票を踏まえて継続された。

これにより、不可逆的な変化が起こったと判断されたことから、世界遺産委員会の信頼性を保持するため、世界遺産委員会は登録抹消を決断したわけである。

該資産は 2006 年には危機遺産リストに記載されていることや、比較的新しい世界遺産で OUV が明確に定義され、文化的景観として記載されていて価値の喪失の判断も比較的容易であることなどで、登録抹消の理由となったと考えられる<sup>291</sup>。

その一方、世界遺産条約採択 40 周年記念最終会合(2012 年)では、参加した専門家たちからは、国際協力の本旨に照らせば、リストからの抹消は責任放棄にあたるという批判が提起された<sup>292</sup>。

なお、抹消の条件は以上の通りであり、世界遺産条約からの脱退などの場合の扱いは明記されていない。ただし、専門家からは、脱退すれば各種手続きを取れず、世界遺産エンブレムすら使用できなくなるため、リストから抹消されずとも、世界遺産でなくなるに等しいと指摘されている<sup>293</sup>。

## 6、世界文化遺産の現状について

### (1) 世界遺産の登録状況

第 43 回世界遺産委員会(2019 年)終了時点で、全世界で 193 ヶ国が世界遺産条約の締約国となっており、世界遺産の登録数は 1,121 件の資産が登録されているが、そ

---

<sup>288</sup> 作業指針 第 192～198 段落

<sup>289</sup> 稲葉信子 2008 38 頁

<sup>290</sup> 世界遺産抹消の原因、ドイツ・エルベ溪谷の「景観損ねる橋」開通 2013 年 08 月 27 日の記事  
[https://www.huffingtonpost.jp/2013/08/27/dresdner\\_elbtal\\_n\\_3825299.html](https://www.huffingtonpost.jp/2013/08/27/dresdner_elbtal_n_3825299.html) より閲覧することができる。

<sup>291</sup> 稲葉信子 2010 35 頁

<sup>292</sup> 文化庁記念物課世界文化遺産室 2013 8 頁

<sup>293</sup> 東京文化財研究所 2017 41 頁

の内訳は文化遺産 869 件、自然遺産 213 件、複合遺産 39 件である<sup>294</sup>。

これらの世界遺産の登録物件に関する国際的な問題として地域的不均衡や遺産の種別的不均衡、特に文化遺産においては分野、種類の不均衡などが、以前から頻繁に指摘されている。

図3のように、地域別の世界遺産登録件数は、ヨーロッパが最多の 523 件と割合となっており、全体での割合は約 43.62%を占めている。また、図2を一見して明らかな通り、文化遺産の登録数の方が圧倒的に多く、869 件が全体の約 77.52%となっており、自然遺産の213件、約 19%)と比べた登録件数の種別的な不均衡の指摘もされている。

特に、下記の表に示されたように、イタリア(55 件)、中国(55件)、スペイン(48件)、ドイツ(各46件)など非常に多くの物件が登録されている国がある一方で、世界遺産条約締約 193 か国中、1 件も登録物件を持たない国が 26 か国ある。

• 1 位……55 件	イタリア	ヨーロッパ州:523 件(45 各国、11.62 件/国)
• 同……55 件	中国	アジア州:306 件(46 各国、6.65 件/国)
• 3 位……48 件	スペイン	オセアニア州:31 件(14 各国、2.21 件/国)
• 4 位……46 件	ドイツ	北アメリカ州:114 件(23 各国、4.96 件/国)
• 5 位……45 件	フランス	南アメリカ州:80 件(12 各国、6.67 件/国)
• 6 位……38 件	インド	アフリカ州:145 件(53 各国、2.74 件/国)
• 7 位……35 件	メキシコ	
• 8 位……32 件	イギリス	
• 9 位……29 件	ロシア	
• 10 位……24 件	イラン	
• 同……24 件	アメリカ	
• 12 位……23 件	日本	
• 13 位……22 件	ブラジル	
• 14 位……20 件	オーストラリア	

注:表がユネスコ世界遺産センターウェブサイト <http://whc.unesco.org/en/list/>を参考に作成した。

ヨーロッパに世界遺産が多い理由は、もともと世界遺産条約が欧米主導で進み、登録が容易な初期に一気に登録数を増やしたことが大きい。また、多彩な文化・文明が栄えたことも一因である。

たとえばイタリアに世界遺産が多い理由は、上限が定められていなかった時代に一気に登録できたこと<sup>295</sup>や、現在も非常に積極的である点と、ローマ帝国以来の長い歴史を持つ点、大航海時代まで文明の中心だった地中海を抑えていた点、地中海を

<sup>294</sup> ユネスコ世界遺産センター <http://whc.unesco.org/en/list/> より閲覧

<sup>295</sup> 1997 年に 10 件の世界遺産を一度に登録した <https://whc.unesco.org/en/statesparties/it> より閲覧

介してアジア・アフリカに接している点、バチカンがありルネサンスの中心であった点などが挙げられる。

一方、中国も国土が広くて、多彩な気候があるうえに、位置的にも東アジア・東南アジア・南アジア・中央アジア・北アジアに接しており、シルクロードを通じて西アジアやヨーロッパとも交流もあったからだ。そして、50以上の民族が暮らす多民族国家で、過去周辺国へ侵入したり、逆に侵入されたりして多彩な文化・文明が生まれては消えたことが影響していると解釈できる。

また、中国は世界規模の遺産活動に非常に積極的で、無形文化遺産や世界ジオパークにおいても世界一を誇り、創造都市も世界一で、世界の記憶やユネスコエコパークもベスト 10 に入っている。こうした活動の背景には、観光の他に各民族へのアピールやコントロールも視野に入れているといわれている。

それに比べて、小国や途上国は一般的にそのような多彩性に乏しく、土や木の文化は残りにくいということもある。文化や自然の保護よりも開発を優先する国もあるし、予算や治安の点から保護体制が整わなかったり、専門家が存在しないという現状もある。

西アジア史の専門家からは、西アジアの世界遺産が少ないことの一因は、文化財保護の思想自体がヨーロッパ由来のものであって西アジアにとっては新しい概念であること、言い換えると、制度設計そのものが欧米中心主義に根ざしていることなどを指摘する意見も出されている<sup>296</sup>。もともと世界遺産委員会の委員国に、地域の割り当ては設定されていなかったからでる。

ユネスコ本体の場合、執行委員に西欧・北米、東欧、中南米、アジア・太平洋、アフリカの 5 地域の割り当て枠があるのに対し、文化の衡平性に配慮するなどの理由で世界遺産委員会には 21 世紀初頭まで割り当て枠が存在しなかったのである<sup>297</sup>。その結果、1999 年の時点でわずか 10 か国が 3 度も委員国(任期 6 年)を務めていたのに対し、当時の締約国の 6 割に当たる 95 か国が一度も任命されたことがなく、前者にはイタリアをはじめとする世界遺産保有数の多い国がいくつも含まれていた<sup>298</sup>。

こうした問題点を踏まえ、「作業指針」および「締約国会議手続規則」が改定され、委員国は「自発的に」6 年を 4 年に短縮すべきこと、再選までに最低 6 年を置くこと、「西欧・北米」「東欧」「ラテンアメリカ・カリブ海」「アラブ諸国」から各 2 か国、「アジア・太平洋」から 3 か国、「アフリカ」から 4 か国の最低割り当て枠を設定することなどが定められている<sup>299</sup>。

経済的な小国にとって、観光振興に繋がる世界遺産の登録は決定的に重要であり、セントルシアでも認定書授与式は国を挙げての大イベントになったという<sup>300</sup>。

<sup>296</sup> 羽田正 2005 194~204 頁

<sup>297</sup> 七海由美子 2006 27 頁

<sup>298</sup> 同上 25~26 頁

<sup>299</sup> 東京文化財研究所 2017 139~140 頁

<sup>300</sup> 松浦晃一郎 2008 268 頁

世界遺産審議に当たっては、世界遺産を持たない国、もしくは少ない国の推薦を優先することとされるが、これが過剰に考慮されることへの批判もある。たとえば、セントルシア初の世界遺産「ピトン管理地域」(2004年)が諮問機関の厳しい評価を覆して逆転で登録された背景には、同国がそれまで世界遺産を持っていなかった事情が斟酌された可能性が指摘されている<sup>301</sup>。

これは例外ではなく、2011年の第35回世界遺産委員会では、ついに登録勧告された物件よりも逆転登録された物件が上回り、価値の証明や保護管理計画の不十分な物件を世界遺産に登録してしまうことは、諮問機関からも問題視される事態になった<sup>302</sup>。この際に逆転を果たした物件は、アフリカ、アラブ、ラテンアメリカの物件が主だった<sup>303</sup>。

こうした傾向は、2002年に策定され、2007年に改訂された戦略的行動指針の中では、「信頼性」に関わる問題点とされている<sup>304</sup>。そもそも現在の主権国家の国境線は、自然や文化の代表性に配慮して引かれているわけではないため、すべての条約締約国が各1件以上の世界遺産を持つことは、かえってリストに偏りをもたらす可能性もある<sup>305</sup>。

世界遺産は推薦にも多額の資金を必要とする。例えば、琉球王国のグスク及び関連遺産群の推薦には1億円以上掛かったと言われており<sup>306</sup>、こうした費用は、場合によっては数十億かかることさえあるという<sup>307</sup>。その内訳は、推薦書を実際に執筆する専門家の人件費、推薦書に添付する写真などを手がけるコンサルタント会社への委託料などで、推薦書の作成に向けた専門家会議の開催なども上乘せされることがある<sup>308</sup>。

さらに、世界遺産の推薦書は英語かフランス語で書かれなければならないため、これらの言語を公用語としていない国の場合、それらの言語に堪能なプロを手配する必要も生じる<sup>309</sup>。たとえば、旧ソ連構成国だったウズベキスタン、カザフスタン、キルギスの推薦だった西天山は、まさにそのような困難に直面し、世界遺産センターの支援を受けた<sup>310</sup>。

結果として、開発途上国はこうした費用を十分に負担できず、不備のある推薦書の提出によって正式な審議までたどり着けないことも起こる<sup>311</sup>。西天山のように、世界遺

---

<sup>301</sup> 七海由美子 2006 4頁

<sup>302</sup> 吉田正人 2012 26頁

<sup>303</sup> 同上 27頁

<sup>304</sup> 東京文化財研究所 2017 122～123頁

<sup>305</sup> 河上夏織 2008 16～17頁、

<sup>306</sup> 佐滝剛弘 2009 221頁

<sup>307</sup> 田中俊徳 2009 9頁

<sup>308</sup> 佐滝剛弘 2009 220～221頁

<sup>309</sup> 田中俊徳 2009 11頁

<sup>310</sup> 同上

<sup>311</sup> 佐滝剛弘 2009 222～223頁

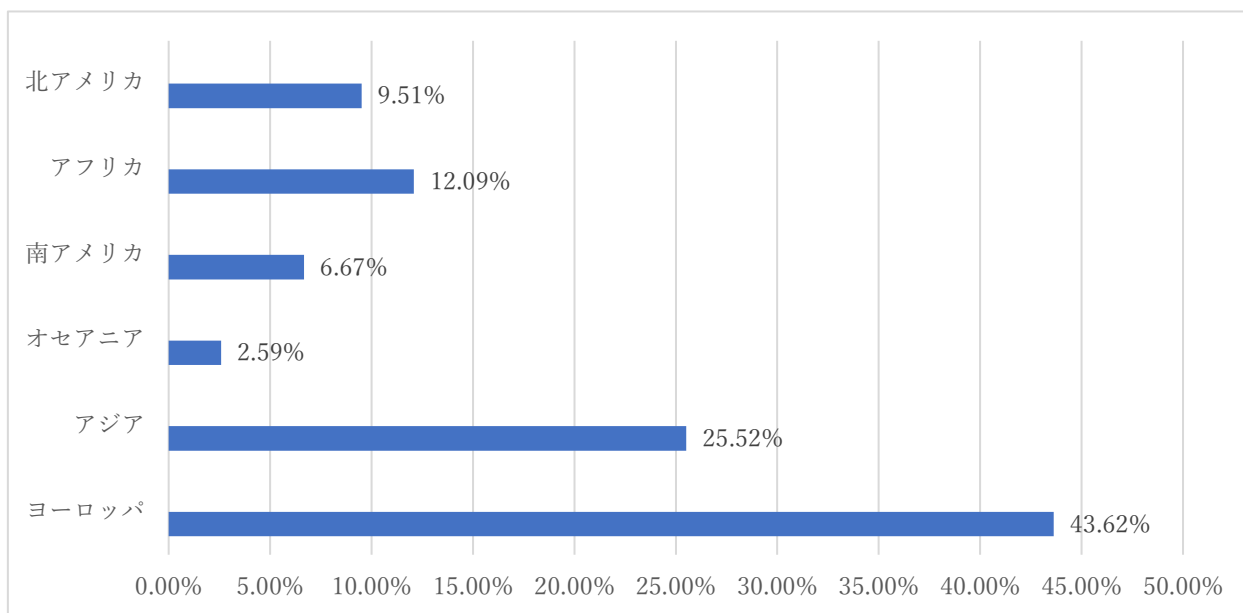
産基金には途上国の推薦支援に回される分もあるが、それとて十分ではなく、支援が回ってこない国々も少なくない<sup>312</sup>。こうした事態が、さらなる偏りを助長しているという指摘もある<sup>313</sup>。

図2 世界遺産種類の総数



注：表が、<https://whc.unesco.org/en/list/>を参考に作成した。

図3 六大州別世界遺産数の割合



注：表が <https://whc.unesco.org/en/list/>を参考に作成した

<sup>312</sup> 田中俊徳 2009 11 頁

<sup>313</sup> 同上

## (2) グローバル・ストラテジーについて

前述のように、内容的には文化遺産のほうが圧倒的に多い。これは、前述のように自然遺産と違い、文化遺産は研究の深化に従って種類が増えていくという性質の違いのほかに、他の制度との関わりの違いを指摘されている。すなわち、自然遺産の場合、MAB 計画、ラムサール条約など、世界的なリストアップや保護のための制度が多層的に整備されていて、その中の最上のものを世界自然遺産と出来るのに対し、文化遺産の場合には類似の仕組みがなく、世界遺産に集中してしまう傾向があるのだという<sup>314</sup>。

さらに、5分野の世界遺産(ヨーロッパの物件、都市と信仰に関する物件、キリスト教に関する物件、先史時代と 20 世紀以外の物件、優品としての建築物件)が多すぎるとして、新たな価値観で世界の遺産を見直していこうという戦略が提示された。

こうした不均衡是正の試みとして、「世界遺産リストの代表性、均衡性、信用性のためのグローバル・ストラテジー」(the Global Strategy for a Representative, Balanced and Credible World Heritage List, 1994 年)が打ち出された<sup>315</sup>。これらについて、後に詳しく述べる。

グローバル・ストラテジーでは、世界遺産登録物件の不均衡について、①、ヨーロッパ地域における遺産、②、都市関連遺産及び信仰関連遺産、③、キリスト教関連遺産、④、先史時代及び 20 世紀の両方を除く歴史時代の遺産、⑤、優品としての建築遺産の登録が過剰に進んでいると認識を示している<sup>316</sup>。

その上で、登録遺産の記念的建造物への偏重が、文化遺産に多面的かつ広範な視野を狭める傾向を招き、ひいては生きた文化や伝統、民俗学および民族的な風景、そして普遍的価値を有し、広く人間の諸活動に関わる事象などを対象から除外する結果となっていることが再確認された。

そして、世界遺産登録リストの不均衡を是正するために必要な視点として以下の 4 点を挙げている。①従来リストには十分に反映されてこなかった分野における遺産の推進を登録すること。②遺産の普遍的価値を地域的な文脈の中で評価すべきこと。③民族的な風習や信仰など無形の部分をも視野に入れた幅広い評価が求められること。④文化と遺産の双方の多様性を踏まえた価値評価の方策が求められること<sup>317</sup>。

これらの視点は、遺産リスト上の記念物的建造物の偏重を改め、遺産を広範囲な文化的表現として捉え直すために挙げられたもので、特に①の従来リストには十分に反映されてこなかった分野における遺産に関しては、「産業遺産」、「20 世紀建築」、自然と人間の共同作品である「文化的景観」の3つの新しい分野を具体的に示し、こ

<sup>314</sup> 稲葉信子 2016 7 頁

<sup>315</sup> 西村・本中 2017 101 頁

<sup>316</sup> 西村・本中 2017 106 頁

<sup>317</sup> 新井直樹 2008 42 頁

これらの登録を重視する方針を打ち出している<sup>318</sup>。

さらに、1999年の第12回世界遺産条約締約国会議において、より具体的に「世界遺産一覧表における不均衡是正の方法と手段に関する決議」が採択され、すべての締約国に「①いまだに世界遺産リストに十分に表されていない遺産の категорияに焦点をあてて「暫定リスト」を準備または再検討すること。②「暫定リスト」は、資産の「OUV」を厳密に捉えること。③、特に人間と自然環境との相互作用を顕著に際立たせて、生きていたり過去の諸文化の多様性と豊かさを表し、リストに十分に代表されていない分野の中から、推薦資産の提出を優先的に行うこと。」<sup>319</sup>が勧告されたほか、ヨーロッパ諸国など既に相当数の世界遺産を登録している締約国に対しては「①自発的に推薦の間隔を置くこと。②世界遺産を登録していない締約国が行う推薦と連携すること。③未だ十分に代表されていない分野に属する資産のみ提出すること。」<sup>320</sup>が勧告されている。

しかし、1990年代において、こうした議論や勧告がされたものの、世界遺産リスト登録物件の不均衡は是正されたとは言えなかった。図(2)のように、当初、1978年に12件の登録数だった世界遺産は、毎年、数件から数十件の新規登録物件が年を追うごとに増加し、2019年7月の第43回世界遺産委員会(アゼルバイジャンのバクー)において20件、1件の重大な範囲変更の新規登録があり、ついに登録総数は1121件となった。

このように、毎年、増加していく世界遺産に関して「世界遺産条約」の本来の目的である登録物件の適切な保護、管理のモニタリングをすること自体が出来なくなるという危機感から、登録件数の上限が議論される契機となった。

元ユネスコ事務局長だった松浦晃一郎氏が、任期中の講演の中で、「ユネスコ内部で、世界遺産の登録件数の上限の議論を始めている」と語り、その後も「締約国の中で遺産ゼロの国や登録予備軍を抱える国も多く、合意は難しいが、登録件数が1000件近くなると「上限」についての議論が本格的に始まる」と話している<sup>321</sup>。

そして、登録数を抑制しつつ、登録物件の不均衡を是正するために、2000年の第24回世界遺産委員会(オーストラリア・ケアンズ)の「ケアンズ決議」、と2004年の第28回同委員会(中国・蘇州)の「蘇州決議」において、適切な遺産の審査を行うための、具体的な規制が盛り込まれた。

「ケアンズ決議」では、各委員会において審査を行う候補物件の最高限度数を設定することや、審査対象とする候補物件は、現在、登録物件が一件もない国を除いて、

---

<sup>318</sup> 「Expert Meeting on the “Global Strategy” and thematic studies for a representative World Heritage List」  
<https://whc.unesco.org/archive/global94.htm> 閲覧最終日 2019年07月21日 及び 世界遺産検定事務局 2016a 33～35頁

<sup>319</sup> 新井直樹 2008 43頁

<sup>320</sup> 文化庁 [http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/sekaitokubetsu/08/sanko\\_1.6.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/sekaitokubetsu/08/sanko_1.6.html)

<sup>321</sup> 佐滝剛弘 2006 59頁



各締約国について1件のみとすることが決められた。また、推薦件数が審査件数を越えた場合は以下の優先順位で登録が決定されることになった。

①まだ世界遺産が1件も登録されていない締約国の推薦物件。②十分に登録されていない分野の推薦物件。③その他の推薦物件<sup>322</sup>。

さらに、適切な審査を行うために、遺産を保持しない、もしくは遺産数の少ない締約国などを中心に「暫定リスト」の作成段階から登録申請能力の向上を支援することが決められた。

その後の「蘇州決議」では、「ケアンズ決議」の一部が見直され、試行的な一時的措置として一締約国の推薦上限を、「文化遺産」1件、「自然遺産」1件の上限2件とすることや、全体の審査対象件数の上限を45件<sup>323</sup>とすることが決められた。

そして、2007年の第31回世界遺産委員会においても、「ケアンズ決議」、「蘇州決議」をベースに議論が行われ、審査対象件数が45件の上限を超えた場合には、「①世界遺産を持たない締約国からの推薦遺産。②世界遺産の保有数が3つ以下の締約国からの推薦遺産。」の順で登録が優先されることが決められた。

この様に、近年の世界遺産登録の審査過程においては、様々な条件が提示されることによって新規登録を抑制するとともに、地域的・種別的不均衡を是正する取り組みも強化されており、実際に21世紀に入ってから、新規登録数も減少傾向にあるほか、これまで登録物件のない締約国の遺産や、「文化的景観」「産業遺産」、「20世紀建築」等の新しい分野の遺産の新規登録が増加している。

## ① 文化的景観

文化的景観は1992年に取り入れられた文化遺産の類型であり、人と自然がともに作り上げてきた景観を指す<sup>324</sup>。これは、人が自然環境から制約を受ける中、そこから諸々の影響を受けつつ進化してきたことを示す文化遺産である<sup>325</sup>。

文化的景観は世界遺産条約の第1条に規定する「自然と人間との共同作品」に相当する遺産であり、作業指針の第47段落でも、「人間社会または人間の居住地が、自然環境による物理的制約の下に内外からの社会的、経済的、文化的な力の継続的な影響を受けつつ、どのように進化を遂げてきたのかを例証する遺産である。」と定義している。

世界遺産としての文化的景観には、景観自体に OUV が認められるのみならず、地

<sup>322</sup> 新井直樹 2008 45 頁

<sup>323</sup> 2020 年から 35 件に縮小される予定で、各締約国の推薦枠は1件に絞られる。ただし、過去に情報照会の決議を受けた物件は 3 年以内の再審議は認められている。

<sup>324</sup> 世界遺産検定事務局 2016a 32～33 頁

<sup>325</sup> 東京文化財研究所 2017 37 頁 及び作業指針 第 47 段落

理的、文化的な観点から、その代表な部分について範囲が特定されていることが要求される。同時に、その範囲が当該文化的景観の本質的かつ独特の諸要素を表すのに十分な広がりを持っていることも求められている<sup>326</sup>。

つまり、広大な地域に展開する土地利用形態などの文化的景観が OUV をもつと判断された場合、地理的、文化的な側面から景観的特質を代表している区域に焦点を絞って範囲を特定する視点が重要だとする一方で、それは景観の本質と諸要素を過不足なく含む十分な区域であることも同時に求めているわけである。

上述したように、文化的景観は人間と自然環境との多様な相互関係を表す遺産である。しばしば持続可能な土地利用に関する独特の技術を表している。そのような独特の技術が定着している自然的環境の性質、範囲を検討することにより、文化的景観と技術との関係を明確することが必要であるとされている。また、文化的景観は、人間と土地との物理的関係だけでなく、人間の自然に対する特有の精神的関係を表すとされている<sup>327</sup>。

文化的景観の中身は、次の三つの領域に分類される<sup>328</sup>。第一領域は、庭園のように人間が設計した空間の中に自然を取り込んだ景観 (designed landscape) で、シントラの文化的景観「ポルトガル・1995」やアランフェスの文化的景観「スペイン・2001」、杭州西湖の文化的景観「中国・2011」などがある。

第二領域は、棚田のように農林水産業をはじめとする人間の諸活動と有機的に結びついた景観 (organically evolved landscape) と呼ばれており、(1)、産業と関連して現在も、なお進化の過程にある「継続する景観 continuing landscape」と、(2)、考古学的遺跡などと一体となって当時の景観が進化を停止した状態で残されている「化石景観 relict landscape」に区別される。(1)に属するものとして、紅河ハニ棚田の文化的景観「中国 2013」、フィリピン・コルディリエーラの棚田「フィリピン・1995」などがある。(2)に属するものとして、ゴブスタン岩絵の文化的景観「アゼルバイジャン・2007」などがあがる。特に、石見銀山遺跡とその文化的景観「日本・2007」は(1)の鉱山関連の集落景観と(2)の鉱山の化石景観の両方を併せ持つ文化的景観の典型的な物件である。

第三領域は、自然の聖地のように人間が宗教上や芸術上の価値を付与してきた景観 (associative landscape) で、日本古来の神道と大陸から伝来した仏教、その融合の所産である修験道、独特の熊野信仰などに関連する紀伊山地の霊場と参詣道などある<sup>329</sup>。

また、作業指針の付属資料3の第11段落には、文化的重要性を持つ道や運河など、輸送、運搬および交流・通信のネットワークを表す長大な線状の区域についても、世

<sup>326</sup> 作業指針 付属資料3 第7項

<sup>327</sup> 作業指針 付属資料3 第9項

<sup>328</sup> 西村・本中 2017 125～126 頁

<sup>329</sup> 世界遺産検定事務局 2016a 32～33 頁

界遺産リストへの記載の対象とすべき文化的景観の資産であるとされている。

登録事例は、シルクロード天山回廊の交易路網「中国・カザフスタン・キルギス 2010」である。文化的景観の分野が導入される以前から、文化遺産と自然遺産の両方の観点に基づき、世界遺産リストに記載された遺産を「複合遺産」と呼称してきたが、「複合遺産」の名称は長く条約にも作業指針にも記述されていなく、2005年の作業指針の改定に伴って、正式に定義された。すなわち、文化遺産および、自然遺産の定義の両方を満たす場合は「複合遺産」とみなす<sup>330</sup>。

複合遺産の定義によると、複合遺産は文化遺産と自然遺産の両方を等分に満たすものではなく、どちらか一方に偏ってもよいことになる。つまり、「複合遺産」として記載された遺産の範囲は、文化遺産としての OUV と自然遺産としての OUV を等しく体現しているのではなく、どちらか一方に偏ってもよい。一方、文化的景観は「人間と自然との共同作品」として両者の多様で持続可能な関係を表す資産であり、文化遺産の範疇に属している<sup>331</sup>。

そのうち、もっとも自然的性質が強い第三領域に属する文化的景観の場合には、自然遺産の観点からの価値評価に十分値するものも含まれている。

世界遺産の中での文化的景観第1号は、自然遺産として登録された後、マオリの崇拜の対象となってきた文化的要素が認定されて複合遺産となったトンガリロ国立公園（ニュージーランド、1993年拡大）である<sup>332</sup>。しかし、その起源となる議論は1981年から始まっており、その議論で重要な役割を果たした物件がイングランドの湖水地方であった。それは1987年と1990年にそれぞれ登録延期決議となったが、その検討は文化的景観の概念の確立の上で重要な役割を果たしたとされる（2017年に登録）<sup>333</sup>。

イギリスの物件では、自然遺産セント・キルダ（1986年）の拡大も大いに議論を引き起こした。もともと ICOMOS は文化的価値を最初から認めていたが、文化的景観の概念がなかった1986年当時は認められなかった<sup>334</sup>。2005年の審議では複合遺産とすること自体は認められたものの、これを文化的景観と位置づけるか否かで紛糾した<sup>335</sup>。出席していた専門家の中からは、委員国の中でもその辺りの基準が明確だったとは言いがたいという評価もあった<sup>336</sup>。

いずれにせよ、文化的景観は広く受け入れられ、21世紀初頭の審議では世界遺産の推薦の主流とさえ言う者もあった<sup>337</sup>。その一方、文化的景観概念の多用を受けて、

---

<sup>330</sup> 作業指針 第46段落

<sup>331</sup> 西村・本中 2017 127頁

<sup>332</sup> 松浦晃一郎 2008 150～151頁

<sup>333</sup> 西村・本中 2017 123頁 140頁

<sup>334</sup> 下間久美子 2005 23頁

<sup>335</sup> 同上 24頁

<sup>336</sup> 同上 24～25頁

<sup>337</sup> 本中眞 2005 13頁

ICOMOS はその価値をより厳しく判定するようになったと言われており<sup>338</sup>、その登録範囲の完全性なども含め、厳格化の傾向を見せている<sup>339</sup>。文化的景観の代表例の一つと国際的にも認識されていた富士山が、文化的景観として推薦・登録されなかった理由も、こうした傾向と無関係ではなかった<sup>340</sup>。

## ② 産業遺産

産業関係の建築物にもっと注目しようとユネスコが宣言したのは 1994 年のことである。産業、すなわち英語で「industry」は、人は経済活動、生産及び商取引に関する行為一般を意味する言葉であり、広くは農林産業なども包含するが、文化遺産の分野で産業遺産というときには、特に製造業分野など、ものの生産またそのための技術の発展の歴史にかかわる遺産を主として対象としてきている。

ユネスコ世界遺産センターの WEB サイトにはかつて産業遺産についてのページがあり、解説は産業革命期の歴史的重要性が中心となっていたが、産業遺産の例としてはローマ時代の水道橋から近代の工場施設までがリストアップされた。

また、ICOMOS が 2005 年に発表した分野別比較研究においては、産業遺産は農業遺産などとともに、「農業、産業及び技術文化財」としてひとつにまとめられている。ここでは、産業にさらに技術「technology」の単語を加えている<sup>341</sup>。

事例として、日本は 2007 年に「石見銀山遺跡とその文化的景観」(中国は、2000 年に登録された「青城山と都江堰灌漑施設」)が、産業遺産・文化的景観両面が評価されて世界遺産リストに登録された。

産業遺産は文字のとおり、なんらかの産業に関わる施設・設備のことを指し、老朽化すれば解体されるのが当たり前で、価値が定まらないまま都市化の際に取り壊されたり、保守・管理されずに朽ち果てたりすることも多く、以前から早急な保護が謳っていた。

そこで日本の文化庁は 1993 年に「近代化遺産」(現在は「近代 産業・交通・土木」)と名づけて明治以降の産業遺産を文化財保護法の対象に組み込んだ。

さらに 1996 年には文化財保護法のように厳密な審査や保護制度を適用する前に、やや大まかな形で登録・管理する(後述)文化財登録制度を設けて、登録有形文化財として保護をはじめた。

また、これらの取り組みとは別に、経済産業省は日本の近代化に貢献した明治以降の産業に関する遺産を「近代化産業遺産」と称して認定しており、2007 年に 33 件の近代化産業遺産群と 575 件の認定遺産を認定している。

---

<sup>338</sup> 稲葉信子 2009 39 頁

<sup>339</sup> 西村・本中 2017 132～133 頁

<sup>340</sup> 西村・本中 2017 136～140 頁

<sup>341</sup> 西村・本中 2017 159 頁

さらに 2009 年に新たに 33 件の「近代化産業遺産群」と 540 件の個々の認定遺産が公表された<sup>342</sup>。たとえば世界遺産リストに記載されている富岡製糸場や三池炭鉱万田坑施設は文化財保護法の定める重要文化財・史跡であり、同時に近代化産業遺産としても登録されている。

文化遺産分野について世界遺産委員会の諮問を受けて事前審査を行い、記載の可否について勧告を行うことができるのは、世界遺産条約に助言機関として規定されている ICOMOS であるが、遺産の分野によっては、その分野における他の国際専門団体に意見を求めることがある。こうした国際てきな専門団体としては、文化的景観を扱う「IFLA」、(後述) 20 世紀遺産を扱う「DOCOMOMO」、そして、産業遺産分野を扱う TICCIH (国際産業遺産保存委員会) がある<sup>343</sup>。

TICCIH は 2003 年に産業遺産の保存や定義について定めたニジニータギル憲章を発表した。その内容は以下となる。

#### 産業遺産の定義<sup>344</sup>

産業遺産は、「歴史的、技術的、社会的、建築学的、または科学的な価値のある産業文化の遺構で構成される。これらの遺構は建物や機械、工房、工場、製作所、炭坑や加工・精製所、倉庫や保管所、エネルギーの発電、送電、使用する設備、輸送と関連するすべての基幹施設、加えて住宅や宗教の礼拝、あるいは教育といった産業に関わる社会活動のために使用された施設からなっている。(抜粋)」

産業遺産自体は、初期から登録された。いわゆる「世界遺産第1号」に含まれるヴェリチカ岩塩坑も、産業遺産に分類されている<sup>345</sup>。しかし、本格的な議論は 1987 年のニュー・ラナーク(イギリス)の推薦以降だと言い、そのようなタイプを登録すべきかの議論が、翌年から開始された「グローバル研究」につながり、この研究がグローバル・ストラテジーに結びついた<sup>346</sup>。

フェルクリンゲン製鉄所(ドイツ、1994 年)の審議の際には、そのような装飾性のない近代的工場を世界遺産に加えることについて、参加者から戸惑いの声も聞かれたという<sup>347</sup>。

なお、従来の産業遺産は産業革命、特に、イギリスのそれを中心に叙述されることが多かったが、実際に世界遺産に登録された物件を見てみると、銀山や銅山、炭坑や岩塩坑といった鉱山関係、製鉄所や製塩所、製糸所といった工場関係、砂糖やワイン、テキーラ、コーヒーなどの産物関係、風車や水揚施設、灌漑設備といった水利関係、

---

<sup>342</sup> <http://www.nlit.go.jp/common/000131021.pdf> 「産業遺産を活用した広域連携及び多様な主体の連携による地域活性化方策に関する調査報告書」 1頁

<sup>343</sup> 西村・本中 2017 163 頁

<sup>344</sup> [http://tree-ct.sakura.ne.jp/messena/ACADEMIA/JIAS/NIZHNY\\_T\\_charter.html](http://tree-ct.sakura.ne.jp/messena/ACADEMIA/JIAS/NIZHNY_T_charter.html) (和訳)なお英文の原文は、TICCIH のホームページ [www.mnactec.com/TICCIH/](http://www.mnactec.com/TICCIH/) で見ることができる。

<sup>345</sup> 西村・本中 2017 160 頁

<sup>346</sup> 七海由美子 2006 10～12 頁

<sup>347</sup> 西村・本中 2017 162～163 頁

運河や鉄道、港湾などの交通・土木関係、これらを複数備えた都市景観など多種多彩である<sup>348</sup>。

産業遺産は一般的な人間の生活を記録する一部として、アイデンティティを与える重要な社会的価値がある。また、生産、エンジニアリング、建造の歴史における技術的および科学的価値があり、さらに建築、デザイン、プランニングにおけるそのクオリティに顕著な美的価値がある<sup>349</sup>と考えられる。

産業がこの地球の構造さえも変えつつあるのはまぎれもない事実だ。たとえば田園風景やブドウ畑、杉の森に自然を感じるかもしれないが、人間が作り出したものであることは間違いない。ましてや工業地帯や住宅地は言うまでもない。

地球を構成するものとして人間の生み出してきた産業は無視することはできないし、産業革命以降、その立場は飛躍的に高まっている。こうした意味で、これらを記録・保存することには大きな価値があるだろう。

したがって、産業遺産は先進国・途上国を問わず、人間が活動するあらゆる場所に存在する。多様な価値観をもたらし、今後、世界遺産の不均衡を是正する手段としても活用が望まれている。

### ③ 20 世紀建築

20 世紀遺産は、英語で (20th century architecture)、その名のとおり 20 世紀に建設された建造物などを対象とする文化遺産であり、一部には 19 世紀後半も対象とする<sup>350</sup>。

あえて、20 世紀と呼ぶのは、現代建築も考慮のうちにあるという覚醒のいみが込められている。この時期の建築そして都市の遺産はまだ多くの国で文化遺産としての認知度が低く、時代の急速な変化のもとで多くの遺産が消滅の危機にさらされている。このことへの強い危機感がその背景にはある<sup>351</sup>。

文化遺産のさまざまなカテゴリーのうちで、20 世紀遺産だけが文化遺産を明らかな時間軸で横断して区切っている。現在にもっとも迫る時代に生まれた若い遺産を扱う分野である。

世界一流アーティストの建築を最初に思い浮かべるが、ユネスコは美的価値を持つ建築物のみならず、人々の生活、仕事、技術などに大きな影響を与えた建築物もその価値を見出されるべきだという報告をしている。

世界遺産委員会は世界遺産リストに記載できる遺産に年代の制限を課していない。国によっては、たとえば、50 年前、100 年前までのものなどと文化遺産指定に年代の

---

<sup>348</sup> 同上 163～166 頁

<sup>349</sup> 西村・本中 2017 166 頁

<sup>350</sup> 西村・本中 2017 168 頁

<sup>351</sup> 同上

制限を設けている場合がある<sup>352</sup>。日本では国宝・重要文化財に制限はないが、登録文化財は 50 年以上を経過したものとしている。中国の場合は重点保護単位に指定されれば、基準をクリアとされている。

OUV が認められれば、原則として同年に建てられた遺産であっても世界遺産リストには記載できるが、いままでそうした例はまだない。

具体てきな年数については、グローバル・ストラテジーが採択された「25 年」という数値を提示したことあるが、しかし、これについて世界遺産委員会は特に審議を行っていない。

比較的初期の段階から、アントニ・ガウディの作品群(スペイン)のように審美的な観点から評価されて登録された物件もあったが<sup>353</sup>、シドニー・オペラハウスが 1981 年に審議された際には、まだ十分に評価が定まっていなかったとされ、2007 年の再審議でようやく登録された<sup>354</sup>。

モダニズム建築の範疇で重要だったのが、ヴァイマル、デッサウ及びベルナウのバウハウスとその関連遺産群(ドイツ)の登録とされ、この登録を契機に、同種の建築の登録を促した<sup>355</sup>と言われている。ただし、モダニズム建築の登録にしても、世界遺産が傑出した建築家個人を顕彰する場にならないように、という懸念は度々出されている。ブルノのトゥーゲントハット邸(ミース・ファン・デル・ローエ、チェコ)の審議しかり<sup>356</sup>、ルイス・バラガン邸と仕事場(メキシコ)の審議しかり<sup>357</sup>、ル・コルビュジエの建築と都市計画の最初の登録見送り時の審議しかり<sup>358</sup>である。

なお、20 世紀遺産とモダニズム建築はイコールではない。そのような思想はともすると、20 世紀遺産をヨーロッパ中心主義に組み込んでしまう危険性があるとされ、ICOMOS もモダニズム建築に限定してはいない<sup>359</sup>。モダニズム建築のための団体としては、すでに DOCOMOMO が存在するが、ICOMOS はモダニズム建築に限定されない「20 世紀遺産国際学術委員会」を設置するなど、広い意味での 20 世紀遺産の登録を進めていこうとしている<sup>360</sup>。

20 世紀遺産を評価することができないでいた世界遺産委員会に対して、グローバル・ストラテジーは「20 世紀建築は、偉大な建築家の視点や美的価値の視点からだけ評価すべきでなく、材料の利用、技術、施工、空間の扱い、そしてより一般てきには社会における生活における複合化されたいみの際立った変容の過程を語るものとして捉

---

352 同上

353 西村・本中 2017 170 頁

354 稲葉信子 2008 37 頁

355 西村・本中 2017 171 頁

356 同上 172 頁

357 西村・本中 2017 174 頁

358 稲葉信子 2010 37 頁

359 西村・本中 2017 176~178 頁

360 シェリダン・パーク 2016 16~17 頁。

えるべきである」<sup>361</sup>と勧告している。

## 7、現在における世界遺産の各課題について

初期の世界遺産は、誰が見ても納得できるような分かりやすい登録が多かった<sup>362</sup>。たとえば、ギザの三大ピラミッド(1979年)、レオナルド・ダ・ヴィンチの『最後の晩餐』(1980年)、グレート・バリア・リーフ(1981年)、タージ・マハル(1983年)、万里の長城(1987年)などが初期に登録されている。世界遺産委員会の議長を2度務めたことがあるクリスティーナ・キャメロンは、初期の分かりやすい世界遺産を「偶像的な遺産」と呼んだ<sup>363</sup>。

しかし、そうした遺産の登録が進んでいくと、「顕著な普遍的価値」を認めにくい物件や価値を裏支えするストーリーを理解しづらい物件が増えているとも言われる<sup>364</sup>。

世界遺産の勧告や審議が厳格化する傾向にあるとしばしば言われるが<sup>365</sup>、「登録のされにくさ」は審議の厳格化に由来する可能性だけでなく、上記のような質的な変化に由来する可能性も指摘されている<sup>366</sup>。また、日本の世界遺産登録物件の審議も2010年代になると厳しい勧告が増えていると言われるが<sup>367</sup>、世界遺産条約参加当初の物件の時点で、日本が推薦理由としていた評価基準がしばしば退けられたことを理由に、昔から十分に厳しかったという指摘もある<sup>368</sup>。

### (1) 景観問題

世界遺産の登録は、景観や環境の保全が義務付けられるため、周辺の開発との間で摩擦が生じることがある。特に、都市内の歴史地区や建造物については、その周囲に建てられた新しい高層建築などによって、景観が損なわれることで議論が起こることがある。

例えば、ケルン大聖堂(ドイツ)は登録時点で緩衝地帯設定が条件となっていたにもかかわらず、それが果たされなかった<sup>369</sup>。その中で近隣の高層建築計画が持ち上がったことから2004年に危機遺産リストに加えられ、一時は世界遺産リストからの除去すら

---

<sup>361</sup> 西村・本中 2017 頁

<sup>362</sup> 河上夏織 2008 7頁

<sup>363</sup> 七海由美子 2006 8～9 頁

<sup>364</sup> 佐滝剛弘 2009 90～94 頁

<sup>365</sup> 日本経済新聞 「保護の仕組み、曲がり角」 2017年7月10日朝刊 13版 30面

<sup>366</sup> 稲葉信子 2010 33～34 頁

<sup>367</sup> 日本経済新聞 「富岡結んだ西洋・伝統／製糸場世界遺産へ／近代工業化の鍵・絞込み奏功」 2014年4月27日朝刊 35面

<sup>368</sup> 岡田保良 2011 21 頁

<sup>369</sup> 日本ユネスコ協会連盟 2006 44～45 頁



検討された<sup>370</sup>。この事例が注目された理由は、開発による景観の損壊が危機遺産登録理由になった、最初の事例だったからである<sup>371</sup>。

この事例では、建設推進派と反対派でケルンを二分する議論になったが、緩衝地帯設定や高さ規制が導入されたので、2006年に危機遺産リストから除かれた<sup>372</sup>。しかし、ケルンの議論は、今後同種の問題があちこちの歴史都市で起こりうることを危惧させるものだった<sup>373</sup>。

実際、それ以降も、規制や計画修正などの対応がとられた事例には、エスファハーンのイマーム広場(イラン)、ポツダムとベルリンの宮殿群と公園群(ドイツ)、フェルテ/ノイジードル湖の文化的景観(ハンガリー/オーストリア)<sup>374</sup>などがあり、他にも第32回世界遺産委員会ではサンクトペテルブルク歴史地区と関連建造物群(ロシア)やシェーンブルン宮殿と庭園群(オーストリア)<sup>375</sup>、第41回世界遺産委員会ではシャフリサブス歴史地区(ウズベキスタン)や海商都市リヴァプール(イギリス)<sup>376</sup>などでも開発が問題となった。他方で、上述のドレスデン・エルベ渓谷のように、橋梁の建設による景観の破壊を理由として、世界遺産リストから抹消された例もある。

景観が問題となっている世界遺産は少なくなく、イギリスの「海商都市リヴァプール」はビル建設による景観の破壊が原因で危機遺産リストに記載されている。

日本の物件でも「広島平和記念碑[原爆ドーム]」周辺のビル群や「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」の三保松原の消波ブロックなど、多くの物件が世界遺産委員会で景観に関する指摘を受けている。中国の物件では、マカオ半島に集中している構成資産の周辺では、ホテルや飲食店の看板などの乱立による景観が損なわれているという指摘も受けていた。

前述のように、いずれの国でも文化財そのものは各国の文化財保護法で保護されている。しかし、景観は周辺部分を含むため保護が難しく、たとえば、日本では景観法や景観条例で高さ制限などを行っているが、開発との関係もあって文化財保護法に比べて非常に弱いものになっている。

そのため、日本の京都市では2017年に景観保護を強化するために、世界遺産「古都京都の文化財[京都市、宇治市、大津市]」の構成資産を含む27件の文化財の敷地内と周囲500mに対し、新たな建造物を建てる際に事前協議を義務づける眺望景観創生条例計画を発表した。

中国も同様に、地方レベルの「文物保護単位保護範囲及建設控制地帯管理规定」

---

370 フンク・カロリン 2007 38 頁

371 稲葉信子 2007a 51 頁

372 フンク・カロリン 2007 38 頁

373 日本ユネスコ協会連盟 2006 45 頁

374 稲葉信子 2008a 39 頁

375 稲葉信子 2009 40 頁

376 鈴木地平 2017 37 頁

文物保護単位の保護範囲と建設抑制地帯の管理規定で遺産の周囲での都市開発による建設を抑制しているが、法律ではなく、規定に過ぎないため、法的効果があまりない、開発による遺産の破壊事件が多発している。

他方、景観をどう捉えるかという問題は一義的に確定させられるとは限らず、月の港ボルドー(フランス)で歴史的な旋回橋が取り壊され、代替橋が計画された際には、ICOMOS と世界遺産センターによる影響評価が正反対になり、世界遺産委員会の決議でも強い決定には至らなかった<sup>377</sup>。また、エッフェル塔(パリのセーヌ河岸の構成資産)が建設当初は酷評されたことを例に挙げ、特定の時点の都市景観で固定することに疑問を呈する専門家も複数いる<sup>378</sup>。

こうした開発の問題では、緩衝地帯内さらには緩衝地帯の外の開発すら問題となることがあり、上述のロンドン塔の事例もそうである。こうした問題に対して、以下のように歴史的都市景観に関するいくつかの宣言や取り決めが行われている。

## (2) 観光問題

世界遺産に登録されることは、周辺地域の観光産業に多大な影響がある。もともと文化遺産に対する観光地化の弊害については、世界遺産以前から問題視する意見はあり、ICOMOS では「国際文化観光憲章」(1976年)を発表し、文化遺産の保護を訴えていた<sup>379</sup>。しかし、世界遺産を観光振興に結び付けようとする姿勢は根強く、その弊害も表出している<sup>380</sup>。

例えば、白川郷・五箇山の合掌造り集落では、登録後に観光客数が激増した。白川郷の場合、登録直前の数年間には毎年60万人台で推移していた観光客数が、21世紀初めの数年間は140-150万人台で推移している<sup>381</sup>。このような事態に対し、自治体、村民、専門家たちが対応し、交通規制などの策定も行われるようになってきているが<sup>382</sup>、土産物屋などの観光客向けの施設の増加そのものにも否定的な意見は見られる<sup>383</sup>。

こうした傾向は日本に限った話ではなく、例えば、麗江古城(中国)もしばしば急速な観光地化の例として挙がる。麗江古城はナシ族の伝統的街並みが保存され、町に張り巡らされた水路も伝統的な習俗と結びついてきた。

しかし、世界遺産登録(1997年)の前後で、観光客数は約70万人(1995年)から約370万人(2006年)へと急増したが<sup>384</sup>、商業目当ての漢民族の流入などにより、ナシ族

---

<sup>377</sup> 稲葉信子 2010 35~36頁

<sup>378</sup> 木曾功 2015 24~29頁

<sup>379</sup> 宗田好史 2006 16頁

<sup>380</sup> ウィアム・アンダーヒル 2015 26~27頁

<sup>381</sup> アーサー・ペデルセン 2008 42頁

<sup>382</sup> 矢野和之 2006 41~42頁

<sup>383</sup> 佐滝剛弘 2009 206頁

<sup>384</sup> 藤木庸介 2015 238頁

の住民は約 16,900 人(1997 年)から約 6,000 人(2005 年)へと減少した<sup>385</sup>。

さらに、水道の普及により、ナシ族住民にとっても古城を流れる水との結びつきが薄れる中、伝統文化への理解が足りない観光客たちの心無い行動も重なり、水質が著しく悪化した<sup>386</sup>。こうした観光地化の流れには、近代的な建て替えが進みつつあった中で有形の建造物群を守ったという面と、伝統的な生活風景を失わせたという面が存在する<sup>387</sup>。

このように、急速な観光地化が、その地域の本来の姿の保全にとって、マイナスに作用することが起こりうる。世界遺産は保全が目的であり、観光開発を促進する趣旨ではないため、世界遺産登録によって観光上の開発が制限されている地域もあり、マッコリー島(オーストラリア)のように観光客の立ち入りが禁止されている物件もある。観光地化が進んだ世界遺産の場合、一部ないし全部で入場制限などの規制が敷かれるようになった場合もある。たとえば、一部に人数や時間の制限をかけたマチュ・ピチュの歴史保護区(ペルー)やラサのポタラ宮の歴史的遺跡群(中国)、ピサの斜塔をガイド付きツアーに限定したピサのドゥオモ広場(イタリア)などを挙げることができる<sup>388</sup>。

また、沖ノ島(「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産)は元々宗教上の理由で女人禁制であったが、世界遺産登録を機に、神職以外の入島を全面禁止するという形でさらに厳格化し、観光地化とは一線を画する姿勢を鮮明にした<sup>389</sup>。

その一方で、貧困にあえぐ国などでは観光を活性化させることで雇用を創出することが、結果的に世界遺産を守ることに繋がる場合もある。こうした問題に関連して、2001 年の世界遺産委員会では、地域住民の経済利益と遺産の保護とを両立させるために、「世界遺産を守る持続可能な観光計画」の作成が始まった<sup>390</sup>。

## 結び

世界遺産センターが締約国からの推薦書を受理した後、諮問機関がその推薦書についての追加情報を必要とした場合、締約国は世界遺産センターに追加情報を提出するように要請されている。

この追加情報の要請と提出は、推薦の過程における諮問機関と締約国との対話の 1 つでもあると考えられる。締約国にとっての推薦の過程は、推薦書の提出と現地調査の受け入れで完結するものではなく、諮問機関との対話も重要である。

特に、近年、諮問機関から要請されている追加情報を見ると、資産の管理計画、管理体制、登録範囲、緩衝地帯に関する指摘が多く見られる。諮問機関が特に重要視

---

<sup>385</sup> 秋道智彌 2007 204 頁

<sup>386</sup> 藤木庸介 2015 240～241 頁

<sup>387</sup> 藤木庸介 2015 239～242 頁

<sup>388</sup> アーサー・ペデルセン 2008 43 頁

<sup>389</sup> 日本ユネスコ協会連盟 2018 7 頁

<sup>390</sup> アーサー・ペデルセン 2008 40～41 頁

しているこれらの項目については、推薦書作成段階で明確化しておくことが望ましい。

緩衝地帯の設定は、世界遺産リストへの推薦にあたり、必須ではないが、近年には、周辺環境が資産に及ぼす視覚的な影響に対する懸念が強まる傾向にあり、緩衝地帯の役割は大きくなっている。

緩衝地帯は資産の登録範囲の外側に設定され、資産の一部ではない。しかし、緩衝地帯は資産の OUV、とりわけ景観を保つために必要であり、世界遺産委員会での世界遺産の保全状況報告に関する審議にあたっては、緩衝地帯や緩衝地帯の外側での開発行為の実施や計画が問題とされることもある。

緩衝地帯は、保護区域の設定、開発行為の規制などといった締約国での法的措置の対象となっていることがほとんどであるが、ICOMOS は緩衝地帯の内外側での開発行為の扱いについて、作業指針に明確なガイドラインが存在していないことを問題視としている。

また、日本イコモス国内委員会は、日本では、資産そのものが文化財保護に関する法令、条例で保護されている一方で、緩衝地帯が都市計画や景観などに関する法令、条例で保護されていることから、資産と緩衝地帯の一元した保全が不十分であると懸念している<sup>391</sup>。

世界遺産条約には、モニタリングと定期報告のシステムがある。締約国には推薦書における「モニタリング」の項目で、資産の保全状況を判定するための主要な指標、影響を及ぼす要素、資産の保全措置、調査頻度及び責任を有する管理機関について明示することが求められている。

もし、世界遺産リストへの登録の際にモニタリングの指標がまったく特定されていなかった場合には、初回の定期報告で明示されなければならない。

また、モニタリングに対する地元当局の関与が求められることから、モニタリング指標だけでなく実施体制についても検討、明確化し、推薦書に記述する必要もある。

OUV が具体的に何を指すのかについては、世界遺産条約成立当初から議論の課題であった。現在では、OUV は登録基準に限定されているのみならず、真正性や完全性、さらには登録範囲や緩衝地帯の設定、法的保護などといった保全管理が適切に実施されていることも、OUV を有する条件とされる。

世界遺産一覧表への登録に当たり、推薦書を作成する上では、まず、保全状況を登録基準や資産の完全性、真正性の保持を実現する手段として考え、そのための適切なアウトラインや保全管理計画を策定し実践することが、OUV としての保全管理の実現につながると考えられる。

---

<sup>391</sup> 日本の世界遺産の保護施策の充実のために～バッファゾーンをめぐる～（予備的提言）

<http://www.japan-icomos.org/pdf/20160701subcom8.pdf>, 2017年2月 2019年7月5日 閲覧

## 第3章 中国における文物保護制度の歴史変遷とその概要

### 1、建国前の保護制度

中国古代から、文物の保護<sup>392</sup>に関連する法律と記録を見つけることができる。例えば、《左傳・文公一八年》では「“毀則為賊，掩賊為藏，竊賄為盜，盜器為奸，主藏之名，賴奸之用，為大凶德，有常無赦”（抜粹）」と記載してある。日本語に訳すと、文物の破壊は盗人であり、その盗人を匿うことや、国家の宝を盗用することは、ほかの重大な犯罪と同じで、許すことができない。という意味である。

そして、「孔子家語」にも、民間取引への宝器(文物)の流入が禁止されていることも記載されている。漢代では皇室の宗廟、陵墓及び宮殿などの破壊行為を「大逆不道」<sup>393</sup>と呼ぶようになっている。

唐時代の「唐律疏意」の第 477 条疎文では、「得古器，钟鼎之类，形制异于常者，依令送官酬直～（抜粹）」が書かれており、日本語に訳すと、古代器物や、青銅器などの類型がすべて国家に属する、個人の所有権は認めないとのことである。続いて、「大清律例・卷 14」では、「得遗失物～（抜粹）」の条目に同様な規定も確認できる<sup>394</sup>。

上述のように、各時代には官公庁や民間の文物を保護する規定や記録があり、これらの律令は皇室の尊厳と支配を守るためのものが多いが、客観的には、文物、特に宮殿、宗廟及び陵墓に対する保護作用を果たしている。

中国の文物保護のための立法を芽生えるのは清時代末期の時である<sup>395</sup>。1906 年に当時の清政府が民政部を設置し、「保护古物推广办法」（古物の保護を推進方法）が公布した、同法は直ちに各省での執行を命じられた<sup>396</sup>。

また、1908 年「城鎮郷自治章程」の第 1 章の第 3 節では、古跡の保護や貧困の救済事業」という条文が明記されており、これは、中国歴史上最も早く古物や遺跡の保護に関する法律であるが<sup>397</sup>、古物を対象に専門性のある法ではない。

しかし、清朝末期に、8 国列強の侵入と戦乱のため、清政府の腐敗無能及び民間文物保護意識が遅れているため、多くの貴重な文物が破壊され、海外に流失した。たとえば、円明園、莫高窟、楼蘭古城などである。

<sup>392</sup> 中国では、「保護」という言葉が使われており、日本の文化財保護法によく使われる「保存」、「保全」の意味を兼ねている。

<sup>393</sup> 大逆不道とは、封建社会では、特に人民が君主に反逆することを指す。

<sup>394</sup> 銭大群撰 「唐律疏意新注」南京師範大学出版社 2007 915 頁

<sup>395</sup> 王雲霞 2012 12 頁

<sup>396</sup> 学術堂 <http://www.lunwenstudy.com/shijietong/133957.html> 2019 年 08 月 11 日最終閲覧

<sup>397</sup> 張松 2009 「中国文化遺產保護法制度建設史回眸」中国名城 第 3 期

こういった文物の破壊と流失の状況はずっと民国初期の軍閥混戦の時期<sup>398</sup>まで続いた。1920年代後半には、国民党政府<sup>399</sup>が「三民主義」を掲げて、中華民族意識を高揚させようとしていた。文物の保護が始まったのは、中華民国時代の1922年北京大学における考古学研究所の設立、次いで考古学会の創立からであるといえる。1928年に国民政府が中央古物保管委員会を設立し、中国初の専門的な政府文物管理機構として機能している。

1929年に中国初の保存関連法令である「名勝古跡古物保存条例」が国民党政府の内政部によって公布された。同条例は名勝古跡と古物を対象に保護規則を定めたもので、名勝古跡は湖山、建築、遺跡に分けられ、古物<sup>400</sup>は碑碣、金石、陶器、植物、文玩、武器、服飾、彫刻、礼器、雑物の10類に分類された。

国民党政府は、当時日本統治時代の台湾が歴史文化遺産保護の法制度を整備した動き<sup>401</sup>に触発され、1930年には「古物保存法」が公布され、翌年1931年には、「古物保存法細則」の制定と続き、さらに、古物の管理機構に関しては、1932年に、中央古物保管委員会が設立され、歴史的記念物の保存対象、保存組織が定められ、国による古物保存の仕組みが設立した。引き継いで「中央古物保管委員会組織条例」が、古物の種類と範囲を示すものとして1935年に「暫定古物の範囲および種類大綱」が制定され、翌年1936年には、戦時下における文物の保管方法を示した「非常時期の古物保管方法」が制定された。

以上の一連の文物保護に関連する近代法が制定されることによって、中国大陸において初めての文物に関する近代法が整備されることとなった。

しかし、保護対象となる土地と建物に関連した文化財建造物の「点的」に限定され、歴史的都市や地区は対象とはならなかった。また、長期的な保存管理体制を整っておらず、地方政府による保存措置も未整備であった。

その後、1937年から1945年にかけての日中戦争によって古物の破壊や流出が進み、実効ある文物の保存措置は困難であった。

また、第二次世界大戦後も1945年から1949年にかけての国共内戦のため、法制度の実行と充実は停滞し、法制度は十分に機能を果たせなかったといえる<sup>402</sup>。

中国関係者へのヒアリングを行ったところ、1949年の中華人民共和国の成立により、それまでの国民党政府による立法、行政組織は廃止されたため、1949年以前の(1929～1936)保護仕組みは中華人民共和国へ受け継がれることはなく、現在への影

<sup>398</sup> 軍閥混戦は、1916年から1928年にかけて中華民国が内戦状態となっている時期を指す。

<sup>399</sup> 本論文で指した国民党政府時代とは、王霞 2012 を参照して、戦時中を除く1929年から1936年にかけての期間を指す。

<sup>400</sup> 日本の有形文化財に相当する。

<sup>401</sup> 日本統治時代に、1919年に日本国内において制定した「史蹟名勝天然記念物保存法」が1930年に台湾に施行され、また、1930年に「同法施行規則」、「同法取扱規定」、「同調査会規定」が制定された。

<sup>402</sup> 李昭東「文物法規与文物管理」1987 北京燕山出版社 26頁

響はほぼない。

また、国民党政府時代に作られた土地と建物に関連した文化財建造物の点的な保護と、新中国設立後の 1961 年の全国重点文物保护单位の指定において示された点的な保護の方法や選定基準などは異なると指摘している。

## 2、建国後の保護制度

1949年以降文物保護の法制度歴史変遷について、王雲霞(2012)は以下3つの時期に分類している。①1950年～1960年代半ばまでの保護制度の形成期から1966年～1979年までのいわゆる文化大革命による空白期、②1980年～1982年文物保護法制定までの文物保護回復期から文物保護法制定以降1990年前後にかけての文物保護の開始期、③1990年以降の歴史地区保全に関心が広がる都市保全拡大期に分けることができる。

### (1)、第1期 (1950～1979)

#### ① (1950～1965) 「点的保護」・文物保护单位制度の設立

中華人民共和国の建国当初に、中央人民政府は積極的に文物の保護活動を行っていた。その背景は、主に新しい中国の建国に伴う愛国教育と中華民族精神の高揚や戦争中に中断された文物に関する学術研究の再開の要望や戦争による大量の文化財の破壊、大陸から台湾、海外への流失及び管理の混乱の3つの要因によって中央人民政府は直ちに文化財保護行政を開始し、幾つかの関連指示が出され、主要な施策としては、次のものがある。

建国後も間もなく1950年、政務院(現・国務院)は「文化遺跡及び古墳墓の調査発掘に関する暫行弁法及び「古文物建築の保護に関する指示」を告示し、記念物を中心とした歴史遺産の保存に関する指示に着手した<sup>403</sup>。また、中央文化部による全国レベルでの文物調査、登録および博物館の建設が進められた<sup>404</sup>。

その後、1951年に名勝古跡の管理や地方レベルでの文物や名勝古跡保存の組織制度を整備するための「名勝古跡の管理における職責、権利分担に関する規定」、「地方文物名勝の保護管理に関する弁法」および「地方文物管理委員会暫行組織通則」が定められたほか、開発にあつて歴史文物や革命文物を保存するための規定や指導を行っている<sup>405</sup>。

1953年に、中国国内では、第一回国民経済五年計画の建設時期(1953～1957)に入り、全国重点建設都市(北京、大同、洛陽、西安などの全18箇都市)における大規

---

<sup>403</sup> 謝辰生 2002

<sup>404</sup> 王雲霞 2012 43頁

<sup>405</sup> 同上

模の建設に際して、多くの遺跡や地下文物(埋蔵文化財)等が発見や破壊された事態が生じた。これに対し、国務院と文化部は文物保護に関する指示「中央人民政府政務院關於在基本建設工程中保護歷史及革命文物的指示」(基本建設工程における歴史および革命文物の保護に関する指示)と1956年に「農業生産建設における文物の保護に関する通知」が出された。一方で、1953年から重要な文化財建造物、遺跡および発掘を大量に有する省級政府は率先して「地方文物保護管理暫行弁法」などの地方政令も制定し始めた<sup>406</sup>。

こうした状況下に置かれ、1961年には、建国後初めての文化財保護行政を総括する「文物保護管理暫行条例(文物保護に関する暫定行政条例)」が国務院によって公布され、歴史的建造物、遺跡などを対象に「重点文物保護単位の制度」が確立した<sup>407</sup>。

同条例によって、第1回の指定として180箇所の全国重点文物保護単位が定められた。同条例によって、歴史的建造物の周辺に一定の保護範囲を指定し、それを文物保護単位の保存リストに登録し、文物保護部門の役員によって管理し、さらに定期的に保護状態を確認することが規定された。各級歴史的建造物などの保護は所属する地方政府によって、省や直轄市及び国家級の文物は国家文化部によって管理されるようになった<sup>408</sup>。

同条例に続いて、1963年に文化部も制定した「文物保護単位保護管理暫行管理弁法」及び「革命記念建築、歴史記念建築、古建築、石窟寺修繕に関する暫行管弁法」に続き、1964年に「古遺址、古墓葬発掘暫行弁法」などが定められた。

これらの法規は1982年の「文物保護法」が制定されるまでに、約20年にわたって中国の文物建造物を中心に保護する「点的保護」文物保護単位制度の根拠法律となり中国の文物保護制度は次第に整備されていった<sup>409</sup>。

## ② (1966～1979) 「文化大革命による文物保護の空白」

1966年に始まる文化大革命(以下は文革)による10年間の空白期に、中国全般の法制度整備は完全に機能果たせずにはいた。

いわゆる、「破四旧」<sup>410</sup>の破壊は文化大革命の中心的な役割の1つであり、「四旧」を代表する文化財建造物や歴史的記念物は旧体制の象徴と見なされ、大規模な破壊が相次いだ。

たとえば、孔子の生地である曲阜では県の文物のうち消失、または、破壊されたも

<sup>406</sup> 飯田 卓・河合洋尚 「国立民族学博物館調査報告」136巻 4頁

<sup>407</sup> 王雲霞 2012 44頁

<sup>408</sup> 国家文物局 2007 65頁

<sup>409</sup> 王雲霞 2012 44～45頁

<sup>410</sup> 中国文化大革命の用語であり、古い思想・文化・風俗・習慣を打ち破ること。新態を立てることと合わせて、「破四旧、立四新」と表現する。



のは合計 633 件を超え、県内の文物の 85%が破壊されたと言われている。孔子の一族の代々の墓である孔林では千を超える石碑が倒された事態になる<sup>411</sup>。

また、全国で百を超える城壁の煉瓦を再利用、更に城壁の立地する土地を道路用地にしようとする「毀城ブーム」により、歴史性のある城壁がこの時代に消失したと言われている。例えば、北京の明朝時代の城壁もこの時期に地下鉄建設のために解体された、この時期に文物保護のための国家的施策はほとんど実施されなかった<sup>412</sup>。

しかし、この時期は中国における文物建造物の受難期<sup>413</sup>と言われているが、文化大革命の運動が開始直後に中央委員会、国務院、中央軍事委員会の3つ機関が合同で緊急に出された「關於保護国家財産、節約鬧革命的な通知」や「關於在無産階級文化大革命運動中保護文物和図書の幾点意見」が政治的効力を果たしていたため<sup>414</sup>、「全国重点文物保護単位」に指定された文物建造物等の殆どは、ある程度の破壊は受けたものの、幸いに残された。

文革後期から、政府は社会的混乱と経済発展の停滞が意識し始め、1973 年に文物保護の強化に関する通知が国務院から出されたきっかけに、文物保護も見直される兆しが出てきた。そして、文革の終結とともに文物保護の仕組み回復の動きが急になる。

## (2)、第2期 1980～1989 「文物保護の回復期」

### ① 文物保護法の制定と「歴史文化名城」制度の誕生

80 年代初には、文革時期における文物、文物建造物、歴史的街区の破壊とそのごの保護に対する概念の見直しや、改革開放政策の影響及び政府の都市開発が急速に進行し、歴史的環境の大規模な改変が全国各地で見られるようになり、「点的」としての文物を一個一個保護という従来の仕組みだけではこうした都市の構造的変化に対応しきれなくなった。

文革の終結と文物保護の法制度を回復する動きも見られ、1980 年に(国務院)「歴史文物保護工作の強化に関する通知」が、「古建築・文物遺跡の保護、管理の強化に関する通知」が相次いで公布された。

1981 年には中国初の都市保全計画である「平遥古城保護规划(古城保護計画)」は城壁が完璧に残る古都平遥の県政府及び山西省城市建設委員会の承認を得て成立した。国務院は国家建設委員会、国家城建総局、国家文物局さらには大学の研究者らとともに歴史的な都市を広く保護するために「歴史文化名城」という概念を構築し、

<sup>411</sup> 姚遠 2018 「中国文化大革命期における文化財保護をめぐる一考察」『アジア太平洋討究』NO30 196 頁

<sup>412</sup> 同上

<sup>413</sup> 西村幸夫 2004 698 頁

<sup>414</sup> 葉華 浅野聡 戸沼幸市 1997 196 頁

その保護制度の確立へむけた検討が始めた。

同年 12 月に上述の三つの機関から「間於保護我国歴史文化名城請示(わが国にける歴史文化名城保護に関する上申書)」がだされ、国務院に名城保護制度を設けることを正式に要請し、第1回目の国家級名城指定の候補リストも添えて提出した<sup>415</sup>。

この上申書は国務院の全面的承認を受け、1982 年に第2回の全国重点文物保护单位の(62 箇所)指定を公布したとともに、国家基本建設委員会<sup>416</sup>、国家文物局、国家城市建设総局によって、北京、西安、南京、蘇州などの 24 か都市が第1回目の国家級歴史文化名城に指定された<sup>417</sup>。

同年、全国人民代表大会常務委員会(以下は人大)によって、中華人民共和国文物保護法(略:文物保護法)が制定され、歴史文化名城は正式に文物保護法の中に組み込まれ手、点の文物保護単位から面の名城制度へと広がっていた。

文物保護法は制定された当初においては、ただの 33 条の条文にしか構成されていないものの、中国における現在の文物保護制度の基本法として大いに役に立ち、中国における文化遺産保護の現行制度が確立したとも言える。そして、文物保護法の制定によって、1961 年の「文物保護管理暫行条例」は廃止された<sup>418</sup>。

同法においては、歴史的芸術的科学的価値を有する文物で、国の保護を受けるものとして以下の5項目<sup>419</sup>をあげている。すなわち、「①、古文化遺址、古墓葬、古建築、古窟寺及び石刻②歴史上の重大な事件や革命運動、著名人物に関連した建築物、遺址及び記念物で記念的意義、教育的意義又は史料的意義のあるもの。③歴史上の各時代の珍貴な芸術品、工芸美術品、④、重要な革命文献資料及び歴史、芸術または科学的に価値を有する手稿及び古文書、⑤歴史上の各時代、各民族社会制度、社会生産または社会生活を反映した資料。」である。また、「文物保護法」の 14 条において歴史文化名城を文物保護の対象として初めて明確に定義している(後述)。

この後には、歴史文化名城は 1986 年に第2回として 38 都市が、1994 年に第 3 回として 37 都市が 2001 年に第4回として 2 都市が指定され、2019 現在 135 都市が国家歴史文化名城に指定され<sup>420</sup>、歴史文化名城の第 1 回指定から第2回指定前後の時期を歴史文化名城指定開始期といえることができる。

1983 年に建設部から「間於加強歴史文化名城的通知」が出され、公布した歴史文化名城における保護計画の策定という措置が決められた。

1984 年に公布された「城市計画条例」が制定され、同条例の第 16 条では、指定された歴史文化名城の保全計画においては、その優れた歴史文化的特色を継承し発

<sup>415</sup> 葉華 浅野聡 戸沼幸市 1997 197 頁

<sup>416</sup> 1954~1990、計画経済の時代に中国全土の建設を統轄するために設立した委員会である。

<sup>417</sup> 西村幸夫 2004 704 頁

<sup>418</sup> 王雲霞 2012 46 頁

<sup>419</sup> 同上 61 頁

<sup>420</sup> 国家文物局 WEB サイトより <http://gl.sach.gov.cn/#/Home/index>

展させるとともに、保護区域と一定範囲の建設規制地域を画定し、保護計画及び保護措置を制定することを総体計画の主要内容とすることがうたわれているほか、旧市街地の再開発にあたっては、都市の伝統的な姿を代表する、ある程度の数の街区、建築物及び構造物を計画的かつ選択的に保護する義務を定めている(第 28 条)、城市規画条例を廃止して制定された城市規画法においても、都市計画立案にあたって配慮すべき項目として、公害防止や都市緑化、環境衛生と並んで歴史文化遺産、城市伝統風貌、地方特色と自然景観の保護がうたわれている。(第 14 条)

また、この時期に風景保全のための制度も整備された、1985 年に風景名勝区管理暫行条例、続いて 87 年に同実施弁法が制定された、3 段階(市県級、省級及び国家重点風景名勝区)の風景名勝区<sup>421</sup>の指定システムが整備された<sup>422</sup>。

一方、中国は 1985 年に世界遺産条約を批准し、世界文化遺産の推薦を積極的に行うようになった。この中には(1987)万里の長城、故宮などの重点文物保護単位や(1997)平遥古城や麗江古城など歴史的都市や集落、(1992)九寨溝、武陵源などの風景名勝区、等が含まれており、世界遺産登録の一連の作業の中で点的と面的な保全の考え方や手法も各組織に浸透していくことになった。

そして、1986 年に、第2回歴史文化名城に指定された同時に<sup>423</sup>、新たに省級の歴史文化名城と、文物古跡を比較的集中したり、比較的完全に保全したりしているある歴史時代の伝統てきな風貌や民族地域の特色をもつ街区、建築群、村などを対象に「歴史文化保護区」<sup>424</sup>の指定可能性と指定原則に関する指示が出された。

1988 年に第3回の全国重点保護単位(258 箇所)の指定を公布した翌年、1989 年に、人大によって「環境保護法」が制定された、同法では、文化保護区における歴史的環境に関する言及がなされている

### (3) 第3期(1990年～ )「文物保護制度の拡大、世界遺産登録への本格化」

90年代に入り、国家歴史文化名城に関する保全計画の立案が順調に進み、関心は次第に国家が指定する歴史文化名城だけでなく、都市内の歴史文化保護区の設定や国指定以外の歴史都市にまで広がり、省レベルでの歴史文化名城指定が広がってきた<sup>425</sup>。

---

<sup>421</sup> 風景名勝区とは、暫行条例によると、鑑賞、文化または科学的価値を有し、自然景物、人文景物が比較的集中し、環境が優美で一定規模を有している地区で、一般の遊覧、休息、科学文化活動の用に供することができる地区である。

<sup>422</sup> 彭跃辉 2014 59 頁

<sup>423</sup> 中国国务院「关于公布第二批国家历史文化名城名单通知」1986 12 月

<sup>424</sup> 王雲霞 2012 47 頁

<sup>425</sup> 葉華 浅野聡 戸沼幸市 1997 197 頁

ただし、この時期は外資の導入による高度経済成長の時期でもあり、都市の開発による歴史的環境の大規模な破壊も同時に進められている。同時に歴史文化保護区や、各省や自治区、直轄市などの地方政府による歴史文化名城や歴史文化名鎮などの指定が次第に行われるようになってきた。

1991年から、名城制度をより多様なタイプの都市に指定できるため、「歴史文化名城保護条例草案策定<sup>426</sup>の準備が取り込まれつつある。

1994年に国務院は 37 か都市を第三回目歴史文化名城に指定したとともに、建設部や国家文物局が「歴史文化名城保護計画編制要求」が出され、名城保護計画の内容や策定基準などを定めた<sup>427</sup>。いずれにせよ、文物保護法の制定は、これまでの「点的」保護から、歴史的都市を保護する歴史文化名城制度に象徴する「面的」保護への発展を促す契機ともいえる。

その後、1996年に歴史文化街区制度に続き、2003年に歴史文化名鎮名村制度が制定されることにより、「面的」保護制度が次第に整備される。同時に、保護の対象も単体の文物建造物「点」から建造物群や街区、地区、さらに村鎮（農業を主な産業とする農村地域の総称、集落）にいたる「面」へと拡大している<sup>428</sup>。

このような点と面の文物保護の政策制度が展開する中で、2008年国務院が「歴史文化名城」と「歴史文化名村名鎮」を統合し<sup>429</sup>、新たに「歴史文化名城名鎮名村保護条例」<sup>430</sup>が公布した。

同条例は、今までの「文物保護単位、歴史名城、歴史街区、名鎮村」という中国文物保護体系が正式に確立された象徴的な条例ではある。

### 3、中華人民共和国文物保護法について<sup>431</sup>

#### (1) 文物保護法の目的

1982年に制定された中華人民共和国文物保護法は現在の文化財保護行政の根拠法である。

これまでの「点的」保護から、歴史的都市を保護する歴史文化名城制度に象徴する「面的」保護への発展を促す契機となった。

しかし、その後の中国においては、改革開放による経済発展と社会変化に伴い、文物建造物や古都城、街区が経済発展という名のもとに相次いで破壊されていく現象を

---

<sup>426</sup> 国家文物局 2012a 55頁

<sup>427</sup> 王景恵・王林 1999

<sup>428</sup> 趙勇 2004 「建立歴史文化村鎮保護制度的思考」 43 頁

<sup>429</sup> 王雲霞 2012 113頁

<sup>430</sup> 同上 114 頁

<sup>431</sup> 同上 61 頁

問題視にされ、文物の保護面に見かねる状況となっている。

主に、経済建設と文物保護の関係を如何に両立させるか、文物の保護と活用の関係を如何に分配するかという問題点において、明確さを不足しており、

文物を保護しつつ、なおかつ、都市の経済開発を妨げないような保護の在り方の法的構造が求められている。当時の中国社会では、急速な変化に対応しきれずにいたため、文物保護法の改正は不可欠だと認識されるようになった。そのため、2002年の人大会議で文物保護法が大幅に改正された。

改正された文物保護法は、いわゆる、2002年の新法と言ひ、元々の1982年文物保護法は旧法とも呼ばれている。前述した旧法の33条から新法の80条に増え、よりきめ細かく条文が盛り込まれている。

主旨目的については、第1条では、「文物の保護強化、中華民族優秀な歴史文化遺産の伝承、科学研究の促進、愛国主義と革命伝統教育、会主義精神文明と物質文明の建設のために、憲法に基づいて本法を制定する」と明記されている。

## (2) 文物の保護対象<sup>432</sup>

中華人民共和国国内で、以下の文物は国の保護の対象となる次の5つのものに分類している。

- ① 歴史、芸術、科学価値を有する古代文化遺跡、古墳、古建造物、石窟寺と石彫刻、壁画。
- ② 重大な歴史事件、革命運動又は著名人物に関わる重要な記念意義、教育意義または史料価値を有する近現代重要史跡、物件、代表建造物。
- ③ 歴史上各時代の貴重な芸術品、工芸美術品。
- ④ 歴史上各時代の重要な文献資料及び歴史、芸術、科学価値を有する手稿と図書資料等。
- ⑤ 歴史上各時代、各民族社会制度、社会生産、社会生活を反映する代表物件。

また、文物指定の基準と方法は国務院文物行政部門により制定し、国務院に批准を申請する。

科学的価値を有する古脊椎動物の化石と古人類の化石は文物と同様に国の保護を受けることが追加されている。

保護対象となる文物は、古代遺跡から中華人民共和国の基礎を築いた革命運動の史跡に至るまで広い範囲にわたる。

---

<sup>432</sup> 中華人民共和国文物保護法 第2条

### (3) 文物保護法の法的責任内容<sup>433</sup>

第4条では、「文物に対し、保護を中心とし、応急措置を第一とし、合理的に利用、管理強化の方針を貫く」とし、文物に対する保護政策の基本原則を規定している。該規定は、旧法にはなかったが、上述した経済発展と文物保護の経済建設と文物保護の対立関係や文物の保護と活用の関係については、判断する時の基準とすることが読み取れる。

また、第9条では、「各級の人民政府は文物保護を重視し、経済建設及び社会発展と文物保護の関係を的確に処理し、文物の安全を確保しなければならない。基本建設、及び観光業発展においては、必ず文物保護の規定方針を遵守し、当該業務は文物損害をしてはならない」と規定しており、経済建設と文物保護を両立させる必要性を強調している。

さらに、この規定に対して、第7章の法的責任の第66条では「犯罪に至らない行為で、県級以上人民政府文化財所管部門が是正を命じる、(抜粋)」が記載されている。つまり、以下6つの行為を行う時には、5万元～50万元以下(75万～750万円に相当)の罰金を科することとなる。

- ① 許可なし、文化財保護施設の規制区域での工事、爆破、試掘、掘削等作業
- ② 指定文化財規制区域で建設工事を行ない、工事設計案が文化財行政部門の同意、都市計画部門の許可を得てない。指定文化財施設の歴史環境を破壊した
- ③ 許可なし、移動不可文化財の移転、取壊し
- ④ 許可なし、移動不可文化財の修理、文化財の改造
- ⑤ 許可なし、遺跡に移動不可の文化財を再建し、文化財の破壊につながった
- ⑥ 施工会社が指定文化財工事資質許可証なし、文化財の修理、移転、再建を行った

特に、歴史文化名城については、同法 69 条では、「歴史的文化名城の構造、環境、歴史の風貌等が酷く破壊された場合、国務院がその都市の歴史文化名城としての称号を取り消す。歴史的文化鎮、街路、村の構造、環境、歴史の風貌等が酷く破壊された場合、省、自治区、直轄市人民政府がその歴史文化街区、村鎮としての称号を取り消す。所管の責任者と直接管理者に行政処分を処する。」として、歴史的景観などの保持に対する法律上の責任を規定している。

そのほかに、27条では、「すべての考古の発掘作業は申請手続きを履行しなければならない。考古発掘に携わる企業が国務院文化財行政部門に許可を申請しなければならない。地下埋蔵文化財はいかなる企業と個人が許可なし発掘してはならない」とし、考古学の発掘について規定している。

<sup>433</sup> 同上 第4条、9条、27条 66条より引用

#### 4、文物保護法の保護体系<sup>434</sup>

中国の文物は「ある程度価値の古い物」の意味であり、日本の文化財よりも、やや広い概念である。その特徴、歴史の文化背景及び規模の大きさによってたくさんの分類があるが、統一的な分類方法はない。

中華人民共和国文物保護法の定めにより、大きさ及び規模と移動の可能性によって「不可移動文物」と「可移動文物」の二種類に分けられており、その文物の所有権によって、国有文物と私有文物に分けている<sup>435</sup>。

##### (1) 可移動文物<sup>436</sup>

可移動文物は主に博物館を中心に保護している。可移動文物の多くは国が建設した良好な保護施設を有する博物館や記念館や科学研究院に所蔵しているため、館蔵文物とも呼ばれている。可移動文物には次のものがふくまれている。

- ① 歴史上各時代の重要物件
- ② 芸術品
- ③ 文献
- ④ 手稿
- ⑤ 図書資料
- ⑥ 代表物件等

可移動文物を貴重文物と一般文物に分ける。貴重文化財はさらに一級文物、二級文物、三級文物に分ける。各級の文物局によって管理がされている。以下の可移動文物は国が所有する。

- ① 中国国内出土された文物、国の規定のあるものを除く。
- ② 国有文物の所蔵施設及び他の国家機関、軍隊と国有企業、事業団体等所蔵・保管の文物。
- ③ 国が収集、購入した文物
- ④ 国民、法人と他の団体が国に寄贈した文物
- ⑤ 法律に規定された国に所有される他の文物

##### (2) 不可移動文物<sup>437</sup>

不可移動文物には次の7種「①文化遺跡、②古墳、③古建造物、④石窟寺、⑤石彫刻、⑥壁画、⑦近現代重要史跡と代表建造物等」が含まれており、不可移動の文

---

<sup>434</sup> 国家文物局 WEB サイトより <http://gl.sach.gov.cn/#/Home/index>

<sup>435</sup> 王雲霞 2012 61 頁

<sup>436</sup> 王雲霞 2012 139 頁

<sup>437</sup> 同上 92 頁

物はそれぞれの歴史、芸術、科学価値により、「全国重点文物保护单位」、「省級文物保护单位」、「市・県級文物保护单位」の三段階に指定する。

所有権に関しては<sup>438</sup>、国は文化遺跡、古墳、石窟寺を所有する。国が指定した記念建造物、古建造物、石彫刻、壁画、近現代代表建造物等移動不可移動文物に関して、国の特別規定を除いて、国が所有する。また、国有移動不可文化財の所有権は所在地の土地所有権又は使用権の変更による変更することはない。

中国では、不可移動文物の保護主体は主に、各級の文物保护单位、重点風景名勝区、歴史文化名城・名鎮名村、および世界遺産などである<sup>439</sup>。

### (3) 文物保护单位制度<sup>440</sup>

文物保护单位として指定されるものは、革命遺跡、古墳、古建築物、古窟寺、文化遗址、石刻、近代記念建築物等などであり、国家級、省級、市・県級の三段階があり、各級の文物局により管理を担当している。

このうち、国家文物局が選定し、國務院文化財行政部門によって省級、市、県級文物から、重大歴史、芸術、科学価値の高いものを選択し、全国重点文物保护单位(略称は国保)として指定される。

全国重点文物保护单位では、文化遗址、古墳、古建築物、古窟寺などを領域全体として網羅するようにまとめて一件の単位としているが、博物館や個人の所蔵品は指定対象とはならないわけである。

1961年の全国重点文物保护单位の第1回の公布より7回にわたって、公布されており、現在2019時点まで、4296件を公布している<sup>441</sup>。

省級文物は省、自治区、直轄市人民政府により指定・公表し、國務院に報告する。市級文物は当該市、自治州と県級人民政府により指定・公表し、省、自治区、直轄市人民政府に報告する。

指定されていない不可移動の文物について、県級人民政府文化財行政部門により登録・公表する。

保護政策に関しては、文物保护单位法の15条では、「各級の文物保护单位について、省、自治区、直轄市人民政府が必要な保護範囲を決め、標識・説明と記録ファイルを作成する。状況によって専門機構又は専門の管理人を設ける。

省、自治区、直轄市人民政府文化財行政部門が全国重要文物単位の保護範囲と記録ファイルを國務院文化財行政部門に報告し、記録に備え置く。

県級以上地方人民政府文化財行政部門は文化財それぞれの保護条件に基づき、

<sup>438</sup> 中華人民共和國文物保護法 第 5、6、21、25 条

<sup>439</sup> 姜敬紅 2015 8頁

<sup>440</sup> 王雲霞 2012 108 頁

<sup>441</sup> 国家文物局 <http://gl.sach.gov.cn/#/Home/index> より閲覧することができる。



文化財と未指定文化財の移動不可文化財に関する具体的な保護措置を設け、公布・実行する。」<sup>442</sup>と規定している。

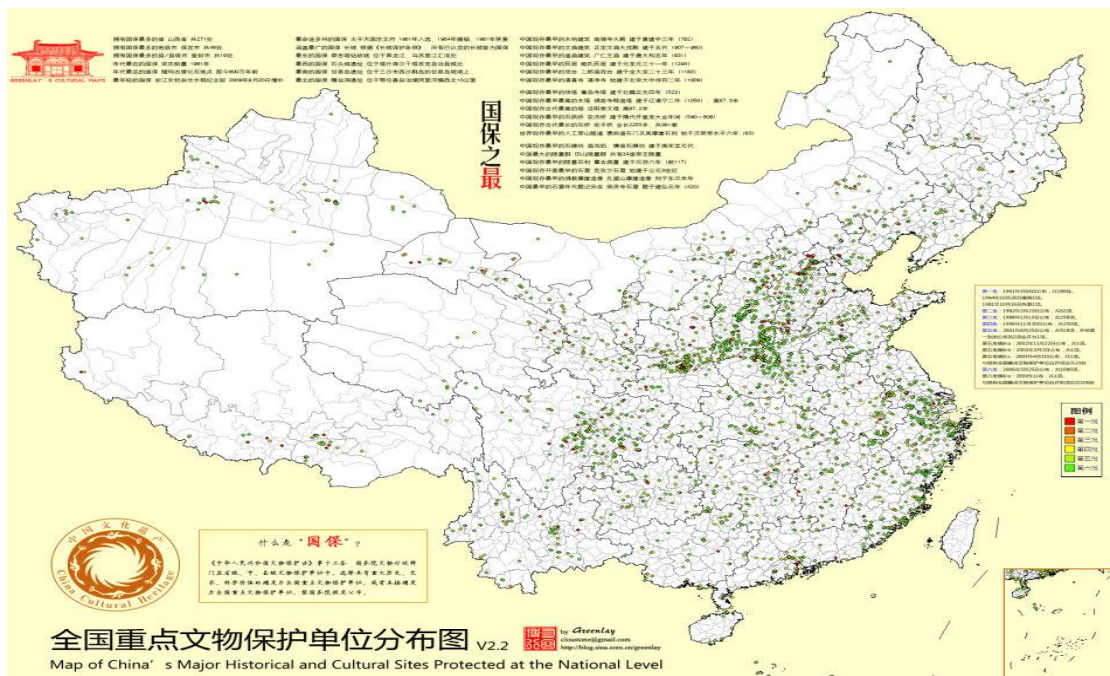
また、第18条では、文物保護のために、省・自治区、直轄市の地方政府の審査を経て、文物保護単位の周囲の一定範囲の建設行為を規制するための建設規制地区を画定することができることと定め、規制地区内の建設行為は文物保護単位の環境風貌を破壊しないことを原則とする。ここに点の保護から面の保全への契機を見ることができる。

さらに、建設工事などについては、建設工事現場はできるだけ不可移動文物を避けなければならない。やむを得ない事情で避けられない場合、旧地としての保存に全力を尽くす。

旧地保存について、建設企業は事前に保存措置を設け、文物保護単位の級別により相応の文物行政部門の許可を得て、保存措置を実行研究報告又は設計任務書に組み入れる。

旧地保存は不可能の場合、移転又は取壊しをしなければならない場合、省、自治区、直轄市人民政府の許可が必要である。省級文物は許可する前に国务院文化財行政部門の同意が必要である。全国重点文物保护单位は取壊しをしてはならない。移転について、省、自治区、直轄市人民政府が国务院に許可を申請しなければならない」と細かく規定している。

図4 中国全国重点文物保护单位分布図<sup>443</sup>



442 中華人民共和国文物保護法 第15条

443 注: <http://gl.sach.gov.cn/#/Home/index> より転載 中国国家文物局

修理については<sup>444</sup>、国有の不可移動文物は所有者が修理、管理を行なう。非国有不可移動文物は所有者が修理、管理を行なう。非国有不可移動文物で毀損の危険がある場合、所有者が修理負担に耐え難い場合には、当該地人民政府が補助金を交付する。所有者は修理能力があるにもかかわらず、修理義務を履行しない場合、県級以上人民政府が修理を行い、所要費用は所有者負担となる。

文物保護単位の級別により相応の文物行政部門の許可が必要となり、未指定の移動不可文化財については、登録した県級人民政府文化財行政部門の許可が必要である。文物の修理、移転、建替えは、指定文物工事品質保証書(免許)を有する企業が行い、原状を変更してはならない。

#### (4) 歴史文化名城制度<sup>445</sup>

文物保護法の 14 条によると、文物が豊富であり、重大な歴史価値又は革命記念意義のある都市を住宅城郷建設部及び国務院よって、歴史文化名城として指定される。歴史文化名城は、国家級と省級の2段階があり、国家レベルは国家歴史文化名城ともいう。

そして、文物が豊富であり、重大な歴史価値又は革命記念性を有する鎮、街路、村は省、自治区、直轄市人民政府によつて、歴史文化街区、鎮村として指定・公表し、国務院に報告される。

歴史文化名城、歴史文化街区、村鎮の保護は国務院より制定し、歴史文化名城、歴史文化街区、名鎮村は所在地の県級以上地方人民政府は歴史文化名城、歴史文化街区、村鎮保護の特別マスタープランを立て、都市計画に組み入れる。

国家級歴史文化名城、歴史文化保護区などの保護管理については、都市計画局と文化部が共同管理しており、国家級では住建部と国家文物局が、地方(省級)では、都市計画院と地方の文物局が、それぞれ担当している。

歴史文化名城の定義<sup>446</sup>については、最初にその定義とみなされるものを記述したのは前述した「名城保護上申書」である。このなかで、①、古代の中心都市あるいは近代革命および重大な歴史事件を有する都市、②、地上および地下に大量の歴史的文物近代革命に関する文物が実存しており、中華民族の優秀な文化と伝統を表している都市が提示された。

また、「中華人民共和国文物保護法」の 14 条には、上述のように「文物豊富、重大な歴史価値又は革命記念意義のある都市」と正式に規定している。

そして、1985 年に、建設部(現、住宅和城郷建設部と改称した)、文化部並びに中

<sup>444</sup> 中華人民共和国文物保護法 第 21 条

<sup>445</sup> 王雲霞 2012 年 113~115 頁

<sup>446</sup> 葉華 浅野聡 戸沼幸市 1997

国建築学会の連携で、「歴史文化名城計画設計学組」が名城保護制度に関する政府の最高顧問機構として設立された、同学組が出された「關於編制歴史文化名城保護計画方法的意見」の中においては、名城は「特殊な歴史的、文化的景観価値を有する都市」であることを強調している。

#### ① 歴史文化名城の指定について

これまでの4回にわたる指定によって歴史文化名城と定められた。各省からは少なくとも1都市が歴史文化名城に選定されており、全国各地から偏りなく多様な歴史都市を選ぶという方針が読み取れる。これらの都市を以下の7類型に分類している<sup>447</sup>。

- 1、北京や西安などの古都
- 2、平遥など歴史的な街並み景観を有する伝統建築風貌都市
- 3、桂林や蘇州など風光の美が優れている風景名勝都市
- 4、大理など少数民族や地方の特色が際立っている民俗及び地方特色都市
- 5、上海や天津等近代建築等に特徴がある近代史跡都市
- 6、海外交通や辺境防衛など特殊な機能を有する特殊職能都市
- 7、その他の一般古跡都市

1982年に第一回指定では、指定基準は特に設けられていなかったが、一般的な傾向として、都市としての歴史が古く知名度の高い古都が主として選ばれている。また、革命に関連した都市や少数民族自治区における個性ある都市、著名な観光都市なども選ばれている。

第1回指定の後、1985年に歴史文化名城規画・設計学組が発表した「歴史文化名城保護計画の策定方法に関する意見」において初めて歴史文化名城の指定基準が提示されている。同意見によると、歴史文化名城の指定にあたっては、以下の5点を纏めている<sup>448</sup>。

1. 典型性:ある類型の歴史的都市を代表することに値し、同一類型の都市と比べて、特に優れた特徴が鮮明である。
2. 特殊性:他の都市と比べて、それ自体の独特な歴史文化景観を有する。
3. 現存性:歴史記載にとらわれず、実際に現存するものを中心に評価する。地上に残されたものを中心に評価する。歴史文化景観の価値を評価する際に、その歴史の悠々さのみならず、総合的に判断する。
4. 救急的意義:きわめて重要な文化財建造物、古跡等を有し、すでに破壊され始めた都市あるいは当面都市開発によって破壊される恐れのある都市を優先的考慮し、緊急的な保護を促す。
5. 権威性:国家級名城の数を慎重に制限し、その権威性を保つ。

---

<sup>447</sup> 王雲霞 2012 114 頁

<sup>448</sup> 西村幸夫 2004 706 頁

さらに、保護内容については、第1回指定では、具体的規定がなく、都市全体の「歴史的風貌」に対する保護を強調していった。但し、行政主管部門の担当者では、①都市に実存する文物建築物、即ち各級の「重点文物保護単位」、②「歴史的・伝統的な特色を有する街区」、③「(古城)都市の旧市街地区の歴史的風貌」の3つの内容に対する保護の認識があり、地方政府はこの3つの保護内容を中心に具体的な保護措置を定めるようになった<sup>449</sup>。

そして、1983年に城郷建設環境保護部の「名城規劃通知」<sup>450</sup>においては、①については、文物保護単位そのものだけではなく、(それと一体をなす周囲の環境も保護の対象とする建設規制地区)の点、及び地下文物に対する保護、即ち建設を行う際に地下文物の分布に配慮し確実な保護を行うという点が加えられた。②については、保護対象の価値及び保護の可能性に応じて、1級から3級にわけた保護区の地区決定が必要とされた。

1986年に国務院の(国務院における住建部、文化部の第2回国家歴史文化名城リストの公布に関する通知に対する指示)によって、省級「歴史文化保護区」の指定ができるようになり、③の古城の歴史的風貌については、各名城の実際の保護措置を定める際に、古城の都市空間秩序(街路体系、建造物の高さ、空間構成の特色等)、都市形態(自然形態を含む)、都市景観の特徴(主要な景観点、眺望点及びそれへの視線経路等)は保護の対象である<sup>451</sup>と徐々に明確にされた。

また、保護意識の深化につれ、保護の対象もやがて有形的なもの(建造物、街区等)から無形的なもの、即ち都市の伝統文化、例えば地方性を表す伝統的芸術、独特な民俗内容、伝統的産業・物産等へと拡大された。

1994、第3回指定に国家級での歴史文化名城の指定は37ヶ所に続き、第4回指定(2001)は、万里の長城の第一関である山海関(河北省)と鳳凰(湖南省)の2か所のみである。

歴史文化名城の指定自体は都市名が公布されるだけで、区域の画定や行為の制限を直接伴うものではないが、歴史文化名城に指定されると地方政府として保全計画(歴史文化名城保護計画)を一定期限内作成しなければならない、保全計画は都市計画上の措置であり、都市マスタープランの主要な内容である。

このほか、歴史文化名城の指定によって都市保全に対する教育的啓蒙てきな効果が期待される。

1986年第2回指定に際して出された指示を反映し、1990年代に入り、省級での歴史文化名城指定も次第に活発になってきた。

---

<sup>449</sup> 王雲霞 2012 87頁

<sup>450</sup> 国家文物局 [http://www.mohurd.gov.cn/fgjs/xgbwgz/200611/t20061101\\_159670.html](http://www.mohurd.gov.cn/fgjs/xgbwgz/200611/t20061101_159670.html) 2019年6月22日閲覧

<sup>451</sup> 中国住房和城郷建設部 <https://wenku.baidu.com/view/bbb991b2df80d4d8d15abe23482fb4daa48d1dc8.html> 2019年6月22日閲覧

これまでに陝西、広東、安徽、湖南、四川、河南、江蘇などの各省、及び北京市、天津市、上海市の3つの直轄市において省、市レベルの歴史文化名城や名鎮の指定がなされており、これらの中で、例えば四川省では1991年より3回に分けて計49都市を省級歴史文化名城(うち13か所は歴史文化名鎮)として指定している。1991年第1回に指定した省級歴史文化名城14都市のうち3都市は1994年の第3回国家級歴史文化名城に指定され、省級の指定から格上げされている。

#### (5) 歴史文化街区制度

歴史文化街区は省、自治区、直轄市の人民政府が公布した重点保護すべき歴史地区であり、歴史文化街とも呼ばれている。「文物保護法」では、歴史文化街区の定義は、法定保護区域であり、学術上は、「歴史地段」とも呼ばれている<sup>452</sup>。

上述したように、同制度は1986年に、保護地区の概念が芽生えられ、保護方法とともに第2回目の国家文化名城の指定通知のなかで、正式に公布した。その後、1997年に国務院によって公布した「關於加強和完善文物工作的通知(文物保護の強化と改善に関する通達)」のなかでは、「歴史街区」という記述があり<sup>453</sup>、さらに、同年策定した「歴史文化街区の黃山市屯溪老街区に対する保護管理の暫定弁法」のなかでは<sup>454</sup>、街区制度の地位、特徴、目標、方法も正式に公布している。

そして、2002年に、改正された中国文物保護法の条文では、正式に街区制度についての定義を明言しており、2008年に、統合された「歴史文化名城名鎮名村保護条例」では、より街区制度の定義を明確させている。

同済大学の王教授によると、街区制度は、歴史文化名城制度には具体的な保護手段がないために、考え出した制度とも言える<sup>455</sup>。

なぜなら、その理由は、①歴史文化名城をいくつかの保護地区に分けることによって、保護の効率が良いこと、②保護地区に分けて保護すれば、「伝統的景観の保護」を目標とする名城保護の原則を実現でき、指定基準もさらに具体化させられること、③名城に指定されていない都市においても伝統的な地域の保護にも適応できること、④都市全体を保護する中で、保護地区の範囲を実際に指定することによって、都市保護と都市開発の矛盾を最大限に縮減させられることである<sup>456</sup>。

指定条件としては、住建部によって「①建築物、街路、濠、河川(水辺空間)の人工構築物、橋梁、井戸、壁、古樹(年代を経た木)などを含む真実性を有する歴史的建

452 「我国的歴史地段的評估」<http://www.wanfangdata.com.cn/details/detail.do?type=degree&id=Y295426>  
2019年7月12日 最終閲覧

453 中国住房和城郷建設部 [http://www.mohurd.gov.cn/wjfb/201403/t20140307\\_217285.html](http://www.mohurd.gov.cn/wjfb/201403/t20140307_217285.html) 2019年7月12日  
最終閲覧

454 文档库 <http://www.wendangku.net/doc/8e8cb243f68a6529647d27284b73f242336c3191.html> 2019年7月14日  
閲覧

455 王景慧「歴史地段保護的概念和作法」城市规划 1998 34~36頁

456 同上

築などが大量かつ集中的に残されていること。②歴史的環境が全面的に保存され、歴史的景観に対して、明らかに視覚的な支障をもたらす物が存在していないこと。③、一定の規模を有し、総体的な景観が形成されていること」<sup>457</sup>と規定している。

現在、街区制度は、名城保護の主要な手段となりつつも、名城に指定されていない都市における伝統地区の保護にも手助けする制度となった。

保護措置については<sup>458</sup>、外見を保護し内部を整備して、歴史街区の歴史的建築物は文物保護単位のようにすべて原状を維持する必要がなくて、日常生活においての需要に適応するため、室内でのリフォーム工事を行うことができる。

歴史的建築はそのまま整備しなければならない、合理的でない場所への改築や修理時に元のスタイルを復元することが求められており、歴史的な風貌に反する新しいスタイル建築に対しては適切に改築して、元の風格を復元することができる。

積極的に街区のインフラ設備を改善し、地元住民の生活の質を高める。この問題を解決しなければ、住民はここで生活を続けることが難しくなり、保護は空論となる。そのため、段階的に整備し、大規模な建設工事を禁じることが求められている。

なぜなら、段階的に整備する方法を提唱するのは、設計と施行を入念に行えることによって、より、多くの真実性をもつ歴史建築物が保護でき、資金の調達や政府の負担を軽減するためである。さらに、地域文化の保存と継続のために、それらの無形文化財も保護するからである。

2015年、住建部と国家文物局とが合同に第1回目の中国歴史文化街区リストを公布し、リストに30か所が記載されている<sup>459</sup>。

#### 第一回目の中国歴史文化街区リスト

1. 北京市皇城歴史文化街区
2. 北京市大柵欄歴史文化街区
3. 北京市東四三条至八条歴史文化街区
4. 天津市五大道歴史文化街区
5. 吉林省長春市第一汽車製造工場歴史文化街区
6. 黒龍江省齊齊哈爾市昂昂溪区ロシア大街歴史文化街区
7. 上海市外灘歴史文化街区
8. 南京市梅園新村歴史文化街区
9. 南京市頤和路歴史文化街区

<sup>457</sup> <https://wenku.baidu.com/view/bbb991b2df80d4d8d15abe23482fb4daa48d1dc8.html> 2019年9月11日閲覧

<sup>458</sup> <https://baike.baidu.com/item/%E5%8E%86%E5%8F%B2%E6%96%87%E5%8C%96%E8%A1%97%E5%8C%BA/9165909?fr=aladdin>

最終閲覧日 9月11日

<sup>459</sup> 「住房城乡建设部 国家文物局关于公布第一批中国历史文化街区的通知」

[http://www.sach.gov.cn/art/2015/4/24/art\\_722\\_119516.html](http://www.sach.gov.cn/art/2015/4/24/art_722_119516.html) 最終閲覧日 10月1日

10. 蘇州市平江歷史文化街区
11. 蘇州市山塘街歷史文化街区
12. 陽州市南河下歷史文化街区
13. 杭州市中山中路歷史文化街区
14. 浙江省龍泉市西街歷史文化歷史文化街区
15. 浙江省蘭溪市天福山歷史文化街区
16. 浙江省紹興市蕺山歷史文化街区
17. 安徽省黃山市屯溪老街歷史文化街区
18. 福建省福州市三坊七巷歷史文化街区
19. 福建省泉州市中山路歷史文化街区
20. 福建省アモイ市コロンス島歷史文化街区
21. 福建省漳州市台湾路-香港路歷史文化街区
22. 湖北省武漢市江漢路及中山大道歷史文化街区
23. 湖南省永州市柳子街歷史文化街区
24. 広東省中山市孫文西歷史文化街区
25. 広西北海市珠海路-沙脊街-中山路歷史文化街区
26. 重慶市沙坪坝区磁器口歷史文化街区
27. 四川省阆中市華光楼歷史文化街区
28. 雲南省石屏县古城区歷史文化街区
29. 新疆庫車县熱斯坦歷史文化街区
30. 新疆伊寧市前進街歷史文化街区

## 第4章 中国における世界文化遺産の保護管理の取り組み

### 1、文化遺産保護の行政体系<sup>460</sup>

中華人民共和国憲法により、「国務院は中華人民共和国の中央人民政府で、最高国家権力機関である全国人民代表大会および全国人民代表大会常務委員会)の執行機関であり、最高国家行政機関である。

国務院は全国人民代表大会に対して行政上の責任を負い、業務を報告する義務があり、大会閉会中は全国人民代表大会常務委員会に対して責任を負い、業務報告の義務がある」と規定されている。

日本の内閣に相当する国務院が中国の全国の経済、社会、文化などの各領域の行政事務機関を組織して管理し、各レベルの地方政府も国務院によって管理されている。国務院の構成については、「中華人民共和国国務院組織法」によって定められている。国務院の各部は日本の省に相当する中央政府機関であり、部長は各省大臣に相当するが、日本閣議に相当する国務院常務会議を構成するのは副総理や国務委員であることから、実質的には次官とも言える。

また、国務院の下級組織は、事務機関(本庁)と地方行政組織(地方政府)に2つの2段階に分類され、本庁には、部、総局、委員会がある。その一方で、地方政府の中には庁、局、委員会などの対応する事務機構が設立されており、直属関係がある本庁の部、総局、委員会により、管理されている。なお、国務院に国防部が設置されているが、人民解放軍は中国共産党の軍事部門であって中央軍事委員会隷下にあり、国務院から独立しているので国防部は直接統帥していない<sup>461</sup>図5。

中国の文化行政機構に関しては大きく文化部と国家文物局の二つに分かれている。文化部は党中央、国務院の芸術文化政策の方針に基づいて芸術文化施策の推進及び関係法規の制定並びに監督執行に当たり、国家文物局は文化財保護の最高行政機関として全国の文物保護行政及び博物館の管理運営等を行っている<sup>462</sup>。

近年、国家文物局は文物の保護施策を更に充実させるため、外国との考古学術交流を促進するための「中華人民共和国考古涉外工作管理辦法(1991)」や、文化財保護のための国際的協力を謳っている「中国文物保護基金章程」など新たな法規を策定している。

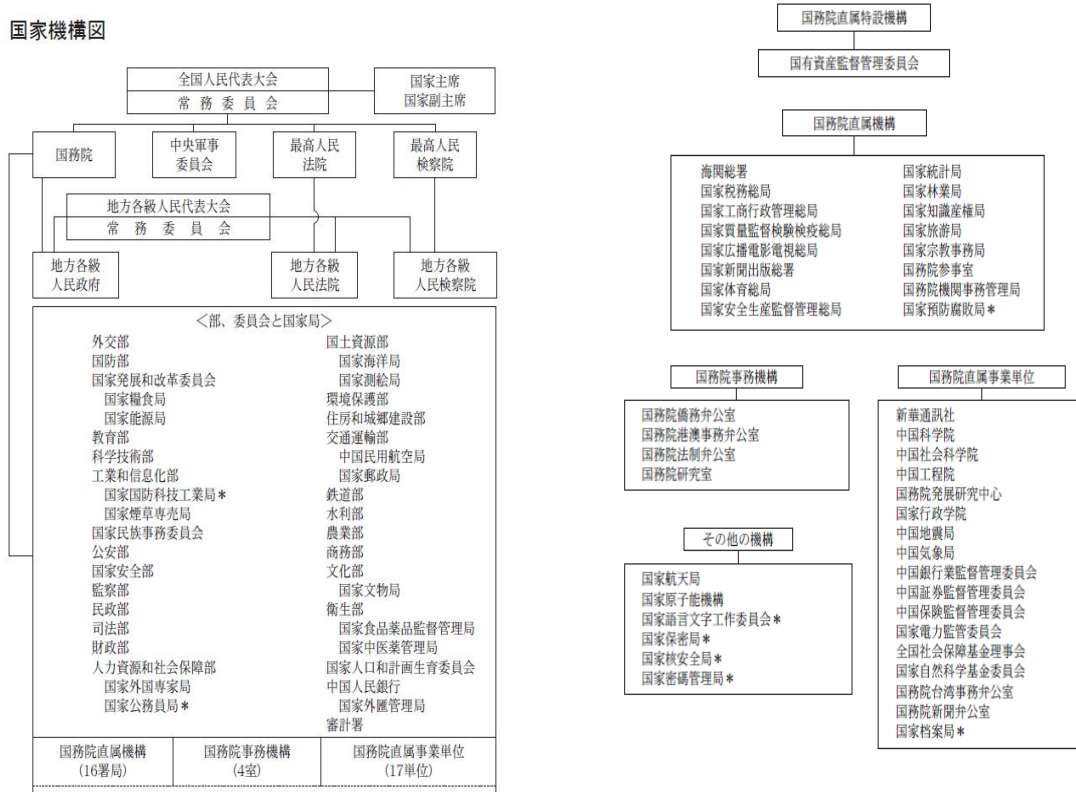
<sup>460</sup> <http://www.gov.cn/guowuyuan/index.htm> 中華人民共和国人民政府 WEB サイト 2019年(8/11~29) 計5回閲覧

<sup>461</sup> 図5は <http://www.japit.or.jp/>より転載

<sup>462</sup> [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/html/hpad199301/hpad199301\\_2\\_077.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpad199301/hpad199301_2_077.html) 最終閲覧 4月21日



図5 中華人民共和国国家機構図



## 2、 文化遺産保護にかかわる管理機構

中国における文化財保護の最高行政機関は国家文物局であり、文物の指定保存、博物館の統括、文物の流出の統制、研究事業等を行っており、附属機関として研究所等も設置されている。また、国の下部組織である省、自治区、直轄市、市、県、地方、自治州においてもそれぞれ文物保護行政機関を備えており、国家文物局がそれらを統括している。

地方各級の人民政府は本行政区域内の文物保護を担当することになっている。中央政府と地方政府の文物考古学研究所、博物館や記念館、古建築保護研究所などの文物事業所は、地域においての文化遺産の調査、発掘や研究、保護及び館蔵文物の収蔵、保管、研究かつ展示を担当することになっている。

そのほかに、公安機関、工商行政管理部門および、税関、城郷建設計画部門も文化遺産を保護し、管理秩序を維持する役目を負い、その他、教育、科学技術、新聞出版社、テレビ局などのメディアは文物、文化遺産保護の宣伝教育を担当している<sup>463</sup>。

463 彭跃輝 2015 46 頁

中国の文化遺産の保護については、全国重点文物保護単位、中国歴史文化名城、国家重点風景名勝区の三つの指定制度が設けられている。

文化遺産は国家所有であり、文化遺産の所有権は最高国家行政機関—国務院が行使している。そして、国家所有権に基づき、部門と階層の委託代理制度を設けており、トップダウンの非営利性行政管理体制を創立する。

中国文化遺産管理の組織構造は直線型な職能制の構造である。すなわち、国務院が指導部であり、全国の文化遺産に関する事務を統括し管理し、行政法規を制定し、行政措置を規定し執行する。

国務院の構成部門と直属機関は主に、国家文物局、文化部、住房和城郷建設部、国土資源部、国家観光局、国家林業局と国家宗教事務局も含んで、文化遺産の業務を共同管理する<sup>464</sup>。

国家文物局は文化遺産の保護管理を担っており、住房和城郷建設部は自然遺産の保護管理を担当し、国家文物局と住房和城郷建設部は共に歴史文化名城名鎮、及び複合遺産の管理や、文化遺産モニタリングなどを担当している<sup>465</sup>。

地方政府は、文化遺産の管理機構を設立し、遺産区域に設置されているすべての単位は管理機構の管理に従うべきと規定している。

立法の権限によって、中央政府は、全国的な保護法律や法規を制定し、地方政府が、地方での地方法規や規則を制定することになっている。しかし、遺産の保護管理機構の設置、地位、性質、責任、経営などはすべて具体的な内容がなくて、保護管理の資金の投入ルートは国家財政からの支出に限られており、地方財政の支出と少量な社会寄付に限られている。

中国における世界遺産の事務は、国の現行の行政管理体制に応じた多部門の分類管理と分業担当の管理方式を執っている。国務院が批准した部門の職責によって、国家文物局は文化遺産の推薦などの事務を主管しており、住房和城郷建設部は複合遺産を担当し、住房和城郷建設部の城郷司は歴史文化名城の保護と監督管理の業務を担当し、都市建設司は国家級の名勝区、世界自然遺産の推薦プロジェクト、複合遺産の推薦プロジェクトに関する業務を担当し、都市建設司の下に世界遺産と風景名勝管理所を設けている<sup>466</sup>。

2002年に、国家文物局は世界遺産センターを設立し、複合遺産の中の文化遺産部分の推薦や保護を含む文化遺産の管理と指導などが行われている。そして、2003年に、中国国内に21箇所の世界遺産を有する遺産地らは四川都江堰にて集結し、共同で世界遺産工作委員会を設立した。その後、2005年に、ICOMOSの第15回総会は古都西安で開催され、同大会で、「西安宣言」が採択され、ICOMOS西安国際保護

---

<sup>464</sup> 同上 50 頁

<sup>465</sup> 同上 56～57 頁

<sup>466</sup> 同上 58 頁

センターは2006年に西安に設立された。元ICOMOS副会長である西村幸夫氏は「西安宣言の起草人のメンバーの一人」として中国国内では認識されている<sup>467</sup>。

西安国際保護センターは世界各地からの文化遺産の推薦にかかわるコンサルティングなどを提供し手助けするのみならず、文化遺産保護プロジェクトへの国際協力も積極的に展開しており、ICOMOSが世界各地で設立した事務局の中で、唯一の文化遺産にかかわる事務を全般的にこなすセンターとも言える。

同年に、国家文物局は中国世界遺産専門家委員会を設立し、世界文化遺産の候補選考、や推薦審査、及び保護整備、モニタリング、管理などの各分野において専門家への諮問作用を発揮した。

翌年、2007年、ユネスコアジア太平洋地域の世界遺産研修と研究センターは、北京大学に設立され、事務局は北京に設立し、その下に3つの支事務局は、それぞれ北京大学、上海同済大学、蘇州世界遺産保護センターに設置され、研修と研究、保護活動にはそれぞれ重点が置かれている。

北京大学は主に自然遺産の申請と保護に重点を置き、他には、考古の発掘および文化的景観の管理などの領域も含まれている。

上海同済大学は文化遺産の推薦と保護を主とし、古建築物の保護、歴史文化名城の保護及び文化的景観の管理などの分野が含まれている。

一方で蘇州世界遺産保護センターは、主に遺産地の管理と修復の技術を中心とする技術人材の訓練と研究活動を行っている<sup>468</sup>。

2011年、国家文物局と考古司が共に世界文化遺産司を設立した。該司は、中央部委が唯一の世界文化遺産管理を担当する局長クラスの部門であり、世界文化遺産の各業務での特殊性かつ重要性、及び国務院が文化遺産の事業に対する高度な重視を象徴している部門でもある。

そして、中央編制委員会の事務室によって、国家文物局は中国文化遺産研究院にて中国文化遺産モニタリングセンターを設立された。世界文化遺産へのモニタリング管理を強化した証でもいえる。

中国では、多くの文化遺産は既存管理の原則を実行し、国家級、省級、市級などの異なる管理レベルが形成されている。地方政府は文化遺産の所在地の職能部門と管理機関に対して、直接の管理権を持っている。このような組織方式は中国の国情に適していると考えられる。

そして、中国における文化遺産の管理機構の組織は、世界遺産登録によってその遺産の所在地の特徴と従属関係によって主に次の4種類に分けられる<sup>469</sup>。

#### 1、事業単位型の管理機構

---

<sup>467</sup> 国家文物局 WEB サイト <http://www.sach.gov.cn/> より閲覧することができる

<sup>468</sup> 彭跃辉 2015 56 頁

<sup>469</sup> 同上 63 頁

主に博物館や文物管理センター、研究院によって管理されていることであり、例えば、北京故宮博物院、金山嶺万里の長城管理センター、大足石刻研究院などである。そのほかに、城市園林と緑化部門によって管理されている公園型もある。たとえば、頤和園、天壇は北京市公園管理センターに管理されており、蘇州古典私家園林は蘇州市園林と緑化局によって管理されている。

- 2、政府職能型の管理機構
- 3、風景名勝区型の管理機構
- 4、企業フランチャイズ型の管理機構

### 3、文化遺産保護に関連する法令の種類<sup>470</sup>

中国における世界文化遺産の保護管理に関連する法令種類は以下となる。

#### ・「法律」<sup>471</sup>

全国人民代表大会によって可決され、国家主席の署名があつて、実施される最高の効力と普遍的適応原則を持つ法令で、基本的に名称の後ろに「法」が付いている。例えば、「中華人民共和国文物保護法」である。

#### ・「条例」、「規定」<sup>472</sup>

行政、権力執行機関によって公布され、社会に向けて、政治、文化、経済などの領域の具体的な事項に対して制定される行政法令である。

この中で、条例というのは、国務院および省、直轄市、自治区、の人民代表大会およびその常務委員会が憲法および法律に基づき、議決をへて制定され、総理の署名により、効力が生じる。国務院が制定する条例は法律に次いで最高レベルの行政法規であり、使用範囲も広く、安定性もある法令である。例えば、「文物保護法実施条例」である。

#### ・「弁法」、「細則」

主に事務の取り扱い方を説明する際に使用される法令であり、実現性も強いもので、「細則」は具体的な実施方法または重要な法令を具体化するものである。

#### ・「指示」「通知」「意見」<sup>473</sup>

行政機関内部の法令である。この3つの法令は行政機関内部で、上から下へ命令を出す際に公布される法令である。指示は主に執行すべき法令など任務、目標、手段を提出するのに用いられる法令で、通知は上の機関の指示を具体化する、または、一般的な公文書を格上げさせる際に、使用する法令である。

---

<sup>470</sup> 同上 295 頁

<sup>471</sup> 同上 302 頁

<sup>472</sup> 同上 313 頁

<sup>473</sup> 同上 320 頁

意見は、従来の政策で対応する規定がない場合は、上の機関が下の機関に指導やアドバイスを与える、という非強制の法令である。

・「編制要求」「規範」<sup>474</sup>

主に計画案などを作成際に参考になる、策定すべき内容を規定する「編制要求」で、例えば、歴史文化名城保護計画編制要求。と、守るべき法令とする「規範」で、例えば、歴史文化名城保護計画規範。である。

#### 4、文化遺産の保護に関連する法制度

中国における文化遺産保護に関する法体制は日本の保護法とは違い、単行的立法である。

つまり、一箇所の世界遺産に対して、一つの保護条例や管理弁法<sup>2</sup>などが制定され公布されるため、現在は、世界遺産の保護に関する法律、条例、管理弁法は無形遺産を含め、計110件以上もある<sup>475</sup>。付録表1

中国の文化遺産保護については、「全国重点文物保护单位」、「中国歴史文化名城」、「中国歴史文化名鎮村」、「国家重点風景名勝区」の四つの指定制度があり、文化遺産に関する保護には二つの法律「文物保護法」、「非物質文化遺産法」と一つの条例「文物保護法実施条例」がある。

その施行主体は、「中華人民共和国国家文物局」、「中華人民共和国国務院文化部非物質文化遺産司」「中華人民共和国国家發展改革委員会」である。さらに、中国の遺産保護にかかわる基本法は、「中華人民共和国国家憲法」であり、憲法の第22条に基づき、「国が名所旧跡、貴重文化財及び、その他、重要な歴史価値のある文化遺産を保護する」と定められている<sup>476</sup>。

そして、上述では、全国人大常務会による可決された「法律」は「中華人民共和国文物保護法」や、「土地管理法」および「土地計画法」などで、社会にむけた「行政法規」は「文物保護法実施条例」や「水中文物管理条例」および「風景名勝管理条例」など、主に事務の取り扱い方を説明する際に使用される「部門規章」は、「世界文化遺産保護管理弁法」や、「文物保護単位保護管理暫行弁法」、「考古發掘管理弁法」など、遺産所在省における「文物保護法」の実施方法の「地方法規」は、「北京市文物保護条例」や「浙江省歴史文化名城保護条例」や「甘肅敦煌莫高窟保護条例」などおよび遺産に対する特定の保護管理方法の「地方規章」は「杭州西湖文化景观保護管理条例」や「大運河遺産保護管理弁法」もある<sup>477</sup>。付録表2

476 同上 321頁

475 姜敬紅 2015 21頁

476 21世紀アジア学研究 第16号 平成30年3月 53～55頁

477 彭跃輝 2015年 297頁

そのほかに、2002年には、文化部、国家文物局、国家計委、財政部、教育部、建設部、国土資源部、環保総局、国家林業局の九部局委が合同で、「關於加強和改善世界遺産保護管理工作的意見(世界遺産の保護管理の強化及び改善に関する作業意見)以下は作業意見」を公布した<sup>478</sup>。

2004年に、國務院事務室が、(文化部、建設部、文物局、發展改革委員会、財政部、国土資源部、林業局、旅遊局、宗教局)の九部委が公布した作業意見を下部組織に伝達した。

## 5、中国の文化遺産モニタリングについて

中国では、省級の文物行政部門(主に各地方の文物局)は5年おきに管轄内の文化遺産へのモニタリングを行うのみならず、中国世界文化遺産警告リストに記載されている遺産にも重点なモニタリングを行うことになっている。

中国の文化遺産モニタリングは主に国家、省、遺産所在地の三段階と、国と省の二段階に分けられているパトロール業務メカニズムによって形成されている。

図6に示されたように、国または、省級の文物行政部門は、遺産の保護管理においての全体状況または、際立った問題を定期的あるいは不定期的にパトロールやリアクティブ・モニタリングを行い、国や省級の文物行政部門は率先にパトロールを行っても良いし、専門家の諮問機構に「パトロールの業務やリアクティブ・モニタリング」などを依頼し、行ってもらうことも可能である。パトロールの業務内容は主にモニタリングの結果を審査したり、保護管理の状況を検査したりして<sup>479</sup>、解決策や改善点を出すのは目的である。

リアクティブ・モニタリングについては、中国は1987年から2016年にわたり、19組59部の65箇所及び世界文化遺産保護状況(SOCレポート)を提出していた。何らかの危機にさらされている注目すべきの問題点は主に、管理計画問題や、観光による観光公害の問題、大規模な修復工事から生じた負の問題などである<sup>480</sup>。

その中で、SOCレポートの提出するのが最も多い年は1998年であり、合計9部で、そのうち、文化遺産が4箇所と複合2箇所となっている<sup>481</sup>。

そのほかに、2006年から2009にかけて、北京の3箇所の世界遺産である(北京故宮、頤和園、天壇)のSOCレポートを特例とし、合同報告書が提出されていた。

2002年から2016年までの間に、中国がリアクティブ・モニタリングを行う頻度が高く、2010年と2012年を除き、平均年3件程度のように行われており、特に、ラサのポタラ宮歴史地区は14回も求められ、審議を行った。麗江旧市街も数年連続にリアクティ

---

<sup>478</sup> 同上 16 頁

<sup>479</sup> 同上 136 頁 145 頁

<sup>480</sup> 同上 147 頁

<sup>481</sup> 同上 150 頁

ブ・モニタリングを行っていた<sup>482</sup>。

中国の文化遺産保護管理機構は、毎年1月に前年度の日常モニタリング・レポートを省級文物行政部門に報告し、省級文物行政部門はそのレポートを審査する。審査済みの年度日常モニタリング・レポートを毎年3月に国家文物局に報告することになっている。そして、国家文物局はその日常モニタリング・レポートの審査結果を社会に公表している。

2006年、国家文物局は文化遺産専門家諮問制度を制定し、文化遺産専門家のライブラリと専門家委員会を設立した。そして、2007年と2008年に、国家文物局は、10の文化遺産専門家グループを統制し、29の文化遺産地で最初の全国専門家の研究と調査を実施し、リアクティブ・モニタリングを行った。調査には、主に次のように、規制体系と計画構築、管理体系と組織、資金、遺産監視、保護状況、周囲の環境条件、遺産の表示と合理的な使用、および人材育成が含まれる。

2008年には、国家文物局は敦煌や蘇州園林、周口店北京人遺跡、および、頤和園などの文物単位に世界文化遺産のモニタリングや定期報告の作成の試験場所として依頼し設けた。

翌年2009年に、蘇州市は中国初の世界遺産モニタリングの管理に関する地方規範性文書である「世界文化遺産蘇州古典園林モニタリング管理作業規則」が公布された。その後、2011年～2012年に、中国文化遺産研究所が設立した中国世界文化遺産モニタリングセンターは国家文物局からの依頼を受け、中国世界文化遺産モニタリングの「早期警戒システム総体計画 2011－2030」を作成した上に、正式に国家レベルの早期警戒システムのプラットフォーム活動を起動させた<sup>483</sup>。

そして、蘇州園林と緑化管理局とが合同で、中国世界文化遺産の「動的情報システム及びモニタリング管理システムの試験プロジェクト」の計画案を制定したことによって、篩にかけた北京故宮、周口店、イワエン、平遥、及び高句麗、蘇州園林、杭州西湖、雲南麗江などの16箇所世界文化遺産を早期警戒システムの試験場所として開き、中国世界文化遺産保護に関連するモニタリングの水準を向上させようとしている。

中国の世界文化遺産におけるモニタリングの管理機構リスト<sup>484</sup>(抜粋)

- 1、武夷山風景名勝区管委員世界遺産モニタリングセンター
- 2、曲阜市の(孔廟、孔林、孔府)文物観光局世界遺産モニタリングセンター
- 3、蘇州市世界文化遺産古典園林保護モニタリングセンター
- 4、麗江古城保護管理局世界遺産モニタリングセンター
- 5、杭州西湖世界遺産モニタリングセンター
- 6、万里の長城嘉峪關世界遺産モニタリングセンター

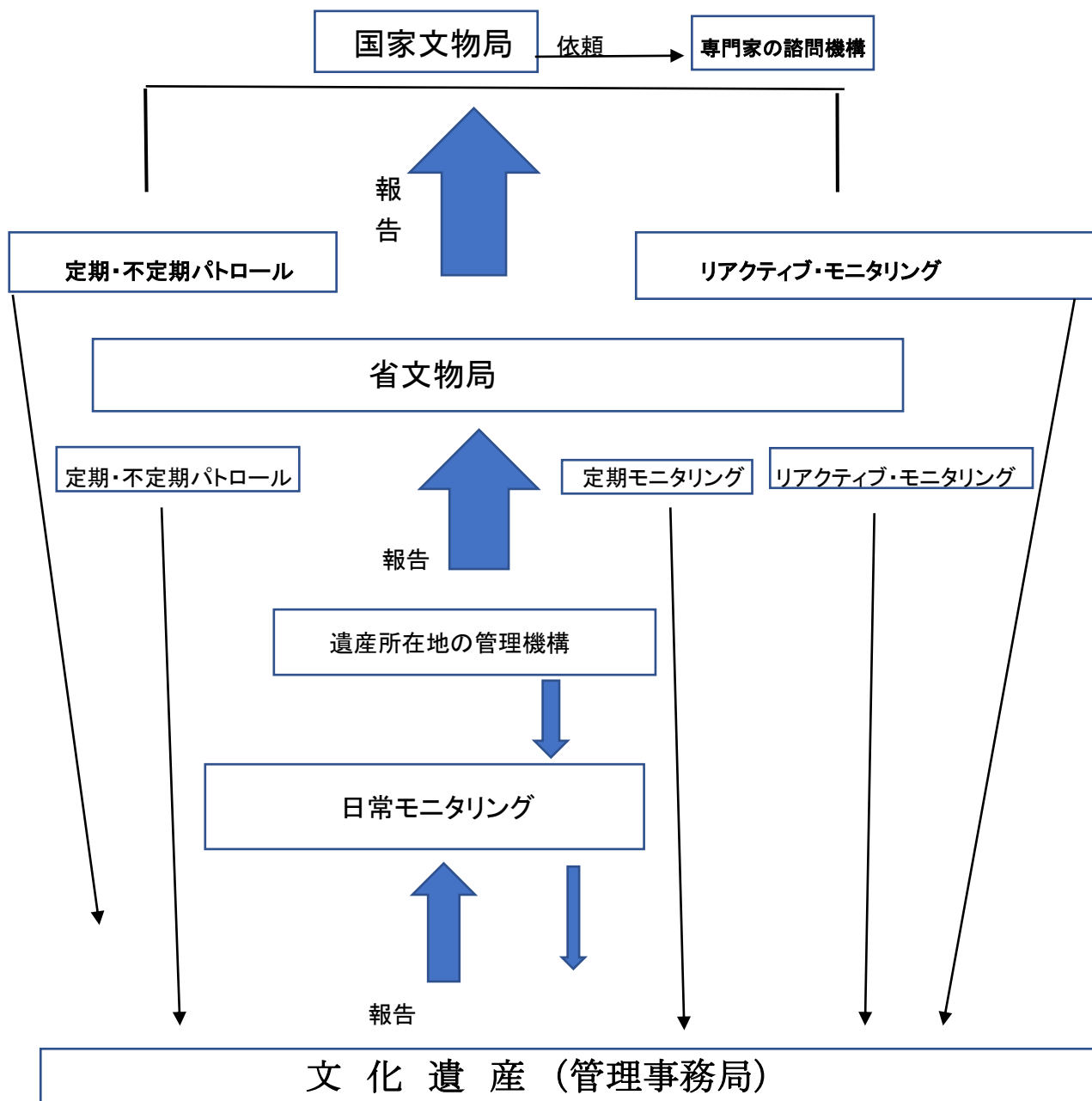
482 同上 151 頁

483 同上 152～153 頁

484 国家文物局 WEB サイト <http://www.sach.gov.cn/> より閲覧することができる

- 7、北京故宮世界遺産モニタリングセンター
- 8、頤和園世界遺産モニタリングセンター
- 9、世界文化遺産周口店遺跡モニタリングセンター
- 10、河南登封世界遺産モニタリングセンター

図6 中国における世界文化遺産のモニタリングの構成



注: 表が、中国世界遺産文化遺産保護管理研究 146 頁を参考に作成したもの。



## 6、中国の世界文化遺産の現状

今年(2019)に「城塞都市バクーシルヴァンシャー宮殿及び乙女の塔 2000、(iv)」を有するアゼルバイジャンのバクーにて6月30日～7月10日の日程で開催されている第43回世界遺産委員会にて、中国が推薦した文化遺産の「良渚の考古遺跡群」と自然遺産「中国湾部黄海－渤海沿岸の渡り鳥保護区群 (x)」の世界遺産リストに登録された。この新規の2件を入れると、これまで世界遺産最多保有国はイタリアであったが、中国が55件で並んだ。

イタリアは2007年・2012年・2016年を除くと1993年から毎年確実に世界遺産を増やしているに対して、バランスよく伸ばしているのが中国で、2010～2019年の間に文化遺産10件・自然遺産7件を登録している。表4

中国は2013年にスペインを抜いて2位に躍進し、2016年に1位のイタリアに1件差に詰め、今年(2019)に追いついている。

近年の中国の世界遺産登録数はずばぬけて世界一で、10年で17件にもなる。日本も10年で9件を登録しているが、それでも8件も差が開いている。

しかし、現在、世界遺産リストへの推薦は各国年2件までで、2019年の(推薦分)から2020年の(登録分)世界遺産委員会から各国年1件に削減されることになっていることから、イタリアは今度も2件の推薦予定に対して、2000年から毎年推薦から登録成功に至る中国は推薦がないである。

表4 (2000～2019)連続で登録成功をさせている遺産物件

遺産名	登録年	遺産タイプ	登録基準
龍門石窟	2000年	文化遺産	(i)(ii)(iii)
雲崗石窟	2001年	文化遺産	(i)(ii)(iii)(iv)
雲南三江併流の保護地域群	2003年 2010年	自然遺産	(vii)(viii)(ix)(x)
古代高句麗王国の首都と古墳群	2004年	文化遺産	(i)(ii)(iii)(iv)(v)
マカオ歴史地区	2005年	文化遺産	(ii)(iii)(iv)(vi)
殷墟	2006年	文化遺産	(ii)(iii)(iv)(vi)
四川ジャイアント・パンダ保護区群	2006年	自然遺産	(x)
開平の望楼群と村落	2007年	文化遺産	(ii)(iii)(iv)
中国南方カルスト	2007年 2014年	自然遺産	(vii)(viii)
三清山国立公園	2008年	自然遺産	(vii)
福建の土楼	2008年	文化遺産	(iii)(iv)(v)
五台山	2009年	文化遺産	(ii)(iii)(iv)(vi)
河南登封の文化財”天地之中”	2010年	文化遺産	(iii)(vi)
中国丹霞	2010年	自然遺産	(vii)(viii)
杭州西湖の文化的景観	2011年	文化遺産	(ii)(iii)(vi)

上都〔ザナドゥ〕の遺跡	2012年	文化遺産	(ii)(iii)(iv)(vi)
澄江の化石産地	2012年	自然遺産	(viii)
紅河ハニ棚田群の文化的景観	2013年	文化遺産	(iii)(v)
新疆・天山	2013年	自然遺産	(vii)(ix)
シルクロード:長安―天山回廊の 交易路網(カザフスタン/キルギス /中国)	2014年	文化遺産	(ii)(iii)(v)(vi)
中国大運河	2014年、2016年	文化遺産	(i)(iii)(iv)(vi)
土司の遺跡群	2015年	文化遺産	(ii)(iii)
湖北省の神農架	2016年	自然遺産	(ix)(x)
左江花山のロックアートの文化的景観	2016年	文化遺産	(iii)(vi)
青海フフシル	2017年	自然遺産	(vii)(x)
歴史的万国租界、鼓浪嶼	2017年	文化遺産	(ii)(iv)
梵浄山	2018年	自然遺産	(x)
良渚の考古遺跡群	2019年	文化遺産	(iii)(iv)
中国湾部黄海―渤海沿岸の渡り鳥保 護区群	2019年	自然遺産	(x)

上述のように、1972年に世界遺産が誕生し、中国は1985年11月に世界遺産条約を批准し、ようやく締約国の仲間入りをした。ここから、中国は世界遺産リストへの推薦活動を積極的に始まっている。

1987年、中国が初めて推薦した6つの遺産「万里の長城」、「北京故宮」、「始皇陵」「敦煌の莫高窟」、「周口店北京原人遺跡」、「泰山」が世界遺産に登録された。

それ以後、中国は2、3年おきに国家風景名勝区や歴史遺跡や歴史的建造物(全国重点文物保護単位)などの登録に成功している。さらに、ここ数年は五輪招致のような国策として、世界遺産の推薦や登録の動きが加速している。

登録された世界遺産を見ると、55箇所の世界遺産の中では、2005年以前は世界遺産全体の登録の傾向に応じて、歴史的な都市に関連する遺産である「古都平遥」、「麗江旧市街」や、宗教の信仰に関連する遺産である「大足石刻」、「莫高窟」、および優れた皇室の建築遺産である「北京と瀋陽の明・清朝の皇宮群」、「頤和園:北京の皇帝の庭園」「天壇」、「万里の長城」などが登録された。北京がそのうち7つを占めており、世界中においては、最も多く世界遺産を擁する都市としている。

また、中国はシリアル・ノミネーション・サイト(連続性のある遺産)として登録された「大運河」は北京、天津、河北、山東、河南、安徽、江蘇、浙江など8つの省を縦断しており、トランスバウンダリー・サイト(国境を跨ぐ遺産)として、「シルクロード」は、中国、カザフスタン、キルギス3カ国の7つの省と州を横断しているほか、一国両制度として

の「マカオ歴史地区」<sup>485</sup>などの多様な世界遺産を擁する大国でもある。

これらを保護し、継承していくことは、さらに長期な事業になり、しかし、世界一流の保護管理レベルに達するのはそれほど容易なことではなく、長年にわたり地道な努力を続けていく必要がある。2001年～2017年にかけて長年連続で世界遺産登録を成功させていることは、その責任の重さと大きさがより深刻なことを意味している。

さらに、五輪招致のような国策とし、10年以上連続で世界遺産の登録に成功したことは非常に誇らしいことではあるが、冷静な考えを保って、現状を省みて、慎重な態度を取るべきだ。これらを踏まえ、中国の世界遺産の保護水準を向上させ続けていくべきだと考える。

また、上述したように、世界遺産条約を履行するための作業指針では、世界遺産リストに登録されるには、締約国である国内での暫定リストに載せることが前提条件としていることから、2018年7月に、中国国家文物局が更新した「海のシルクロード」をはじめとする「中国世界遺産暫定リスト」<sup>486</sup>には、60件の世界遺産の候補が載せられており、登録申請を待っている状況である。

#### 2018年更新した中国の暫定リスト<sup>487</sup>

- 1、Ancient Porcelain Kiln Site in China (29/01/2013) 青瓷窑遺跡
- 2、Ancient Residences in Shanxi and Shaanxi Provinces (28/03/2008)/山陝古民居・丁村古建築群
- 3、Ancient Tea Plantations of Jingmai Mountain in Pu'er (29/01/2013)・雲南プーアル景迈山古茶園
- 4、Archaeological Sites of the Ancient Shu State: Site at Jinsha and Joint Tombs of Boat-shaped Coffins in Chengdu City, Sichuan Province; Site of Sanxingdui in Guanghan City, Sichuan Province 29C.BC-5C.BC (29/01/2013)//古蜀文明遺跡:金沙遺跡、三星堆遺跡
- 5、Baiheliang Ancient Hydrological Inscription (28/03/2008)/白鶴梁古水文題刻区
- 6、China Altay (29/01/2010)・中国アルタイ山
- 7、Chinese Section of the Silk Road: Land routes in Henan Province, Shaanxi Province, Gansu Province, Qinghai Province, Ningxia Hui Autonomous Region, and Xinjiang Uygur Autonomous Region; Sea Routes in Ningbo City, Zhejiang Province and Quanzhou City, Fujian Province - from Western-Han Dynasty to Qing Dynasty (28/03/2008)・海のシルクロード
- 8、City Walls of the Ming and Qing Dynasties (28/03/2008)・中国の明清城壁
- 9、Dali Chanshan Mountain and Erhai Lake Scenic Spot (29/11/2001)・大理風景名勝区

<sup>485</sup> マカオ特別行政区の政府が出された文化遺産保護法によって独自に保護と管理をしている。

<sup>486</sup> 暫定リストに載せている遺産を見ると、これからの国際的な世界遺産の推薦の動きと一致しており、文化的景観は「揚州瘦西湖文化的景観」や、「普洱の景萬山古茶園」などであり、産業遺産は「中国白酒老作坊」で、遺跡関連は「中国明清城壁」や「南越国遺跡」で、そして、町並み、集落は「鳳凰古城」や「苗族村寨」及び「三坊七巷」、「江南の水郷」などの物件を遺産とする事例に増加している。

<sup>487</sup> 国家文物局 WEB サイト <http://www.sach.gov.cn/> より閲覧することができる

- 10、Diaolou Buildings and Villages for Tibetan and Qiang Ethnic Groups (29/01/2013) 藏羌碉楼村寨
- 11、Dong Villages (29/01/2013)・ドン族村寨
- 12、Dongzhai Port Nature Reserve (12/02/1996)・東寨港自然保護区
- 13、Dunhuang Yardangs (30/01/2015)・敦煌ヤルダン
- 14、Expansion Project of Imperial Tombs of the Ming and Qing Dynasties: King Lujian's Tombs (28/03/2008)明清の皇帝陵墓群 拡大”潞簡王墓
- 15、Fanjingshan (30/01/2015)・梵净山
- 16、Fenghuang Ancient City (28/03/2008)・鳳凰古城
- 17、Guancen Mountain -- Luya Mountain (28/02/2017)・管涔山-芦芽山
- 18、Haitan Scenic Spots (29/11/2001)・海壇風景名勝区
- 19、Heaven Pit and Ground Seam Scenic Spot (29/11/2001)・天坑地縫風景名勝区
- 20、Historic Monuments and Sites of Ancient Quanzhou (Zayton) (20/01/2016)泉州古跡
- 21、Hua Shan Scenic Area (29/11/2001)・華山風景名勝区
- 22、Hulun Buir Landscape & Birthplace of Ancient Minority (28/02/2017)モンゴルフルンボイル地貌景観
- 23、Jinfushan Scenic Spot (29/11/2001)金仏山景区
- Jinggangshan--North Wuyishan (Extension of Mount Wuyi) (30/01/2015)・武夷山一拡大:井岡山
- 24、Karakorum-Pamir (29/01/2010)・塔什庫爾干野生動物自然保護区
- 25、Karez Wells (28/03/2008)坎儿井
- 26、Kulangsu (29/01/2013)・鼓浪嶼
- 27、Liangzhu Archaeological Site (29/01/2013)・良渚遺跡
- 28、Lingqu Canal (29/01/2013)・灵渠
- 29、Maijishan Scenic Spots (29/11/2001)麦積山石窟
- 30、Miao Nationality Villages in Southeast Guizhou Province: The villages of Miao 29, 29、Nationality at the Foot of Leigong Mountain in Miao Ling Mountains (28/03/2008)・ミャオ族村寨
- 31、Nanxi River (29/11/2001)・楠溪江
- 32、Poyang Nature Reserve (12/02/1996)・鄱陽湖候鳥自然保護区
- 33、Qinghai Hoh Xil (30/01/2015)・青海可可西里(2017年登録済み)
- 34、Qinghai Lake (28/02/2017)・青海湖
- 35、SanFangQiXiang (29/01/2013)三坊七巷
- 36、Scenic and historic area of Sacred Mountains and Lakes (28/02/2017)・神山和聖湖風景名勝区
- 37、ShuDao (30/01/2015)蜀道
- 38、Site of Southern Yue State (28/03/2008)・南越国遺跡
- 39、Sites of Hongshan Culture: The Niuheliang Archaeological Site, the Hongshanhou Archaeological Site, and Weijiawopu Archaeological Site (29/01/2013)・紅山文化遺跡:
- 40、Sites for Liquor Making in China (28/03/2008)・中国白酒老作坊:杏花村汾酒老作坊
- 41、Slender West Lake and Historic Urban Area in Yangzhou (28/03/2008)瘦西湖と揚州歴史街区

- 42、Taihang Mountain (28/02/2017)太行山
- 43、Taklimakan Desert—Populus euphratica Forests (29/01/2010)塔克拉玛干沙漠
- 44、The Alligator Sinensis Nature Reserve (12/02/1996) 扬子鳄自然保護区
- 45、The Ancient Waterfront Towns in the South of Yangtze River (28/03/2008) 江南水郷古镇
- 46、The Central Axis of Beijing (including Beihai) (29/01/2013)北京中軸線
- 47、The Chinese Section of the Silk Roads (22/02/2016) 中国古代シルクロード
- 48、The Coast of the Bohai Gulf and the Yellow Sea of China (28/02/2017)渤海湾と黄海海岸
- 49、The Four Sacred Mountains as an Extension of Mt. Taishan (07/04/2008) “泰山”拡大:中華五岳
- 50、The Lijiang River Scenic Zone at Guilin (12/02/1996)桂林 漓江風景名勝区
- 51、Tianzhushan (30/01/2015) 天柱山
- 52、Tulin—Guge Scenic and Historic Interest Areas (30/01/2015) 土林—風景名勝区
- 53、Vertical Vegetation Landscape and Volcanic Landscape in Changbai Mountain (28/02/2017) 长白山火山地貌景觀
- 54、Western Xia Imperial Tombs (29/01/2013) 西夏陵
- 55、Wooden Structures of Liao Dynasty—Wooden Pagoda of Yingxian County, Main Hall of Fengguo Monastery of Yixian County (29/01/2013) 辽時代木構建築: 応県木塔
- 56、Wudalianchi Scenic Spots (29/11/2001) 五大連池風景名勝区
- 57、Xinjiang Yardang (30/01/2015) 新疆雅丹
- 58、Yalong, Tibet (29/11/2001) 雅砻河風景名勝区
- 59、Yandang Mountain (29/11/2001) 雁蕩山
- 60、Yangtze Gorges Scenic Spot (29/11/2001) 長江三峡風景名勝区

注: 中国国家文物局 <http://www.sach.gov.cn/> とユネスコ世界遺産センターWEB より転載

## 7、文化遺産保護の実態と問題

2017年、11月14日～15日、フランスのパリのユネスコ本部で第21回世界遺産締約国会議及び第12回世界遺産委員会特別会合が開催され、128票を獲得した中国が、世界遺産委員会の委員国となった。中国ユネスコ全国委員会の責任者によると、委員国となると、中国がさらに多国間協力を強化し、国内外の文化・自然遺産を保護する立場に立つ。また中国は今後、国際協力を重点的に強化し、中国の世界遺産の申請と保護事業を引き続き適正に行い、国内外の人々の遺産保護に対する意識を向上させ、中国の関連機関が国内外の世界遺産の保護をサポートするよう奨励するほか、世界遺産の持続可能な発展をサポートすべきだという。

しかし、中国はほかの世界遺産大国と比べて、依然とした大きな差がある。「两重两轻, 重申报, 重开发, 轻管理, 轻保护」、すなわち、両重両軽で登録・開発を重視し、保護・管理を怠るという現象が現れ、中国国内での「世界遺産登録ブーム」によって目先の経済利益を追求するという悪い風潮が生まれている。

例を挙げると、杭州西湖の観光総収入は世界遺産登録に成功した翌々年の国慶節「建国記念の日」の大型連休に、87億6500万元と史上最高額の記録を達した<sup>488</sup>。

平遥古城では、「同紙による」世界遺産を登録された後の10年間で入場料収入だけでも、125万元から7500万元に増加しており、平遥政府の年平均財政収入の12%を占めている。

北京故宫博物院は「同紙による」年平均6.5億元の入場収入業績とし、収入チャンピオンと呼ばれる。蘇州古典園林は、各構成資産により、収入金額も異なってくる。拙政園は56670万元で、留園は13931万元である。1994年に登録された承德避暑山荘及び周囲の寺院は、翌年の1995年において、観光客の数15%に増えた。

2000年に、麗江古城の来場者数が258万人および、観光総収入が13.44億元となり、主に観光を第三産業とした収入は、麗江のGDPに50%が占めている。

世界遺産に登録される前は多くの社会資源、資金を使って保護・展示に徹するが、登録された途端に経済開発に転換し、その後の管理・保護を軽視し、遺産はその安全性が脅かされ、ひいては破壊されてしまうといった現状である。

例を挙げると、世界遺産が申請される前の準備前期には、蘇州古典園林を世界遺産に推進するために、1996年～97年に、蘇州市政府が園林内外の環境の修景整備や緩衝地帯の補修工事を行うために、800万元を資金投入した。さらに構成資産である拙政園、留園、網師園の緩衝地帯周辺を損なうような違法建築物1000平方メートルも取り壊し、整備した。

2010年、自然遺産の中国丹霞を申請する準備期間では、広東省政府が資産周辺の環境整備等を行い、観光施設も完備させるために、1.2億元を資金投入した事例もあり、当時、高額の世界遺産と中国国内で話題になっている。

その一方、登録された後は、世界文化遺産の保護・管理に関する問題点が複雑化、となるため、中国国内では、次々と世界文化遺産に対しての典型的な破壊事件が引き起こされた。

具体的に、中国世界文化遺産の資産所有地における破壊的な事件は主に次の3つ①開発による破壊事件、②経営による破壊事件、③観光による破壊事件に纏められる<sup>489</sup>。

#### ① 開発による破壊事件

遺産(開発対象)は利用の開発及び建設中に発生した事件を指す。不適切な開発プロジェクトによって、遺産の周囲環境および景観が損なわれており、資源の全滅やほかの危機にさらされている悪影響が引き起こされている。たとえば、「泰山のロープウェイ建設事件」、や「樂山のバーミヤン大仏のコピー事件」、「黄山のダム建設事件」などである。

<sup>488</sup> 人民日報海外版-日本月刊 2014:1-3

<sup>489</sup> 彭跃辉 2015 107頁

## ② 経営による破壊事件

該事件とは、経営管理者の不当な行為や不注意による遺産への損傷や破壊をもたらしたことを指す。例の案件としては、「三孔の水洗い事件」や、「武当山遇真宮の失火事件」「麗江古城火災事故」などが挙げられる。

## ③ 観光による破壊事件

観光による破壊事件とは、観光地のオーバーツーリズム及び観光客からのバンダリズム行為による遺産地での文化財破壊や環境の汚染、観光商業化などの現象を指す。例の事例としては、清東陵と明十三陵文化財は立て続けに盗難事件、武当山の落書き事件など、遺産地での観光開発中における普遍的な現象が挙げられる。

今までの破壊事例からみると、中国は、世界遺産に対する持続的な保護認識に対して曖昧で軽薄な態度が明るみに出ていることがわかる。本来、世界文化遺産は経済発展や、観光開発を目的にするものではなく、人類共通のかけがえのない世界文化遺産の保存、保護管理、継承が重要であるとの観点から、当事国は保護管理が十分できるように、国際的な協力の体制を確立することが目的であり、責任をもって後世に継承していかなければならない。

中国は、世界遺産の登録後に、保護・管理を軽視する面においては、主に下記の原因を挙げられている。

### ① 多重管理問題

中国国内の世界文化遺産の管理体制は交差かつ複雑で、文物局、や文化部、住房和城郷建設部、国土資源局、観光局、林業部、宗教局、環境保護局、教育局、外交部(外務省に相当)など、すべての行政部門は世界文化遺産の管理に関係がある。

しかし、それぞれの各自職責がはっきりとせず、管理の作業標準が統一されていないことに加え、行政部門同士の間にも、有効的な協調メカニズムが不足しているため、文化遺産の管理に向け、共同行動を展開することが困難であることから、管理効率の低下が招かれ、責任の転嫁あるいは功を争うという現象が現れている。

たとえば、世界文化遺産地の管理計画の策定においても、住房和城郷建設部が風景名勝区の全体計画と詳細な計画の策定を求めており、また、国家文物局が文化遺産の保護計画の策定も加えるように求め、さらに、国家観光局が観光計画の策定も追加するように求めている。

これらの管理計画の策定および上級機関の承認は、間違いなく世界文化遺産地の管理部門と管理機構への業務負担と管理コストを増加させている。

中国における、世界文化遺産の管理については、ほとんど構成遺産の所在地政府による管理されている仕組みで、国の行政管理体制の影響を受けて、集中的な統一管理を実施していないため、文物保護単位、や風景名勝区、自然保護区、及び森林公園、観光地、などの異なる管理体制に分割されている。

複数の部門による分割的な管理方法や統一な管理機構が欠如するため、遺産の「分割管理や多重管理、職責の曖昧さ及び重複管理、管理効率の低下」などの現象が起こっている。

この管理モードは遺産物件の貴重性を無視することによって、開発と有料徴収の優先が招かれ、重要な遺産保護管理の業務が削相互に水掛け論する局面となった。したがって、多重管理は遺産保護の業務にとって最も不利かつ効率が悪い管理方式だと言えるでしょう、なお、その後患はすでに引き続き現れている。

## ② 管理の権限

中国は、国際基準の世界遺産管理体制とは、うまく接触する統一的かつ明確的な国家レベルの管理機構が欠如しているだけでなく、相対的に分割した国家レベルの業務管理しかないものの、世界文化遺産の管理責任は主に地方政府に属している。国家文物局は文化部によって、副部級の国家局として管理され、國務院の構成部門ではないため、ある程度行政上の権威と各部門の間の連携能力が制限されている。

全国には、北京市、山西省、陝西省、山東省の4省だけが独立した省レベルの文物行政部門を設置し、多くの省レベルの文物局は省や直轄市、さらに、は内部におかれた処級<sup>490</sup>機関に併設されている。

そのため、権限が強くないことだけでなく、文物保護法による執行及び、安全な監督および管理機構が健全でなく、世界文化遺産の保護にかかわる人材チームの編成が深刻に不足している問題も世界文化遺産の保護管理を制約している一因である。

## ③ 管理体制

中国において、現行の世界文化遺産の管理体制は往々にして地方政府が経済利益を追求するため、遺産保護が無視されてしまう。職能別部署の権威が弱いため、世界文化遺産は管理の隙間や空白地帯が生じられている。

それに加えて、地方政府の行政権力が強力であり、有効な懲罰な仕組みが欠如していることによって、文化遺産の所有する地方政府は、「世界文化遺産の推薦や、登録済みの遺産開発を重視し、管理・保護を怠る」の現象だけでなく、世界文化遺産の緩衝地帯またはコアゾーン(資産)の周囲に大量に観光スポットの施設を建設されることをもたらしている。

そして、一部の文化遺産の所有地は一方的に経済利益を追求し、勝手に管理体制を変え、世界文化遺産を、民間企業に請け負わせているため、世界文化遺産の保護面に影響(隠れた危険)を及ぼす恐れがある。しかし、適切な監督や是正など、またはこのような違法行為を取り締まったりする行為は各部門間の連携が形成されにくくなる。

文物保護の行政部門は法律のサポートや法による執行の保障が不足しているため、有効に機能管轄を行うことができない。

<sup>490</sup> 中国政府の行政機関の一つで、日本の課などに相当する。



#### ④ 管理の能力

能力不足は中国文化遺産の管理機構が直面する普遍的な問題である。

上述したように、中国では、世界文化遺産は殆ど所在地管理の原則を実施しているため、遺産地の行政等級によって、管理時の水準が制約されており、遺産の管理能力と遺産の品質とのかけ離れが招かれている。

中国の一流の世界文化遺産が直面しているのは、おそらく二流か三流の管理やマスタープラン、及び保護面や活用面などのすべては、世界的価値と世界的な品質とは相当な距離があるでしょう。

中国の世界文化遺産は多くは所有地の市県レベルの地方政府によって管理が行われているため、管理レベルは比較的到低く、世界文化遺産を保護・管理する責任と義務を負うことが難しく、世界文化遺産の国際基準が貫徹され、国家法律が要求し、中央行政の決定部署が執行中に失敗や誤りが現れている。

#### ⑤ 管理の区域

中国各地では、遺産保護に関連する専門機関はレベルが低く、専門人材も不足しており、また、遺産地の管理機構の内部に置かれた部署は総合管理や観光開発に偏り、専門的な遺産保護機構とモニタリング機構は比較的に少なく、遺産保護の専門技術者はもっと少ない。

前述したように、国際社会では、世界文化遺産の保護に対して、遺産の真実性と完全性を保護することが求められており、文化遺産の資産自体だけでなく、周囲環境にも含まれている。しかし、中国の世界文化遺産保護は、主に点的な保護であり、遺産管理機構は主に文化遺産の本体(資産)に対して保護を行っているが、資産の周辺環境の保護に対する管理権限と管理能力が欠如されているため、遺産地では、周辺環境において、日増しに都市化、や商業化、観光化、及び近代化などがもたらされている。

#### ⑥ 保護管理の法制度

中国は、独自の世界遺産保護管理制度はまだ不完全であり、中国は、まだ独自の世界文化遺産専門法がなく、行政規則と地方性法規、規範的な書類及び立法レベルが低くて、主に多くは保護対象や、保護内容、及び保護方法などを明確しているのみである。しかし、保護機構の設置や資金源、活用方式及び処罰措置などの具体てきな問題が明確ではない。

そのため、「無法状態による執行」と「法律のある状態による執行」という現象が併存されている。実際の保護業務では、世界文化遺産保護管理の機構が、国際的な条約や作業指針、及び文物保護法、都市計画法、環境保護法、国土資源法、旅游発展法だけの法律を参照して保護業務が行われている。

法制度による十分な法的サポートと法律によって与えられた法律の権力執行が不足しているため、世界文化遺産の保護機構は、世界文化遺産の安全と破壊行為を阻

止する際に、遺産保護の後ろ盾になりにくく、多くの場合は、呼びかけや提案などの温和的な措置が取られているだけで、迅速に強力な行政措置と司法手段を取り、抑制することができない。

#### ⑥ モニタリングのレベル

中国において、世界文化遺産のモニタリングのレベルは高くない。いくつかの遺産地は遺産のモニタリングに対するモニタリングの意義と役割及び認識度が乏しく、モニタリングの業務上においては、力を入れようとしない。それ上に、モニタリングの機構が不完全であり、モニタリングのガイドラインの空白であり、モニタリングの実施手段は単一であり、モニタリングの範囲も限定されて、情報共有システムは低いため、速やかな早期警報とサービス管理の重要な役割を果たすことが難しい。

### 小結び

中国の文物保護法の条文により、「文物は国家に所有者があり」と規定されている。とりわけ国に偏り、文物は国家財産であるという理念が根強く、文化遺産及び文化財の保護活動はおもに国家化のため、多くの国民は、文物及び文化遺産保護は国がやることで、庶民の自分には関係がないと思われがちである。

中国では、国は始終一環した可移動文物（動産文化財）の保護事業に積極的に取り組んでいるが、一般開放や開放に伴う陳列を通じ、社会や国民へのフィードバックが努力不足となるため、国民による文物の転売や破壊行為の現象が現れる。

また、中国では、地方政府による低水準の文物保護単位が指定された後で、上級の文物局はその中からさらに高水準の文物保護単位をえりすぐることから、中国は文物保護単位の指定を担当する機関が各級の地方政府に分散している点と中国文物法の条文規定が複雑で、所有者は一般的に国家とされているが、所有者によって、日常管理と文物修理の担当、補助経費の負担も違っているため、補助金の金額が明確に規定しておらず、修理事業の対象となった物件によって金額も増減される。

さらに、中国の面的保護における指定方式は完全に中央主導によるトップダウン型であるため、地方政府の指定権利が与えられておらず、地元の住民、自治団体の参加も一切できないシステムとなっている。

面的保護に関する法制度は未熟で、中国での国レベルの法令、規定と地方政府が立法権限内での地方条例、規則を策定できるが、実際は、ほとんど国务院や地方政府と所属部署が共同制定した弁法、通知、命令、指示によって執行している。これらの条文内容は正式の立法過程を欠如している弱点があり、国の法令とは言えない。

## 第5章 日本における文化財保護制度の歴史変遷とその概要

はじめに

明治以来の 100 年にわたる日本の文化財保護行政は着実に経験を積み重ね、その高度な保全技術などは世界的に高く評価されている<sup>491</sup>。

日本における初の歴史的建造物保存の近代法である「古社寺保存法(1897)」は他国と比較して極めて早い時期の制定であり、当時の東アジアの中において先進性に富むものであったということが出来るのではないのでしょうか。

例えば、上述した中国大陸地区では、当時国民党政府による初の近代法が 1930 年の「古物保存法」である、または台湾においては台湾総督府による 1919 年の「史蹟名勝天然物保存法」や朝鮮においては、朝鮮総督府による 1916 年の「古蹟及び遺物保存規則」、1938 年の「朝鮮宝物古蹟天然記念物保存令」といった状況である。台湾と朝鮮においては、日本統治時代において日本人の手によって初めて文化財保護に関する近代法が適用された。

そして、日本統治時代に台湾や韓国に伝播した日本の文化財保護制度はそれぞれの戦後の文化財保護行政の在り方に対しても影響を及ぼすことも言える。

韓国においては、1982 年に文化財保護法が制定されたが、日本の文化財保護法の強い影響の下に成立したものとされており、その構成及び条項は日本のものとよく似ている、台湾においても、やはり、1982 年に文化資産保存法が制定される際に、日本の文化財保護法が参考にされていた。

日本において、公共的な目的意識によって文化財の保護が始まったのは、明治近代国家による優品の輸出制限からである。その後、ナショナリズムの勃興や、急速な経済成長と開発に危機感を抱いた人々による郷土を愛郷運動、または、愛国心を背景として、文化財保護に関する諸制度は発達してきた。第二次世界大戦後は、文化財保護制度も、文化国家、国民主権を背景に、新たな発展をみることとなった。

文化財保護法が制定したのは、1950 年のことである。戦後もまもない時期で、社会的な混乱のなか、法隆寺金堂壁画の焼失をきっかけとして、文化財保護への国民意識がたかまったことによる。

その後、日本が高度経済成長期を経て、都市開発のなかで、急速に失われていき歴史的な建造物の保護や風俗、慣習、さらに、景観に至るまでの多様な文化財を保護する仕組みが次第に整えられてきた。そして、21世紀に入ってからは、経済社会の成熟に伴い、観光や産業への活用にも期待が高まってきている。

このように、文化財の社会てきな位置づけ、その範囲、保存と活用の在り方は、その時代の人々の意識や考え方、社会ニーズによって大きく変化してきた。

---

<sup>491</sup> 斉藤英俊 1991 5 頁

したがって、下記では日本の文化財の概念や保護の手法、仕組みの変遷を概説していく。日本における文化財保護制度の変遷は、主要な法規制度の制定をきっかけにして、主に以下の5期に分類している<sup>492</sup>。

・第1期、1868年～1897年までを廃仏毀釈に始まり日本初の文化財保護関連法である(1897) 古社寺保存法の成立に至る、単体の歴史遺産の保存が散発的に行われた明治全中期の『文化財保護の制度台頭期』である。

・第2期、1897年～1945年までを産業革命と軌を一にした国土開発の推進とともに環境保全活動が活発化し、古社寺保存法さらに史蹟天然記念物保存法の制定を中心とした、明治後期以降戦前に至る『文化財の保護制度成立期』である

・第3期、1945年～1975年までを終戦直後の混乱期を乗り越え、各方面で保存運動が活発化し、これを受けて、(1950)文化財保護法が成立し、のち1975年の改正に至る「文化財の保存運動拡大期」である。

・第4期、1975年～1995年までをオイルショック以降、環境への関心が高まり、文化財保護に関しても、保護対象が面的に拡大し、都市景観の保全整備に関心が高まってくる「文化財の保全整備拡充期」である。

・第5期、1995年以降をバブル経済以降、計画課題が環境の保全及び持続可能な開発へと移行するとともに(後述)景観法の成立など、良好な景観を求める世論が高まりを見せる『環境保全型計画期』である。さらに、日本の文化財保護制度の変遷は戦前・戦後の2つ時期に分けられる。

## 1、第1期:「文化財の保全制度の台頭期」 1868年～1897年

### 『古器旧物保存方』の制定と『国宝物臨時調査』<sup>493</sup>

明治維新後の文化開化と欧化主義は、当時日本においての固有の伝統的な文化財、慣習を排除し、破壊する動きにつながった。神仏判別令に伴う廃仏毀釈運動により社寺の古器旧物が破壊、仏像が撤去されるなど、多くの優れた文化財が失われ海外に流出した事態が生じた。そのうえに、社寺領の国への返還(社寺領上知令)もあって、かつての文化財保護の担い手が経済的に困窮し、多くの古器旧物、仏像や古建築が直接破壊されないまでも、散逸や劣化の危機に直面した。

この中で、有形文化財の保護は、1871年に明治政府は「古器旧物保存方」の太政

---

<sup>492</sup> 日本文化財保護法以前の文化財保護制度の変遷についてはいくつかある。主に(文化庁・1976.1988.2001)(中村・1999)(西村2004)、(文化財保存全国協議会・2017)などである。これらの中で本論文で取り上げる中国の文物保護変遷の時期と比較するために、一番近いのは(西村2004)を参考した。

<sup>493</sup> 中村・1999年

官布告を発し、全国の宝物<sup>494</sup>の調査から始まる。これは日本で初の文化財保護関連法令だと言われ、文化財保護思想の普及を図った政策でもあった。

しかし、古社寺の経済的疲弊ははなはだしく、例えば法隆寺は 1878 年に宝物 300 件あまりを皇室へ献納し下賜金を受けた<sup>495</sup>。宝物の散逸を防止するため、内務省は 1880 年頃から 1894 年に全国の主要な古社寺に保存金を交付して宝物の維持にあてさせた。

文部省は 1884 年頃からアーネスト・フェノロサと岡倉覚三氏に古社寺調査を命じ、宮内省も 1888 年から 1897 年に九鬼隆一を委員長とする臨時全国宝物取調局を設置、両者は協力して全国の古社寺を中心とする宝物の調査を行った。

調査した物件は古文書、絵画、彫刻、美術工芸品、書跡など 215,091 点にのぼった。この調査によって京都や奈良の古社寺に収蔵されていた宝物の全体像が判明し、これらの保存を目的として、1872 年に、東京国立博物館の全身が創設されるとともに、帝国奈良博物館(1895 年)も帝国京都博物館(1897 年)も設置することが決定された。こうして、博物館活動の一環として、実質的な文化財保護もなされていく。

## 2、第2期:『文化財の保護制度成立期』 1897 年～1945

### (1) 古社寺保存法の制定<sup>496</sup>

日清戦争(1894～1895)を経て、民族意識が高揚し、それを背景に、経済的に逼迫した社寺の運営を支援するため、1897 年に、臨時全国宝物調査を下敷きに、当時のイギリスやフランスの文化遺産保護制度も参考として古社寺保存法が制定された。

同法の特徴は日本で初めての社寺所有の建造物・宝物を対象とした法規であり、群をなす建造物の一括指定<sup>497</sup>が行われたことである。

内務大臣が(不 動産を対象とする)特別保護建造物または(動産を対象とする)国宝を指定した。特別保護建造物および国宝は処分を許可制とするとともに、これらの維持修理が困難な古社寺に対しては保存金の交付が定められた。事実上、指定制度の道の開き、管理、規制、公開、助成などの措置が講じられた、同時に、後述 1929 年制定の国宝保存法まで、約 30 年間にわたり、国家的文化財保護制度として存続しているが、これまで宮内省と内務省に分かれていた文化財保護行政が内務省の管轄に一本化し、内容もかなり整備されたことから、現行の文化遺産保護制度の原型ともいべきものである。

<sup>494</sup> この時期は、「文化財」「文化遺産」という用語はまだ存在していなかった。

<sup>495</sup> この時期の宝物が東京国立博物館の法隆寺宝物館に所蔵されている。

<sup>496</sup> 中村 1999

<sup>497</sup> 林迪廣・江頭邦道 1984 13 頁

1898年に法隆寺、北野神社をはじめ44件の社寺が特別保護建造物に定められ、その以降年間30件を超える割合で特別保護建造物は増えていった。1929年、国宝保存法の施行により古社寺保存法が廃止される時点で、特別保護建造物845件1081棟、国宝3705件が指定された(後述)。

なお、名所旧蹟については、古社寺保存法の(第19条)を準用することが定められていたが、実際に1919「史蹟名勝天然記念物保存法」の制定するまで何ら対策も講じられなかった(後述)。

しかし、上述したように同法は社寺の所有する建造物、宝物に限っていたため、国、公共団体、個人のものについては保存措置も講ずることが出来ず、早くから問題となっていた。

## (2) 国宝保存法の制定<sup>498</sup>

古社寺保存法の保存対象は古社寺所有物に限られており、社寺以外の法人や国、地方公共団体、個人などが所有する文化財は対象外だったため、昭和恐慌に経済不況や政情不安などの社会状況中で、旧大名家などが所蔵する宝物類が散逸するおそれが生じた。その頃明治初年以降放置されていた城郭建築を保存する必要も出てきたことで、1929年(昭和4年)に国宝保存法が制定された。

これは古社寺保存法を発展拡充させたものである。同法の特徴は、建造物保存対象の拡大とそれに伴う指定件数の大幅な増加および、保存対象の拡大に対応する各種措置の設立である。特に、上述した古社寺保存法においては群をなす建造物の一括指定方式の確立である<sup>499</sup>。

古社寺保存法では特別保護建造物と国宝に分かれていたものを統一し、同法では文部大臣が建造物、宝物をそのまま国宝に指定するとし、これより、国、地方公共団体、個人の所有文化財にまですべてが指定の対象となった、同法が実施されると、姫路城や名古屋城などの城郭建築が指定され、社寺以外の絵画、書跡なども急速に指定が進められた。

また、国宝の海外流出を防止するため、輸出や現状変更は文部大臣の許可が必要とされ、無許可の輸出などについては、厳しい罰則が定められた。

しかし、未指定品に制限がなく、このため、重要な価値のある美術品の海外流出が円安と相まって続出し、緊急に防止策を講じる必要が生じてきた。

---

<sup>498</sup> 中村・1999年

<sup>499</sup> 西村・本中 2017 13頁

### (3) 重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の制定<sup>500</sup>

上述した国宝保存法に実施されたことによって、国が指定した国宝の外国への輸出や本土外への移出は禁止され、海外への流出は防止されることとなった。

しかし、未指定の古美術品の海外流出は相次いで起こる事態となり、このため、こうした事態の防止を目的として、認定物件の移出を許可制とすることなどを定めた「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が制定された。

海外流出を防ぐために迅速な調査が行なわれたため、文化財としての価値が定まっていないものも多数重要美術品の中に混在することとなった。同法は一時的危機に対処するための臨時の措置とされていたが、戦後の文化財保護法制定まで継続され重要美術品の海外流出防止に大きく貢献し、同法によってすでに重要美術品などの認定を受けた物件は、現行の文化財保護法施行下においてもその効力を有し、原則輸出禁止となっている。なお、廃止時には認定件数は約 8,282 件に達した<sup>501</sup>。

### (4) 史蹟名勝天然記念物保存法の制定<sup>502</sup>

一方、記念物の保護については、古墳や出土遺物に関する措置は天皇陵の比定と関連して早くから整えられた。1874 年の「古墳発見ノ節届出方」及び 1880 年の「人民私有地内古墳等発見ノ節届出方」は古墳の発掘規制と不時発見の届出制を定めたのが始まりである。なお、出土遺物に関しては遺失物法(1899 年)なども制定された。

その後、近代化に伴う土地開拓、都市化、工場設置など人為てきな原因により、遺跡や自然環境に関しても破壊が進んだため、貴族院における「史蹟及天然記念物ニ関スル建議」を経て、1919 年史蹟名勝天然記念物保存法が制定され、「史蹟」、「名勝」、「天然記念物」の3つが保存すべき資産として挙げられることになった。

同法の特徴は、建造物保存との関連から見れば、古社寺保存法による特別保護建造物・国宝の敷地が史蹟に指定された場合は当該建造物が、2重の保護・規制を受けること、特別保護建造物・国宝に指定されていない建造物でも史蹟名勝に指定された土地にあり重要な構成要素を成すと考えられる場合には保護の対象となることなどである

同法の保護対象として、文化的記念物(史蹟)、天然記念物(動物、植物、地質鉱物など)、人文的名勝(庭園、公園など)、自然的名勝(山岳、峡谷、海浜など)という性格の異なる、いわば、文化遺産と自然遺産を共に保護する仕組みとなっている点が注目される。

上述のように、戦前の日本では、保護すべき対象としての「文化財」という総合的、

<sup>500</sup> 西村 2004 年

<sup>501</sup> 重要美術品の認定数は文献によって数字がまちまちであり、正確な件数は未詳である。

<sup>502</sup> 西村 2004 年 及び 中村・1999 年

包括的概念はなく、美術品や建造物などの優れたものを、古器旧物、国宝、重要美術品あるいは記念物といったより細分化された形で、個別の法律により保護していた。やがて戦争の激化とともに、指定や認定の業務など停止され、文化財を戦禍から保護することに専念せざるを得ない状況になる。

### 3、第3期「文化財の保存運動拡大期」 1945年～1975年

#### (1) 文化財保護法の制定(1950)<sup>503</sup>

太平洋戦争中は国宝と史蹟の管理事務は継続されたものの、名勝・天然記念物の指定事務は1944年に停止に至った。また、建造物等の防空策や美術工芸品の疎開が進められた。終戦後、重要美術品の認定事務はいち早く1946年から再開された。これは戦後の混乱状態の中、重要美術品の損壊や海外流失等の事態が懸念されたためである。

しかし国宝や重要美術品は、戦時中には十分な保護措置がなされず、戦後も経済の混乱によって所有者である名家や社寺が経済的安定を失ったことで、荒廃するままに放置されたり、売却されて所在不明となったものもあった。

このような文化財の危機の中、1949年に法隆寺金堂壁画が失火により焼損するという事件が発生した。この事件は日本国民に強い衝撃を与え、文化遺産保護のために抜本的施策を講じるべきであるとする世論が高まった。

法隆寺金堂壁画の焼失が直接の契機となって、1950年に議員立法として「文化財保護法」が制定した、建造物、美術品などの「有形文化財」、演劇、音楽、工芸技術などの「無形文化財」、「史跡、名勝、天然記念物」を含む「文化財」概念を導入し、保護の対象としていた表5。

同法はそれまでにあった国宝保存法、史蹟名勝天然記念物保存法、重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の3法を統合し、かつ無形文化財、民俗資料、埋蔵文化財を新たに保護対象に加え、保護対象を「文化財」という新しい概念にもとに包摂するという文化遺産保護制度の総合立法だった。

表5 1950年の文化財の体系

文化財の種類	文化財の定義
有形文化財	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、民俗資料その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料

<sup>503</sup> 中村・1999年 20頁～24頁



無形文化財	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの
史蹟名勝天然記念物	史蹟、名勝及び天然記念物

これにより有形文化財、無形文化財、記念物、埋蔵文化財という文化財の類型が定義された。国は有形文化財のうち重要なものを重要文化財に、記念物のうち重要なものを史蹟、名勝、天然記念物に指定するとされたが、さらに重点保護を講じるための措置として、これらの中でも特に重要なものを国宝、特別史蹟、特別名勝、特別天然記念物に指定できるとする二段階指定制度が取り入れられた。

なかでも、無形文化財というカテゴリーの創設は世界で最初だと言われており、のちに日本の文化財保護法を参考にして制定された韓国の文化財保護法にも取り入れた。

## (2)、文化財保護法の特徴

文化財保護法の特徴は以下の4つの要点にまとめられる。

### ① 文化財保護の目的と基本理念を法律上明確化したことにある<sup>504</sup>。

文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように(第三条)、その保存と活用によって、国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを規定した。(第一条)。さらに、文化財保護の主体は、政府や地方公共団体だけでなく、国民、文化財所有者全体であるとされた(第四条)。文化財が国民共通の財産である以上、当然の帰結であるが、そのことが法律上にも明記された。

### ② 「文化財」という新たな概念を導入し、保護対象範囲を拡大、明確化し(無形文化財、埋蔵文化財、民俗資料を追加)、指定制度の体系化が図られたことがあげられる。

文化財という言葉そのものは大正時代に、ドイツ語の *kulturgut* の訳語として、「自然」に対して人間が作り出すもの、という意味で使用され始めた<sup>505</sup>とされているが、この言葉が定着するのは、文化財保護法の制定以降である。なお、天然記念物のような自然物についても、学術的価値を見出し、あるいは付与するのは人間の営為であり、この選定プロセスには文化的な側面があると考えられたため、文化財の範疇にふくまれることとなった。

<sup>504</sup> 文化財保護法(昭和25年5月30日法律第224号)最終改正:平成26年6月13日第69号

<sup>505</sup> 垣内恵美子 2011 15頁

③ 文化財保護の管理体制の強化があげられる。

旧法による文化財保護は対象によって様々な行政主体が関わっていたが、同法により「文化財保護委員会」が文化財保護を推進する専門的機関として設置された<sup>506</sup>。また、文化財保護法でも「旧来の国保存法」などと同様に、指定などの行政行為により抽出、特定された物件だけが保護を受ける文化財の選択保護主義が継承されるとともに、文化財の管理、修復の責任主体を明確化し、これに伴う国の関与と経費負担、文化財の海外流出の防止や原状回復命令の制度などが設けられた。

④ 地方公共団体の役割が明確化されたことも注目される。

史蹟名勝天然記念物保護法では、地方公共団体を史蹟などの管理団体に指定できたため、地方の関与があったが、国宝、重要美術品などの保存などに関しては、地方公共団体の関与の余地はなかった。

同法では、都道府県教育委員会が国の保護行政に関する書類の経由庁となることや、意見具申の制度、地方公共団体自らが条例により文化財指定できる方途を明記することにより、地方公共団体がより積極的に文化財保護に関与できるようにしたものである。

文化財保護法は、この後、以下のように、幾度(1954、1975、1996、2004)に大きな改正が行われていた。それぞれの改正ポイントについて概説する。

(3)、文化財保護法の改正<sup>507</sup> (第1次)

文化財保護法は、最初の大きな改正は 1954 年に実施された。有形文化財の一部だった民俗資料がそこから分かれ、一つのカテゴリーとして独立した。また、重要民俗資料の指定制度と無形の民俗資料の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料」の制度が設けられた。

無形文化財に関しては、重要無形文化財の指定制度と、重要無形文化財の保持者の認定制度が設けられた。重要無形文化財の保持者として各個認定された者は人間国宝とも呼ばれる。埋蔵文化財に関しては、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事の規制が盛り込まれた。また、地方公共団体の役割を明確化するため、条例による文化財保護に関する規定が新設された。

なお、指定制度とは「文部大臣が、直接重要な文化財を指定し、規制と補助の両面によりその保護を図る」ためのめものである。また、その特徴として「指定行為は、行政の権力的作用たる処分の性質を有し、所有者及び占有者の同意を必要としない」とい

<sup>506</sup> 文化庁設置後は文化財保護部に引き継がれている。

<sup>507</sup> 中村・1999 23頁

った強制力を持っていることがあげられる<sup>508</sup>。

つまり、文化財保護の考え方には、特に重要なものを国や都道府県、市町村が指定し保護する「指定文化財」の制度である、重要な文化財を厳選し、許可制等の強い規制と補助金などの手厚い保護を行う。

#### (4)、古都保存法の制定による「面的保存」制度の誕生

日本の文化財保護法は、その後、何度も改正され、改正範囲は拡大した、保護手法も強化、多様化し、地方公共団体の役割の拡大に向かって進んできている。さらに 1992 年の世界遺産条約の批准後は、国際的な流れの中に日本の文化財保護も位置付けられるようになってきた。中でも、文化財保護と、地域との関係が大きく変わったのは 1970 年代を挟んだ時期である。

1968 年、日本政府の機構改革に伴い、文部省でも文化財保護を所掌する外局の文化財保護委員会と文化振興担当部署が統合され、新たに文化庁が設置された。

これより、文化行政が一元化された。この時期、日本は高度経済成長期にあり、経済社会の著しい発展とともに、乱開発や公害問題、都市への集中と農村部の過疎化など社会全体に大きな歪みが生じてきた。

都市化の進展は、各地の古い町並みを破壊し、伝統的建造物の周辺環境を悪化させた。また、産業構造の変化や生活様式の近代化は、風俗、慣習、行事、民俗芸能の衰退につながり、民俗文化財、工芸技術、保存技術も衰微した。さらに、全国規模で行われた国土開発に伴い、埋蔵文化財の破壊が進んでいった。これに対して、専門家や地元市民による反対運動が全国的に展開するようになった。

たとえば、1966 年、鎌倉の鶴岡八幡宮の裏山で始まった宅地造成に反対して、地元市民を中心に保存運動が起こり、建造物や遺跡と一体となった「歴史的風土」を保存するための「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」いわゆる、古都保存法が制定された<sup>509</sup>。同法は、かつての政治と文化の中心地であった古都である鎌倉市、京都市、奈良市、明日香村などを対象<sup>510</sup>とするもので、その特徴は、まず「歴史的風土」という用語を取り入れ、「建造物・遺跡などと周辺の自然環境」からなる広域的な「面的保全」制度を新設したことと、歴史的風土保存計画に基づき都市計画の地域地区として歴史的風土特別保存地区を指定することで、「都市計画法」との一体化を図ること<sup>511</sup>が意図された。

<sup>508</sup> 京都府文化財保護基金 1989

<sup>509</sup> 垣内恵美子 2011 17頁

<sup>510</sup> 同法上の「古都」に指定されているのは京都市、奈良市鎌倉市、天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村、逗子市、大津市の 10 市町村である。明日香村については 1980 年に明日香村特別措置法が制定され、明日香村における歴史的風土の保存と住民の生活環境および産業基盤の整備との調和を図るため、特別の措置が講じられている。

<sup>511</sup> 垣内恵美子 2011 17 頁～18 頁

しかし、同法の対象(京都市、奈良市、鎌倉市)に限定されたことで、重点保護主義や選択主義であるとの批判があった。また、町並みや集落は保全対象から除外されていたが、それは、民家のある場所を保存地区に指定する場合は、その後の規制に問題が起こり行政上で複雑化することを恐れていたからである。

#### 4、第4期 1975年～1995「文化財の保全整備拡充期」

##### 1、1975の文化財保護法の改正（第2次）

文化財保護法は1950年に制定され、その後、1954年に(第1次)改正されて以来、約20年間にわたって、実質的に未改正の状態であった。

この間、歴史的環境の破壊がより進み、上述した1966年に古都保存法が制定されたが、町並みや集落の歴史的環境は保全対象から除外されていた状況から、各地で歴史的環境保全のための住民運動が展開、1970年代に、「古都」以外の都市においても、豊かな生活環境や町並み、景観や美観を保護する歴史的環境保全関連の条例が相次いで制定されているようになった。

こうした中で文化遺産保護制度に関しても様々な保全運動を背景として、やがて、1975年の文化財保護法が改正され、この改正では主な改正点は次の通りである。民俗資料という呼称が民俗文化財に改められ、重要民俗資料は重要有形民俗文化財と呼称されるとともに、新たに無形の民俗文化財について重要無形民俗文化財の指定制度が設けられた。文化財の単体保護から面的保護、市町村など地元自治体中心の保護への転換を図る重要伝統的建造物群保存地区(以下は重伝建地区)の制度が創設され、周囲の環境と一体となって歴史的価値を形成している建造物群が文化財として位置付けられた<sup>512</sup>。

重要文化財等が国の指定によるとされているのに対し、市町村が都市計画または条例で伝統的建造物群保存地区を決定し、国がそれを重要伝統的建造物群保存地区として選定するという形に特色がある。また、文化遺産の修理を行うために必要となる伝統的技術を選定保存技術として選定し、保持者を認定する制度が新設された<sup>513</sup>。

とりわけ、重伝建地区制度の特徴を、次のようにまとめる<sup>514</sup>。その一つ目は伝統的建造物群という用語をとりいれ、町並み、集落の歴史的環境に対する「面的保全」を初めて制度化したことである。二つ目は、都市計画区域内においては、都市計画の地域地区の一つとして伝統的建造物群保存地区を指定するとして都市計画法との一体化を図ったことである。なお、都市計画区域外の場合は、保存条例に基づき都市計画の手

<sup>512</sup> 中村賢二郎 1999年 25頁

<sup>513</sup> 同上 26頁

<sup>514</sup> 荻谷勇雅・西村幸夫 2016 316頁

法に準じた手続きで地区を決定する。

また、重要文化財と異なり、国からの直接的な指定ではなく、市町村が住民との話し合いの上で自主的に伝統的建造物群保存地区を決定するという指定方法を取り入れた、そして、国は市町村の申請に基づき、伝建地区の中からさらに重要なものを「重要伝統的建造物群保存地区」として選定する。国から補助金を受けることも可能となった<sup>515</sup>。

しかし、重伝建地区制度に対しても、古都保存法と同様、代表例を選定して保全する重点保護主義である問題点や伝建地区制度は他の法制度の後から出来たために、単に地区指定を重ねているという問題点もある。

## 第5期、1995年～ 『保全型計画期』

### (1)、文化財保護法の改正(第3次)―文化財登録制度の導入

伝建地区のように直接歴史的町なみの保存を目的とするものではないが、歴史的町並みの保存と関連をもつ制度だと言ってもよい。

80年代では、国宝や重要文化財のような歴史的学術的に極めて高い価値を有する文化財だけでなく、地域に存在する身近な建造物が、比較的建築年代が新しいものであっても、地域のシンボルとして保存が望まれるようになった。

登録文化財制度は、こうした日本の国民的な関心と期待を受けて、1996年の法改正では、建造物に限定する登録の制度が導入された、指定都市等への権限の委任及び市町村の役割の明確化、重要文化財等の活用の促進が盛り込まれた。

登録制度は、主に近代の建造物の保護を目的として、指定制度を補完する制度として導入されたものであり、所有者の同意のもとで国の文化財として登録して社会的に認知し、積極てきに保存と活用を図る制度でもある<sup>516</sup>。その基準は、築後50年を経過している建造物のうち、国土の歴史的景観に寄与しているもの、造形の規範となっているもの、再現することが容易できないものとされている。建造物のうち指定物件以外のもので保存及び活用が必要とされるものを文部大臣が文化財登録原簿に登録するもので、指定文化財が現状変更について許可制を取るのに対し、届出制と指導・助言・勧告を基本とするなど、緩やかな保護制度である点に特色がある。

導入当初は建造物のみを対象していたが、2004年に美術工芸品、有形の民俗文化財、記念物も対象とするよう拡充されている。そのため、所有者などの支持をえて、登録文化財建造物は急速に増加し、現在2019年時点で、1万件を超えている。

これらは住宅や旅館、事務所など、その本来の機能を果たすとともに、カフェ、レスト

<sup>515</sup> 同上 317頁

<sup>516</sup> 西村幸夫 2004 712頁

ラン、集会所など他用途へ転用しての活用も活発に行われている。歴史的町並みが残る地域において、建造物の登録がやや集中的に行われているのも登録制度の1つ特色である。

日本各地の歴史的町並み地区には当然ながら歴史的建造物が多く、登録候補となるものが多い、とはいえ、その地域が様々な理由すぐには伝建地区やほかの保存施策に乗らない場合は、地域内の歴史的建造物を積極的に登録し、その認知と保存を図るとともに、伝建地区の指定に結び付けることが行われている。

## (2)、文化財保護法の改正第4次 2004—文化的景観の保護制度

### ① 背景（景観法の制定）

2004年、急速な都市化の進展を踏まえ、美しい町並みなど良好な景観に関する日本国民のニーズに応えるため、景観緑三法が制定された。

このうち、景観法は、日本ではじめての景観に関する総合的な法律であり、良好な景観形成の基本理念や、国、地方公共団体、事業者、住民の責務を明示し、従来自治体の条例に基づく規則では限界があった景観保護において、強制力を伴う法的規制の枠組みを用意するものとなった<sup>517</sup>。

景観法は、(第2条1項)都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造および個性てきで活力ある地域社会の実現を図り、国民生活の向上、国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている。なお第1条での「良好な景観」は、地域によって異なるため、定義をおくことなく、各地域や地元住民の判断に委ねることとした。

景観法は(第19条～46条)の各項目では、国民共通の財産として、現在だけでなく将来の国民も楽しむものである。また、地域の自然、歴史、文化などと、人々の生活、経済活動と調和するように、土地利用に適正な制限が必要である。

そのため、同法には、景観計画と景観地区制度が盛り込まれた。景観計画は、原則として市町村から構成される景観行政団体によって策定され、景観計画区域では、建築物の建設などにたいする届け出、勧告を基本とする緩やか規制とともに、一定の場合には変更命令が可能となり、優れた景観を保全するだけでなく、新たに良好な景観を創出することにまで踏み込んだものである。また、景観上重要な建築物、工作物、樹木を指定したり(景観重要建造物および景観重要樹木)、建坪率制限や斜線制限などに関して規制緩和措置を取るなど、積極的に保全することとしている<sup>518</sup>。

さらに、良好な景観は、地域固有の特性と密接に関連し、このためには、各地域の個性や特色を伸ばしていく必要がある。そこで同法では、景観保全や創出に当たって、

<sup>517</sup> 垣内恵美子 2011 23頁

<sup>518</sup> 西村幸夫 2004 209頁

行政と住民などが協働して取り組む場としての景観協議会の設置や、住民の合意により景観上のきめ細かなルールを策定すること<sup>519</sup>や景観整備機構として NPO 法人を指定するなど、住民の取り組みを支援することも盛り込まれた。(第 92 条～96 条)

さらに、(第 61 条)従来の美観地区に代って、新たに設けられたのが「景観地区」である。これは、良好な景観の形成のためのより多様な取り組みを支援することを目的とし、より積極的に景観形成を図る地区を指定するものである。

この景観地区では、建築物や工作物のデザイン、色彩などの形態意匠について規制を設けることができる。なお、景観行政に関しては、まちづくりのみならず、様々な行政分野に関わることから、農水省の景観農業振興地域整備計画の策定や環境省の自然公園法の特例などを通じて、関係省庁との連携も図られた<sup>520</sup>。なお、景観法の制定に合わせて、文化財保護法が改正され、(後述)新たな文化財類型「文化的景観」として導入されたている。

## ② 文化的景観の制度の導入

日本における文化的景観の議論は、戦前の郷土風景に関する研究などに始まり、歴史的な意義を持つ農業土木施設に関する研究や、現有農地の畦などの地形から荘園関連の遺跡などを判読する研究などが行われ、その研究成果の一部は史跡指定につながった<sup>521</sup>。一方、生態系保持の観点からは、人間の営為と自然がかかわる農山漁村などの文化的景観地域への注目が高まり、当該地域に生息、繁殖、自生する動植物が天然記念物に指定している。

その一方で、文化的景観の概念は 1992 年に世界遺産に取り入れられたもので、国際的には、コルディレラの棚田が世界遺産に登録されたことを契機として、農林水産業に関連する文化的景観が注目されるようになった。同時に、棚田や里山の国土、環境保全機能や文化的機能、観光資源としての潜在力なども改めて認識されるようになった。

これを受けて、2002 年の文化審議会の答申<sup>522</sup>では、棚田や里山のような文化的景観、近代工業製品、研究の成果物等の産業的・学術的な遺産、近代の生活用具などの保護が新たな課題として指摘された、その後、日本の文化遺産保護制度への導入について検討委員会による検討が行われ、2004 年の景観法の法制度の整備に合わせて文化財保護法が改正され、「文化的景観」が新たな文化財類型として加わった<sup>523</sup>。

その主要な改正点は、文化的景観を文化財の一種として新たに位置付けた上で重

<sup>519</sup> 景観法 第 81 条～第 91 条

<sup>520</sup> 垣内恵美子 2011 24 頁

<sup>521</sup> 垣内恵美子 2011 29 頁

<sup>522</sup> 文化審議会 2002 年「文化を大切にする社会の構築について～一人一人が心豊かに生きる社会を目指して(答申)」

<sup>523</sup> 西村幸夫 2004 211 頁

要文化的景観の制度を設けたほかに、民俗技術を民俗文化財として位置付け保護の対象としたこと、登録制度の対象を従前の建造物に加え、建造物以外の有形文化財、登録有形民俗文化財、登録記念物にも拡充したことである。

とりわけ、この文化的景観制度の加わった必要性が日本の中にあったからである。それは、日本の中山間地域において、耕作地の放棄が増加するのに伴い、耕作放棄の発生を防ぎ、健全な農地や国土を将来に向けて維持、発展させていくために、棚田をはじめとする文化的景観のもつ国土の保全、自然環境の保全、良好な景観形成<sup>524</sup>などの多面的機能に注目が集まるようになっていた。

文化的景観は「地域における人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないもの」と定義されている。(文化財保護法2条)、これは、名勝地のような国レベルで高い評価を得ているということだけでなく、地域に残された固有の景観地に着目した概念であり、

具体的には農耕、漁労、居住、流通、往来、採掘、製造などの日々の生活に根差した身近な景観を指す、典型的例としては、棚田、里山や水郷などが挙げられている。

---

<sup>524</sup> 文化財保存 70 年の歴史 文化財保存全国協議会 250 頁



## 第6章 日本における文化遺産保護のための法制度の仕組み

### 1、文化財保護法の体系と保護手法

文化財保護法の目的は、単に文化財をそのまま保存するだけでなく、公開や国際文化交流などの活用を通じて文化的な水準を向上し、さらには世界文化に貢献するというものである<sup>525</sup>。文化財は、その概念導入の当初から、新たな文化の創造と発展の基盤を提供する社会的な基盤をなすと考えられていた。

同時に、この法律の目的には、文化国家の建設と国民文化の向上に加えて、平和主義の一つ表現である文化的な国際協調主義が含まれていることも注目される。

文化は、民族的、地域的特性を持ちながら、一方で、世界文化の一部として、普遍的な価値を持ち、その多様性に貢献する可能性があるという理解である。ここには、近年世界遺産条約となった文化多様性にもつながる考え方が示されているとも言える。

また、国だけが文化財保護の主体だった戦前とは異なり、地方公共団体が当該地域の価値のある文化財を指定することができるようになり、文化財保護も地方分権も図られた<sup>526</sup>。

さらに、「文化財」の概念は、国際的に見ても、その包括性のみならず、日本の独自性もある。たとえば、人と自然を連続面でとらえる考え方から、ニホンカモシカやジュゴンなどの動植物や地質鉱物も天然記念物として文化財に含まれている。また、自然と人の活動が融合して形成した庭園、海浜や山岳などの自然的景勝地を含む「名勝」は世界遺産条約よりも数十年も前から保護の対象とされている。

いわゆる「人間国宝」として知られる無形文化財の「わざ」の保持者の保護や、民俗文化財としてお祭りなどを保護対象としていることなどが、現在の無形文化遺産条約、にも示唆を与えうるものである<sup>527</sup>。

文化財保護法に規定している「保護」とは、「保存」とともに「活用」を含むとされる。この活用については、無形文化財の場合には、「継承」と考えることができる。これらの言葉の定義はないが、法定されている施策から考えれば、「保存」とは、現状変更を禁止あるいは制約することによって、文化財の伝承されて

<sup>525</sup> 竹内敏夫・岸田実 「文化財保護法詳説」 1950 刀江書院

<sup>526</sup> 垣内恵美子 2011 16 頁

<sup>527</sup> 世界遺産条約における文化遺産は、自然遺産との対比で使用され、原則として不動産を対象としているが、日本の文化財の概念には、記念物や有形可動文化財、無形文化財が含まれており、より広い。

きた価値をできるだけ維持管理することであるともいえる。

また、「活用」は、文化財を保存するだけでなく、支障のない限りにおいて、できるだけ国民に公開するなどによって、新たな文化創造、文化的向上のために資するよう措置することとも言える。

### (1) 日本の文化財体系

上述した法律が目的とするのは、国の法律制度としての文化財の保存と活用である。その目標は国民の文化向上と世界文化の進歩に貢献することに置かれている。この目的を達成するために、第3条で政府および地方公共団体の任務を訓示するとともに、政府および地方公共団体に対して、関係者の所有権その他の財産権の尊重を義務づけているのである。法が対象となる文化財の概念について、第二条第1項に、次のように6類型に分類されている。表6

表6 2019年現在の文化財の体系

文化財の種類	文化財の定義
有形文化財	建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの
記念物	貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。))で我が国にとって学術上価値の高いもの
民俗文化財	衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの
伝統的建造物群	周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの
文化的景観	地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの

注: 表が文化財保護法を基に纏めた表である。

## (2) 保護手法—「指定」「登録」「選定」

文化財保護法の保護制度では、文化財の定義に該当するものがすべて直ぐに法的な保護を受けるということではない。基本的に、文化財などのなかから、具体てきな保護の対象となるものを「指定」などの行政行為により、抽出・特定し、これに対して保護を与えるというものである。

このような「選択保護主義」<sup>528</sup>は 1919 年の史蹟名勝天然記念物保存法以降の法律体系でもとられており、現在文化財保護法もこれを引き継いでいる。

現在の文化財保護の体系は、図(1)のように、強力な私権の制限と手厚い保護の組み合わせである「指定」、より緩やかな条件での制約と動機づけとしての保護を組み合わせた「登録」や「選定」など、多様で柔軟になってきている。主として土地に埋蔵されている文化財の状態を指す埋蔵文化財と、文化財の保存修理のために必要な伝統技術などをいう文化財保存技術とは文化財の定義には含まれていないが、保護の対象となってる<sup>529</sup>。

保護の責任主体は一義的には所有者あるいは占有者であるが、所有者などによる適切な保護措置が期待できない場合には、必要に応じ、管理者あるいは管理団体を指定することにより、責任の明確化が図られている。

国、地方公共団体は、文化財を買い上げることもあり得るが、原則として私的所有権に立ち入ることなく所有者などが行う保護に対して、財政的な援助、助言、勧告、技術的指導など多様な方法によって支援を行う仕組みになっている。その主要な分野ごとに、具体的な保護制度は以下となる

### ① 指定制度<sup>530</sup>

日本の文化財指定制度は、国、都道府県、市町村の 3 層が連動した明確な階層構造を有する強力な中央集権型である。これが、先進国のなかで、殆ど例を見ない日本独自の制度である。

この制度は、重要なものを重点的に厳選して所有者に強い制約を課しながら、貴重な国民の文化財を守ることをねらいとして、各時代または類型の典型であるとの評価が定まっているものなどを保護の対象とするものである。国の国宝・重要文化財に指定された建造物は修理等への国庫補助、税の優遇措置など所有者に対する手厚い支援措置がある一方、その価値を維持するため、現状変更には文化庁長官の許可を必要とするなど厳しい制約がある<sup>531</sup>。

<sup>528</sup> 垣内恵美子 2011 年 20 頁

<sup>529</sup> 西村幸夫 2004 年 253 頁

<sup>530</sup> 西村幸夫 2004 年 253 頁

<sup>531</sup> 中村賢二郎 1999 年 20 頁

戦前、重要文化財の指定とそれに伴各種の規制は国の一元的な権限であったが、文化財保護法改正は 1954 年の改正において、地方公共団体の行政事務として、条例を定めることによって、国指定文化財以外の文化財の保護を行えることを明記し、下記のように文化財保護条例に根拠規定を設けた。(第 182 条2項)

「地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。」

この規定に基づき、全ての都道府県および大半の市区町村において「文化財保護条例」等の名称の条例が制定されている。ただし、地方公共団体の教育委員会が条例に基づく文化財に指定できるのは国指定の文化財以外の文化財のみであり、地方公共団体指定の文化財が国指定となった場合は、地方公共団体の指定は解除される。なおこの点については地方分権の潮流と合致しないとして、国指定となっても地方公共団体の指定を解除する必要性はないとする批判もある<sup>532</sup>。このほか、国指定の文化財に関しては地方公共団体が指定に先立つ基礎的調査を行ったり、国指定の文化財の管理団体として保護を担っている例も多い。

## ② 登録制度

指定制度を補完するものとして1996年に導入されたのが建造物に関する文化財登録制度である。登録制度は登録の対象を広く文化財全般とすべきとの意見もあったが、この時点では、特に緊急性があり、調査等の準備も進んでいた文化財建造物に限って登録制度が発足した。当時すでにいくつかの地方自治体において建造物の登録制度が始まっていたが、都市の再開発の中で急速に滅失する文化財建造物について、日本全国にわたって早急に保護措置をとるため、国としても登録制度を設けたものである<sup>533</sup>。

建設後50年を経過したものという文化財としては比較的新しいものまでを含み、家屋、倉庫、社寺建築などの建築物のほか、橋梁、港湾施設などの土木構造物その他の工作物も積極的に保護の対象とし、日常生活の中で親しみやすい、大事にしたいと多くの人を感じているものを、所有者の同意のもとで文化財として社会的に認知し、その積極的な活用を通じて保護していこうという制度が生まれたのである。

基準としては、原則として建設後50年を経過した建造物で、①国土の歴史的景観に寄与しているもの、例えば、特別の愛称で親しまれているもの、地名の由来となった

<sup>532</sup> 科野太郎 2005年 25頁

<sup>533</sup> 中村賢二郎 1999年 81頁

建造物など、その土地を知るのに役立つもの、浮世絵に描かれた風景のように芸術作品に登場しているもの。②造形の規範になっているもの、例えば、ではデザインが優れているもの、著名な設計者等が関わったもの、のちに数多く造られることになるものの規範となった初期の作品、養蚕農家の建物のように時代や建造物の種類の特徴を示しているもの。③再現することが容易でないもの、例えば、優れた技術や技能が用いられているもの、現在では珍しくなった技術や技能が用いられているもの、珍しい形やデザインで他に同じような例が少ないものを指す<sup>534</sup>。

登録されると、建造物の現状変更、所有者の変更に関しては文化庁への届け出が必要となる。指定文化財とは異なり、文化庁の長官の許可は要しない、また、届出の対象となるのは建造物の外観のみであり、建物用途の変更やインテリアの改装などは対象外である。むしろ、使い手による登録建造物の有効利用が期待されている。

前述したように、2004年の文化財保護法改正により、登録制度は建造物のみならず、ほかの有形文化財にも拡充され、さらに、登録有形民俗文化財制度および登録記念物制度が創設された。

これによって、今後は建造物のみならず、記念物などに対しても、登録制度が次第に浸透していくものと思われる。地方公共団体は自らの文化財保護条例に同様の制度を増設することによって地方独自の登録、認定制度をもつことができる。

### ③ 伝統的建造物群保存地区制度

前述したように、1975年の文化財保護法改正により、「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」が文化財の種別のひとつに加えられ、伝統的な建造物群と対象とされる。

伝統的建造物群は個々の伝統的な建造物を単体の文化財として指定するのではなく、その集合体を伝統的建造物として新しい種別の文化財と位置づけたもので、その伝統的建造物及びこれと一体となっている環境を全体として保存するために一定範囲を伝統的建造物群保存地区(以下は伝建地区)として決定する制度を設けた。

伝建地区制度は、文化財である伝統的建造物群だけでなく、それ以外の建築物などや周囲の環境についても、現状変更の規制や誘導をすることや、またその修理や復旧、修景について所有者などが行う工事費に対する補助や税制上の優遇措置を講じるなど、総合的に保存、活用しようとする点で、ほかの文化財保護制度と異なる大きな特色とも言える<sup>535</sup>。

伝建地区では、伝統的建造物として特定された建造物は、必要に応じて、その外観

---

<sup>534</sup> 刈谷勇雅 59頁 60頁

<sup>535</sup> 刈谷・西村 2016 316頁

を維持、もしくは復元、復旧するなどの修理を行う。

「修理」は、その建造物の歴史的特性や技法を十分尊重し、価値を維持、向上させることが肝心である。その一方、伝統的建造物以外の一般建築物の改修や、新築、改築などは、「修景」と言う<sup>536</sup>。

修景は当然、許可申請が必要となっており、もともと造園分野の専門用語で、環境に手を加えて景観として美しく整えることとされる。伝建地区における修景を適切に行えば、伝統的建造物群とその周辺環境がより整えられることになり、伝建地区の価値を向上させることになる<sup>537</sup>。よって、修景は伝統的建造物の修理などに劣らず重要な意味を持っている。

また、この、伝建地区が国や都道府県ではなく、市町村の都市計画または、保存条例に基づき、決定されることは、伝建地区の決定が地域のまちづくりと密接に関連づけられ、市町村の立場で判断されることを意味している。

市町村において文化財保護法と都市計画法が緊密に連結されること、さらに伝建地区内の建造物などの現状変更の許可や保存事業は市町村およびその教育委員会が主体的に行う仕組みとなっている。

伝建地区内では、伝統的建造物の外観の一部改修、一般建築物や工作物の新築、増築、土地の造成、木と竹の伐採、石の採取などの地区内で行われている現状変更の行為は市町村教育委員会と市町村長に対して許可申請が必要である<sup>538</sup>。

この許可制度の規制は、主に外観上の形態や意匠、構造の変更を対象とし、建物内部については規制に及ばない。伝建地区制度は、住民の生活や営業などとの両立を図るため規制の対象とはしていないからである。

そして、国は市町村が決定した伝建地区について、申し出を受けて、日本国にとって価値が高いものを重要伝統的建造物保存地区(以下は重伝建地区)に選定するが、その直接的な効果は、国および市町村が行う保存事業に補助できるようになることや、税制上の優遇措置をとることにより、選定により国による規制規などが新たに発生するわけではない。

また、国の重伝建地区としての選定は、市町村からの申し出があつて、はじめて可能となる点が、国は自らが指定する重要文化財や国宝の制度とは著しい違いを持っている。このように、伝建地区制度はほかの文化財保護制度に比較すると、市町村の主体性、自主性を尊重し、また、まちづくりの視点をつよくもった特殊な制度とも言える。

---

<sup>536</sup> 同上 297 頁

<sup>537</sup> 同上 317 頁

<sup>538</sup> 同上 293 頁

#### ④ 文化的景観の概念

上述した世界遺産の文化的景観が、人間と土地との物理的・精神的な関係を表す第1領域から第3領域に至るかなり広範囲の分野を包括するのに対し、2004年に日本の文化財保護法に導入された文化的景観は「地域における人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された景観地でわが国民(生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの)(文化財保護法第2条)と定義され、様々な土地利用の有り方を表す景観を対象としている。

農耕、採草、放牧、森林の利用、漁労、水の利用、採掘、製造、流通、往来、居住に関する景観地とそれらが複合した景観地のうち、日本国民の基盤的な生活、生業の特色を示すもので典型的なものまたは独特のものについて、地方公共団体の申し出に基き、重要文化的景観に選定することができることとされている<sup>539</sup>。

選定にあたっては、地方公共団体が当該地を景観法に基づく景観計画区域または景観地区に含めるとともに、文化的景観保存計画を策定し、法律に基づく条例により適切な保護措置を講じていることが条件となる。

世界遺産条約の文化的景観のうち、第1領域に含まれる庭園、公園など人間の設計意図により創造された景観をはじめ、第2領域に含まれる化石景観、第3領域に含まれる信仰、芸術との強力な有形的、直接的な関連性を持つ景観については、日本では、すでに名勝または史跡としての指定、保護制度が存在したことから、2004年の文化財保護法の改正にあたっては、いまだ保護の対象とされていなかった第2領域の「有機的な進化が継続している景観」のみを対象として、新たに「文化的景観」として保護制度を設けることとしたわけである<sup>540</sup>。

したがって、世界遺産条約などを通じて、国際的に普及している「文化的景観」と日本の文化財保護法に基づく「文化的景観」との間には、包括する範囲に違いがあることを十分念頭に置くことが必要である。

さらに、日本の文化的景観の保護制度は、採掘、製造に関する土地利用や都市の居住に関する景観などを対象としており<sup>541</sup>、「自然と人間との共同作品」と定義される世界遺産の文化的景観とは、その前提条件が異なっていることがわかる。世界遺産の分野では、産業景観や都市景観を文化的景観の分野に属するものとして読み込むにはすこし困難な面があるが、日本の文化的景観の保護制度では当初からこれらの景観地が評価対象として想定されているのである。

文化的景観の保護について、同制度では、景観法が規定する制度と連動した仕組みをとっており、都道府県または、市町村の申し出に基づき、景観法に規定する景観

---

<sup>539</sup> 西村・本中 20017 131 頁

<sup>540</sup> 同上 125 頁～126 頁

<sup>541</sup> 刈谷・西村 2016 321 頁

計画区域、あるいは景観地区内にある文化的景観であって、特に重要なものを「重要文化的景観」として、国が選定することができることとしている。これは、上述した伝統的建造物群と同じように市町村などの発案に基づく仕組みである。

また、同制度は歴史的町並みを直接保護する制度ではなく、ゆるやかな規制で支援制度も異なるが、文化的景観の指定区域に歴史的な集落や町並みを含むこともあり、結果てきに歴史的町並みの保存にも寄与している。

## ⑤ 選定保存技術の制度

前述したように、1950年に制定された文化財保護法の目的には、「文化財を保存し、且つ活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、海外の文化の発展に貢献する」とされている。文化財建造物の修理はこの目的を以ってなされるが具体的には主に以下の3つを目的として行われる<sup>542</sup>。

### (1) 文化財的価値の維持・継承及び向上

文化財建造物の修理前よりも文化財としての価値を上げるための修理を行おうとするもので、基本的には現状変更をすることによって現在以外のある一定の時代の姿に復原修理<sup>543</sup>することが該当する。

いずれにせよ、修理時の調査によって建造物の変遷が明らかにされることによって、指定時の価値以外の文化財としての潜在的な価値が明らかになり、その潜在的な価値を人々の眼前に現すためにその建物が文化財として最も価値を向上すると考えられる時代に復原がされることになる。

日本の復元方法には、「当初に復元する方法」と「建築後から現在までの途中の時代に復原する方法」がある。

「当初に復元する方法」については、当初の建築形式が建築物を造った人の意図を最もよく表わしていると考えられ、オリジナルの形式が最も純粹で整った形式として価値もあれば、また、歴史資料として、できるだけ古いものの方が価値があるという考え方もある<sup>544</sup>。

それに対して、「建築後から現在までの途中の時代に復原する方法」というのは、当初の形式が必ずしも建築的に最も優れたものではなく、場合によっては、当初には完成していない建築もあれば、途中であっても所有者が最も興隆した時期など建築が最大に充実した形式を完成する時期もある。すなわち、必ずしも建築当初の形式が最も

---

<sup>542</sup> 文化財建造物修理の現状とその考え方について 5頁～7頁より転載

<sup>543</sup> 建物が建立された時の姿に復原する当初復原やその後改築されたある時代の姿へ復原することなどがある。

<sup>544</sup> 宮澤智士 1994 「日本の文化財建造物修復の一側面」(建築医 vol.2 no1 1994.1)



優れたものではないという考え方である。

## (2) 安全性の確保

文化財に指定されている歴史的建造物は、現在の一般の建築物の耐震の基準からするとかなりその基準からはずれているものがある。

これらの建造物は文化財であって、一般の建造物とは価値の基準が異なり、歴史的な構造や形式などに価値があり、耐震的な意味から問題があっても、現在における文化財としての価値には無関係である。

しかしながら、文化財の活用を図ろうとするとき、中に人が入ることも当然考えなくてはならない。その時に、活用によって文化財建造物が万が一にも地震などの災害で人に害を与えることがあってはならない。そのためには、文化財建造物といえども、その活用によって多くの人が内部に入る場合など、耐震的な考慮をしておかなければならない場合がある。

現在、日本では、そのような建物には建物の構造とは別に一定の耐震性が得られるような構造を付加している。その場合、付加した構造が、できるだけ外から見えないこと、いつでも撤去でき建物そのものは原形に復旧できることなどを原則とし、文化財的価値の減少をできるだけ避ける方法が取られている。

## (3) 建築性能の向上

建築物はその保存のためには使用することを原則とし、住宅であれば住むこと、銀行は銀行として使われることが望まれる。

とはいえ、昔の社会的状況や生活様式に応じて、建てられた建築物は現在ではそのままの状況で使うことができないものもある。例えば、学校を学校として使う場合も、建築当初は無かったが、現在では当たり前になっているエアコンや電子モニターなど、現在の生活様式から考えればごく普通に使われているものもあり、それを否定して、文化財といえども、所有者に昔のままに住むことや使うことを強要することはできない。

文化財にかかる負担を最小限にして建物に変更を加え、それらの建築における性能を向上させることは、文化財の保存にとっても必要なことである。但し、性能を向上させるために付加される設備等は、やはりいつでも撤去できるもので建物を原形に復帰できるものでなくてはならない<sup>545</sup>。

日本は、今年(2019)9月の時点で、約 5033棟の建造物が国宝、重要文化財に指定されている。そのうち、約90%が木造であり、また、約23%の屋根が檜皮葺きで、約12%が柿葺き、約10%が茅葺きである<sup>546</sup>。

また、重要文化財建造物は通常野外に建っており、これらの木造建物は、風雨によ

<sup>545</sup> 文化財建造物修理の現状とその考え方について 5頁～7頁より

<sup>546</sup> 同上

る風蝕や腐朽を避けることができない。常に雨に濡れる屋根材などはその材種によって耐久期間が決まっており、周期的に葺き替える必要がある。

したがって、木造の重要文化財建造物はそれぞれの建物の耐久度に従って常に周期的に修理を行う必要がある。

そのため、現状変更等には厳しい制限が課せられ、建築当初と同等の修理用資材の使用や確実な技術、技法の適用が要請される。修理方法については、破損状況に応じて主に維持修理と根本修理の二つに分かれる。

文化財保護法上では、文化財の修理は所有者が行うことになっているため、文化財建造物の修理においては文化財としての価値を損ねないように、慎重な調査を行い適切な修理方針を検討する必要がある。そのため、国からの修理用工事費の援助による修理では、「技術的指導」で、文化財修理工事の経験を積んだ者として、文化庁が認めた「主任技術者」が設計管理を行うことになっている。

現在、このような主任技術者は全国で延べ約130人を数え、80人以上が財団法人文化財建造物保存技術協会(略は文建協)に所属し、そのほか、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県においては県の教育委員会等に配属されている。従って、上記以外の県については、主に文建協の技術者が設計監理を行うことになっている<sup>547</sup>。

また、修理工事には、大工や左官などの技術者が必要であることから、文化財建造物の保存のために欠くことのできない技術者を確保かつ充実するために、文化財保護法では、「選定保存技術」の制度が創設され、これらの技術者の育成に努め、日本伝統的な修理技術の保存を図っている。

文化庁では、これらの修理技術者や伝統技能者などの育成事業を行っている<sup>548</sup>。修理に必要な技術を選定保存技術として選定し、保存団体や個人を認定し、技能の向上、後継者の育成、記録の作成などの事業を行い、高度な技術を持った技術者、技能者の育成と伝統技術の継承を図っている。

特に、修理技術者、建造物木工、檜皮葺き・こけら葺き、茅葺き、建造物彩色については国の援助によって毎年研修会が行われている。また、屋根瓦製作、本瓦葺き、左官についても、芸術文化振興基金などの援助によって文化庁の指導のもとに毎年研修会が開催されている。

---

<sup>547</sup> 公益財団法人文化財建造物保存技術協会 WEB サイトより閲覧することができる。

<sup>548</sup> 文化庁月報 平成24年4月号(NO. 523)

## 4、日本における世界文化遺産の保護管理の取り組み

### (1) 日本の世界文化遺産の現状

現在(2019年)、世界遺産の登録件数は1121件で、そのうち、文化遺産は869件、自然遺産が213件、複合遺産が39件である。そのうち日本の世界遺産登録は締約国(125番目)になった翌年の1993年から始まり、表(1)に示されたように「法隆寺地域の仏教建造物」「姫路城」「屋久島」「白神山地」の4件が最初に登録されてから、現在、2019年7月まで、日本の世界遺産の登録件数は23件に達し、そのうち、文化遺産19件、自然遺産4件、複合遺産の登録はなしである表7。

また、日本の暫定リストの物件は未だ、7件を数え、さらに、暫定リストの候補一覧には30件弱があり、その他にも世界遺産登録を視野に入れた活動が展開されている物件もある。

そして、日本には、これまで登録が抹消された遺産や、保護が危ぶまれる遺産として危機にさらされている危機遺産リストに記載されたものではなく、国や地方公共団体、文化財所有者、関係団体などによる保存管理等の取り組みはおおむね良好に行われているものと認められている<sup>549</sup>。

表7 日本の世界遺産リスト

遺産名称	登録年	遺産種別・基準	都道府県
白神山地 Shirakami-Sanchi、	1993年	自然遺産(ix)	青森・秋田
姫路城 Himeji-jo	1993年	文化遺産(i)(iv)	兵庫
法隆寺地域の仏教建造物 Buddhist Monuments in the Horyu-ji Area、	1993年	文化遺産 (i)(ii)(iv)(vi)	奈良
屋久島 Yakushima、	1993年	自然遺産(vii)(ix)	鹿児島
古都京都の文化財[京都市、宇治市、大津市] Historic Monuments of Ancient Kyoto (Kyoto, Uji and Otsu Cities)	1994年	文化遺産(ii)(iv)	京都・滋賀
白川郷・五箇山の合掌造り集落 Historic Villages of Shirakawa-go and Gokayama、	1995年	文化遺産(iv)(v)	岐阜、富山
広島平和記念碑[原爆ドーム] Hiroshima Peace Memorial (Genbaku Dome)、	1996年	文化遺産(vi)	広島

<sup>549</sup> 世界遺産検定事務局 2017 37頁～40頁

巖島神社 Itsukushima Shinto Shrine、	1996年	文化遺産 (i)(ii)(iv)(vi)	広島
古都奈良の文化財 Historic Monuments of Ancient Nara、	1998年	文化遺産 (ii)(iii)(iv)(vi)	奈良
日光の社寺 Shrines and Temples of Nikko	1999年	文化遺産(i)(iv)(vi)	栃木
琉球王国のグスク及び関連遺産群 Gusuku Sites and Related Properties of the Kingdom of Ryukyu、	2000年	文化遺産 (ii)(iii)(vi)	沖縄
紀伊山地の霊場と参詣道 Sacred Sites and Pilgrimage Routes in the Kii Mountain Range	2004年 2016年(拡大)	文化遺産 (ii)(iii)(iv)(vi)	和歌山、 奈良、三重
知床 Shiretoko	2005年	自然遺産(ix)(x)	北海道
石見銀山遺跡とその文化的景観 Iwami Ginzan Silver Mine and its Cultural Landscape	2007年 2010年(拡大)	文化遺産(ii)(iii)(v)	島根
小笠原諸島 Ogasawara Islands	2011年	自然遺産(ix)	東京
平泉-仏国土[浄土]を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 Hiraizumi - Temples, Gardens and Archaeological Sites Representing the Buddhist Pure Land、	2011年	文化遺産(ii)(vi)	岩手
富士山ー信仰の対象と芸術の源泉 Fujisan, sacred place and source of artistic inspiration、	2013年	文化遺産(iii)(vi)	静岡、山梨
富岡製糸場と絹産業遺産群 Tomioka Silk Mill and Related Sites	2014年	文化遺産(ii)(iv)	群馬
明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業 Sites of Japan's Meiji Industrial Revolution: Iron and Steel, Shipbuilding and Coal Mining	2015年	文化遺産(ii)(iv)	岩手・静岡・山口・福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島
ル・コルビュジエの建築作品ー近代建築運動への顕著な貢献(スイス/ドイツ/フランス/ベルギー/インド/日本/アルゼン	2016年	文化遺産(i)(ii)(vi)	東京

チン共通) The Architectural Work of Le Corbusier, an Outstanding Contribution to the Modern Movement、			
「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群 Sacred Island of Okinoshima and Associated Sites in the Munakata Region	2017年	文化遺産(ii)(iii)	福岡
長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連 遺産 Hidden Christian Sites in the Nagasaki Region、	2018年	文化遺産(iii)	長崎・熊本
百舌鳥・古市古墳群 Mozu-Furuichi Kofun Group: Mounded Tombs of Ancient Japan	2019年	文化遺産(iii)(iv)	大阪

注：文化庁ウェブサイト [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai\\_isan/ichiran/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai_isan/ichiran/)より転載

#### 日本の暫定リストへの記載物件(7件、拡大1件含)<sup>550</sup>

- 1、武家の古都・鎌倉(文化遺産、神奈川)
- 2、彦根城(文化遺産、滋賀)
- 3、飛鳥・藤原 — 古代日本の宮都と遺跡群(文化遺産、奈良)
- 4、北海道・北東北の縄文遺跡群(文化遺産、北海道・青森・秋田・岩手)
- 5、金を中心とする佐渡鉱山の遺産群(文化遺産、新潟)
- 6、平泉— 仏国土[浄土]を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群(2011年、文化遺産、岩手) 拡大
- 7、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島(自然遺産、鹿児島・沖縄)

今年(2019)の「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」を推薦済みで、2020年の世界遺産委員会で登録の可否が決まる予定である。この物件は2018年の世界遺産登録を目指して2017年に一度推薦されていたが、IUCNから「登録延期」という勧告を受けて、指摘の内容も簡単にクリアできるものではなかったことから、2018年6月に推薦を取り下げた。

そして、2021年の世界遺産リストへの登録を目指している北海道・青森・岩手・秋田4道県にまたがる「北海道・北東北の縄文遺跡群」の推薦をも決められた。

実は「北海道・北東北の縄文遺跡群」は2019年2月に推薦される予定であったが、

<sup>550</sup> 注：文化庁ウェブサイト [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai\\_isan/zantei.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/sekai_isan/zantei.html)より転載

前述したように、登録数が上限されるため、推薦枠が2件から1件に減ったことで、自然遺産候補地「奄美大島、徳之島、沖縄島北部および西表島」とバッティングしてしまい、奄美が優先された。

日本は、2001年に施行された文化芸術振興基本法では、「政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下は基本方針）<sup>551</sup>」を定めなければならないとされている。

当規定に基づき、累次にわたり「基本方針」が定められており、2015年には、今後おおむね6年間（2015年～2021年）を対象期間とする「文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下は「第4次基本方針」）が策定されている。

第4次基本方針では、国家戦略として「文化芸術立国」を実現するため、5つの重点戦略を強力に進めるとされており、世界文化遺産については、重点戦略において初めて言及され、「文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用」における重点的に取り組むべき施策として、「地方公共団体等と連携して、我が国の文化遺産のユネスコ世界文化遺産（中略）への推薦・登録を積極的に推進していくとともに、登録後の文化遺産の適切な保存・活用・継承等に取り組む<sup>552</sup>」とされている。

## (2) 保護・管理に関する法的措置

上述したように、日本では、世界遺産条約が締約国に求める世界遺産の法的保護の措置については、「文化財保護法」、「自然公園法」、「屋外広告物条例」等の既存の法令や条例に基づき、「国」及び「地方公共団体」が各種規制や補助事業などを実施するとともに、地方公共団体を中心となったさまざまな取り組みにより十分に措置できるとして、世界文化遺産の保護、管理が行われており、新たな国内立法措置は必要としないとされた。

このため、日本の世界文化遺産の構成資産については、主に文化財保護法による指定（国宝、重要文化財、記念物等）を受けて保護が図られている。

しかし、文化遺産であっても、自然環境が構成資産の価値に含まれているものがあり、そのような遺産については、文化財保護法だけではなく、「自然公園法」による指定国立公園及び国定公園<sup>553</sup>、国有林野の管理経営に関する法律による国有林野の管理等によりあわせて保護が図られているものもみられ、構成資産の特性に応じ、世界

<sup>551</sup> 文化芸術振興基本法第二章第七条

([http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/shokan\\_horei/kihon/geijutsu\\_shinko/kihonho.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/shokan_horei/kihon/geijutsu_shinko/kihonho.html)) 文化庁

<sup>552</sup> [http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\\_gyosei/hoshin/kihon\\_hoshin\\_4ji/02-1-3.html](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka_gyosei/hoshin/kihon_hoshin_4ji/02-1-3.html) 文化庁

<sup>553</sup> 「国立公園」とは国が定めた自然公園で、国の予算で管理・保護している。一方で、「国定公園」とは国立公園以外のすぐれた風景の場所を都道府県が管理・保護している（予算含む）という事である。「国立公園」も「国定公園」も国の「自然公園法」によって保護されている。「国定公園」は、各都道府県が国に「国定公園」の指定を希望し、国が許可すれば「国定公園」になる。

文化遺産ごとに法的保護の仕組みは多様な状況となっている。

また、構成資産を取り巻く広範囲な区域に設けられている緩衝地帯に適用される法制度についても、統一的なものは存在せず、構成資産の所在する地域の様々な特性に応じ、文化財保護法等以外に、「森林法」や「古都保存法」および「景観法」、景観条例などの様々な法令や地方公共団体の条例が適用され、面的な利用・開発規制等の措置が実施されている。

### (3)、保護・管理にかかわる国の補助事業

前述したように、文化財保護法(第35条)では、文化財の管理又は修理は、その所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、所有者が行うこととされているが、重要文化財(国宝含む)について、その管理又は修理に多額の費用を要し、所有者等がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合は、政府はその経費の一部に充てさせるため、所有者等に対し補助金を交付することができる」とされている。

また、第146条では、重要伝統的建造物群保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件の管理、修理等について市町村が行う措置について、国はその経費の一部を補助することができる」とされている。

これにより、文化庁では、文化財の所有者が行う管理、修理等の事業に対して、「文化財保存事業費補助金」として年間約370億1,189万円<sup>554</sup>(2014年度)を交付しており、このうちの約32億4,507万円が世界文化遺産の構成資産となっている文化財(建造物)、記念物及び重伝建保存地区)の管理、修理等の事業に充てられている。

また、文化庁では、地域の文化遺産を活用し、文化振興とともに、観光振興および地域活性化を推進する活動を支援することを目的として、2011年から「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」<sup>555</sup>を実施している。

該事業は、地域の文化遺産の所有者等により構成される実行委員会等が実施する、「ホームページ等の情報発信事業」や「ボランティア等の人材育成事業」及び「シンポジウム開催」などの普及啓発事業等に対し補助金を交付するものであり、一部の世界文化遺産を活用した事業に対しても交付されている。

なお、該事業の補助対象は2014年までは「地域の文化遺産」(世界文化遺産の構成資産に登録されているものを含む。)とされていたが、2015年からは、上述の第4次基本方針の重点戦略において「登録後の文化遺産の適切な保存・活用・継承等」に取

<sup>554</sup> 該事業の年間交付額は、世界文化遺産の構成資産となる重要文化財(建造物)・記念物及び重伝建保存地区に対する交付額ばかりでなく、美術工芸品、埋蔵文化財、無形文化財などへの交付額も含まれている。

<sup>555</sup> 2013年からは、「文化遺産を活かした地域活性化事業」に移行している。

り組む」とされたことを踏まえ、地域の文化遺産と世界文化遺産を区分し、世界文化遺産のみを補助対象とした「世界文化遺産活性化事業」が補助事業として別途設定され、同年度には12遺産において20件の事業(計2億1,001万円)が採択されている。

#### (4) 保全状況報告書

文化庁は、国内の世界文化遺産の保存・管理等の状況について把握するため、世界文化遺産が所在する都道府県に対し、「世界遺産一覧表記載資産保全状況報告書」(以下「保全状況報告書」という。)により、世界文化遺産ごとに、毎年3月1日を基準日とした次の事項についての報告を求めている<sup>556</sup>。

- ① 資産名称(「日光の社寺」等)
- ② 所在地(都道府県及び市町村名)
- ③ 世界遺産一覧表への記載年
- ④ 顕著な普遍的価値の評価基準
- ⑤ 資産の適用種別(記念工作物、遺跡、建造物群の別及び文化的景観の適用の有無)
- ⑥ 資産に影響を与える要因
- ⑦ 保存管理体制の状況
- ⑧ 法的保護措置の状況
- ⑨ 予算措置状況(予算額)
- ⑩ 来訪者数の推移
- ⑪ その他(世界遺産に係るシンポジウムや式典等、その他特記事項等)

この保全状況報告書の報告事項について、文化庁は、世界遺産条約の締約国が6年に1度行うユネスコの世界遺産委員会への定期報告のデータの蓄積としても活用できるよう、定期報告と報告事項を合わせているとしている。このため、文化庁は、「⑥資産に影響を与える要因」についても、世界遺産委員会が定期報告で該当の有無の報告を求めている、資産に影響を与える要因の一覧を都道府県に示し、該当する事例がある場合、個別具体的に記述することを求めている。

これについて、文化庁では、世界遺産委員会への報告を要する事項を把握することで、世界文化遺産としての顕著な普遍的価値の保全状況が把握できるとしており、保全状況報告書は、文化財保護法に基づき損の届出などによる個別の重要文化財等の保存・管理の状況の把握と併せ、世界文化遺産の保存・管理等の状況を把握する主要な手段となっているとしている。

なお、保全状況報告書は、文化財保護法等の法令に基づくものではなく、「世界遺産一覧表記載資産「保全状況報告書」の提出について(依頼)」(文化庁文化財部記

---

<sup>556</sup> [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/isanbukai/sekaitokubetsu/3\\_01/gijishidai/shiryō\\_3\\_2.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/isanbukai/sekaitokubetsu/3_01/gijishidai/shiryō_3_2.html)  
閲覧 2019年6月22日



念物課世界文化遺産室長名事務連絡)により、文化庁が都道府県に提出を依頼している。

提出された保全状況報告書は、文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会で報告されるとともに、当該委員会の会議資料として文化庁のホームページで公開されている<sup>557</sup>。

文化庁以外の関係省庁においては、世界文化遺産の保存・管理等としての特段の業務は実施していないが、世界文化遺産の構成資産及び緩衝地帯には、文化財保護法に基づく文化財だけではなく、国立公園、国有林野、道路・河川等が含まれており、環境省、林野庁及び国土交通省において、それぞれの管理者として一般的に行う維持管理等の業務を実施している。

#### (5) 管理計画の策定

世界遺産一覧表記載への推薦に際し、世界遺産条約の締約国は、従前から推薦資産の法的保護措置や管理体制を推薦書に記載する必要があったが、前述のとおり、世界遺産委員会は、資産の顕著な普遍的価値の現在及び将来にわたる効果的な保護を担保するため、2005年に作業指針を改定し、推薦資産の法的保護措置や管理体制の詳細を明示した管理計画を策定し、推薦書に添付することを求めている<sup>558</sup>。

複数の資産で構成されている世界遺産の場合は、それらを含む世界遺産全体を対象とした管理計画の策定が求められている。このようなものについて、日本では個々資産の管理計画との区別化を図るため、「包括的保存管理計画」という名称が使用されている<sup>559</sup>。

日本において、最初に包括的保存管理計画の提出が求められたのは、2004年に世界遺産リストに記載された「紀伊山地の霊場と参詣道」であり、それ以降は、全て推薦の時点で包括的保存管理計画が策定され、推薦書に添付されている。

世界遺産委員会は、2005年の作業指針の改定以前に世界遺産リストに記載されたものについては、包括的保存管理計画を策定することは求めている。

しかし、日本の世界文化遺産のうちでは、「白川郷・五箇山の合掌造り集落」、「古都奈良の文化財」及び「琉球王国のグスク及び関連遺産群」については、世界遺産リストへの記載から一定期間が経過し、資産の保存状況、利用実態、周辺環境の変化等に応じた保存管理方策の検討が必要となったことなどの理由により、関係地方公共団体において自主的に包括的保存管理計画が策定されている。

<sup>557</sup> [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/isanbukai/sekaitokubetsu/3\\_01/gijishidai/shiryo\\_3\\_2.html](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/isanbukai/sekaitokubetsu/3_01/gijishidai/shiryo_3_2.html) より閲覧することができる。

<sup>558</sup> ユネスコ編 2005 作業指針 III.A 推薦準備

<sup>559</sup> 文化庁 平成20年3月世界文化遺産の登録推薦に向けた包括的保存管理計画の策定について(中間報告) 概要版

また、前述の「姫路城」についても、世界遺産の管理計画ではないものの、緩衝地帯との一体性を確保した包括的保存管理計画としての性格も有している「特別史跡姫路城跡整備基本計画」が策定されている<sup>560</sup>。

## (6) 保護・管理の体制

日本における世界文化遺産の管理については、当該世界文化遺産の構成資産の所有者等がそれぞれ管理を行う仕組みとなっているが、複数の資産で構成されている世界文化遺産においては、関係地方公共団体等を構成員とする協議会等が設置され、遺産全体としての各種事業の総合調整や、情報共有等を図っているものもみられる。

このほか、文化遺産及び自然遺産が所在する都道府県により、世界遺産所在都道府県間の情報交換等を目的として、1999年に「世界遺産関係都道府県主管課長会議」が設置され、世界遺産の保存・継承及び活用を図っていく上で生じた様々な問題について、毎年1回会議を開催することとしている<sup>561</sup>。

また、世界文化遺産に関係する市町村長、世界文化遺産に関連する専門家、地域リーダー、情報・観光関係者等により、2011年に「世界文化遺産・地域連携会議」が設置され、文化財の永続的な保全やそれを前提とした観光と地域づくりの在り方、各種の共同事業実現などについて、毎年1回開催する定例総会等において、情報交換等を行うこととしている<sup>562</sup>。

なお、国においては、文化庁が、地方公共団体の担当者を対象として、世界遺産委員会の動向を中心とした報告会を開催しているほか、文化庁、林野庁、国土交通省又は観光庁及び環境省が適宜上記の地方公共団体の協議会等にオブザーバー等として出席し、世界遺産の現状等についての情報提供や意見交換などを行っている。

その一方で、上述したとおり、第4次基本方針では、日本の重点施策の一つとして、地方公共団体などと連携して、世界文化遺産の適切な保護、活用、継承などに取り組むこととされている。

地方公共団体は、世界文化遺産の保護、管理にかかわる人材を確保するため、清掃活動を、住民、観光客、NPOなどの協力の下に行われており、地方公共団体がボランティアを効果的に活用している、また、ふるさと納税などの寄付金による基金を設立し、構成資産の修理事業などに対しての助成を行うのだけでなく、保護、管理にかかわる事業の財源確保に寄付金や観光客からの協力金を活用している。

そして、世界文化遺産の登録後において、観光客の増加による生じた保護、管理

<sup>560</sup> 特別史跡姫路城跡整備基本計画の策定について | 姫路市 WEB サイトより閲覧することができる。

<sup>561</sup> 下田一太 2017 63頁～73頁

<sup>562</sup> 世界遺産リレー催事による日本文化発信プロジェクト <https://www.worldheritagejpn.com/>

上の(オーバーユース)課題に対し、車両乗り入れ規制や、観光マナー啓発などの対策を講じている<sup>563</sup>。

さらに、世界文化遺産の構成遺産の保護にかかわる伝統技術の体験ツアーの開催などは、観光客と地域住民との交流や伝統の継承に活用し、修理見学施設の建設による修理の公開などで、観光客の集客にも繋げ、教育面では、地方公共団体が行っている教育によって、伝統保存技術の新たな継承者の人材育成に繋がっていると考えられる。

---

<sup>563</sup> 総務省 2016 17 頁

## 第7章 結論

本論文では、世界遺産の保護について仕組みだけでなく、その世界遺産の保護原則の下で、日中両国についての文化財・文物保護をめぐる法制度および管理体制、政策などについて、成立から現在にいたるまでの歴史変遷と執行体制という視点から論じてきた。

両国の国内法制度としては、その特色と効果、および実施によって実った成果、そして、法制度によって、今後、中国に直面している持続可能な世界文化遺産保護構成を目標とする課題について、問題点の解決と、目標の達成などのために、共通点または相違点として、次のように纏めることができる。さらに、それらに基づき、中国の文化遺産保護、とくに世界遺産への取り組みをより好ましいあり方に導くため、具体的な提案を試みて結語としたい。

### 1、中国と日本国内の文化財法制度の比較

#### (1) 保護理念の違い

中国と日本は多方面において、国情が異なっているため、日中両国の文化財の立法及び行政体制の面では、類似点もあれば、相違点もある。両国における文化財の立法及び法による執行は、それぞれの国内の政治体制や時事の動きに左右され、文化と民族独自性と国家意識という理念の下で、成立し実施されている。

日本の文化財保護理念では、文化財は全国民の文化財産であると強調している。そして、この理念を理由とし、国が国民の税金で文化財の保護事業などを行ったりすることができるわけで、また、保護に関連する機構または国からの補助金を受けた保持者と保持団体も文化財などを公開する義務も課される。つまり、この理念によって、日本での「国を挙げて文化財保護」という保護体制の形成や、また、日本国民が文化財保護に対する高い意識及び関連の保護事業に関する圧倒的な支持が大いに促進されている。

中国は「文化財は国民の財産である」という理念を大いに参考にするべきであると筆者は考えている。中国にも似たような理念表述があるものの、比較的「国家」に偏重し、文化財は国家の財産であるため、文化遺産及び文化財の保護事業の国家化に力に注いでいる。その結果、中国の一般国民は文化遺産及び文化財保護に対しての意識が極めて薄弱で無関心であり、また多くの中国国民は、文化遺産及び文化財の保護事業は主に国(政府)が行っている事で、自分には関係がないと思われるため、自主的に文化遺産及び文化財を守ろうという意識や参加しようという行動に至らない。

例えば、国は終始一貫して可移動文物(動産文化財)の保護事業に取り組んでいるが、開放及び公開的な陳列などによる社会や国民へのフィードバックの努力が不足していることが、国民による文物の転売や文物の破壊行為などの現象として多々現れている。

## (2) 点的保護の違い

前述したように日本は不可移動文物に相当する不動産文化財のうち、遺跡や、古墳などは文化財保護法により、「記念物」に分類され、他の文化財とは異なった保護手法がとられている。

日本は、文化財の指定制度は、国による重要文化財と国宝の指定と地方公共団体による指定に分けており、国と地方公共団体の指定のための調査および審査は各自に行われている。それに対して、中国は、地方政府により一番レベルが低い文物保護単位が指定された上で、上級の文物局はその地方で指定された文物保護単位の中から、さらにレベルの高い文物保護単位を指定するわけで、両国の文化財保護制度の相違点の一つは、中国が日本より、指定を担当する機関が各級の地方政府に分散している点である。

日中両国では、点的な建造物に対する保護修理の関係者は、両国ともに国が関与し、監督役を務めているが、違う点は中国では、文物法により、文物の所有者の違い(国所有・個人所有)によって、やり方や規定が複雑である。所有者は一般的に国とされているが、別段の規定により、所有者によって日常管理と修理の担当および資金の負担も異なってくる。

日本は点的な文化財建造物に対する保護修理の補助金制度は1979年に制定した「重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項」により、補助対象事業と補助対象経費及び補助金額が詳細に規定している。

それに対し、中国は、2001年に公布された「国家重点文物保護の特別補助経費の使用管理弁法」によって、補助事業者や補助対象及び補助経費が規定されているが、日本と違い、補助の金額を明確に規定しておらず、修理プロジェクトの対象によって補助金の額が左右される。

## (3) 面的保護の違い

第5章で概述した通り、日本では、戦前に公布された「古社寺保存法」において、すでに、「群をなす建造物の一括指定」を行い、広い範囲の保護制度の概念が萌芽していた。戦後には、「古都保存法」や「伝統的建造物群保存地区」などの面的保護の制度へと広がった。

保護対象である歴史的環境が都市計画区域に入っている場合は、「古都保存法」では、歴史的風土保存計画に基づいて都市計画を策定し、「歴史的風土特別保存地

区」として地域指定することで都市計画法との一体化が図られている。そして、「伝統的建造物群保存地区」制度にも、都市計画の区域内において、一つ地区として指定することで、法制度上、都市計画法とも一体化されている。

こうした日本の面的保護制度に対し、中国では、面的保護に関連する法制度は未熟な状態が続き、第3章で論じたように、1986年に、中国の第2回目の「国家歴史文化名城」の指定とともに、「歴史文化街区」の制度が発想され取り入れられた。

しかし、歴史文化街区のマスタープランを都市総体計画の中に載せることになっているが、実際の保護業務を行うにあっては、街区制度の指定は行うが、面的保護の原則とは異なり、単体の建造物および周辺敷地の保護に留まっている。

それに、歴史名城の指定時期も都市計画の制定時期とかならずしも同時期とは限らずに、保護計画はすでに制定されている都市総体計画に追加されてしまうこともあるため、都市総体計画も全体項目の調整や保護計画との整合性を目的とする、後の改正に手間がかかることになる。

中国の歴史名城制度の指定方式は完全に国の主導によるトップダウン型であり、地方政府の指定権利がなく、住民団体の参加も一切ない仕組みとなっている。一方、日本では、前述したように、「伝統的建造物群保存地区」の選定にかんしては、地方自治体による地元住民参加型の自主性を重視した地区指定を行う仕組みとなっている。前章でも述べたように、日本の法制度は、国と地方が分権され、連携・協力しあって実施及び運用する体制が整っている。

たとえば、古都である鎌倉市は、国の「古都保存法」によって「歴史的風土保存区域」及び「歴史的風土特別保存地区」に指定された。鎌倉市は自らもその指定区域外を「鎌倉市まちづくり条例」「鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会条例施行規則」、「鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」「鎌倉市環境基本計画」などによって保護されている。保護対象の名称や保護範囲、保護手段及び保護財政などについては、鎌倉市が独自に決めることができる。

中国では、国レベルの法令、規定と地方政府が立法権限内で地方条例、規則を制定できる点は、日本の分権体系とは類似しているが、実態としては、殆ど、国(国務院、各部局)や地方政府と所属部署が制定されている弁法、命令、通知、指示によって執行しているため、日本とは違い、これらの条文内容は正式の立法プロセスを欠如している弱点があり、国または地方の法令とは言えない。

#### (4) 立法体制の違い

前述したように、建国前の中国は、政治的な原因及び戦争の影響により、国内での文物保護事業はほとんど行われていなかった。当時の国民党が執行したのは、土地と建築物に関連する文物建築物の点的な保護のみであった。

しかし、のちは、中華人民共和国が成立し、共産党が政権を握ったことにより、それ

までの国民党政権が策定した法令や行政組織体制がすべて廃止され、国民党政権の法体制を引き継ぐことをしなかった。中国における文物保護の事業が軌道に乗ったのは1982年に文物保護法の制定から現在にいたるまでの30年間である。

日本の場合は、中国のような国内政治変化の影響をうけることなく、文化財保護からまちづくりへと観点が変化しても、保護政策を展開することが可能であり、日本の戦前と戦後の保護制度には、連続性かつ継続性があるともいえるだろう。

現在、急速に経済が発展している中国は高度経済成長期の日本と同じく、都市開発と文物保護が困惑する問題に直面しているという共通点もある。先進諸国を見ると、基本的に、経済的に裕福になり、生活にも余裕ができているとともに、人々の歴史の文化財や自然環境の保全に対する意識が高まるとも言える。

第3章ないし第6章で概述したように、両国における文化財(文物)保護の変遷から見ると、日本の社会的変化による文化財の破壊、流失への懸念から自主的に発展した保護意識と、中国の国民党時代から共産党時代への間に法制度の継続性がなく、模索しつつ、受動的に発展したという意識の違いが比較できる。

日本は、経済成長の成果として、多様な歴史的な文化財の環境に関連した法体制が、国から地方自治体への分権ないしは権限移譲が少しずつ拡大してきた。それに対し、中国では、建国(1949)以前の法体制が建国後に引き継がれず、文化財の保護制度についても時間をかけて徐々に発展してきた日本より30年以上も遅れているといわれることがある。とりわけ、日本現行の文化財の保護法制度に比べて、中国の法制度の中で、特に、歴史文化名街区制度といった面的保護は未だに不十分であると感じられる。

一方、中国は「文物保護法」で、日本は「文化財保護法」という包括的な法律により、文化財の保護事業をカバーしてきた共通点がある。

日本の文化財保護法は、詳細な規定やカテゴリーがあり、それと地方公共団体により制定した地方保護条例を合わせたら、日本の文化財保護に関する法律の執行がほぼ担保されている。一方で、中国は、文物保護法における保護事業に関してはごく簡潔に規定されているだけであり、詳細な規定は、文物保護法を基に制定された「中国文物古跡保護準則」「文物保護工程管理方法」「文物保護実行条例」などの条例・規則にある。これらに加えて、多数の中国の世界遺産保護に関連する特別法と地方政府の文物保護管理条例が文物保護法を補助し、中国の文物保護に関する体制が構成されている。

文化財のカテゴリーについてみると、中国の文物は不可移動文物と可移動文物に分類されている。不可移動文物に含まれている文物建築物の指定には、全国重点文物保護単位、省級文物保護単位、及び市・県級の三段階の文物保護単位がある。

一方で、日本の文化財保護法は、比較的詳細かつ合理的、そして、整然とした分類体系が構築されているだけでなく、文化財のレベルや種類に応じて、個別の保護制

度を設けている。有形文化財、無形文化財、民俗文化財、史跡名勝天然記念物、重要文化景観、および、重要伝統的建造物群保存地区などのカテゴリーに分けられているほか、保存を目的としている文化財の保存技術や埋蔵文化財などの制度がある。さらに日本の有形文化財は、建造物、美術工芸品、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料を包括していることに対して、中国は不可移動文物には、文化遺跡、古墳、古建造物、石窟寺、石彫刻、壁画、近現代重要史跡と代表建造物を含んでいる。日本の文化財保護法の総合性や各種類の文化財をめぐる保護発想は、中国の文化財保護体系にとっては、貴重な前例として参考すべきだろう。前述したように、中国の文化遺産保護に関する法制度は、単行的立法である。単行的立法は、一つの世界遺産に対して、一つの保護条例や管理弁法などが公布されているため、その計画性が乏しく、基本的に特定領域にしか対応できないものであり、ほかの法令が対象とする領域に食い違いを生じがちである。

中国は建国後の経験が浅い上に、個別の問題については保護対策としての単行立法によって対応してきた。文化遺産保護に関する法規は主に二つの法律「文物保護法」「非物質文化遺産法」と一つの条例「文物保護法実施条例」があり、有形と無形が区別されるため、文化遺産を一体ものとして対処しない。また、その施行主体は、「中華人民共和国国家文物局」、「中華人民共和国国務院文化部非物質文化遺産司」「中華人民共和国国家發展改革委員会」と分掌されている。

1982年の文物保護法が制定された後、国により、続々と公布された文物と文化遺産に関連する規則、条例、弁法などは国が文物と文化遺産の保護事業に力を入れようとしている行動であった。しかし、これらは殆ど一時的な対策法令ばかりで、新しい法規の執行は、保護事業の全体性かつ将来性に乏しいため、かえって、文物と文化遺産の破壊状況が日々深刻となり、既存の法規の規定条文と内容重複しており、いくつか解釈が可能であるほか、抵触しあうこともあり、新しい条例、規則などの権限が損なわれ、保護の目標を達成していない。

さらに、文物保護以外の「国家歴史文化名城」と「歴史文化街区」などの保護管理については、国家規畫部と国家文化部が共同で管理実施し、国家級は、城郷住建部と国家文物局が、地方政府は、都市計画院と地方文物局を担っていることから、中国関係者の話によると、中国では、都市計画院などのような関連部署は、文物保護に関連する部署より強い権限をもっており、都市開発が、文物保護よりも言うまでもなく優先されている。

このように、「多重管理」「権限偏重」などの異なる主管部署が複数の法規や条例及び暫行弁法などの実施するにあたっては、相互調整しあい、管轄の分担も困難であり、保護面での効率が悪く行政コストがかさむこととなり、中国としては、こうした単行立法による文化遺産保護の法制度の欠点を改善する必要が問われている。

日本の文化財保護に関しては、総合的立法によっている。当該方式により制定され



たのは「文化財保護法」で、同法では、有形と無形の双方を保護対象としている。また、ほかの法規とも緊密的に関連付けられている。

前述の第五章で述べたように、1950年の制定からは、日本文化財保護法は、4回にわたる改正や30回以上もの一般修正をへて、現行の文化財保護法に辿り着いた。日本の文化財保護に関する法制度が一本化されたことによって、文化財保護の行政が効率的によくなったばかりでなく、業務上でのバランスの最適化が図られており、中国と違い、関連法規を権威付けする役割も果たしている。国の文化財行政管理機構も文化庁の一箇所に集中されている。よって、一つの文化財の行政管理機構の管轄下で一本化された法律が執行することによって、ほかの関連法規も制定しやすいし、文化財保護法との組み合わせもバランスよく実施されるのである。

## 2、解決策としての提言

両国間における上記の違いを基に、中国の文化財政策の改善を目指し、以下のような提言を行いたい。

- (1) ただ推薦資産候補の備蓄を充実するのみならず、暫定リストの管理メカニズムを整える必要がある。前述(第2章-1-(1))したとおり、暫定リストは世界文化遺産の推薦登録において、一つ目の難関で、直接に推薦物件の品質にかかわる重要段階でもある。今後、登録後の保護事業にも影響されることから、暫定リストの作成はもちろん、推薦物件のプール制度の制定や5年後のさらなる推薦物件の候補リストの事前作成および暫定リストの定期報告制度の導入などが行う必要がある。
- (2) 行政指導による機能を強化し、なかでも地方政府が主体的な役割を務める必要がある。加えて、国家文物局が地方政府との連携やコミュニケーションを強化し、遺産の推薦登録の重点と支持方向を明確させ、属地管理の原則に従い、地方政府が世界遺産の推薦作業における主体的な役割を発揮しなければならない。
- (3) 文物行政の関連部署が文化遺産の保護管理に対しての主体的な地位を明らかにする必要がある。合理的な世界文化遺産管理の組織体系を構築する中で、機能上の原則と決定権、執行権及び監督権を統合的に簡素化し、各部門・部局相互制約と強調の作用を期待する。そのうえで、遺産管理行政機能を有機的かつ統一的に実行する部門体制と、行政の運営メカニズムを完備を目途として、政府機能の転換と整理、かつ職責関係をしっかりと管理し、ひいては政府の組織構築を最適化し、構築配置の規範化を図るべきである。

欧米、日本のような先進国の先進的な経験を参考し、国家遺産局を設立する

ことの可能性を政府部門の機能として定義し、部門責任を明確にするとともに権力と責任を確保することを検討する。文物部門の役割分担を整理し、一つの事柄を一つの部門が担当することを原則かつ明確化するべきであり、各部門の主たる責任の所在と副次的な責任が明確になるよう、単一部門の在り方を探求する。とりわけ遺産観光地を所有する政府の機能を一元的に実行する管理機構(局・処)を創設し、観光地に対しての総合管理を実現するとともに、他部門からの干渉を避けつつ統一的な管理計画のもとに監督保護を行う。

- (4) 文化遺産所有地を管理する公的機関のレベルを高める必要がある。世界文化遺産の所在地の管理レベルを向上させることは、市、県レベルの地方政府が推薦業務に積極的に取り組めるか否かに影響を与える。文物保護法に基づき、全国重点文物保護単位の保護管理においては、主な責任は省級人民政府にある。中国の世界文化遺産の核心となる遺産タイプはほぼ古建築群、石窟寺、石刻、古墳、遺跡などで、その多くは全国重点文物保護単位であることから、政府管理レベルを省以上に高めるべきである。そうなれば、統一管理を実行するために有利な条件を提供し、世界文化遺産の所在地の省級政府はその保護管理の協調メカニズムを構築することができ、省級の文物行政部門の下に世界文化遺産の監視機構を設置し、世界文化遺産所在地での管理機構に対する指導、監督、監察を強化することもできる。
- (5) 文化遺産の保護区域においては、統一的な管理方式を実施すべきで、国情に見合う「世界文化遺産の管理基準ガイドライン」を策定する必要がある。それは、保護範囲の確定、保護資金の出所、違反違法行為の処罰、及び遺産に対する一般市民と地元住民の保護責任などの具体的な内容に対応し、遺産の機能を強化する必要もある。中国の世界文化遺産保護条例のような単行的な行政法規も有効であり、遺産地での管理機構の職権をさらに詳細に規定することも重要である。
- (6) 文化遺産の保護管理に関しては、「科学的なサポート」を強化すべきである。中国の世界文化遺産は種類が豊富で、しかも各遺産の資質の差が大きいため、遺産の分類管理制度と作業規定(マニュアル)を作成する必要がある。異なるタイプの遺産それぞれに相応する管理制度、管理標準、マーケティングシステム、監視システム、遺産の保存計画などの面では、科学的に有効な指標を設置し、データ収集と技術分析メカニズムを徐々に確立する必要がある。
- (7) 社会力(市民、地元住民)の参与、及び文化遺産管理にかかわる政策・措置を条文化するとともに、進んで一般市民に向け、文化遺産の普及と遺産に対する意識を健全に育てることが求められる。中国の大都市における行政体制は、市の下に区、そして区の下に「街道」が置かれるという三層管理の構造となっている。さらに、「街道」の下に日本の「町内会」に相当する「社区」というコミュニテイ

が形成され、そこに住民委員会が設けられる。こうした組織は、住民間における文化科学の普及などの機能を担当している。近い将来、国が文化遺産保護の普及に伴う市民の参加を求める時、その活動に参加する場所として活用できると考えられる。

- (8) 中国独自の世界文化遺産の保護基準等を含む管理ガイドライン制定の必要性は上記の通りだが、世界文化遺産の保護事業においては、中国独自の専門家による検査・監督・巡察の仕組みを確立させるべきである。
- (9) 文化遺産に対する保護効率を高めるために、一刻も早く全国性かつ統一性をもつ「中国世界文化遺産法」という文物保護法並みの専門的な法律を制定すべきである。現在、中国では、実態としては、全国的で統一性のある世界文化遺産保護の法律はまだ存在しない。国家レベルの世界文化遺産に関する法制は専門法律または、専門法則でしかない。文化遺産保護の基本法として、文物保護法と非物質文化遺産法の重点はそれぞれの文物と非物質(無形)の保護であり、世界文化遺産の法的地位と保護責任を明確にしていない。文化遺産を有効的に保護し効率的に活用する根本原則として、独自の世界文化遺産基本法規を制定することを提唱したい。

以上の検証に基づき、中国の文化遺産保護事業において生じているさまざまな課題に対する提案を挙げた。実際に、これから解決しなければならない課題は山積みであるが、国の強力な支持、具体的な保護法律、関連行政や部署に携わる人々、及び、世界文化遺産の保護に間近にいる一般市民の参与と保護意識の強化などを手段として、それらが共同して中国の世界文化遺産の保護と管理事業を持続可能なシステムに構築する可能性があると主張するものである。

最後に、政府関係者の適切な法制度の確立と、その遵守及び執行や、市民意識を高める教育などを促進することにより、中国の文化遺産保護事業がより健康的かつ完全なレベルに達する可能性がゼロではないことを付言しておきたい。

中国では、現行の条例による効果の検証、そして、今後、日本の文化遺産の保護事業において施策される制度を参考として、中国の文化遺産保護の制度改革や保護手段などが実際に行われる可能性については、今後の課題として研究を続けたい。

## 参考文献

- 新井直樹 2008年9月「世界遺産登録と持続可能な観光地づくりに関する一考察」地域政策研究第11巻第2号 39頁～55頁
- 秋道智彌 2007年「水と世界遺産 - 景観・環境・暮らしをめぐる」小学館
- 浅野 聡 1994年「日本及び台湾における歴史的環境保全制度の変遷に関する比較研究-文化財保護関連法を中心にして」『日本建築学会計画系論文集』No.462 137～146頁
- アーサー・ペデルセン 2008年「世界遺産と観光」『世界遺産年報2008』 40～43頁
- 青柳正規 松田陽、2005年「世界遺産の理念と制度」『世界遺産と歴史学』、5～25頁
- 稲葉信子・1995年「文化遺産の新しい枠組みと奈良会議の意義-第18回世界遺産委員会に出席して」『月刊文化財』第377号 21～27頁
- ・2007年a「『顕著な普遍的価値』をめぐる議論について」『月刊文化財』第529号 24～27頁
  - ・2007年b「第30回世界遺産委員会ニュース」『世界遺産年報2007』 50-51頁
  - ・2008年a「顕著な普遍的価値とは何か」『月刊文化財』第541号 22～25頁
  - ・2008年b「第31回世界遺産委員会ニュース」『世界遺産年報2008』 37～39頁
  - ・2009年「第32回世界遺産委員会ニュース」『世界遺産年報2009』、38～40頁
  - ・2010年「第33回世界遺産委員会ニュース」「シリアル・ノミネーションとは何か」『世界遺産年報2010』33～37頁
  - ・2011年「『負の世界遺産』という言葉から考えること」「第34回世界遺産委員会ニュース」『世界遺産年報2011』、15～18頁 38～40頁
  - ・2012年「世界遺産条約の現状と今後」、『月刊文化財』第580号 23～26頁
  - ・2013年「第36回世界遺産委員会報告」『世界遺産年報2013』 22～23頁
  - ・2014年「第37回世界遺産委員会報告」、『世界遺産年報2014』 32～33頁
  - ・2015年「世界遺産条約の課題とこれからの遺産アプローチ」鈴木編『アジアの文化遺産 - 過去・現在・未来』 1～32頁
  - ・2016年「世界遺産条約の今後-未来の遺産概念の構築に向けて」『世界遺産学研究』(筑波大学)第2号 1～8頁
  - ・2017年「近年の世界遺産の傾向」、『月刊文化財』第651号 39～45頁
- 稲垣栄三 1984年「文化遺産をどう受け継ぐか」三省堂
- 石澤良昭 2005年「世界遺産学の構築に向けて-文理融合を地球レベルで考えていく」『電気学会誌』第125巻第12号 745頁
- 岩本通弥 2015年「無形遺産条約と日韓の文化財保護法 - その対応の相違」鈴木編『アジアの文化遺産 - 過去・現在・未来』 387～414頁

- 伊東 孝 2000 年「日本の近代化遺産」岩波書店
- ウィリアム・アンダーヒル 2015 年 9 月 22 日「輝かしい世界遺産の不都合な真実」『ニューズウィーク日本版』第 1464 号 24～29 頁
- 上野勝久 2010 年「伝建地区制度における調査と保存計画—特集・伝統的建造物群保存地区—この 10 年、これからの 10 年」『月刊文化財』No.559 20～23 頁
- 奥村 弘 2014 年「歴史文化を大災害から守る・地域歴史資料学の構築」東京大学出版会
- 岡田保良 2011 年「『関連性』—世界遺産登録にあたっての評価基準(vi)をめぐる」『世界遺産年報 2011』19～21 頁
- 王景慧・阮儀三・王林 1999 年『歴史文化名城保護理論与規劃』同濟大学出版社
- 王霞 2012 年「中国文化遺産保護法教程」商務印書館
- 大西国太郎・朱自煊 2001 年「中国の歴史都市—これからの景観保存と町並みの再生へ」鹿島出版社
- 河上夏織 2008 年「世界遺産条約のグローバル戦略を巡る議論とそれに伴う顕著な普遍的価値の解釈の質的変容」、『外務省調査月報(2008 年度)』第 1 号 1～24 頁
- 鎌田文彦 2003 年「【短信:中国】文化財保護法の改正」『外国の立法』
- 加治宏基 2008 年「中国のユネスコ世界遺産政策—文化外交にみる「和諧」のインパクト」『中国 21』(風媒社) 第 29 巻、183～202 頁
- 2014 年「中国の世界遺産政策にみる政治的境界と文化実体への国際的承認」馬場毅; 謝政論編「民主と兩岸関係についての東アジアの観点」東方書店 179～194 頁
- 川村恒明 2002 年「文化財政策概論—文化遺産保護の新たな展開に向けて」東海大学出版会
- 苅谷勇雅・西村幸夫 2016 年「歴史文化遺産日本の町並み」出川出版社
- 苅谷勇雅 2008 「文化財建造物 保存と活用の新展開」政策科学論文 57 頁～76 頁
- 垣内恵美子 2011 年「文化財の価値を評価する景観・観光・まちづくり」水曜社
- 姜敬紅 2015 年「中国世界遺産保護法」西南交通大学出版社
- 樺山紘一 2014 年「世界記憶遺産百科」終風舎
- 科野太郎 2005 年「新しい文化財保護のあり方—文化財保護法の改正をめぐる—」『文化財信濃』
- 木曾功 2015 年「世界遺産ビジネス」小学館
- 工藤父母道 2009 年「国境を越える自然遺産」『世界遺産年報 2009』22～27 頁
- 黒津高行 2015 年「大地震がもたらした『カトマンズの谷』の危機」『世界遺産年報 2016』18 頁
- 講談社編 2012 年「新訂版 世界遺産なるほど地図帳」講談社
- 小林史彦・川上光彦 2003 年「伝統的建造物群保存地区制度の運用過程における実施施策の内容」『日本建築学会計画系論文集』No.567 87～94 頁

- 近藤二郎 2002年「エジプト・ヌビア遺跡の今」『ユネスコ世界遺産年報 2003』40～43頁
- 河野 靖 1995年「文化遺産の保存と国際協力」風響社
- 国家文物局 2007年「中华人民共和国文化遗产保法律文件选编」文物出版社  
2012a「文物保护法律文件选编」文物出版社  
2012b年「文化遗产保护地方」文物出版社
- 山東省文物局 2015年「文物保護法律法規汇编」山東大学出版社
- 佐藤信編 2005年「世界遺産と歴史学」山川出版社〈史学会シンポジウム叢書〉
- 佐滝剛弘 2006年「旅する前の「世界遺産」文藝春秋  
2009年「世界遺産の真実 - 過剰な期待、大いなる誤解」祥伝社  
2007年 小学館「世界遺産の旅」小学館
- ジョシュア・キーティング 2017年10月24日「『今さら感』が漂うアメリカのユネスコ脱退」『ニューズウィーク日本版』第1567号10頁
- シェリダン・バーク 2016年「近代遺産と世界遺産」『世界遺産年報 2017』、16～17頁
- 下田一太 2017年「第40回世界遺産委員会の概要」『月刊文化財』第640号29～34頁
- 下田一太 2017 世界遺産学研究 63頁～73頁
- 朱祥貴 2013年「文化遗产保护法研究」北京法律出版社
- 謝辰生 2002年「新中国文物保護工作50年」当代中国史研究 第3期
- 朱蓉 2015年「澳門世界遺産文化遺産保護管理研究」社会科学文献出版社
- 下間久美子 2005年「登録審議にみる世界遺産の課題」『月刊文化財』第496号20～25頁
- 鈴木地平 2008年「新規記載(文化遺産)にかかる審議とその傾向」『月刊文化財』第541号  
16～21頁  
2017年「第41回世界遺産委員会の概要」『月刊文化財』第651号 33～38頁
- 鈴木正崇 2015年「アジアの文化遺産-過去・現在・未来」慶應義塾大学出版会
- 世界遺産検定事務局 2016a年「すべてがわかる世界遺産大事典(上)」マイナビ出版  
2016b年「すべてがわかる世界遺産大事典(下)」マイナビ出版  
2017年「くわしく学ぶ世界遺産300」マイナビ出版
- 世界遺産研究センター 2007年「世界遺産ガイドー 世界遺産条約編」日本印刷株式会社
- 総務省 2016年「世界文化遺産の保存・管理等に関する実態調査結果に基づく勧告」
- 淡交社編集局編 2009年「京都の文化財」淡交社
- 鶴間和幸 2005年「中国の世界遺産」『世界遺産と歴史学』154～180頁
- 東京文化財研究所編 2016年「世界遺産用語集」東京文化財研究所  
2017年「世界遺産用語集 改訂版」東京文化財研究所
- 中村俊介 2006年「世界遺産が消えてゆく」千倉書房
- 中村賢二郎 2007年「わかりやすく文化財保護制度の解説」ぎょうせい
- 奈良大学文学部世界遺産を考える会 2000年「世界遺産学を学ぶ人のために」世界思想社
- 七海由美子 2006年「世界遺産の代表性」『外務省調査月報』第1巻1～34頁

- 西和彦 2012年「第35回世界遺産委員会の概要」『月刊文化財』第580号 10～14頁 47～51頁  
2014年「第38回世界遺産委員会の概要」『月刊文化財』第614号 41～44頁
- 西谷正 2005年a「国境をまたいで登録された高句麗遺跡群」『世界遺産年報 2005』 41～44頁  
2005年b「世界文化遺産に登録された高句麗の遺跡」『高句麗壁画古墳』 共同通信社 18～23頁
- 西村幸夫 1997年「英国シビック・アメニティ法と保全地区制度」『環境保全と景観創造—これからの都市風景へ向けて』 鹿島出版社  
2004年「都市保全計画—歴史・文化・自然を活かしたまちづくり」東京大学出版会  
2009年「暫定リストの近況」『世界遺産年報 2009』 37頁
- 西村幸夫・本中眞編 2017年『世界文化遺産の思想』 東京大学出版会
- 日本ユネスコ協会連盟編 1996年・『ユネスコ世界遺産 1995』 日本ユネスコ協会連盟、  
1997年・『ユネスコ世界遺産 1996』 日本ユネスコ協会連盟  
1998年・『ユネスコ世界遺産年報 1997-1998』 芸術新聞社  
1999年・『ユネスコ世界遺産年報 1999』 光村図書出版  
2000年・『ユネスコ世界遺産年報 2000』 平凡社  
2001年・『ユネスコ世界遺産年報 2001』 平凡社  
2002年a・『ユネスコ世界遺産年報 2002』 平凡社  
2002年b・『ユネスコ世界遺産年報 2003』 平凡社  
2003年・『ユネスコ世界遺産年報 2004』 平凡社  
2005年・『ユネスコ世界遺産年報 2005』 平凡社  
2006年・『ユネスコ世界遺産年報 2006』 平凡社
- 2007年・『世界遺産年報 2007』 日経ナショナル ジオグラフィック社  
2008年・『世界遺産年報 2008』 日経ナショナル ジオグラフィック社  
2009年・『世界遺産年報 2009』 日経ナショナル ジオグラフィック社  
2010年・『世界遺産年報 2010』 東京書籍  
2011年・『世界遺産年報 2011』 東京書籍  
2012年・『世界遺産年報 2012』 東京書籍  
2013年 2月 28日・『世界遺産年報 2013』 朝日新聞出版  
2013年 12月 30日・『世界遺産年報 2014』 朝日新聞出版  
2014年・『世界遺産年報 2015』 講談社  
2015年・『世界遺産年報 2016』 講談社  
2016年・『世界遺産年報 2017』 講談社  
2018年・『世界遺産年報 2018』 講談社
- 羽田正 2005年「西アジアの世界遺産」『世界遺産と歴史学』 194～204頁

- 朴原模 2015 年「韓国の無形遺産保護政策の成立と展開」鈴木編『アジアの文化遺産—過去・現在・未来』 1～32 頁
- 葉華・浅野聡・戸沼幸市 1995 年「中国における歴史的環境保全のための歴史文化名城保護制度に関する研究—名城保護制度の枠組みの整備過程の特徴と課題」『日本建築学会計画系論文集』No. 494 195～203 頁
- 日高健一郎 2006 年「入門おとなの世界遺産ドリル」ダイヤモンド・ビッグ社
- P・H・C・ルーカス 1998 年「ユネスコと自然遺産保護の歴史」『ユネスコ世界遺産年報 1997-1998』 22-27 頁
- フンク・カロリン 2007 年「景観の危機」『世界遺産年報 2007』 38～41 頁
- プレック研究所 2017 年「第 40 回世界遺産委員会審議調査研究事業について」プレック研究所
- 文化庁 1988 年・「我が国の文化と文化行政」ぎょうせい  
1999 年・「新しい文化立国の創造をめざして 文化庁 30 年史」ぎょうせい
- 文化財保護法研究会 2006 年「最新改正文化財保護法」ぎょうせい
- 文化審議会文化財分科会企画調査会 2001 年『文化財の保存・活用の新たな展開—文化遺産を未来へ生かすために—』
- 二神葉子 2015 年「第 39 回世界遺産委員会ニュース」『世界遺産年報 2016』 32～33 頁  
2016 年「第 40 回世界遺産委員会ニュース」『世界遺産年報 2017』 30～31 頁  
2018 年「第 41 回世界遺産委員会ニュース」『世界遺産年報 2018』、28-29 頁
- 藤木庸介 2015 年「エスニックツーリズムと文化遺産—麗江とタナ・トラジャ」鈴木編『アジアの文化遺産—過去・現在・未来』 223～268 頁
- 古田陽久 2009 年「世界遺産の現状と課題—世界遺産教育の重要性」『サイバー大学紀要』第 1 号 149-170 頁
- 彭跃辉 2014 年「世界文化遗产法律文件选编」文物出版社  
2015 年「中国世界文化遗产保护管理研究」文物出版社
- 吉田正人 2012 年「第 35 回世界遺産委員会ニュース」『世界遺産年報 2012』 26-27 頁  
文化庁記念物課世界文化遺産室  
2013 年・「世界遺産条約採択 40 周年記念最終会合および成果文書『京都ビジョン』について」、『月刊文化財』第 595 号 6-13 頁、  
1997 年・「特集文化財保護制度(古社寺保存法制定)100 周年」『月刊文化財』411 号
- 松浦晃一郎 2008 年「世界遺産—ユネスコ事務局長は訴える」講談社
- 松浦晃一郎・西村幸夫 2010 年「特別対談—世界遺産とともに歩んで—在任 10 年の成果と今後の課題」『世界遺産年報 2010』 14～24 頁
- 松浦晃一郎・東郷和彦・五十嵐敬喜 2016 年「ユネスコ『世界記憶遺産』を考える—文化と政治のはざままで」『世界』第 878 号 225～236 頁
- 前川祐補 2015 年 9 月 22 日「時には銃弾や政争を招く」「保全という理念に立ち戻るとき」



- 『ニューズウィーク日本版』第 1464 号 31～34 頁
- 水嶋英治訳 D・オドルリ・ R・スシエ; L・ヴィラール 2005 年『世界遺産』白水社〈文庫クセジュ〉
- 宮澤智士 1985 年「重要伝統的建造物群保存地区区の選定」『月刊文化誌』No.26210～20 頁
- 宗田好史 2006 年「世界遺産条約のめざすもの - ICOMOS (国際記念物遺跡会議) の議論から」『環境社会学研究』(環境社会学会) 第 12 巻 5～22 頁
- 本中眞 2005 年「世界遺産をめぐる議論のゆくえ-第 28 回世界遺産委員会に参加して」、『月刊文化財』第 496 号、12～19 頁
- 毛利和雄 2008 年「世界遺産と地域再生」 新泉社
- 矢野和之 2006 年「世界遺産、白川郷・五箇山の合掌造り集落の現状と課題」『世界遺産年報 2006』40～42 頁
- 安江則子編 2011 年「世界遺産学への招待」法律文化社
- 吉田守男 2002 年「日本の古都はなぜ空襲を免れたか」 朝日文庫
- 2017 年「原爆は京都に落ちるはずだった」バンダ・パブリッシング
- 吉田正人 2012 年「世界自然遺産と生物多様性保全」 地人書館
- 米田雄介 1998 年「正倉院宝物の歴史と保存」 吉川弘文館
- 米田久美子
- 2011 年「登録範囲の軽微な変更の申請をめぐる」『世界遺産年報 2011』 41 頁
- 2015 年「第 39 回世界遺産委員会における自然遺産」『世界遺産年報 2016』 33 頁
- 2016 年「第 40 回世界遺産委員会における自然遺産」『世界遺産年報 2017』 31 頁
- 2018 年「第 41 回世界遺産委員会における自然遺産」『世界遺産年報 2018』 29 頁
- ユネスコ[UNESCO]編 2005 年「世界遺産条約履行の為の作業指針」ユネスコ 文化庁仮訳
- 联合国教科文組織[UNESCO]編 2009 年『实施保护世界文化遗产与自然遗产公约的操作指南』联合国教科文組織 中国国家文物局仮訳
- Leo Schmidt 2015 年「ヨーロッパにおける世界遺産教育」『世界遺産学研究』(筑波大学)第 1 号 7-10 頁
- 渡邊明義 1995 年「オーセンティシティと日本の文化財保護」『月刊文化財』第 377 号 4～9 頁
- ユネスコ世界遺産センター<http://whc.unesco.org/>
- ユネスコの世界遺産一覧表(英語)<http://whc.unesco.org/en/list/>
- ICOMOS 「what is OUV?」 2008 年

付録1・中国の世界遺産一覧表

名 称		登録 年月日	所在地	遺産 タイプ	登録 基準	保護法 & 条例
長 城 The Great Wall	万里の長城	1987	北京市	文化	(i)(ii)(iii) (iv)(vi)	長城保護条例 北京市長城保護管理弁法
	九門口長城	2002	遼寧			
清朝の皇宮群 Imperial Palaces of the Ming and Qing Dynasties in Beijing and Shenyang	北京故宮	1987	北京市	文化	(i)(ii)(iii) (iv)	故宮保護総体計画
	瀋陽故宮	2004	遼寧			瀋陽市故宮保護条例
秦の始皇陵 Mausoleum of the First Qin Emperor		1987	陝西	文化	(i)(iii)(iv)(vi)	秦始皇陵保護条例
敦煌の莫高窟 Mogao Caves		1987	甘肅	文化	(i)(ii)(iii) (iv)(v)(vi)	敦煌莫高窟保護条例
周口店の北京原人遺跡 Peking Man Site at Zhoukoudian		1987	北京市	文化	(iii)(vi)	周口店遺址保護管理弁法
泰山 Mount Taishan		1987	山東	複合	(i)(ii)(iii)(iv)(v)(v i)(vii)	泰山風景名勝区保護管理 条例
安徽黄山 Mount Huangshan		1987	安徽	複合	(ii)(vii) (x)	黄山風景名勝区管理条例
武陵源の自然景観と歴史地域 Wulingyuan Scenic and Historic Interest Area		1992	湖南	自然	(vii)	武陵源自然遺産保護条例
九寨溝の溪谷の景観と歴史地域 Jiuzhaigou Valley Scenic and Historic Interest Area		1992.	四川	自然	(vii)	四川省世界遺産保護条例
黄龍の景観と歴史地域 Huanglong Scenic and Historic Interest Area		1992.	四川	自然	(vii)	四川省世界遺産保護条例
ラサのポタラ宮歴史 遺跡群 Historic Ensemble of the Potala Palace, Lhasa	ポタラ宮	1992	チベット 自治区	文化	(i)(iv)(vi)	『西藏自治区布达拉宮保 護弁法』
	大昭寺	2000				
	ノル布林カ	2001				
承德の避暑山荘と外八廟 Mountain Resort and its Outlying Temples, Chengde		1994	河北	文化	(ii)(iv)	承德避暑山荘及周囲寺廟 保護管理条例
曲阜の孔廟、孔林、孔府 Temple and Cemetery of Confucius and the Kong Family Mansion in Qufu		1994	山東	文化	(i)(iv)(vi)	三孔世界遺産総体保護計 画
武当山の古代建築物群 Ancient Building Complex in the Wudang Mountains		1994	湖北	文化	(i)(ii)(vi)	湖北省武当山風景名勝区 管理弁法
江西廬山国立公園 Lushan National Park		1996	江西	文化	(ii)(iii)(iv)(vi)	廬山風景名勝区管理条例
峨眉山と楽山大仏 Mount Emei Scenic Area, including Leshan Giant Buddha Scenic Area		1996	四川	複合	(iv)(vi)(x)	四川省世界遺産保護条例
麗江旧市街 Old Town of Lijiang		1996	雲南	文化	(ii)(iv)(v)	麗江歴史文化名城保護管理条例 麗江古城保護条例
古都平遥 Ancient City of Ping Yao		1997	山西	文化	(ii)(iii)(iv)	山西省平遥古城保護条例

蘇州古典園林 Classical Gardens of Suzhou	留園、環秀山莊 拙政園、網師園	1997	江蘇	文化	(i)(ii)(iii)(iv) (v)	蘇州園林保護和管理條例
	芸圃、耦園、滄浪亭、獅子林	2000				
	退思園					
頤和園 Summer Palace, an Imperial Garden in Beijing	1998	北京市	文化	(i)(ii)(iii)	「2000－2020年頤和園公園發展保護計畫」	
天壇 Temple of Heaven: an Imperial Sacrificial Altar in Beijing	1998	北京市	文化	(i)(ii)(iii)	北京市公園管理條例 天壇文物保護計畫 2025	
大足石刻 Dazu Rock Carvings	1998	重慶市	文化	(i)(ii)(iii)	重慶市大足石刻保護管理辦法	
武夷山 Mount Wuyi	1999	福建	複合	(iii)(vi)(vii) (x)	武夷山景區保護管理辦法	
青城山と都江堰灌溉施設 Mount Qingcheng and the Dujiangyan Irrigation System	2000	四川	文化	(ii)(iv)(vi)	都江堰水利工程管理條例	
龍門石窟 Longmen Grottoes	2000	河南	文化	(i)(ii)(iii)	洛陽市龍門石窟保護管理條例	
明・清朝の皇帝陵墓群 Imperial Tombs of the Ming and Qing Dynasties	明显陵	2000	南京市	(i)(ii)(iii) (iv)(vi)	南京市中山陵園風景區保護管理條例	
	清東陵 清西陵				清東陵保護管理辦法	
	明十三陵 明孝陵	2003	北京市		北京市明十三陵保護管理辦法	
	清永陵 清福陵 清昭陵	2004	瀋陽市		瀋陽市故宮福陵と昭陵保護條例	
安徽南部の古村落－西遞・宏村 Ancient Villages in Southern Anhui - Xidi and Hongcun	2000	安徽	文化	(iii)(iv)(v)	安徽省皖南古民居保護條例	
雲崗石窟 Yungang Grottoes	2001	山西	文化	(i)(ii)(iii)(iv)	大同市雲崗石窟保護管理條例	
雲南三江併流の保護地域群 Three Parallel Rivers of Yunnan Protected Areas	2003	雲南	自然	(vii)(viii)(ix)(x)	雲南省三江併流世界自然遺產地保護條例	
古代高句麗王国の首都と古墳群 Capital Cities and Tombs of the Ancient Koguryo Kingdom	2003	遼寧 吉林	文化	(i)(ii)(iii)(iv) (v)	吉林省高句麗王城、王陵及貴族墓群保護管理條例	
マカオ歴史地区 Historic Centre of Macao	2005	マカオ特別 行政区	文化	(ii)(iii)(iv)(vi)	特別行政区文化遺產保護法	
四川ジャイアント・パンダ保護区群 ichuan Giant Panda Sanctuaries - Wolong, Mt Siguniang and Jiajin Mountains	2006	四川	自然	(x)	四川省世界遺產保護條例	
安阳殷墟 Yin Xu	2006	河南	文化	(ii)(iii)(iv)(vi)	安阳殷墟保護管理條例	
中国南方カルスト South China Karst	2007 2014	雲南, 广西, 广西, 貴州, 重慶	自然	(vii)(viii)	昆明市石林風景名勝區保護條例	
開平の望楼群と村落 Kaiping Diaolou and Villages	2007 2014	広東	文化	(ii)(iii)(iv)	開平碉楼保護管理規定	
福建土楼	2008	福建	文化	(iii)(iv)(v)	「福建土楼」世界文化遺產保	

Fujian Tulou					護条例」
三清山国立公園 Mount Sanqingshan National Park	2008	江西	自然	(vii)	三清山風景名勝区管理条例
五台山 Mount Wutai	2009	山西	文化景観	(ii)(iii)(iv) (vi)	五台山風景名勝区保護計画
河南登封の文化財”天地之中”少林寺 Historic Monuments of Dengfeng in “The Centre of Heaven and Earth”	2010	河南	文化	(iii)(vi)	登封”天地之中”歴史建築群保護管理計画
中国丹霞 China Danxia	2010	貴州、福建、 湖南、広東、 江西、浙江	自然	(vii)(viii)	広東省丹霞山保護管理規定-福建省中国丹霞自然遺産保護弁法
杭州西湖の文化的景観 West Lake Cultural Landscape of Hangzhou	2011	浙江	文化景観	(ii)(iii)(vi)	杭州西湖文化景观保護管理条例
元上都[ザナドゥ]の遺跡 Site of Xanadu	2012	内モンゴル 自治区	文化	(ii)(iii)(iv) (vi)	内モンゴル自治区元上都遺址保護管理弁法
澄江の化石産地 Chengjiang Fossil Site	2012	雲南	自然	(viii)	雲南省澄江動物化石群保護規定
新疆・天山 Xinjiang Tianshan	2013	新疆	自然	(vii)(ix)	天山自然遺産地保護条例
紅河ハニ棚田群の文化的景観	2013	雲南	文化	(iii)(v)	哈尼梯田保護管理条例
シルクロード:長安-天山回廊の交易路網(カザフスタン/キルギス/中国共同 Silk Roads: the Routes Network of Chang'an-Tianshan Corridor	2014	河南, 陝西, 甘肅, 新疆	文化	(ii)(iii)(v) (vi)	西安市絲綢之路歷史文化遺産保護管理弁法
中国大運河 The Grand Canal	2014	北京, 天津, 河北, 山東, 河南, 安徽, 江蘇, 浙江	文化	(i)(ii)(iii) (iv)(vi)	(各省)中国大運河保護条例
土司の遺跡群 Tusi Sites	2015	湖南, 貴 州, 湖北	文化	(ii)(iii)	湘南土家族自治州老司城遺跡保護条例
湖北省の神農架 Hubei Shennongjia	2016	湖北	自然	(ix)(x)	神農架国家公園保護条例
左江花山のロックアートの文化的景観 Zuojiang Huashan Rock Art Cultural Landscape	2016	広西	文化景観	(iii)(vi)	左江花山岩画文化景观保護管理総体規則
歴史的万国租界、鼓浪嶼 kulangsu	2017	福建	文化	(ii)(iv)	厦門經濟特区鼓浪嶼文化遺産保護条例 鼓浪嶼風貌建築保護条例
青海フフシル qinhai kekexili	2017	甘肅	自然	(vii)(x)	青海可可西里自然遺産地保護条例
梵浄山 Fanjingshan、	2018	貴州	自然	(x)	铜仁市梵浄山保護条例
良渚の考古遺跡群 Archaeological Ruins of Liangzhu City、	2019	浙江	文化	(iii)(iv)	杭州市良渚遺址保護管理条例
中国湾部、黄海-渤海沿岸の渡り鳥保護区群 Migratory Bird Sanctuaries along the Coast of Yellow Sea-	2019	江蘇	自然	(x)	中国湾部黄海渤海沿岸の候鳥保護区群保護条例

注: ユネスコ世界遺産のWEB サイト、中国世界遺産保護法の専門書を基に表が作成。

## 付録2・中国における文化遺産・文物保護に関する法令

### 北京市

北京市周口店北京猿人遺跡保護管理弁法  
北京市珍贵文物复制管理弁法  
北京市文物局關於加強館藏文物管理的若干規定  
北京市文物建築修繕工程管理弁法  
北京市文物工程質量監督工作規定  
北京市人民代表大會常務委員會關於修改《北京市文物保護管理條例》  
北京市文物保護管理條例  
北京市文物保護單位巡視檢查報告制度暫行規定  
北京市文物保護單位保護範圍及建設控制地帶管理規定  
北京市人民政府關於修改《北京市利用文物保護單位拍攝電影、電視管理暫行弁法》  
北京市利用文物保護單位拍攝電影、電視管理暫行弁法  
北京市館藏文物管理規定  
北京市博物館登記暫行弁法  
北京歷史文化名城保護規劃  
北京市明十三陵保護管理弁法  
北京市長城保護管理弁法  
北京市傳統工藝美術保護弁法  
北京歷史文化名城保護條例  
北京市實施《中華人民共和國文物保護法》弁法  
周口店遺跡保護管理弁法  
關於加強八達嶺—十三陵風景名勝區規劃管理的規定  
關於嚴格控制頤和園、圓明園地區建設工程的規定

### 天津市

天津市黃崖關長城保護管理規定  
天津市文物保護管理條例  
天津市歷史風貌建築保護條例

### 河北省

河北省文物研究所出台《田野考古工作管理制度》  
河北省文物保護管理條例  
河北省非物質文化遺產保護條例  
河北省傳統工藝美術保護弁法  
河北省實施《中華人民共和國文物保護法》弁法  
承德避暑山莊及周圍寺廟保護管理條例  
清東陵保護管理弁法 唐山市  
關於《清東陵保護管理弁法》適用於清西陵保護管理的決定

## 山西省

山西省实施《中华人民共和国文物保护法》办法  
山西省文物建筑消防安全管理规定  
山西省太原市文物保护和管理办法  
太原市晋阳古城遗址保护管理条例  
山西省文物维修工程管理办法(试行)  
山西省文物市场管理办法  
山西省人民政府关于加强文物市场管理文物走私活动的通告  
山西省人民政府关于认真宣传贯彻国务院《关于打击盗掘和走私文物》  
山西省非物质文化遗产保护条例  
山西省平遥古城保护条例  
山西省五台山风景名胜区环境保护条例  
大同市云冈石窟保护管理条例  
大同古城保护管理条例

## 内モンゴル自治区

内モンゴル自治区文物保护条例(修正)  
内モンゴル自治区元上都遗址保护管理条例

## 辽宁

辽宁省人民代表大会常务委员会关于进一步加强文物保护工作严厉打击  
辽宁省牛河梁遗址保护管理条例  
沈阳市地上不可移动文物和地下文物保护条例  
沈阳市故宫、福陵和昭陵保护条例  
新宾满族自治县清永陵保护管理条例  
锦州市文物市场管理暂行办法  
桓仁满族自治县五女山山城保护管理条例

## 吉林

吉林省高句丽王城、王陵及贵族墓葬保护管理条例  
吉林省文物保护条例  
延边朝鲜族自治州朝鲜族文化工作条例

## 黑龙江

黑龙江省文物管理条例(修正)  
黑龙江省唐渤海国上京龙泉府遗址保护条例(暂定リスト)

## 上海

上海市历史文化风貌区和优秀历史建筑保护条例  
上海市文物保护条例

上海市优秀近代建築保護管理办法  
上海市传统工艺美术保護规定  
上海中国航海博物館捐赠办法  
上海市文物市場管理办法  
上海市城市规划条例  
上海市非物質文化遺產保護条例

## 江蘇

江蘇省非物質文化遺產保護条例  
江蘇省传统工艺美术保護条例  
江蘇省文物保護条例  
南京市文物保護条例  
南京市中山陵园风景区保護和管理条例  
南京军区营区文物保護管理暂行办法  
南京城墙保護管理办法  
南京市重要近现代建築和近现代建築風貌区保護条例  
南京市地下文物保護管理规定  
蘇州市文物保護管理办法  
蘇州市实施《中華人民共和国文物保護法》办法  
蘇州园林保護和管理条例  
蘇州市非物質文化遺產保護条例  
蘇州市昆曲保護条例  
蘇州市古建築保護条例  
世界文化遺產蘇州古典园林監測管理工作規則  
无锡市歷史文化遺產保護条例  
无锡市宜兴紫砂保護条例

## 浙江

浙江省文物保護管理条例  
浙江省江郎山風景名勝区保護管理办法  
浙江省非物質文化遺產保護条例  
浙江省传统工艺美术保護办法  
杭州西湖文化景观保護管理条例  
杭州市文物保護管理若干规定  
寧波市文物市場管理办法  
寧波市大运河遗产保護办法  
寧波市文物保護点保護条例  
景寧畚族自治县民族民間文化保護条例

## 安徽

安徽省皖南古民居保護條例  
安徽省皖南古民居保護條例  
安徽省傳統工藝美術保護和發展辦法  
安徽省實施《中華人民共和國文物保護法》  
安徽省建設工程文物保護規定  
黃山風景名勝區管理條例  
合肥市文物保護辦法

## 福建

福州市歷史文化名城保護條例  
福建省武夷山世界文化和自然遺產保護條例  
福建省民族民間文化保護條例  
福建省文物保護管理條例  
福建省武夷山世界文化和自然遺產保護條例  
福建省“福建土樓”文化遺產保護管理辦法  
福建省“福建土樓”世界文化遺產保護條例  
福建省武夷山國家級自然保護區管理辦法  
福建省武夷山景區保護管理辦法  
福建省中國丹霞自然遺產保護辦法  
福建省“海上絲綢之路：泉州史迹”文化遺產保護管理辦法  
福建省傳統工藝美術保護辦法  
《廈門經濟特區鼓浪嶼歷史風貌建築保護條例》  
《廈門經濟特區歷史風貌保護條例》  
《廈門市風景名勝資源保護管理條例》

## 江西省

江西省人民政府關於進一步加強文物保護工作的意見  
江西省廬山風景名勝區管理條例  
江西省三清山風景名勝區管理條例  
江西省龍虎山和龜峰風景名勝區條例  
江西省文物保護條例

## 山東省

濟南市文物保護管理規定  
山東省文物保護條例  
山東省大運河遺產山東段保護管理辦法  
山東省傳統工藝美術保護辦法  
山東省文物保護管理條例



泰山風景名勝区服务项目经营管理办法  
泰山風景名勝区保護管理条例  
淄博市文物保護管理办法  
青海省实施《中華人民共和国文物保護法》办法(修正)  
青島市文物保護管理规定

## 河南

河南省傳統工藝美術保護办法  
河南省文物钻探管理办法  
河南省文物保護法实施办法  
河南省古代大型遺跡保護管理暂行规定  
河南省大型建設項目文物勘探、考古發掘工作監理办法(試行)  
河南省非物質文化遺產保護条例  
河南省安阳殷墟保護管理条例  
河南省新鄉潞简王墓保護管理条例  
洛陽市漢魏故城保護条例  
洛陽市龍門石窟保護管理条例  
洛陽市大運河遗产保護管理办法  
郑州商代遺跡保護管理规定  
郑州市嵩山古建築群保護管理規定  
郑州市嵩山歷史建築群保護管理条例

## 湖北

湖北省非物質文化遺產保護条例  
湖北省武当山風景名勝区管理办法  
湖北恩施土家族苗族自治州民族文化遺產保護条例  
湖北省实施《中華人民共和国文物保護法》办法  
武漢市文物保護若干規定  
長陽土家族自治县民族民間傳統工藝美術文化保護条例

## 湖南

湖南省文物市場管理办法(試行)  
湖南省文物保護条例  
湖南省武陵源世界自然遗产保護条例  
湖南省崑山風景名勝区保護条例  
湖南省文物保護单位管理办法  
长沙市人民政府關於加强文物工作的通知  
长沙市歷史文化名城保護条例  
湘西土家族苗族自治州民族民間傳統工藝美術文化保護条例

## 廣東

廣東省關於对旧货市場文物監管物品实行管理的通告  
廣州市文物保護管理規定  
廣東省开平碉樓保護管理規定  
开平碉樓认养工作意見  
廣東省丹霞山保護管理規定  
廣東省非物質文化遺產保護條例  
廣東省傳統工藝美術保護規定  
廣東省实施《中華人民共和國文物保護法》办法  
廣州市文物監管物品经营管理办法  
廣州歷史文化名城保護條例

## 廣西

廣西壯族自治區民族民間傳統工藝美術文化保護條例  
廣西壯族自治區文物保護管理條例

## 重慶

重慶市紅岩遺跡保護區管理辦法  
重慶市武隆喀斯特世界自然遺產保護辦法  
重慶市非物質文化遺產保護條例  
重慶市傳統工藝美術保護辦法  
重慶市大足石刻保護管理辦法  
重慶市实施《中華人民共和國文物保護法》办法

## 四川

四川省傳統工藝美術保護辦法  
四川省世界遺產保護條例  
四川省都江堰水利工程管理條例  
阿坝藏族自治州实施《四川省世界遺產保護條例》的條例  
阿坝藏族自治州非物質文化遺產保護條例  
四川省实施《中華人民共和國文物保護法》办法  
四川省阆中古城保護條例  
成都市文物保護管理條例  
涼山彝族自治州非物質文化遺產保護條例  
北川羌族自治州非物質文化遺產保護條例

## 貴州

貴州省文物保護管理辦法  
貴州省文物保護條例

貴州省赤水河流域保護条例  
貴州非物質文化遺産保護条例  
貴州省民族民間文化保護条例  
黔东南苗族侗族自治州民族文化村寨保護条例  
玉屏侗族自治县非物質文化遺産保護条例

## 雲南

雲南省丽江历史文化名城保護管理条例  
雲南省丽江古城保護条例  
雲南省澄江动物化石群保護規定  
雲南省纳西族东巴文化保護条例  
雲南省红河哈尼族彝族自治州哈尼梯田保護管理条例  
雲南省三江并流世界自然遗产地保護条例  
雲南省非物質文化遺産保護条例  
雲南省新平彝族傣族自治县民族民間文化保護条例  
雲南省景谷傣族彝族自治县民族民間傳統工芸美術文化保護条例  
昆明市石林風景名勝区保護条例  
昆明市文物保護条例  
昆明市历史文化名城保護条例  
雲南省民族民間傳統工芸美術文化保護条例  
雲南省建设工程文物保護規定  
雲南省西双版纳傣族自治州民族傳統工芸美術建築保護条例  
雲南省维西傈僳族自治县民族民間傳統工芸美術文化保護条例  
澜沧拉祜族自治县民族民間傳統工芸美術文化保護条例

## チベット

チベット自治区布达拉宮保護弁法  
チベット自治区第六届人民代表大会常务委员会關於修改《チベット自治区文  
チベット自治区文物保護管理条例(修正)  
チベット自治区文物保护单位消防安全管理弁法  
チベット自治区文物保護条例

## 陝西

陝西省文物保護条例  
西安市丝绸之路历史文化遺産保護管理条例  
陝西省秦始皇陵保護条例  
陝西省文物保護管理条例  
陝西省文物出国展览暫行規定  
陝西省文物复制管理規定  
陝西省非物質文化遺産条例  
延安革命遺跡保護条例

## 甘肅

甘肅省文物保護條例  
甘肅敦煌莫高窟保護條例

## 寧夏

寧夏回族自治州非物質文化遺產保護條例  
寧夏回族自治州文物复制拓印管理辦法  
寧夏回族自治州文物保護管理暫行辦法  
寧夏回族自治州利用文物拍攝影視照片管理辦法  
寧夏回族自治州建設工程文物保護管理辦法  
寧夏回族自治州實施《中華人民共和國文物保護法》辦法  
銀川市賀蘭山岩畫保護條例

## 新疆ウイグル自治區

新疆ウイグル自治區實施《中華人民共和國文物保護法》辦法  
新疆ウイグル自治區非物質文化遺產保護條例  
新疆ウイグル自治區維吾爾木卡姆藝術保護條例  
天山自然遺產地保護條例  
天山天池風景名勝區保護管理條例

## 海南

海南文保事業  
海南省文物保護管理辦法  
海口市歷史文化名城保護條例  
海南白沙黎族自治縣非物質文化遺產保護條例  
保亭黎族苗族自治縣非物質文化遺產保護條例

## === 国(國務院)(文物局) ===

中華人民共和國文物保護法  
中國文物古蹟保護準則  
中華人民共和國拍賣法  
國家文物局公布書畫作品限制出境鑑定標準  
國務院關於加強和完善文物工作的通知  
關於加強文物市場的管理通知  
《刑法》摘錄  
省、自治區、直轄市文物考古研究所工作條例(試行)

## ===其他專項法律中涉及文物的內容===

關於全市落實 2002 年度文物安全目標責任情況的通報

《刑法》

海西蒙古族藏族自治州文物保護管理條例

文物出境鑑定管理辦法

中華人民共和國文物保護法實施細則

中華人民共和國刑法中對文物犯罪的規定

中華人民共和國水下文物保護管理條例

傳統工藝美術保護條例

中華人民共和國考古涉外工作管理辦法

文物特許出口管理試行辦法

古遺跡古墓葬調查發掘暫行管理辦法

博物館藏品管理辦法

紀念建築、古建築、石窟寺等修繕工程管理辦法

全國人民代表大會常務委員會關於懲治盜掘古文化遺跡古墓葬犯罪的  
文物藏品定級標準

中華人民共和國文物保護法實施條例

中華人民共和國非物質文化遺產法

歷史文化名城名鎮名村保護條例

中華人民共和國水下文物保護管理條例

中華人民共和國考古涉外工作管理辦法

關於加強五台山風景名勝區保護的決定

世界文化遺產保護管理辦法

大運河遺產保護管理辦法

古人類化石和古脊椎動物化石保護管理辦法

關於加強文化遺產保護的通知

關於進一步做好旅遊等開發建設活動中文物保護工作的意見

關於加強我國世界文化遺產保護管理工作的意見

關於加強和改善世界遺產保護管理工作的意見

中國世界文化遺產監測巡視管理辦法

中國世界文化遺產專門諮詢管理辦法

世界文化遺產申報項目審核管理規定

世界文化遺產申報工作規程(試行)

麗江市麗江古城維持費徵收暫行辦法

中華人民共和國憲法(拔粹)

中華人民共和國刑法(拔粹)

中華人民共和國旅遊法

中國風景名勝區條例

中華人民共和國自然保護區條例

古生物化石保護條例

宗教事務條例(拔粹)

實施《世界遺產條約》作業指針(2012)

中華人民共和國水下文物保護管理條例  
万里の長城保護條例  
歷史文化名城名鎮名村保護條例  
文物藏品定級標準  
文物保護工程管理辦法  
文物行政處罰手續暫行規定  
中國博物館管理辦法  
古人類化石和古脊椎動物化石保護管理辦法  
文物進出境審核管理辦法  
文物認定管理暫行辦法  
國家級非物質文化遺產保護與管理暫行辦法  
文物保護工程管理辦法  
文物行政處罰程序暫行規定  
古人類化石和古脊椎動物化石保護管理辦法  
世界文化遺產保護管理辦法  
國家級非物質文化遺產保護與管理暫行辦法  
文物進出境審核管理辦法  
文物系統博物館風險等級和安全防護級別的規定(GA27-2002)  
國家文物局關於印發《近現代文物征集參考範圍》和《近現代一級文物藏品定級標準(試行)》的通知  
文物競賣管理暫行規定  
文物保護科學和技術研究課題管理辦法  
國家文物局突發事件應急工作管理辦法  
文物保護科學和技術研究課題招標評標暫行辦法  
全國重點文物保護單位記錄檔案工作規範(試行)  
文物保護科學和技術創新獎勵辦法(試行)  
全國重點文物保護單位保護計畫編制審批辦法  
全國重點文物保護單位保護計畫編制要求  
國家文物局重點科研基地管理辦法(試行)  
文物保護行業標準管理辦法(試行)  
文物出境展覽管理規定  
文物保護工程勘察設計資質管理辦法  
文物保護工程施工資質管理辦法  
文物保護科學和技術研究課題評審程序暫行規定  
文物保護科學和技術評審與咨詢專家管理辦法(試行)  
大遺跡保護專項經費管理辦法  
文物保護特批項目經費安排暫行規定  
國家文物鑑定委員會管理規定  
中國文化遺產標志管理辦法  
國家文物局高級專門技術資格認定管理辦法  
中國世界文化遺產モニタリング・パトロール管理辦法  
中國世界文化遺產專門家諮問管理辦法  
文物保護工程監督資質管理辦法(試行)

文化遺產保護領域国家科技サポート計画課題管理暫行弁法  
文化遺產保護領域国家科技サポート計画課題「第三者機構評価諮問管理暫行弁法  
可移動文物修復資質管理弁法(試行)  
可移動文物技術保護設計資質管理弁法(試行)  
国家文物局重点科研基地運行評価規則  
文物出境審核標準  
中国世界遺產保護特別行政区法  
マカオ《文化遺產保護法》  
中華人民共和国国家賠償法  
中華人民共和国治安管理处罚法  
中華人民共和国行政監察法  
中華人民共和国城鄉計画法  
中華人民共和国消防法  
中華人民共和国環境保護法  
中華人民共和国旅遊法  
中華人民共和国拍賣法  
中華人民共和国文物保護法实施条例  
中華人民共和国水下文物保護管理条例  
歷史文化名城名鎮名村保護条例

## 付録 3 ・ 中華人民共和国文物保護法

(2002 年 10 月 28 日、第 9 期全国人民代表大会常務委員会第 30 回会議で「文物保護法」が改正され、同日公布し施行された。)

\* 袁が「中華人民共和国文物保護法」の各条項に基づき訳した内容である。

### 目次

第一章：総則

第二章：移動できない文物

第三章：考古学の発掘

第四章：博物館の収蔵文物

第五章：民間収蔵文物

第六章：文物の輸出入

第七章：法的責任

第八章：附則

### 第一章 総則

第一条 文物の保護強化、中華民族優秀な歴史文化遺産の伝承、科学研究の促進、愛国主義と革命伝統教育、社会主義精神文明と物質文明の建設のために、憲法に基づいて本法を制定する。

第二条 中華人民共和国国内で、以下の文物は国の保護の対象となる

(一) 歴史、芸術、科学価値を有する文化遺跡、古墳、古建造物、石窟寺と石彫刻、壁画

(二) 重大な歴史事件、革命運動又は著名人物に関わる重要な記念意義、教育意義または史料価値を有する近現代重要史跡、物件、及び代表建造物

(三) 歴史上各時代の貴重な芸術品、工芸美術品

(四) 歴史上各時代の重要な文献資料及び歴史、芸術、科学価値を有する手稿と図書資料等

(五) 歴史上各時代、各民族社会制度、社会生産、社会生活を反映する代表物件 文物認定の基準と方法は国務院文物行政部門により制定し、国務院に批准を申請する。科学的価値を有する古脊椎動物化石と古人類化石は文物同様に国の保護を受ける。

第三条 文化遺跡、古墳、古建造物、石窟寺、石彫刻、壁画、近現代重要史跡と



代表建造物等移動不可の文物はそれぞれの歴史、芸術、科学価値により、全国重点文物保護単位、省級重点文物保護単位、市・県級重点文物保護単位に指定する。歴史上各時代の重要物件、芸術品、文献、手稿、図書資料、代表物件等移動可能の文物を貴重文物と一般文物に分ける。貴重文物は一級文物、二級文物、三級文物に分ける。

第四条 文物に対し、保護を中心とし、保存第一、合理利用、管理強化の方針を貫く。

第五条 中華人民共和国国内の地下、河川と領海に埋蔵されているすべての文物は国の所有とする。国は文化遺跡、古墳、石窟寺を所有する。国指定した記念建造物、古建造物、石彫刻、壁画、近現代代表建造物等移動不可の文物に関して、国の特別規定を除いて、国が所有する。

国有移動できない文物の所有権は所在地の土地所有権又は使用権の変更による変更することはない。

以下の移動可能文物は国が所有する。

- (一) 中国国内出土された文物、国の規定のあるものを除く。
- (二) 国有文物所蔵施設及び他の国家機関、軍隊と国有企業、事業団体等所蔵・保管の文物
- (三) 国が収集、購入した文物
- (四) 国民、法人と他の団体が国に寄贈した文物
- (五) 法律に規定された国に所有される他の文物

国有移動可能文物の所有権は保管、所蔵施設の消滅又は変更により、変更されることがない。

国有文物の所有権は法律に保護され、侵害してはならない。

第六条 企業と個人所有の記念建造物、古建造物と家宝及び法に基づく手段で取得した他の文物の所有権は法律に保護される。文物所有者は国の指定文物に関する法律、法規の規定を遵守しなければならない。

第七条 いかなる役所、組織と個人は法による文物保護の義務を有する。

第八条 国務院の文物行政部門は全国文物の保護業務を統括する。地方各級人民政府は当該行政区内の文物保護業務を担う。県級以上の地方人民政府は当該

行政区内の文物保護監督管理業務を担う。 県級以上人民政府関係行政部門は各自の職責範囲内において、関連文物保護業務を担う。

第九条 「各級人民政府は文物保護を重視し、経済建設、社会発展と文物保護の関係を的確に処理し、文物の安全を確保しなければならない。 基本建設、観光業発展において、文物保護の規定を遵守し、当該業務は文物損害をしてはならない。 公安機関、工商行政管理部門、税関、都市計画部門と他の国家機関は文物保護の職責を履行し、文物管理に努める。」

第十条 文物保護事業を発展させる。 県級以上人民政府は文物保護事業を当該級国民経済と社会発展計画に取り組み、必要経費を財政予算に組み入れる。 国は文物保護に関する財政経費を財政収入の増加により、増やす。 国有博物館、記念館、文物保護施設等事業の収入においては、文物保護専用にし、いかなる施設又は個人は流用してはならない。 国は寄贈等方式で文物保護基金を設立し、文物保護に充てられ、いかなる施設又は個人は流用してはならない。

第十一条 文物は再生不可能の文化資源である。 国は文物保護宣伝教育を強化し、全国民の文物に対する意識を高め、文物保護研究を奨励し、文物保護の科学水準を高める。

第十二条 下記事例に当たる団体或いは個人に対し、国から精神的奨励と物的奨励を与えられる。

- (一) 文物保護に関する法律、法規を忠実に実行し、文物保護に優れた成績を上げた。
- (二) 文物保護のため違法犯罪行為と戦った。
- (三) 個人所有の重要文物を国又は文物保護事業に寄贈した。
- (四) 文物発見後、直ちに報告・納付した。
- (五) 考古発掘において、重大な貢献をした。
- (六) 文物保護に当たって、重大な科学発明又は重大な貢献をした。
- (七) 文物が被害にあった場合、救助にあたり、功績を上げた。
- (八) 長期的に文物保護事業に従事し、優れた成績を上げた。

## 第二章 移動できない文物

第十三条 国務院文物行政部門は省級、市、県級文物から、重大歴史、芸術、科学価値の高いものを選択し、全国重要文物に指定する。国務院より指定を受け、公表する。

省級文物は省、自治区、直轄市人民政府により指定・公表し、国務院に報告する。市級文物は当該市、自治州と県級人民政府により指定・公表し、省、自治区、直轄市人民政府に報告する。

指定されていない移動不可の文物について、県級人民政府文物行政部門により登録・公表する。

第十四条 文物豊富、重大な歴史価値又は革命記念意義のある都市を国務院より歴史文化名城と指定する。

文物豊富、重大な歴史価値又は革命記念性を有する鎮、街路、村は省、自治区、直轄市人民政府より歴史文化区、村鎮と指定・公表し、国務院に報告する。

歴史文化名城、歴史文化街区、村鎮所在地の県級以上地方人民政府は歴史文化名城、歴史文化街区、村鎮保護の特別計画を立て、都市計画に組み入れる。

歴史文化名城、歴史文化街区、村鎮保護法は国務院より制定する。

第十五条 各級文物について、省、自治区、直轄市人民政府が必要な保護範囲を決め、標識・説明と記録ファイルを作成する。状況によって専門機構又は専門の管理人を設ける。省、自治区、直轄市人民政府文物行政部門が全国重要文物の保護範囲と記録ファイルを国務院文物行政部門に報告し、記録に備え置く。

県級以上地方人民政府文物行政部門は文物それぞれの保護条件に基づき、文物と未指定文物の移動不可文物に関する具体的な保護措置を設け、公布・実行する。

第十六条 各級人民政府が都市計画を制定する際、文物保護について、事前都市計画部門と文物行政部門が当該行政区にある各級文物の保護措置を協議し、計画に組み入れる。

第十七条 文物の保護区域内で他の建物の工事、爆破、試掘、掘削等作業を行なってはならない。やむ得ず、文物の保護区域内で他の建設工事、爆破、試掘、掘削等作業をする必要がある場合、保護施設の安全を保証し、当該文物指定の人民政府の許可を得なければならない。許可する前に上級人民政府文物行政部門の同意を得なければならない。全国重要文物の保護区域内で他の建物の工事、爆破、試掘、掘削等作業を行なう場合、省、自治区、直轄市人民政府の

許可を得なければならない。許可する前に国务院文物行政部門の同意を得なければならない。

第十八条 指定文物の実情によって、省、自治区、直轄市人民政府の許可を得て、文物の周囲に建築規制地域を設け、公表する。

文物の建築規制地域で、建設工事を行なうには、文物の歴史風貌を破壊してはならない。工事設計案が文物の級別により、相応の文物行政部門が同意した上で、都市建設企画部門の許可が要る。

第十九条 指定文物の保護区域内と建築規制地域で環境を汚染する施設を建設してはならない。指定文物施設の安全と環境に危害を及ぼす活動をしてはならない。現有汚染施設を期限付き処理しなければならない。

第二十条 建設工事現場はできるだけ移動不可の文物を避けなければならない。やむ得ない事情で避けられない場合、旧地としての保護に全力を尽くす。旧地保存について、建設企業は事前に保存措置を設け、文物の級別により相応の文物行政部門の許可を得て、保存措置を実行研究報告又は設計任務書に組み入れる。

旧地保存不能の場合、移転又は取壊しをしなければならない場合、省、自治区、直轄市人民政府の許可が必要である。省級文物は許可する前に国务院文物行政部門の同意が必要である。全国重要文物は取壊しをしてはならない。移転について、省、自治区、直轄市人民政府が国务院に許可を申請しなければならない。

前款により取壊しを行なった国有移動不可文物の中に保存価値のある壁画、彫刻、建造物の部品等について、文物行政部門が指定した文物所蔵施設に保存される。

本条規定した旧地保存、移転、取壊し等に要する費用は建築企業の工事予算に組み入れる。

第二十一条 国有移動不可の文物は使用者が修理、管理を行なう。非国有移動不可の文物は所有者が修理、管理を行なう。非国有移動不可文物で毀損の危険がある場合、所有者が修理負担に耐え難い場合には、当該地人民政府が補助金を交付する。所有者は修理能力があるにもかかわらず、修理義務を履行しない場合、県級以上人民政府が修理を行い、所要費用は所有者負担となる。

文物の修理について、文物級別により相応の文物行政部門の許可が必要である。未指定の移動不可文物については、登録した県級人民政府文物行政部門の許可が必要である。

文物の修理、移転、建替えは、指定文物工事品質保証書を有する企業が行う。

移動不可文物の修理、管理、移転について、文物の原状を変更してはならない。

第二十二條 移動不可文物が既に破壊され、遺跡保存を講じるべきで、再建してはならない。但し、特殊な理由による再建について、省、自治区、直轄市人民政府文物行政部門が國務院文物行政部門の同意を得て、省、自治区、直轄市人民政府に許可を申請する。全国重要文物については、省、自治区、直轄市人民政府が國務院に許可を申請しなければならない。

第二十三條 国有記念建造物や古建造物に指定された文物について、博物館、管理施設又は見学名所を建設することができるが、その他の用途に使用する場合、指定施設の文物行政部門が上級行政部門の同意を得て、指定人民政府に許可を申請しなければならない。全国重要文物を他の用途に使用する場合、省、自治区、直轄市人民政府が國務院に許可を申請しなければならない。国有未指定の移動不可文物を他の用途に使用する場合、県級人民政府文物行政部門に申請しなければならない。

第二十四條 国有移動不可文物は譲渡・抵当してはならない。博物館、管理施設又は見学名所が建設された文物は企業資産として運営してはならない。

第二十五條 非国有移動不可文物は外国人に譲渡・抵当してはならない。非国有移動不可の文物の譲渡、抵当又は用途変更について、級別に相応の文物行政部門に報告しなければならない。当該地の人民政府による出資金で修理をする場合、相応の文物行政部門に許可を申請しなければならない。

第二十六條 移動不可文物の使用について、文物の原状不変の原則を遵守しなければならない。建造物と付属品の文物の安全を確保し、毀損、改築、増築又は取壊しをしてはならない。

文物の安全に及ぶ危害、文物の歴史風貌を損なう建築物、構築物について、当該地人民政府が直ちに調査・処理を行わなければならない。必要の場合、当該建築物、構築物の移転を実施する。

### 第三章 考古学の発掘

第二十七條 すべての考古発掘作業は申請手続きを履行しなければならない。考古発掘に携わる企業が國務院文物行政部門に許可を申請しなければならない。地下埋蔵文物はいかなる企業と個人が許可なし発掘してはならない。

第二十八条 考古発掘に携わる企業が科学研究のため考古発掘するには、発掘計画を提出し、国務院文物行政部門に許可を申請しなければならない。全国重要文物の発掘計画について、国務院行政部門の審査を経て、国務院に許可を申請しなければならない。国務院文物行政部門が許可又は審査を行う前に、社会科学研究所及び他の科学研究機構と専門家の意見を聞かなければならない。

第二十九条 大型建設工事について、建設会社が事前に省、自治区、直轄市人民政府文物行政部門に工事区域に埋蔵文物の有無の調査を申請しなければならない。考古調査中に見つけた文物については、省、自治区、直轄市人民政府文物行政部門が文物保護の要望に基づき、建設会社と共同で保護措置を講じなければならない。重要文物発見の場合、省、自治区、直轄市人民政府文物行政部門が直ちに国務院文物行政部門に報告しなければならない。

第三十条 建築工事の進行に合わせた発掘作業については、省、自治区、直轄市人民政府文物行政部門が調査の上発掘計画を提出し、国務院文物行政部門に許可を申請しなければならない。国務院文物行政部門が許可又は審査を行う前に、社会科学研究所及び他の科学研究機構と専門家の意見を聞かなければならない。工事期限又は自然破壊の危機等確実な理由で、文化遺跡、古墳等に対し、発掘を急がなければならない場合、省、自治区、直轄市人民政府文物行政部門が発掘を行う共に、許可申請の手続きを進める。

第三十一条 建築工事又は生産工程に必要な考古調査、発掘に所要費用を建設会社の建築工事予算に組み入れる。

第三十二条 工事又は農作業の過程で企業又は個人が文物を発見した場合、現場を保護し、直ちに当該地文物行政部門に報告しなければならない。文物行政部門が報告を受けた後、特別な事情を除き、24時間以内に現場に職員を派遣し、7日以内に処理意見書を提出しなければならない。文物行政部門が当該地人民政府に公安機関の現場保護協力の要請をすることができる。

重要文物発見の場合、直ちに国務院文物行政部門に報告しなければならない。国務院文物行政部門が報告を受けた後、15日以内に処理意見を提出しなければならない。

前款規定に基づき、発見された文物は国に所有され、いかなる企業又は個人が略奪・着服・隠蔽してはならない。

第三十三条 国務院文物行政部門が国務院の許可なし、いかなる外国人又は外国組織が中華人民共和国国内で考古調査、発掘してはならない。

第三十四条 考古調査、発掘結果は国務院文物行政部門と省、自治区、直轄市人民政府文物行政部門に報告しなければならない。

発掘された文物については、登記登録、適切な保存をしなければならない。国の関連規定に基づき省、自治区、直轄市人民政府文物行政部門又は国務院文物行政部門が指定した国有博物館、図書館又は他の国有所蔵文物を預かる施設に納付しなければならない。省、自治区、直轄市人民政府行政部門又は国務院文物行政部門の許可を受け、考古発掘機関は少量の出土文物を研究サンプルとして預かることができる。

発掘した文物はいかなる企業又は個人が横領してはならない。

第三十五条 文物安全保証、科学研究、文物効力の発揮等需要に応じ、省、自治区、直轄市人民政府文物行政部門が当級人民政府の許可を受け、当行政区域に出土された文物を調達することができる。国務院文物行政部門が国務院の許可を受け、全国重要出土文物を調達することができる。

#### 第四章 博物館の収蔵文物

第三十六条 博物館、図書館及び他の文物所蔵施設が管理する文物に対し、文物の級別に保管ファイルを作成し、厳重な管理制度を措置し、所管の文物行政部門に報告、記録を備え置かなければならない。

県級以上地方人民政府文物行政部門が当行政区域にある所蔵文物の保管ファイルを、国務院文物行政部門が国家一级文物の保管ファイルと所管の国有文物所蔵施設の所蔵文物の保管ファイルを作らなければならない。

第三十七条 文物所蔵施設が以下の方法で文物を取得することができる。

- (一) 購入
- (二) 寄贈の受け入れ
- (三) 法に基づく交換
- (四) 法律、行政法規に基づく他の方法

国有文物所蔵施設が文物行政部門の依頼保管と調達方法で文物を所得する。

第三十八条 文物所蔵施設が所蔵文物の保護に応じて、国の関係規定に基づいて管理制度を措置、健全する。主管の文物行政部門に記録を備え置かなければならない。許可なしで、いかなる機関又は個人が所蔵文物を調達してはならない。

文物所蔵施設の法定代表者が所蔵文物の安全に責任を負う。国有文物所蔵施設の法定代表者が離任するとき、所蔵文物の保管ファイルに基づいて引き継ぎ手続きを行わなければならない。

第三十九条 国務院文物行政部門が全国の国有所蔵文物を調達することができる。省、自治区、直轄市人民政府文物行政部門が当行政区域所管の国有文物所蔵施設の所蔵文物を調達することができる。国有一級文物を調達するには、国務院文物行政部門に記録を備え置かなければならない。国有文物所蔵施設が国有所蔵文物の調達を申請することができる。

第四十条 文物所蔵施設が所蔵文物の活用を生かし、展示、科学研究等活動を通して、中華民族の優れた歴史文化と優良伝統の宣伝・教育を強化しなければならない。国有文物所蔵施設間に展示、科学研究等のため、所蔵文物を借用する場合、所管の文物行政部門に記録を備え置かなければならない。所蔵一級文物を借用する場合、国務院文物行政部門に許可を申請しなければならない。

非国有文物所蔵施設と他の施設が展示のため、国有所蔵文物を借用する場合、所管の文物行政部門に許可を申請しなければならない。国有所蔵文物を借用する場合、国務院文物行政部門に許可を申請しなければならない。文物所蔵施設間の文物借用が最長3年を超過してはならない。

第四十一条 所蔵文物保管ファイルを有する国有文物所蔵施設が省、自治区、直轄市人民政府文物行政部門の許可を経て、国務院文物行政部門に記録を備え置いてから、その所蔵文物を他の国有文物所蔵施設と交換することができる。所蔵一級文物の交換は、国務院文物行政部門の許可が必要である。

第四十二条 所蔵文物保管ファイルを設けていない国有文物所蔵施設が本法第四十条、第四十一条の規定による所蔵文物の処置をしてはならない。

第四十三条 法に基づいて国有所蔵文物の調達、交換、借用について、文物を取得した文物所蔵施設が提供した文物所蔵施設に対し、合理的な補償をすることができる。具体的な管理方法は国務院文物行政部門より制定する。

国有文物所蔵施設が調達、交換、借用によって得た補償金は文物所蔵条件の改善と文物の収集に使用しなければならない。流用してはならない。いかなる機関又は個人が横領してはならない。調達、交換、借用した文物に対し、厳密に保管し、紛失、毀損してはならない。



第四十四条 国有文物所蔵施設が所蔵文物を他の企業、個人に寄贈、貸し出し又は売却することを禁止する。

第四十五条 国有文物所蔵施設の所蔵文物の処分方法について、国務院が新たに制定する。

第四十六条 所蔵文物の修理について、原状改造をしてはならない。文物の複製、撮影、拓本を行うとき、文物の損害をしてはならない。具体的な管理方法は国務院より制定する。移動不可文物の個別文物の修理、複製、撮影、拓本について、前款の規定に適用する。

第四十七条 博物館、図書館と他の文物所蔵施設は国の規定に基づいて防火、防犯、自然損害の防止等設備を設け、文物の安全を確保しなければならない。

第四十八条 所蔵一級文物の毀損について、国務院文物行政部門の調査、処理を受けなければならない。他の文物の毀損について、省、自治区、直轄市人民政府文物行政部門の調査、処理を受けなければならない。省、自治区、直轄市人民政府文物行政部門が調査、処理の結果を国務院文物行政部門に報告し、記録を備置かなければならない。

所蔵文物の盗難、強盗、紛失については、文物所蔵施設が直ちに公安機関に届出を出さなければならない。同時に所管の文物行政部門に報告しなければならない。

第四十九条 文物行政部門と国有文物所蔵施設の職員が国有文物を借用・着用してはならない。

## 第五章 民間所蔵文物

第五十条 文物所蔵施設以外の公民、法人と他の組織が以下の方法で文物を取得することができる。

- (一) 法に基づく相続又は寄贈
- (二) 文物店での購入
- (三) 文物卸業者のオークションでの購入
- (四) 公民個人合法所有文物の交換又は合法譲渡
- (五) 国が決めた他の合法手段

文物所蔵施設以外の公民、法人と他の組織が収蔵した前款文物は法に基づいて流通することができる。

第五十一条 公民、法人と他の組織は以下の文物を売買してはならない。

- (一) 国有文物、国が許可したのは除く
- (二) 非国有の所蔵の貴重な文物
- (三) 国有の移動不可文物の壁画、彫刻、建造物付属品等。但し、法に基づいて取り壊した国有移動不可文物の中に本法第二十条第四款規定にある文物所蔵施設が所蔵すべきでない壁画、彫刻、建造物付属品等は除く。
- (四) 出所が本法第五十条規定に適しない文物

第五十二条 国が文物所蔵施設以外の公民、法人と他の組織の所蔵文物を国有文物所蔵施設に寄贈、又は国有文物施設の展示と研究のための貸し出しを奨励する。

国有文物所蔵施設が寄贈者を尊重し、寄贈された文物を丁重に所蔵、保管、展示を行う。

海外に持ち出された文物の外国人への譲渡、貸し出し、抵当を禁止する。

第五十三条 文物店の開店が国務院文物行政部門又は省、自治区、直轄市人民政府文物行政部門の許可が必要で、法に基づいて管理を行なう。

文物店が文物の競売、文物競売を目的とする競売会社の設立をしてはならない。

第五十四条 法に基づいて設立した文物競売を目的とする競売会社は、国務院文物行政部門が交付する競売許可証を取得しなくてはならない。

文物競売を経営する競売企業が文物の売買、文物店の経営をしてはならない。

第五十五条 文物行政部門の職員が文物店又は文物競売の経営に参加してはならない。中外合資、合弁と外商単独で文物店又は文物競売の経営を営んではならない。許可された文物店、文物競売を経営する競売企業を除いて、他の企業又は個人で文物店を経営してはならない。

第五十六条 文物店で文物の売買について、事前に省、自治区、直轄市人民政府文物行政部門の審査を受けなければならない。売買可能の文物について、省、自治区、直轄市人民政府文物行政部門が標識を設置しなければならない。競売企業が販売する文物について、事前に省、自治区、直轄市人民政府文物行政部門の審査を受け、国務院文物行政部門に記録を備え置かなければならない。省、自治区、直轄市人民政府文物行政部門が販売可否確定できない場合、国務院文物行政部門に審査を申請しなければならない。

第五十七条 文物店の文物の購入、販売と競売企業の文物の競売について、国の関連規定に従って、記録を作成し、審査機関の文物行政部門に備え置かなければならない。

文物の競売について、委託者、落札者が匿名希望の場合、文物行政部門が認めるべきである。但し、法律、行政法規等規定のある場合を除く。

第五十八条 文物行政部門が競売文物の審査をする場合、国有文物所蔵施設に優先的にその中の貴重文物の購入を指定することができる。購入価格は文物所蔵施設代表と文物依頼人と協議して決める。

第五十九条 銀行、製錬会社、製紙会社及び廃棄物回収会社が当該地の文物行政部門と金銀器と廃棄物に混入された文物の選別を共同で行う。選別の文物は銀行研究所用で人民銀行に残す旧貨幣以外、当該地文物行政部門に譲渡しなければならない。譲渡の選別文物に対し、合理的な補償を行なう。

## 第六章 文物の輸出入

第六十条 国有文物、非国有文物の貴重な文物と国の出国禁止の文物は出国してはならない。本法の規定に基づいて展示又は特別な需要による国務院許可の出国は除く。

第六十一条 文物の出国について、国務院文物行政部門の指定した文物出入国審査機関の審査を受けなければならない。審査を受けた出国許可の文物については、国務院文物行政部門が文物出国許可証を交付し、国務院文物行政部門の指定する港により出国する。

いかなる企業又は個人が文物を運送、郵送、携帯し出国する場合、税関に申告しなければならない。文物出国許可証にて通関する。

第六十二条 海外で文物展示を行う場合、国務院文物行政部門の許可が必要である。一級文物が国務院の規定数を超える場合、国務院の許可が必要である。海外展示の文物が帰国する場合、当該文物出国審査機関に審査を申請し、登録しなければならない。

第六十三条 臨時的に入国した文物が再び出国するとき、当該審査、登録した文物出入国審査機関が照合し、確認できれば、国務院文物行政部門が文物出国許可証を交付する。文物出国許可証にて通関できる。

## 第七章 法的責任

第六十四条 本法の規定を違反し、以下の行為のいずれかに当たると、犯罪であり、法に従って刑事責任を追及する。

- (一) 文化遺跡、古墳の盗掘
- (二) 故意又は過失で国重要文物を毀損した
- (三) 許可なし、国有所蔵文物の販売又は非国有の企業、個人への贈与
- (四) 許可なし、出国禁止の重要文物を外国人への販売、贈与
- (五) 利益目当てで販売禁止文物の横流し
- (六) 密輸文物
- (七) 国有文物の窃盗、略奪、着服、違法侵奪
- (八) 刑事責任を追及すべく他の文物管理妨害の行為

第六十五条 本法の規定違反で、文物の損失、毀損になった場合、法に従って民事責任を追及する。本法の規定違反で、治安管理の違法行為になった場合、公安機関により治安管理处罰を行う。本法の規定違反での密輸行為で犯罪に至らなかった場合、税関により法律、行政法規の規定に基づいて処罰を行う。

第六十六条 犯罪に至らない以下の行為で、県級以上人民政府文物所管部門が是正を命じる。重大な悪影響を招いた場合、五万元以上五十万元以下の罰金を処する。悪質の場合、許可証を取り上げる。

- (一) 許可なし、文物保護施設の規制区域での工事、爆破、試掘、掘消等作業
- (二) 指定文物規制区域で建設工事を行ない、工事設計案が文物行政部門の同意、都市計画部門の許可を得てない。指定文物施設の歴史環境を破壊した。
- (三) 許可なし、移動不可文物の移転、取壊し
- (四) 許可なし、移動不可文物の修理、文物の改造
- (五) 許可なし、遺跡に移動不可の文物を再建し、文物の破壊につながった
- (六) 施工会社が指定文物工事資質許可証なし、文物の修理、移転、再建を行った文物に軽度の落書き、損害、又は本法第十五条第一条の指定文物施設標識の毀損について、公安機関又は文物所蔵施設が警告、罰金を処する。

第六十七条 指定文物施設の保護区域又は建設規制区域で文物施設及び環境を汚染する施設の建設、或いは期限内改善されない汚染施設に対し、環境保護行政部門より、法律、法規に基づいて処罰を行う。

第六十八条 以下行為のいずれかにあたり、県級以上人民政府文物所管部門が是正を命じ、違法収入を没収する。違法収入一万元以上に対し、二倍以上五倍以下の罰金を処する。一万元以下に対し、五千元以上二万以下の罰金を処する。

- (一) 国有移動不可文物の譲渡、抵当、又は企業私有資産として運営する
- (二) 非国有移動不可文物を外国人に譲渡、抵当する
- (三) 許可なし、国有指定文物施設の用途を変更する

第六十九条 歴史的文化都市の構造、環境、歴史の風貌等が酷く破壊された場合、国務院がその都市の歴史文化都市としての称号を取り消す。歴史的文化鎮、街路、村の構造、環境、歴史の風貌等が酷く破壊された場合、省、自治区、直轄市人民政府がその歴史文化街区、村鎮としての称号を取り消す。所管の責任者と直接管理者に行政処分を処する。

第七十条 以下の行為いずれかにあたり、犯罪に達していない場合、県級以上人民政府文物所管部門が是正を命じ、二万以下の罰金を処する。違法収入を没収する。

- (一) 文物所蔵施設が国の規定通りの防火、防犯、自然毀損防止等設備を設置しなかった。
- (二) 国有文物所蔵施設の法定代表者が離任するとき、所蔵文物保管ファイルの通り所蔵文物の引継ぎがなく、又は引き継いだ所蔵文物が保管ファイルに一致しなかったりした場合
- (三) 企業、個人に国有所蔵文物を贈与、貸し出し、又は販売した場合
- (四) 本法第四十条、第四十一条、第四十五条を違反し、国有所蔵文物を処分した
- (五) 本法第四十三条を違反し、調達、交換、貸し出しをした文物による補助金を着服した

第七十一条 売買禁止文物の販売、出国禁止文物を外国人への譲渡、貸し出し、抵当等で犯罪に達していない場合、県級以上人民政府文物行政部門が是正を命じ、違法収入を没収する。違法売買額が一万元以上の場合、二倍以上五倍以下の罰金を処する。一万元以下の場合、五千元以上二万以下の罰金を処する。

第七十二条 許可なし、文物店、文物競売の競売会社の無断経営、文物の無断販売について、犯罪に達していない場合、工商行政管理部門が取り締まり、違法収入・違法売買文物を没収する。違法売買額が五万元以上の場合、二倍以上

五倍以下の罰金を処する。五万元以下の場合、二万元以上十万元以下の罰金を処する。

第七十三条 以下状況のいずれかにあたり、工商行政管理部門が違法収入・違法売買文物を没収する。違法売買額が五万元以上の場合、一倍以上三倍以下の罰金を処する。五万元以下の場合、五千元以上五万以下の罰金を処する。悪質の場合、許可証を取り上げる。

- (一) 文物店が文物競売を行う
- (二) 文物競売会社が文物を売買する
- (三) 文物店の販売する文物、競売会社の競売する文物は審査を受けていない
- (四) 文物所蔵施設が文物の売買を行う

第七十四条 以下行為のいずれかにあたり、犯罪に達していない場合、県級以上人民政府文物行政部門が公安機関と共に、文物を取り戻し、悪質の場合、五千以上五万元以下の罰金を処する。

- (一) 文物を発見し、隠蔽又は納付を拒否した
- (二) 規定通り選別した文物を引き渡さなかった

第七十五条 以下行為のいずれかにあたり、県級以上人民政府文物所管部門が是正を命じる。

- (一) 国有未指定重要文物の移動不可文物の用途を変更し、本法規定通り報告しなかった
- (二) 国有移動不可文物の譲渡、抵当、又は用途変更を行い、本法規定通り記録ファイルを作成しなかった
- (三) 国有移動不可文物の使用者が修理の義務を履行しない
- (四) 考古発掘機関が許可なし、発掘を進め、発掘結果を報告しなかった
- (五) 文物所蔵施設が国の関連規定に従って所蔵文物記録ファイル、管理制度を設置しなかった。又は所蔵文物記録ファイル、管理制度の記録を備え置かなかった。
- (六) 本法第三十八条を違反し、許可なし、所蔵文物を調達した
- (七) 所蔵文物毀損を文物行政部門に報告しなかった。又は所蔵文物の盗難、強盗、紛失について、直ちに公安機関或いは文物行政部門にと届け出なかった。
- (八) 文物店が文物の販売、又は文物競売会社が文物競売をする場合、国の規定に従って記録を作成しなかったり、文物行政部門に記録を備え置かなかった

りした。

第七十六条 文物行政部門、文物所蔵施設、文物店、文物競売会社の従業員で、以下行為のいずれかにあたり、行政処分に処し、悪質の場合、免職又は従業資格を取り消す。犯罪に至った場合、刑事責任を追及する。

(一) 文物行政部門の職員が本法の規定を違反し、権限乱用、職責の不履行、又は違法行為の摘発、調査を怠り、悪影響を招いた。

(二) 文物行政部門と国有文物所蔵施設職員が国有文物を無断借用又は着服した。

(三) 文物行政部門の職員が文物店又は文物競売会社を営み、又は経営に参与する。

(四) 無責任のため、指定文物、貴重文物の毀損又は紛失をした。

(五) 文物保護経費の横領

前款免職又は従業資格取消の者について、免職又は従業資格取消の日から十年以内文物管理者又は文物経営活動をしてはならない。

第七十七条 公安機関、工商行政管理部門、税関、都市計画部門と他の国家機関が本法を違反し、職権乱用、職務怠慢、私利不正等で指定重要文物の毀損又は紛失をした場合、責任者の主管と他の直接的責任者に対し、行政処分に処する。犯罪の場合、刑事責任を追及する。

第七十九条 人民裁判所、人民検察院、公安機関、税関と工商行政管理部門が没収した文物の登録リストを作成・保管しなければならない。結審後無償で文物行政部門に引き継がれ、文物行政部門が指定した国有文物所蔵施設に保管される。

## 第八章 附則

第八十条 本法が公布日より施行する。